

長岡京市地域防災計画

[一般災害対策編]

長岡京市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 総則	1
第1節 計画の理念	1
第2節 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の運用	2
第5節 防災機関等の役割分担	3
第2章 長岡京市の地勢の概要	11
第1節 位置	11
第2節 地域特性	12
第3節 地形、地質及び断層	14
第3章 被害想定	15
第1節 風水害の履歴	15
第2節 浸水想定区域	19
第4節 土砂災害被害予測	21
第5節 防災に関する調査研究	21
第4章 市民及び事業所の防災における役割	25
第1節 市民の果たすべき役割	25
第2節 自主防災組織の果たすべき役割	25
第3節 事業所の果たすべき役割	25

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画	27
第1節 警戒レベルを用いた防災情報の提供	27
第2節 一般の利用に適合する予報及び警報	28
第3節 河川に対する洪水予報及び水防警報	36
第4節 火災気象通報	45
第5節 異常現象発見者通報制度	46
第6節 土砂災害警戒情報	47
第7節 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）	49
第8節 予報警報等の伝達及び周知	50
第2章 情報連絡通信網の整備計画	51
第1節 情報収集・伝達体制の整備	51
第2節 市・防災機関等の非常通信	54
第3章 河川防災計画	55
第1節 河川の現況	55
第2節 ダムの現状と洪水調節	56
第4章 林地保全計画	60
第5章 砂防関係事業計画	61
第1節 土砂災害における警戒避難体制	61
第2節 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム	62
第3節 土砂災害予防計画	64
第6章 農業用施設防災計画	68

第7章	道路及び橋梁防災計画	70
第8章	建築物等防災計画	73
第1節	建築物の防災対策	73
第2節	建築物等災害予防計画	74
第9章	文化財災害予防計画	77
第10章	危険物施設等災害予防計画	79
第1節	危険物保安対策	79
第11章	ライフライン施設の災害予防計画	83
第1節	電気施設防災計画	83
第2節	ガス施設災害予防計画	84
第12章	資材器（機）材等整備計画	85
第1節	災害対策本部活動に必要な備蓄資材器（機）材	85
第2節	飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄	86
第13章	防災知識の普及計画	91
第1節	市職員に対する防災教育	91
第2節	市民及び事業所に対する防災知識の普及・啓発	92
第3節	児童生徒等に対する防災教育の実施	94
第4節	防災上重要な施設管理者に対する教育	94
第14章	防災訓練	96
第1節	計画の方針	96
第2節	計画の内容	96
第15章	自主防災組織整備計画	99
第1節	自主防災組織の育成	99
第16章	企業等防災対策促進計画	103
第17章	医療助産計画	106
第1節	医療救護体制の確保	106
第18章	要配慮者に関する防災対策	109
第1節	計画の方針	109
第2節	要配慮者の支援体制	109
第3節	避難行動要支援者の避難支援体制	110
第19章	廃棄物処理に係る防災体制の整備	115
第1節	計画の方針	115
第2節	廃棄物処理に係る防災計画	115
第20章	行政機能維持対策計画	116
第21章	災害ボランティア活動の登録・支援計画	117
第22章	上・下水道施設防災計画	119
第1節	水道施設防災計画	119
第2節	下水道施設	120
第23章	学校等の防災計画	122
第1節	防災体制の整備	122
第24章	避難計画	125
第1節	計画の方針	125
第2節	避難の周知徹底	125
第3節	指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定	127

第4節	避難の実施に必要な施設・設備等の整備	137
第5節	広域避難	138
第6節	広域一時滞在	138
第7節	防災上重要な施設の計画	138
第8節	車中避難計画	139
第25章	災害に強いまちづくり	140
第1節	防災構造化の推進	140
第2節	高速道路災害予防計画	141
第3節	立地適正化計画	142
第4節	国土強靱化地域計画	143
第26章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	144
第27章	集中豪雨対策に関する計画	145

第3編 災害応急対策計画

第1章	災害対策本部等運用計画	153
第1節	災害対策本部等の設置と活動体制	153
第2節	災害対策本部事務分掌	168
第3節	災害対策要員動員計画	176
第4節	広域的応援体制	177
第2章	災害情報の収集、連絡及び通信の確保	186
第1節	災害情報の収集、連絡	186
第2節	通信手段の確保	195
第3章	災害広報広聴計画	199
第1節	被災者等への情報伝達活動	199
第2節	住民等からの問い合わせへの対応	203
第4章	災害救助法の適用	205
第5章	消防・水防活動計画	210
第1節	消防計画	210
第2節	水防計画	211
第6章	避難に関する計画	222
第1節	計画の方針	222
第2節	避難指示等	224
第3節	避難の周知徹底	226
第4節	避難誘導の実施	230
第5節	避難所の開設	232
第6節	広域避難	242
第7節	広域一時滞在	243
第8節	被災者への情報伝達活動	244
第9節	駅における避難計画	244
第10節	車中避難計画	245
第7章	二次災害の防止活動	246
第1節	水害、土砂災害対策	246
第8章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	249
第9章	飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動	250
第1節	飲料水供給計画	250

第2節	食料供給計画	255
第3節	応急物資供給計画	263
第4節	物価の安定・物資の安定供給	268
第5節	緊急物資の受入れ、供給	272
第10章	住宅対策計画	276
第1節	計画の方針	276
第2節	住家等被害認定調査	278
第3節	応急仮設住宅の建設	280
第4節	住宅関連の障害物の除去	282
第5節	住宅の応急修理	283
第11章	救助救急・救出救護活動	285
第1節	救助救急・救出救護	285
第12章	医療助産計画	289
第13章	防疫活動計画	298
第14章	廃棄物処理計画	302
第1節	計画の方針	302
第2節	計画の内容	302
第15章	遺体の捜索、処理及び火葬計画	307
第16章	障害物除去計画	312
第17章	文教対策	314
第1節	応急文教対策	314
第2節	教育施設の応急復旧対策	319
第3節	避難誘導対策	321
第4節	文化財等の応急対策	322
第18章	輸送計画	323
第1節	交通の確保、緊急輸送活動	323
第2節	緊急輸送実施の手続	328
第19章	危険物等応急対策計画	332
第1節	危険物製造所等応急計画	332
第20章	施設・設備の応急復旧計画	335
第1節	施設、設備の応急復旧活動	335
第2節	ライフライン対策	338
第21章	労務供給計画	345
第1節	労働力の確保	345
第22章	自衛隊の派遣要請	347
第23章	義援物資、義援金の受入れ	351
第24章	要配慮者対策計画	354
第25章	社会福祉施設応急対策計画	360
第26章	環境保全に関する計画	361
第1節	計画の方針	361
第2節	環境影響の応急及び拡大防止措置	361
第27章	自発的支援の受入れ	363
第1節	災害ボランティアの受入れ	363

第4編 災害復旧計画

第1章	生活確保対策計画.....	371
第1節	計画の方針.....	371
第2節	相談窓口の設置.....	371
第3節	職業あっせん計画.....	371
第4節	市税の減免等の措置.....	372
第5節	融資計画.....	372
第6節	災害弔慰金等支給計画.....	374
第7節	被災者生活再建支援制度.....	376
第8節	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業.....	377
第9節	その他の支援.....	377
第10節	郵便業務計画.....	378
第2章	公共施設等の災害復旧.....	379
第3章	資金調達計画.....	382
第1節	京都府の財政措置.....	382
第2節	国による財政援助等.....	382
第3節	災害復旧事業に係る長岡京市の財政措置.....	384
第4章	住宅復興計画.....	386
第1節	一般民間住宅について.....	386
第2節	災害公営住宅の整備について.....	386
第5章	住宅確保の支援.....	387
第1節	住宅関連の障害物の除去並びに応急修理.....	387
第2節	住宅応急修理.....	387
第3節	応急仮設住宅.....	388
第6章	中小企業等の復興計画.....	389
第7章	文教復旧計画.....	391
第1節	学校等の施設の復旧計画.....	391
第2節	教育活動の再開.....	391
第8章	水道復旧計画.....	392
第9章	り災証明書の発行.....	393
第1節	計画の方針.....	393
第2節	り災証明書の発行.....	393
第10章	激甚災害の指定に関する計画.....	396
第1節	激甚災害に関する調査.....	396

第 1 編 総則

第1編 総則

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長岡京市防災会議が、長岡京市の地域に係る風水害、大規模火災、突発的事故等の災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び市民等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 計画の理念

この計画は、市及び防災関係機関並びに市民・事業所が連携し、それぞれ全機能を発揮して災害にあらゆる角度から対処することを前提としている。

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

- 1 風水害等の一般災害は未然に被害を軽減することのできる「予防可能な要素」があることを認識し、長期的視点に立ちつつ「安心して暮らせるまちづくり」に努めるとともに、長岡京市業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）により、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合的な整備を図り、被害を最小限にとどめるよう努める。
- 3 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年6月に発生した大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年9月台風21号を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 6 市及び京都府、近隣市町村、防災関係機関が、その全機能をフルに発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たり、更には市民や事業所等の役割と責任を明らかにし、災害に対処する。

第1 計画の構成

1 総則

市及び防災関係機関並びに市民が災害に対して処理すべき業務の大綱、災害に対する計画の前提条件及び災害対策の基本方針等について定める。

なお、「一般災害対策編」において想定する災害は、その発生原因によって異なるが、概ね暴風、豪雨、洪水等の自然現象による災害のほか、大規模な火災、爆発等の

突発的な事故によるものとする。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための基本的な計画とする。

3 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に、災害発生の防御、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための基本的な計画とする。

4 災害復旧計画

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等を行うための基本的な計画とする。

第2 計画の内容

- 1 予防対策については、事前対策として緊急に取り組む課題や中長期的な視野で取り組む課題について計画化する。
- 2 応急対策については、各項目毎に役割分担を明確にするとともに、発災直後から3か月間（約100日間）までの時系列的に変化する対策フロー図を明らかにしている。また、各応急対策を迅速かつ的確に行うため、事前に講じておくべき事前対策内容についても明確なものとしている。

第2節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

また、市民に対しても、避難場所の周知や自主防災活動等の諸活動を期待することから、本計画の内容についての十分な啓発活動に努めるものとする。

第4節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第1 他の計画との関係

この計画は、長岡京市にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長又は、指定公共機関等が作成する防災業務計画、京都府地域防災計画との整合を図る。

また、この計画は、災害対策基本法及び災害救助法に基づき府知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第5節 防災機関等の役割分担

防災に関し、市及び府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務は、次のとおりである。

第1 長岡京市

- (1) 長岡京市防災会議及び市災害対策（警戒）本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備
その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 乙訓消防組合

- (1) 災害情報等の収集
- (2) 火災等災害の防御、警戒及び鎮圧
- (3) 負傷者等要救助者の救助、救出及び搬送
- (4) 水防その他応急措置

- (5) その他、消防組合が必要と認める事務又は業務

第3 京都府

1 京都府山城広域振興局乙訓地域総務防災課

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備
その他府民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持
- (16) 災害対策要員の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 長岡京市災害対策本部、その他の関係機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
- (21) その他、地方振興局が対処すべき対策

2 京都府乙訓土木事務所

- (1) 気象、水防及び土砂災害に関する予警報の連絡
- (2) 河川、道路、橋梁等の整備及び水防
- (3) 河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策
- (4) 被害施設の復旧及び復旧資機材等の確保
- (5) 公共土木施設の災害復旧
- (6) 水防資機材の整備点検及び輸送
- (7) 災害による水防活動の指導
- (8) その他、土木事務所が対処すべき対策

3 京都府乙訓保健所

- (1) 災害用医療品等の整備補給
- (2) 医療機関の被害状況調査及び応急対策

- (3) 医療救護及び防疫及び飲料水の供給
- (4) 保健衛生問題の指導対策
- (5) その他、保健所が対処すべき対策

4 京都府乙訓教育局

- (1) 教育関係の被害状況の収集整理及び応急対策
- (2) 災害地における児童、生徒の応急教育
- (3) 教科書の調達及び配分
- (4) 災害時における休校、登下校の措置
- (5) その他、教育問題の指導及び連絡調整対策

5 京都府向日町警察署

- (1) 災害に関する情報収集
- (2) 被災者の救出救助及び避難措置
- (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (4) 被災地及びその周辺の交通規制
- (5) 危険物の保安措置
- (6) 災害警備用装備資機材の整備充実

第4 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内各警察の指導調整に関すること
- (2) 他管区警察局との連携に関すること
- (3) 関係機関との協力に関すること
- (4) 情報の収集及び連絡に関すること
- (5) 警察通信の運用に関すること

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方自治体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

- (1) 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供所管に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況に係る情報の収集報告
- (3) 農産物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け

- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全救急対策
- (8) 災害時における主要食料の応急配給

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用復旧用材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における物資の供給及び物価の安定
- (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資のあっせん
- (3) 電気・ガス事業に関する復旧支援対策

7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区気象台（京都地方気象台）

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

12 第八管区海上保安本部

- (1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保
- (2) 航路標識等の保全
- (3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送

13 近畿総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常時における重要通信の確保
- (3) 非常通信協議会の育成指導
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
- (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

第5 自衛隊（京都府地方連絡部：陸上自衛隊第7普通科連隊）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援
- (2) 災害派遣計画等の作成

第6 指定公共機関

1 NTT西日本株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 日本赤十字社（京都府支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

3 西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社、長岡京駅）、東海旅客鉄道株式会社（関西支社）、日本貨物鉄道株式会社

- （1）鉄道施設等の保全
- （2）災害時における救助物資及び避難者の輸送
- （3）JR 通信施設の確保と通信連絡の協力

4 日本放送協会（NHK京都放送局）

- （1）市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
- （2）市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- （3）社会事業団体等による義援金品の募集配分

5 関西電力株式会社

- （1）ダム施設等の整備と防災管理
- （2）災害時における電力供給
- （3）被災施設の応急対策及び復旧

6 関西電力送配電株式会社

- （1）電力供給施設等の整備と防災管理
- （2）災害時における電力供給
- （3）被災施設の応急対策及び復旧

7 日本銀行（京都支店）

- （1）通貨の円滑な供給の確保
- （2）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等

8 西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）

- （1）高速道路の保全
- （2）高速道路の応急対策及び災害復旧

9 日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- （1）災害時における貨物自動車による救助物資の輸送

10 水資源機構（関西支社）

- （1）ダム施設等の整備と防災管理

11 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）

- （1）ガス施設等の整備と防災管理
- （2）災害時におけるガス供給
- （3）被害施設の応急対策及び復旧

12 日本郵便株式会社（向日町郵便局）

- （1）災害時における郵便物の送達確保
- （2）被災地あて救助用郵便物の料金免除
- （3）被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- （4）被災者が差し出す郵便物の料金免除
- （5）郵便局の窓口業務の維持

第7 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集配分

2 一般社団法人京都府医師会

- (1) 災害時における医療救護の実施

3 株式会社エフエム京都

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集配分

4 関西鉄道協会

- (1) 協会所属各社との連絡調整

5 阪急電鉄株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力

6 一般社団法人京都府バス協会

- (1) 協会所属各社との連絡調整

7 一般社団法人京都府トラック協会

- (1) 協会所属各社との連絡調整

8 一般社団法人京都府LPGガス協会

- (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
- (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

9 公益社団法人京都府看護協会

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 避難所における避難者の健康対策

10 一般社団法人京都府薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
- (2) 調剤業務及び医薬品の管理

11 一般社団法人京都府歯科医師会

- (1) 避難所における避難者の健康対策
- (2) 遺体の検視、死体調査、身元確認等及び処理に関する協力

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 洛西土地改良区

- (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 被災施設の応急対策及び復旧
- (3) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (4) 湛水の防排除施設の整備と活動

2 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

3 報道機関

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会福祉事業団等による義援金品の募集配分

4 農業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
- (3) 生産資材等の確保又はあっせん

5 乙訓医師会

- (1) 災害時における医療救護の実施

6 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

7 金融機関

- (1) 被災事業者に対する資金の融資、その他の緊急措置

8 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における応急教育対策
- (3) 被災施設の復旧

9 プロパン取扱機関

- (1) プロパンガスの防災管理
- (2) 災害時におけるプロパンガスの供給

10 防災上重要な施設の管理者

- (1) プロパンガス、石油、ガソリン等油脂類の防災管理対策
- (2) 災害時におけるプロパンガス、石油、ガソリン等油脂類の供給対策
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧

11 社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会

- (1) 防災ボランティア団体等の連絡調整
- (2) 避難生活の支援
- (3) 災害応急活動及び災害復旧活動への協力

第2章 長岡京市の地勢の概要

第1節 位置^A

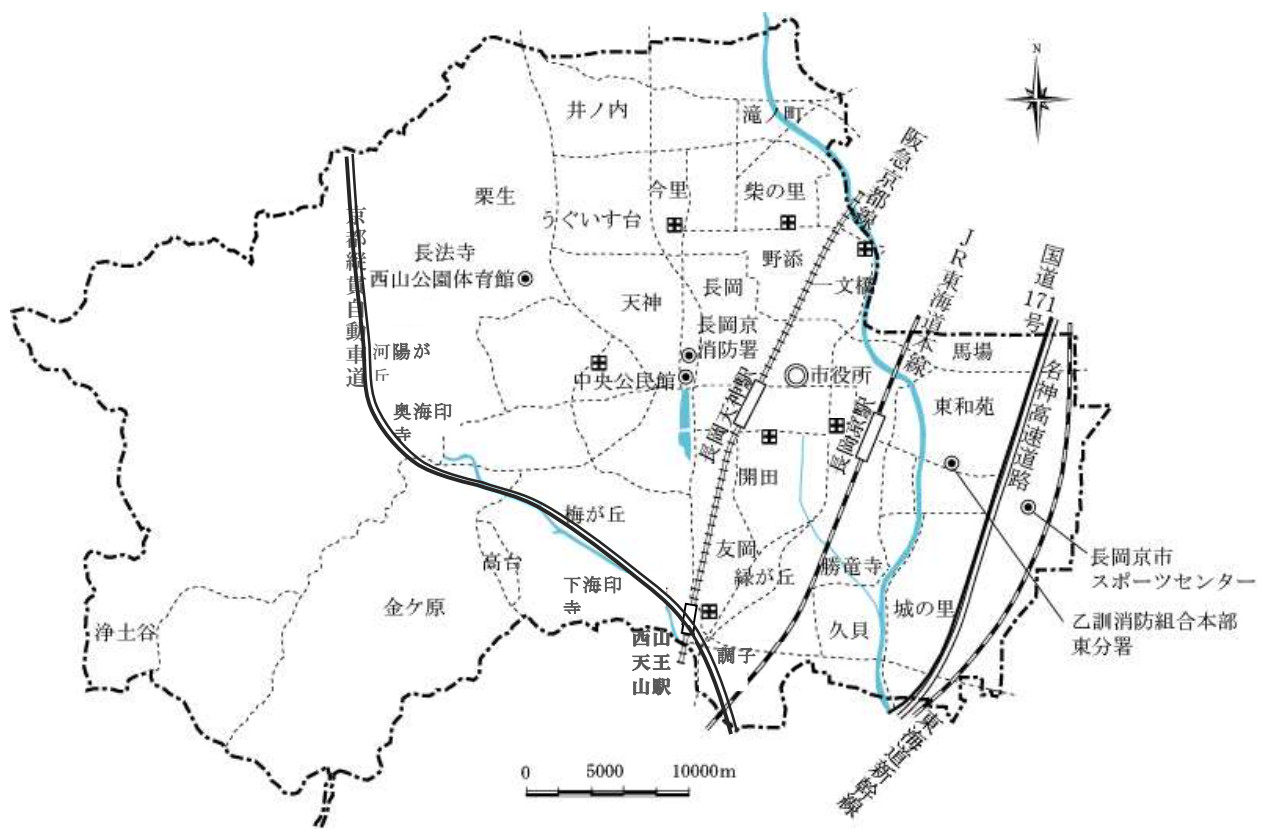
長岡京市は、京都盆地の西南部、乙訓地域の中央に位置し、北は向日市と京都市西京区、東は京都市伏見区、南は大山崎町、更に西は西山山地を介して大阪府島本町に接している。

東西 6.5km、南北 4.3km で、西に高く、東に低い地形で、面積は 19.17km²で、その約 6割は平坦部の可住地になっており、残りの 4割は山間部である。

図・総則 2－1－1 に市の位置を示しているが、市域の境界は次のとおりである。

東端	……………	東経	135° 43′ 02″
西端	……………	東経	135° 38′ 36″
南端	……………	北緯	34° 54′ 08″
北端	……………	北緯	34° 56′ 49″

図・総則 2－1－1 長岡京市の位置



^A資料

長岡京市の地域一覧

第2節 地域特性^B

第1 都市構造

市の中央部は住宅、商業、農業等に利用され、市内を南北に流れる小畑川沿いの東部は工業用地、農地が広がる。市のほぼ中心には長岡天満宮があり、周囲の竹林や長岡公園、八条が池と一体となって自然豊かな憩いの場として親しまれている。

交通基盤としては、中央部には阪急京都線とJR東海道線、東部には京阪神の連絡道路である国道171号、また市内を通過する形でJR東海道新幹線、名神高速道路、西部には京都縦貫自動車道がそれぞれ南北に貫いている。

JR長岡京駅と阪急長岡天神駅は市の玄関口としての役割を果たしている。両駅周辺には、商店街や大型店舗、あるいは都市サービス機能が集まり、市民生活を支える中心地ともなっている。

また、平成25年に開業した京都縦貫自動車道長岡京ICと阪急西山天王山駅により、南部は車、鉄道、高速バスの交通結節点となっている。

山城盆地特有の温暖で暮らしやすい気候のもとで、豊かな自然とハイテク技術が共存する大都市近郊の都市として発展してきた。

昭和30年代後半から農地や竹林を対象として宅地開発が進み、いわゆる「ミニ開発」や農地や工場との混在する地域もある。地価高騰期には中高層の集合住宅の建設が目立ち始めた。一方、優れた環境水準の住宅地建設や住環境保全への居住者の取り組みも生まれてきている。

第2 人口等

本市は、昭和30年代後半から京都市や大阪市を中心とする近郊都市として急激な人口流入が進み、昭和40年代の10年間で2.4倍もの人口増加を見た。JR長岡京駅西口前を再開発した平成17年頃からは、マンションが多く建設され、再び転入者が増え始め、全国的に人口が減少する傾向にある中、本市では北部地域や南部地域で宅地開発が進み、人口は増え続け、平成23年には8万人に達した。

また、全市的に高齢化が進行中で、65歳以上人口比率は昭和45年の4.2%から令和3年4月には26.9%と、高齢化が急速に進んでいる。

働く市民（生産年齢期）のうち、市外への通勤者が約60%を占めるが、市内産業に従事する市民も少なくない。また、市外からの流入人口も増えつつある。通勤・通学はもとより、買物や文化活動等市民の生活圏や行動圏はますます広がっており、京都市や大阪方面との結びつきは日常生活の一部ともなっている。

令和3年4月1日現在の人口は81,073人（世帯数は36,586世帯）である。日本全体では、少子・高齢化と人口減少が喫緊の課題として国全体での対応が検討されているが、長岡京市第4次総合計画における基本構想では「人口は都市の活力の源」とし、令和12年の人口を8万人と設定している。

^B 資料 長岡京市の地域一覧
資料7-1 長岡京市緊急輸送道路等予定路線図

第3 建物

市内の建物は、令和2年度固定資産の価格等の概要調書の家屋に関する状況によると、令和2年1月1日現在で、棟数が27,314棟、床面積合計約426万㎡となっている。このうち、木造家屋が21,803棟、約212万㎡、木造以外の家屋が5,511棟で約214万㎡となり、全家屋に対する木造家屋の割合は、棟数で約79.8%、床面積で約49.8%となっている。

市域には、人口急増期の家屋である建築後25年以上が経過した木造住宅で形成されている密集市街地が広がっている。市街地再開発事業等を推進するとともに、災害に強い魅力ある都市基盤づくりを行うことも視野に入れる必要がある。

第4 社会的特性

本市には、56地域にわたり自治会が組織化され、その加入世帯数は令和4年4月1日現在で17,119世帯と市全体の約50.16%となっている。

未曾有の被害をもたらした都市直下型地震であった兵庫県南部地震の教訓から、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災の意識が芽生え、地震にとどまらずその他の災害による被害を未然に防止又は軽減するため、令和5年1月1日現在、全56自治会内と2つの自治会未組織地区及び1つのマンションで自主防災組織等が結成されている。

このように、各家庭や地域において日頃から災害に対する備えが進んでいることは、本市が目指している防災都市づくりの推進において、何よりも力強い要素というべきである。

第5 土地利用

土地利用は、以下のとおりである。

表・総則2-2-1 土地利用の状況

令和2年1月1日（単位：千㎡）							
田	畑	宅地	池沼	山林	原野	鉄道軌道用地	雑種地
998	1,420	5,259	1	2,974	10	162	326
8.9%	12.7%	47.2%	0.0%	26.7%	0.1%	1.5%	2.9%

資料：市税概要

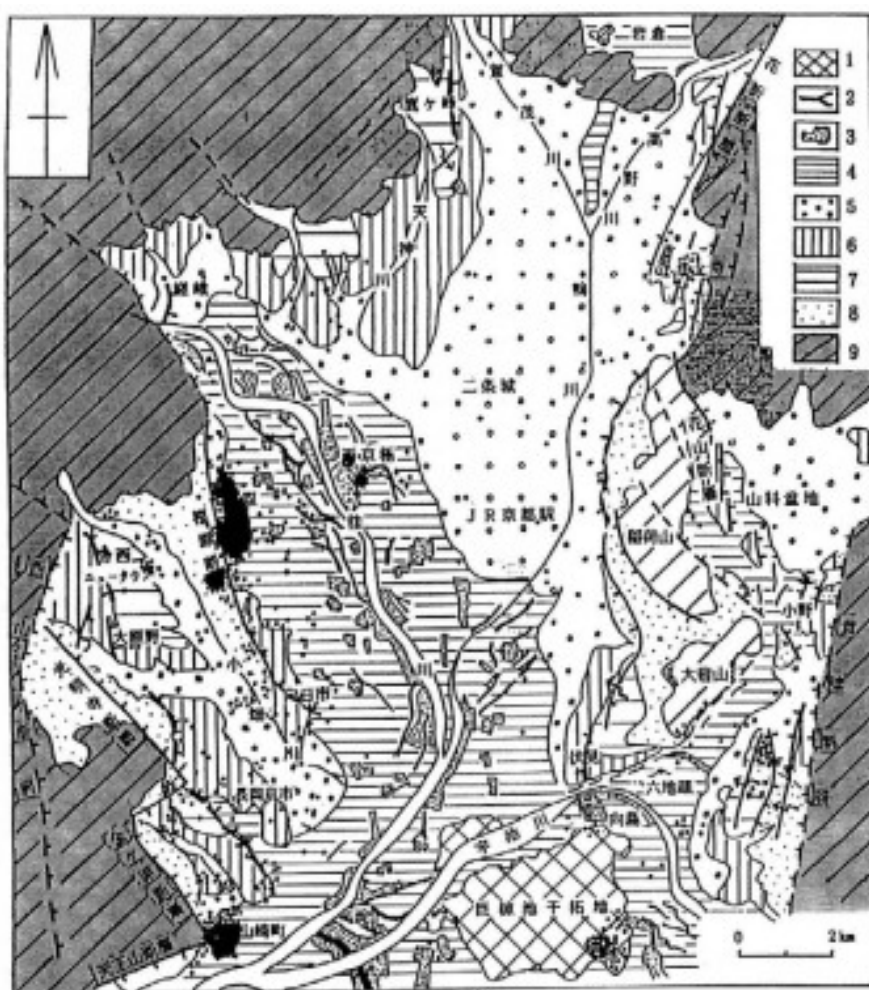
第3節 地形、地質及び断層

第1 長岡京市周辺の地質及び断層

京都盆地の西方にある本市域は、「京都盆地の地形分類図」（池田碩・大橋健・植村善博原図 1994）にあるとおり、山地・丘陵・高位段丘・低位段丘・扇状地Ⅰ・扇状地Ⅲ・谷底低地や後背低地に分類できる。

市域を地形、地質的に大きく分類すれば、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の礫・砂・粘土層により構成された丘陵、砂礫から成る洪積層の段丘及び桂川と小畑川によって形成された沖積平野の低地の三つの地形単位となる。

図・総則2-3-1 「京都盆地の地形分類図」
（池田碩・大橋健・植村善博原図 1994 による）



【凡例解説】

1. 干拓地 2. 旧河道 3. 自然堤防及び盛土地 4. 後背湿地 5. 扇状地及び谷底平野
6. 低位段丘 7. 高位段丘 8. 丘陵 9. 基盤山地

第3章 被害想定

第1節 風水害の履歴

表・総則3-1-1 長岡京市に被害を及ぼした主な風水害（令和2年1月31日現在）

発生年次	月日	災害名称	災害の種類	災害の概要
昭和25年	9月3日	ジェーン台風	風水害	
昭和28年	9月24日～25日	台風13号	水害	小畑川堤防決壊
昭和34年	9月25日～26日	伊勢湾台風（15号）	水害	
昭和36年	6月24日～30日	梅雨前線豪雨	水害	
昭和36年	9月15日～16日	第2室戸台風（18号）	風水害	
昭和40年	9月14日～17日	台風24号秋雨前線	風水害	
昭和42年	7月8日～13日	昭和42年7月豪雨	水害	床下浸水家屋 352戸 田畑冠水 136.3ha
昭和47年	7月10日～17日	昭和47年7月豪雨	水害	水稻冠水 40ha 市道一部崩壊 6路線 14箇所 橋梁陥没 1箇所 堤防浸食・決壊 6箇所
昭和58年	9月27日～28日	台風10号	水害	床下浸水家屋 4戸 田陥没 0.03ha 水稻冠水 23.7ha 畑冠水 16.0ha 農地畦畔冠水・崩壊 8箇所 農林道一部崩壊 2箇所 道路冠水 7箇所 土砂崩れ 6箇所 堤防浸食及び決壊 1河川 2箇所
昭和61年	7月21日～22日	昭和61年7月豪雨	水害	床上浸水家屋 9戸 床下浸水家屋 47戸 田陥没 0.03ha 水田冠水 17.5ha 畑冠水 7.5ha 水路 4箇所 農地畦畔冠水・崩壊 13箇所 農林道一部崩壊 11箇所 林地崩壊 1箇所 道路冠水 13箇所 ブロック塀崩壊 1箇所
昭和62年	7月14日	昭和62年7月豪雨	水害	床下浸水家屋 7戸 非住家被害 2棟 文教施設被害 3箇所 ため池土石流入 1箇所 河川一部崩壊 1箇所 砂防深掘れ 1箇所

発生年次	月日	災害名称	災害の種類	災害の概要
昭和 62 年	9 月 10 日	昭和 62 年 9 月豪雨	水害	床下浸水家屋 72 戸 非住家被害 1 棟 文教施設被害 1 箇所 農地畦畔被害 3 箇所 水稻倒伏 5ha 道路冠水 10 箇所 河川溢水 9 箇所
昭和 62 年	10 月 16 日～17 日	台風 19 号	風害	ナス風害 10ha 里道崩壊 1 箇所
平成元年	9 月 3 日	平成元年 9 月集中豪雨	水害	竹林側裏面地すべり 1 箇所 里道崩壊 1 箇所 路肩一部崩壊 3 箇所
平成 2 年	9 月 19 日～20 日	台風 19 号	風害	モルタル屋根めくれ 3 箇所 水稻倒伏 4ha ナス倒伏 5.7ha ビニールハウス破損 5 箇所 公共施設倒木 21 箇所
平成 3 年	7 月 15 日	平成 3 年 7 月集中豪雨	水害	床下浸水家屋 36 戸 文教施設被害 1 箇所
平成 5 年	6 月 29 日	平成 5 年 6 月豪雨	水害	土砂崩れ 1 箇所
	7 月 5 日	平成 5 年 7 月集中豪雨	水害	床下浸水家屋 2 戸 道路冠水 3 箇所 路肩一部崩壊 6 箇所 林地崩壊 8 箇所
平成 6 年	2 月 12 日～13 日	平成 6 年 2 月大雪	雪害	ビニールハウス倒伏 5 棟
平成 9 年	7 月 9 日～13 日	平成 9 年 7 月豪雨	水害	崖崩れ 1 箇所
平成 10 年	10 月 16～17 日	台風 10 号	水害	床下浸水家屋 2 戸
平成 11 年	6 月 28 日～30 日	平成 11 年 6 月集中豪雨	水害	床下浸水家屋 8 戸 道路への土砂流入 2 箇所 公園施設 1 箇所
平成 16 年	6 月 21 日	台風 6 号	風害	住家被害（一部損傷） 1 戸
	9 月 23 日	集中豪雨	水害	床下浸水家屋 7 戸
	10 月 20 日	台風 23 号	風水害	人的被害（重軽傷） 2 名 住家被害（一部損傷） 20 戸 3 戸 非住家被害（一部損傷） 3 箇所 文教施設 1 箇所 道路冠水 1 回線 電話不通 19 戸 停電 1 箇所 ブロック塀 5 棟 ビニールハウス破損 2 箇所 農道崩落
平成 18 年	7 月 19 日	集中豪雨	水害	道路冠水 2 箇所 水田冠水 1 箇所
平成 20 年	7 月 15 日	集中豪雨	水害	道路冠水 1 箇所
	7 月 28 日	集中豪雨	水害	床上浸水 2 箇所 床下浸水 5 箇所 道路冠水 18 箇所

発生年次	月日	災害名称	災害の種類	災害の概要
平成 21 年	7 月 19 日	集中豪雨	水害	停電 15 棟 道路冠水 2 箇所
	7 月 22 日	集中豪雨	水害	道路冠水 1 箇所
	10 月 7 日～8 日	台風 18 号	風水害	道路封鎖 2 箇所 倒木 5 箇所 停電 1 棟
平成 22 年	7 月 13 日	梅雨前線豪雨	水害	道路冠水 1 箇所
	8 月 12 日	台風 4 号	水害	床下浸水 4 棟 道路冠水 2 箇所
平成 23 年	9 月 3 日	台風 12 号	風水害	倒木 3 箇所
	9 月 21 日	台風 15 号	風水害	倒木 1 箇所
平成 25 年	9 月 16 日	台風 18 号	風水害	住家 床上浸水 4 棟 一部損壊 4 棟 公共施設関係 学校雨漏り 11 箇所 学校浸水 1 箇所 道路冠水 5 箇所 道路面への土砂流出 2 箇所 河川への土砂流入 1 箇所 エレベーター破損 1 箇所 エスカレータ破損 1 箇所 農林関係 畦畔崩壊等 15 箇所 地滑り 1 箇所 土砂流入 4 箇所 杭流出 1 箇所 里道敷法面の崩落・土砂流入 6 箇所 路盤洗堀等 4 箇所 その他 地下ガレージ等浸水 5 箇所
平成 26 年	8 月 9 日	台風 11 号	風水害	床下浸水 1 棟 ビニールハウス 2 箇所 農林水産業施設 1 箇所 畦畔崩壊 1 箇所 農作物（ナス） 3 箇所
	8 月 16 日	大雨洪水警報	水害	床下浸水 1 棟 道路冠水 3 箇所
	10 月 6 日	台風 18 号	風水害	電気停電 224 戸
平成 27 年	7 月 16～18 日	台風 11 号	風水害	住家 1 棟 アンテナ破損 1 箇所 農林関係 1 箇所 池の越水 田浸水
平成 28 年	9 月 28～29 日	大雨洪水警報	水害	床下浸水 住家 3 棟 非住家 2 棟
平成 29 年	8 月 18 日	大雨洪水警報	水害	道路冠水 1 箇所 乗用車浸水 1 台 床下浸水 4 棟

発生年次	月日	災害名称	災害の種類	災害の概要
	9月12日	大雨洪水警報	水害	道路冠水 1箇所 床下浸水 3棟
	10月21～23日	台風21号	風水害	住家一部損壊 4棟 非住家一部破損 2棟 林道・作業道の法面崩壊 8箇所 路肩崩落 3箇所 路肩クラック 多数
平成30年	7月5日～8日	平成30年7月豪雨	水害	道路冠水 2箇所 土砂崩れ 2箇所 学校施設 2箇所 送水管漏水 3箇所 倒木・倒竹 多数
	9月4日	台風21号	風水害	人的被害 2名 住家大規模半壊 2棟 半壊 2棟 一部損壊 537棟 停電 多数 断水 多数 学校施設 多数 農作物等 多数 倒木・倒竹 多数
	9月30日～10月1日	台風24号	風水害	住家一部損壊 3棟 有害鳥獣関連施設 2件
令和元年 (平成31年)	8月15日～16日	台風10号	風水害	住家一部損壊 2棟
	10月12日	台風19号	風水害	住家一部損壊 2棟

第2節 浸水想定区域

浸水想定区域における被害を防止し、又は軽減するため、国土交通大臣又は都道府県知事が、その指定する河川の水位情報の通知及び周知を行うこととともに、当該河川について新たに浸水想定区域を指定するほか、浸水想定区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずる必要があるため、平成29年6月に水防法が改正された。

また、近年の気候変動による水害が激甚化・頻発化を受け、周辺地域に潜在的に水害リスクがあるにもかかわらずそうしたリスクが周知されていない水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すため、令和3年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象となる河川、排水施設等が拡大された。

第1 各河川の洪水浸水想定区域

1 桂川

水災の指定、公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講ずること等を目的として、平成29年6月14日に国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所から「淀川洪水浸水想定区域（淀川・宇治川・木津川・桂川）」の指定・公表が行われた。

浸水想定基準は、平成28年時点での淀川河道の整備状況、既設ダム洪水調整施設の状況、樋門や排水機場の状況を勘案している。シミュレーションを行うための降雨は、洪水防御に関する計画の基本となるものを用いており、想定し得る最大規模の降雨である341mm/12時間を想定したものである。

なお、シミュレーションは、全ての支川のはん濫、想定を超える降雨等が考慮されていないため、浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

2 小畑川水系、小泉川水系

平成17年7月に改正された水防法の規定により、平成17年度に小畑川が、平成28年度に小泉川が水位周知河川に指定されている。また、平成27年5月の水防法改正に基づき、平成30年5月15日に「淀川水系小畑川洪水浸水想定区域図」及び「淀川水系小泉川洪水浸水想定区域図」が京都府より指定・公表されている。想定最大規模降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションしたものであり、指定の前提となる降雨は小畑川流域が24時間総雨量1,128mmであり、小泉川流域が24時間総雨量1,150mmである。

なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水によるはん濫等を考慮していないため、浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

3 善峰川、犬川、西羽東師川

京都府は、災害からの安全な京都づくり条例に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について浸水想定区域図の作成を進めており、平成30年5月15日に「淀川水系善峰川洪水浸水想定区域図」及び「淀川水系犬川洪水浸水想定区域図」が公表され、令和3年5月28日に「淀川水系西羽東師川、西羽東師川支川洪水浸水想定区域図」が公表された。

なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水によるはん濫等を考慮していないため、浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

第2 雨水出水（内水）浸水想定区域

市は、内水氾濫時における適切な避難の確保等を図ることを目的に、平成27年3月に内水氾濫シミュレーションを行い、ハザードマップを通じて浸水が想定される区域及び水深について公表を行った。シミュレーションの条件は、既往最大規模降雨（平成12年東海豪雨）であり、1時間降雨量114mm、10分間降雨量27mm、総降雨量588.5mmを想定したものである。また、令和5年3月には、想定最大規模降雨（1時間降雨量147mm）を想定した再シミュレーションを、この間の雨水浸水対策事業等の効果を含めて行っており、シミュレーションの結果について、令和7年3月31日に雨水出水想定区域としての指定を行った。

第3 浸水被害予測

1 桂川の氾濫

桂川が氾濫した場合、市東部（小畑川以東）の住家、農地及び事業所は、そのほとんどが浸水・冠水すると想定され、一部の地域は5mを超える浸水深が想定される。

2 小畑川の氾濫

小畑川が氾濫した場合、河道に沿って市北東部から南東部までの広範囲の浸水が想定され、特に、J R 京都線軌道以東の住家、農地及び事業所は、そのほとんどが浸水・冠水し、一部の地域は5mを超える浸水深が想定される。また、河道周辺では河岸侵食も想定される。

3 小泉川の氾濫

小泉川が氾濫した場合、市南部の住家、農地及び事業所の浸水・冠水が想定され、一部の箇所は5mを超える浸水深が想定される。また、河道周辺では河岸侵食も想定される。

4 善峰川の氾濫

善峰川が氾濫した場合、市北部から中部までの小畑川右岸部分の浸水が想定されている。

5 犬川の氾濫

犬川が氾濫した場合、J R 京都線軌道との交差部付近を中心に浸水が想定され、一

部の箇所は4 mを超える浸水深が想定される。

6 西羽東師川、西羽東師川支川の氾濫

西羽東師川が氾濫した場合、市東部（小畑川以東）のほとんどが浸水・冠水すると想定され、一部の地域は5 mを超える浸水深が想定される。

第3節 土砂災害被害予測

第1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、京都府は土砂災害の発生が予想される箇所について土砂災害警戒区域等を指定しており、長岡京市と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、京都府砂防課及び乙訓土木事務所で縦覧に供するとともに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載されている。

2 急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊（傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象）が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として38箇所が指定されており、市西部の住宅地を中心に被害が予想される。

3 土石流

土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として19箇所が指定されており、市西部の住宅地を中心に広範囲の被害が予想される。

第4節 防災に関する調査研究

（本部事務局，建設班，上下水道班，乙訓消防組合）

各種気象現象をはじめ、災害は自然的・社会的条件が相まって広範でしかも複雑・多様な現象を示すものである。市及び防災関係機関は、災害による被害の軽減を図るため、過去の災害事例の分析や災害予防対策・災害応急対策に係る調査・研究を進め、発生しうる被害を予測するとともに、地域ごとの危険度を検討し、それぞれの特性を事前に把握した上で、長期的視野に立ちかつ効果的な対策を実施する必要がある。

第1 被害想定に関する調査研究

1 調査研究体制の整備

市及び防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析、検討しうる調査研究体制の整備に努め、地域性を十分に考慮した総合的な防災活動の実施を図る。

2 防災に関する資料の収集及び分析

災害の未然防止と被害の軽減を図り、防災行政が効率的、有効的に実現されるよう過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集する。

第2 災害予防に関する調査研究

市及び防災関係機関は、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえて、大規模災害時に調整すべき内容についてあらかじめ部局ごとに整理し、震災情報の一元的活用を図るとともに、後の活動体制に無駄な重複が起こらないように関係機関とも協議の上、統一的な運用を講ずることとする。

次の事項等について調査研究を進め、今後の防災対策に生かす。

1 防災まちづくりのための調査

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (5) 防災空間の整備拡大に関する調査

2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検を行う。

3 災害危険箇所の実態把握と対策に関する調査研究

4 総合的な情報・通信システムの調査研究

第3 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所は、火災・浸水被害・土砂災害等に際して常に安全性が確保されなければならない。とはいえ、現在指定している避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起こり得る。また、浸水想定区域内や土砂災害警戒箇所の中に多くの避難所があり、検討を加え、新たな避難所設定の必要がある。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定の期間毎に安全性について調査確認するものとする。

1 総合的な避難システムの調査研究

- (1) 屋内避難場所及び福祉避難所等の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査研究
- (2) 屋内避難場所及び福祉避難所等とそこに至る避難路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- (3) 避難の円滑化方策の調査研究

- (4) 大震災火災時に発生のおそれのある火災施風から避難場所の安全性を確保するための調査研究

第4 自主防災組織育成に関する調査研究

我が国は、その位置、島国特有の急峻な地形、地質、気象等の自然条件から、地震、台風や停滞前線による集中豪雨、洪水、土砂災害、火山噴火等による自然災害が発生しやすい環境にあり、人口や構造物、建物の密集といった社会的条件が重なることによって、ときに深刻な被害をもたらすことがある。

近年では、多くの尊い命が失われた平成7年の阪神・淡路大震災以降、人的被害は生じなかったものの平成12年には有珠山、三宅島の噴火が発生、平成16年には長梅雨による被害にはじまり観測史上最多の台風上陸による風水害・土砂災害、そして新潟県中越地方を震源とする大規模な地震災害が発生した。

また、平成17年は福岡県西方沖を震源とする地震をはじめ、多くの地震が発生したほか、停滞前線や台風等に伴う風水害、さらには12月から平成18年3月にかけて日本海側を中心とした大雪により、除雪作業中の高齢者に人的被害等が発生する等の自然災害が頻発し数多くの被害が報告されている。さらに、平成23年にはマグニチュード9、震度7という過去に例を見ないような東日本大震災が発生し、大津波により甚大な被害が発生した。平成28年4月14日から16日にかけて発生した熊本地震では、現在の気象庁震度階級が制定されてから初めて震度7が2回観測された。

過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが今後の課題となる。

1 地域における自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が取り組むべき活動としては、主に日常的な活動としては、防災知識の普及、防災情報の入手方法の周知、地域の災害危険の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等がある。また災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動があげられ、特に要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者等に対し迅速な救援がなされるよう、安否確認、情報連絡体制、避難誘導及び避難所における支援の強化に努める。

3 自主防災組織の調査研究

- (1) 自主防災組織の運営、活動において、高齢化や昼間の活動要員の調査研究
- (2) 活動に対する住民意識の調査研究
- (3) 防災リーダーの調査研究

(4) 活動拠点の調査研究

(5) 活動の調査研究

第4章 市民及び事業所の防災における役割

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施する。

しかし、同時多発する災害の現場の前には、行政の対応能力にもおのずから限界が生じる。

そこで、行政等関係機関が対応可能になるまでの間、地域住民及び事業所は協力して消火、救助、救出活動を災害対策基本法第7条（住民等の責務）に基づき展開して、積極的に被害の拡大防止に努めなければならない。

第1節 市民の果たすべき役割

「自分の命は自らが守る」という防災の原点に立って、防災訓練への積極的な参加、避難所及び避難路の確認、生活必需品等の備蓄や消火、救助活動等に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努める。

第2節 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、消防団や自主防災組織等を中心に、地域住民が協力し組織的に行動することが効果的である。

それぞれの地域において自主防災組織を結成し、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感を醸成するなかで主体的に参画する防災体制の確立を図る。

自主防災組織は、平常時から防災知識の普及、防災資機材の備蓄、防災訓練の実施等に努め、災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画を定め、災害発生時には地域の被害拡大の防止、各種情報伝達、避難生活の維持に努めるとともに、要介護高齢者や独居高齢者及び支援を要する障がい者等に対し迅速な救援がなされるよう、安否確認、情報連絡体制、避難誘導及び避難所における支援の強化に努め、市の防災活動及び災害復旧活動に協力する。

第3節 事業所の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に即応できる自主防災組織体制の整備を図る。

また、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な参加、協力に努める。

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画

気象等の観測及び予想した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

第1節 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

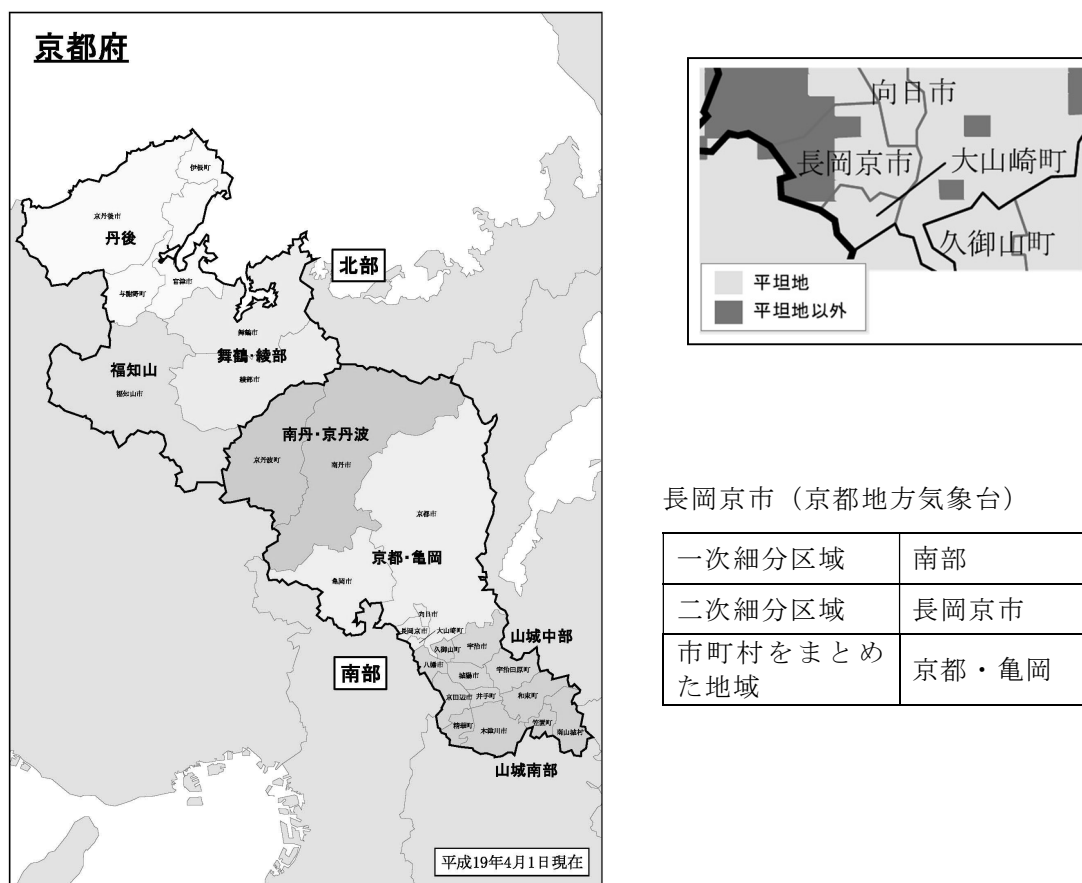
第2節 一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行っている。

第1 予報区

京都地方気象台では、京都府の気象特性に基づいて複数に分割した区域（一次細分区域）に対して天気予報を発表している。また、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については一次細分区域を更に分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。

図・予防1-1-1 予報区



長岡京市（京都地方気象台）

一次細分区域	南部
二次細分区域	長岡京市
市町村をまとめた地域	京都・亀岡

第2 予警報等の種類及び発表基準

気象台が発表する気象、地象、及び洪水に関する注意報、警報、情報の種類及び発表基準は次のとおりである。

1 特別警報

(1) 特別警報

ア 気象特別警報

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報。

災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合※。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※。

※発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される

イ 高潮特別警報

ウ 波浪特別警報

（2）気象警報に含めて行う特別警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される

（3）特別警報の発表基準値（長岡京市）

ア 指数を用いた大雨特別警報（土砂災害）の基準値：土壌雨量指数 301

※基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表される

イ 確率値を用いた大雨特別警報（浸水害）の 50 年に一度の値：48 時間降水量 438mm、3 時間降水量 152mm、土壌雨量指数 256

※50 年に一度の値以上となった 5 km 格子がまとまって出現した際に発表される。（ただし、R03 は 150mm 以上となった格子をカウント対象とする。）

個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が出現することのみで発表されるわけではないことに留意

ウ 台風等を要因とする指標：「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧

※台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

エ 大雪特別警報の 50 年に一度の積雪深の値：19 cm（京都地点）

※積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱

う。大雪特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

2 警報

(1) 警報の種類

ア 気象警報

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報

種類	発表基準（令和6年5月23日現在）
大雨警報	大雨による重大な災害があると予想される場合 「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように特に警戒すべき事項を表題に明示される 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う 浸水害：表面雨量指数基準 18 土砂災害：土壌雨量指数基準 131
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速が毎秒 20m以上と予想される場合に行う
大雪警報	大雪による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、12時間の降雪の深さが平地 15cm以上と予想される場合に行う
暴風雪警報	暴風雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想した場合 具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒 20m以上と予想される場合に行う

イ 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報

高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う

流域雨量指数基準：小泉川流域＝8.2、小畑川流域＝17.9

複合基準*1：小畑川流域＝（8，15.2）

指定河川洪水予報による基準：桂川下流[桂]

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

ウ 高潮警報

エ 波浪警報

(2) 気象警報に含めて行う警報

地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。

3 注意報

(1) 注意報の種類

ア 気象注意報

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

に、注意を喚起するための予報

種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う 表面雨量指数基準11、土壌雨量指数基準100
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には平均風速が毎秒12m以上と予想される場合に行う
大雪注意報	大雪による災害が予想される場合 具体的には12時間の降雪の深さが平地5cm以上と予想される場合に行う
風雪注意報	風雪による災害が予想される場合 具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒12m以上と予想される場合に行う

イ その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報を行う。

種類	発表基準
濃霧注意報	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 具体的には、視程が100m以下になると予想される場合に行う
雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報 具体的には最小湿度が40%以下、実効湿度が60%以下になると予想される場合に行う
なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報 ①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨
着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線に災害が起こると予想される場合に、注意を喚起するための予報 具体的には24時間降雪の深さが平地30cm以上、山地60cm以上で気温が-2℃から2℃の範囲であると予想される場合に行う
霜注意報	晩霜により農作物に著しい災害の発生が予想される場合に、注意を喚起するための予報 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合に行う
低温注意報	低温のため農作物に著しい災害が予想される場合に、注意を喚起するための予報 具体的には最低気温が-4℃以下になると予想される場合に行う
着氷注意報	著しい着氷により通信線や送電線、船体等への被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報
融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生すると予想される場合に、注意を喚起するための予報

ウ 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う

流域雨量指数基準：小泉川流域＝6.5、小畑川流域＝14.3

複合基準*1：小畑川流域＝（8，8.7）

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

エ 高潮注意報

オ 波浪注意報

（2）気象注意報に含めて行う注意報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報を行う。

4 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。

ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

（1）台風情報

ア 発表

「令和 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）

は、京都地方気象台が発表する。

イ 内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報じられる。

（2）大雨（雪）情報

ア 発表

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）

は、京都地方気象台が発表する。

イ 内容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報じられる。

ウ 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表され、大雨情報は発表されない。

（3）記録的短時間大雨情報

ア 発表

記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。

イ 発表基準

1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報じられる。

ウ 意義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測さ

れない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など重大な災害の引金となりやすい。

特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ 観測所の設置

本市に設置された京都地方気象台所属のアメダス観測所は、次のとおり。

観測所名：長岡京（ながおかきょう）

観測種目：降水量

所在地：長岡京市光風台（緯度 34° 55.8′ /経度 135° 40.7′ ）

標高：71m

（4）土砂災害警戒情報

第5節土砂災害警戒情報において詳細を記述する

（5）竜巻注意情報

ア 発表

竜巻注意情報は、気象庁が発表する。

イ 内容

雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表される。

ウ 意義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

エ 有効期間

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

（6）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

第7節キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）において詳細を記述する。

（7）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（8）その他の気象情報

ア 標題

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

イ 種類

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温及び異常潮位等がある。

ウ 構成

定形化されていない気象情報は、

- (ア) 標題
- (イ) 発表年月日時
- (ウ) 発表機関名
- (エ) 見出し
- (オ) 本文

により構成される。

エ 意義

これらの情報は、次の場合に発表する。

- (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
- (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

5 用語の解説

土壌雨量指数	降雨による土砂災害危険度の高まり把握するための指標で、雨水が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数
流域雨量指数	河川の上流域での降雨により、下流の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標で、雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数
表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数

第3 注意報・警報の発表、解除

- (1) 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (2) いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- (3) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

表・予防1-2-1 京都地方気象台への照会窓口

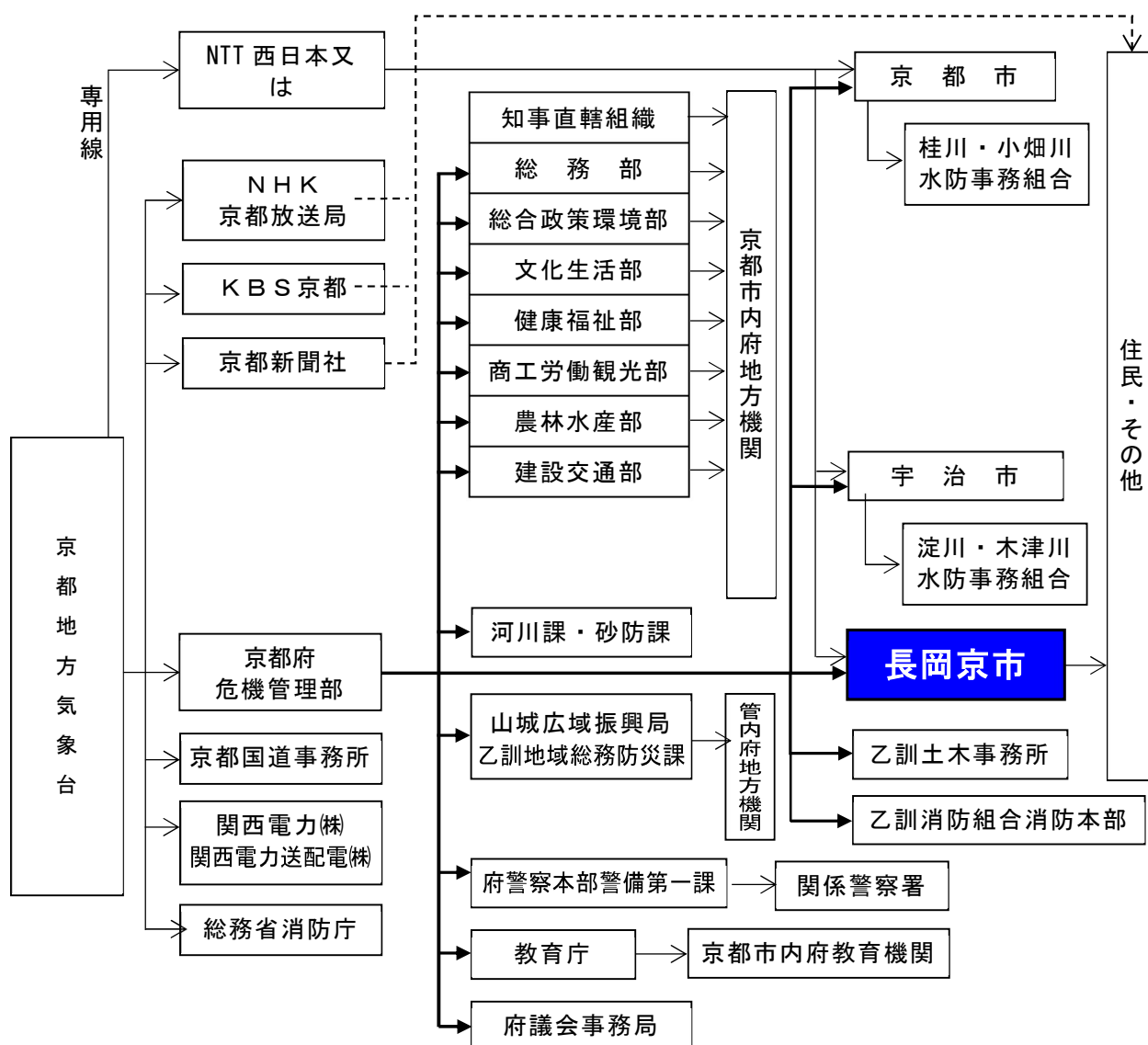
照 会 事 項		京都地方気象台担当課
1	天気予報及び気象の現況に関すること	技 術 課
2	発表中の注意報・警報・特別警報に関すること	技 術 課
3	発表中の津波予報に関すること	技 術 課
4	防災気象業務一般に関すること	防 災 業 務 課
5	過去の観測資料・統計資料に関すること	防 災 業 務 課
6	災害・異常気象の記録に関すること	防 災 業 務 課
7	海上の気象に関すること	—

京都地方気象台 技術課 防災無線 ※-717-8109
 加入電話 (075)-841-3008
 (平日のみ) 防災業務課 防災無線 ※-717-8101
 加入電話 (075)-841-3006

※衛星通信系防災情報システム「地上：8」、「衛星：7」を入力

(4) 伝達系統

図・予防1-2-2 京都府南部予報警報等伝達経路図



—— 衛星通信系防災情報システム

----- 報道

—— 有線

※NTTへは警報のみ通報

第3節 河川に対する洪水予報及び水防警報

第1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって住民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水予報（洪水注意報、警報）を発表し一般住民に周知する。（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

1 洪水予報を発令し、洪水情報提供を行う河川及び区域（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

河川名	区 域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川幹川 宇治川	左岸 宇治市塔之川 36 番の 2 地先 右岸 宇治市宇治紅斉 25 番地の 8 地先 } から 桂川、宇治川、木津川三川合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統 合管理事務 所長 大阪管 区気象 台長
淀川幹川 淀川	左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川合流点から海まで 右岸 }	枚方	
淀川支川 木津川下流	左岸 木津川市加茂町大字山田小字野田 3 右岸 木津川市和束町大字木屋字桶淵 22 の 2 } から 幹川合流点まで	加茂	
淀川支川 桂川下流	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 右岸 京都市西京区嵐山元録山町国有林 38 林班ル小班地先 } から 幹川合流点まで	桂	

2 洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	—
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36
	木津川	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01
	桂川	桂	3.80	3.90	4.00	5.06

注1 氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

2 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

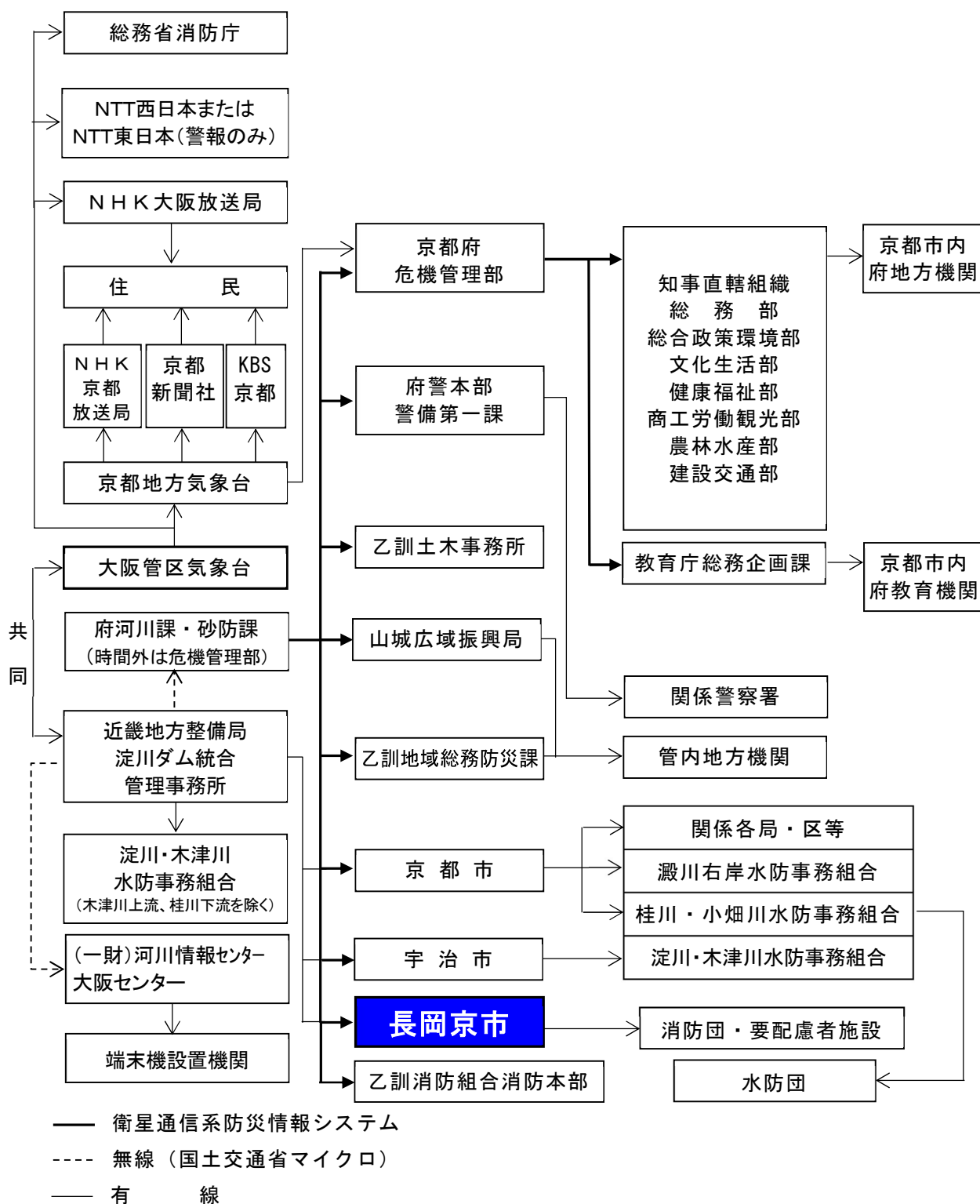
3 発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル相当情報
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準点の水位が、氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	警戒レベル 2 相当情報
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	警戒レベル 3 相当情報
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準点の水位が、氾濫危険水位に達したとき	警戒レベル 4 相当情報
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき	警戒レベル 5 相当情報

4 洪水予報の通報連絡系統

図・予防1-3-1 淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）

洪水予報の連絡系統



第2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。（水防法第16条第1項）

1 水防警報を行う河川及び区域（水防法第16条）

河川名	区 域			水防警報 発 表 者	
淀 川 幹 川	左岸	宇治市宇治金井戸 16－5 から大阪府境まで			淀川河川事務 所長
	右岸	宇治市槇島町槇尾山 1－2 から大阪府境まで			
淀川支川 桂 川	左岸	京都市右京区嵯峨亀の尾町から幹川合流点まで			
	右岸	京都市西京区嵐山元録山町国有林38林班ル小班地先から幹川合流点まで			
淀川支川 木津川	左右岸	加茂	相楽郡南山城村地内(三重県界)から幹川合流点まで		淀川河川事務 所長
		岩倉			木津川上流河 川事務所長

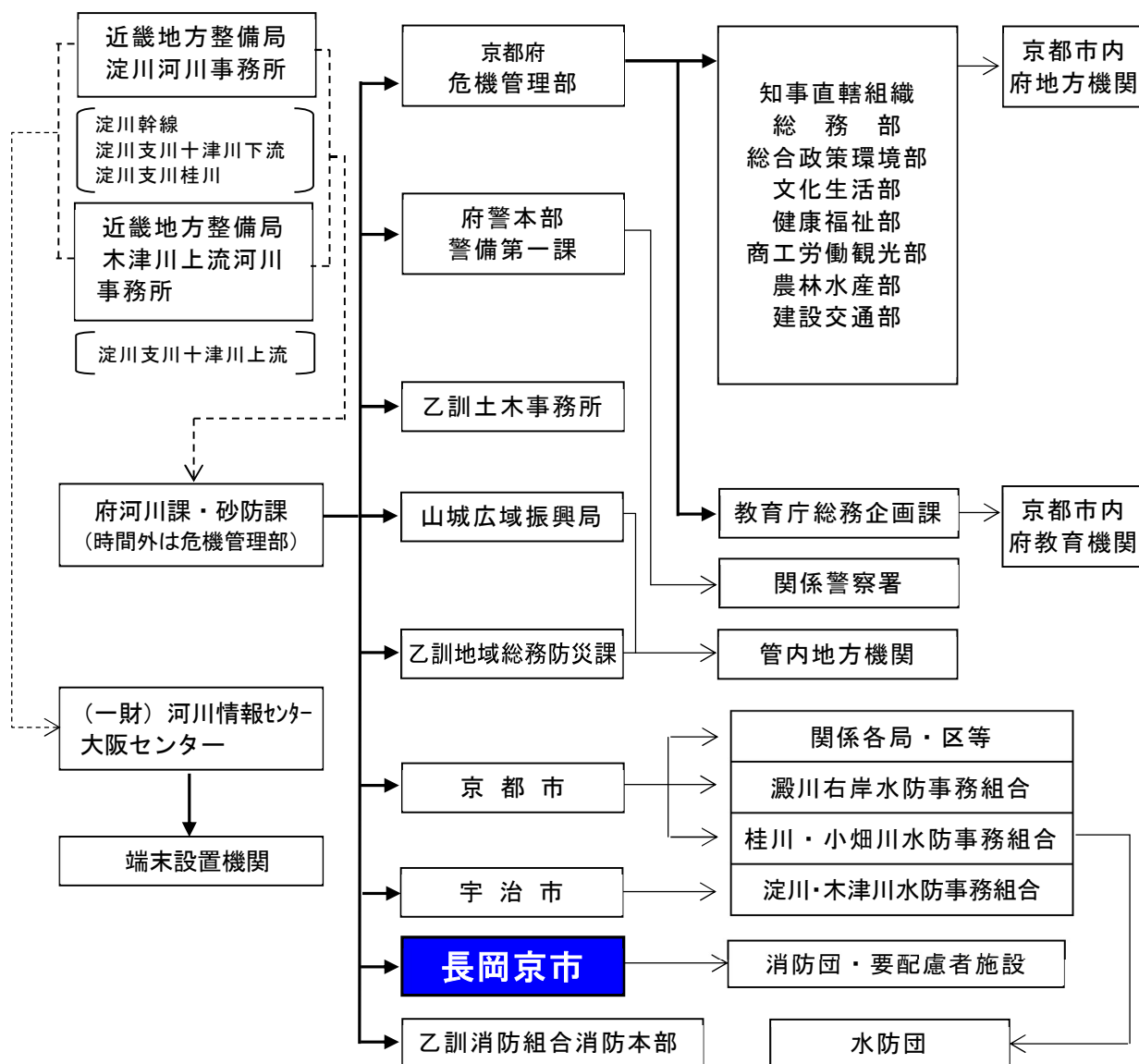
2 水防警報基準点

河川名	名称	対象水位観測所			
		地 名	位置(km)	氾濫注意 水位	計画高 水位
淀川 幹川	向島	京都市伏見区向島橋詰町	河口より 44.90	m 2.00	m 4.11
	枚方	大阪府枚方市桜町3-32	河口より 25.99	4.50	6.36
淀川支川 桂川	桂	京都市西京区桂浅原町	河口より 50.40	3.80	5.06
淀川支川 木津川	加茂	木津川市加茂町北船屋	幹川合流点より 30.60	4.50	9.01
	岩倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より 57.40	6.00	10.50

3 水防警報の通報連絡系統

図・予防1-3-2 淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）

水防警報の連絡系統

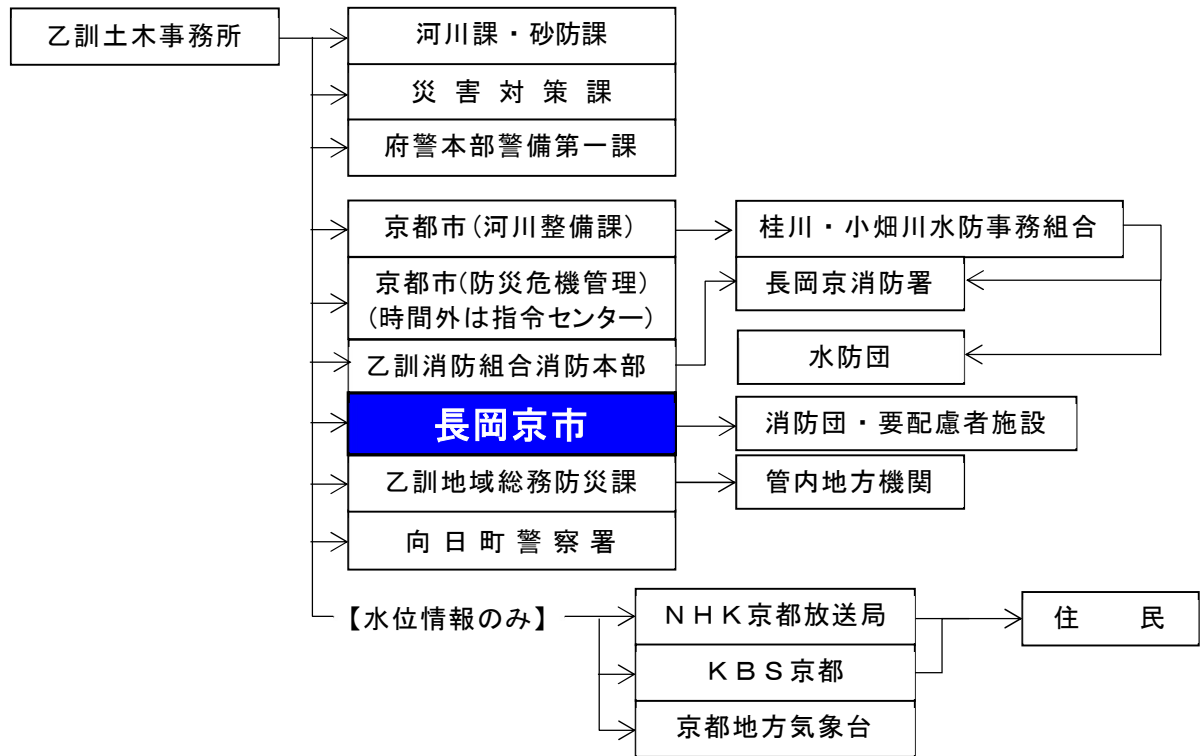


第3 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

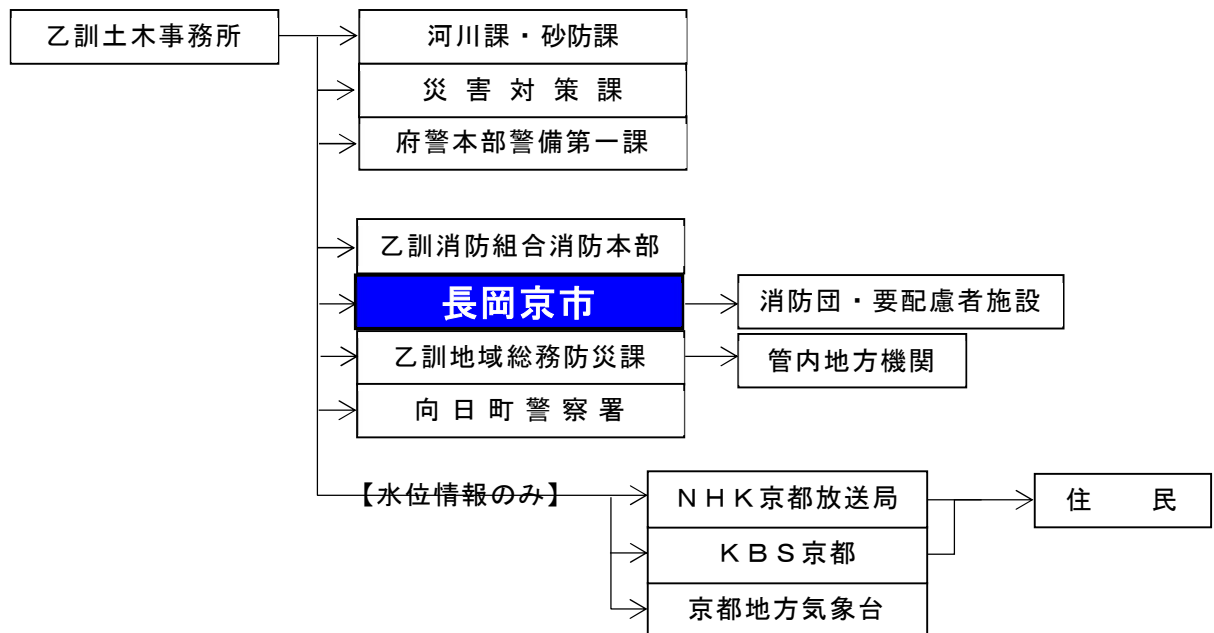
1 水防警報・水位情報の連絡系統

京都府から発表された小畑川及び小泉川の水防警報及び水位情報は、以下の連絡系統で伝達する。

(1) 小畑川水防警報・水位情報の連絡系統



(2) 小泉川水防警報・水位情報の連絡系統



2 水防警報

知事が、水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項を関係機関に通報する。

(1) 警報事項等

ア 警報事項

- (ア) 準備 水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- (イ) 出動 水防団員の出動の必要性を示すもの
- (ウ) 解除 水防活動の終了を通知するもの

(2) 水防警報の発表時期

ア 水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

イ 水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

ウ 水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき

※気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

3 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

京都府は、水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

知事は、指定した河川について通知をした場合、避難指示等の判断に資するため、市長へその通知に係る事項を通知するものとする。

府は、洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域に指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

その浸水想定区域図は京都府砂防課及び乙訓土木事務所で閲覧に供する。

4 水位の予測

京都府は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理河川の6時間先までの水位及び氾濫区域を予測した情報を市へ提供しており、市はその情報の精度、実用性の検証を進めるとともに、警戒避難体制への活用を図る。

表・予防1-3-1 小畑川・小泉川に関する水位一覧

河川名	水位観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
小畑川	大原野	1.30m	2.20m	2.20m	2.60m
小泉川	松田橋	1.30m	1.90m	1.90m	2.30m

表・予防1-3-2 参考 小畑川に関する水位目安一覧

河川名	橋脚名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
小畑川	小畑川橋	2.2m	3.8m	3.8m	4.9m
	落合橋	1.7m	2.9m	2.9m	3.6m
	大門橋	1.6m	2.8m	2.8m	3.1m
	古市橋	1.6m	2.8m	2.8m	3.1m
	六斉橋	1.5m	2.6m	2.6m	3.3m
	一文橋	1.4m	2.4m	2.4m	2.9m
	井の内橋	1.3m	2.2m	2.2m	2.6m

表・予防1-3-3 基準水位観測所以外の京都府が設置する水位計

観測所名	河川名	所在地	種類
犬川	犬川	長岡京市神足	通常
乙訓-善峰川-1	善峰川	京都市西京区大原野石見町 石見橋付近	危機管理型
乙訓-小畑川-1	小畑川	長岡京市久貝二丁目	危機管理型

第4 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設への伝達方法

洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設へは、「桂川下流洪水予報」及び「小畑川・小泉川避難判断水位到達情報」を、それぞれの河川の洪水浸水想定区域内に立地する施設へ電話で連絡するものとし、電話連絡ができない場合は口頭で連絡する。

表・予防1-3-4 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

	施設名称	所在地	TEL FAX	対象河川		
1	医療法人社団千春会千春会病院	長岡京市開田2丁目14-26	TEL 075-954-2175 FAX 075-955-4615		小畑川	
2	医療法人 医修会 新河端病院	京都府長岡京市一文橋2-31-1	TEL 075-954-3136 FAX 075-954-3193		小畑川	
3	村西医院デイサービスセンター	長岡京市神足七ノ坪11	TEL 075-957-7077 FAX 075-952-1371	桂川	小畑川	
4	グループホームあぐら	長岡京市東和苑1-4	TEL 075-956-7800 FAX 075-956-7800	桂川	小畑川	
5	チャーム長岡京	長岡京市神足太田1-4	TEL 075-959-5015 FAX 075-959-5017	桂川	小畑川	

	施設名称	所在地	TEL FAX	対象河川		
6	ニチイケアセンター長岡京 グループホームニチイのほほえみ	長岡京市神足芝本4	TEL 075-959-1355 FAX 075-951-9010	桂川	小畑川	
7	(福)長岡京市社会福祉協議会きり しま苑	長岡京市東神足2丁目15- 2	TEL 075-956-0294 FAX 075-956-0290		小畑川	
8	せんしゅん会デイサービスセンタ ー風車	長岡京市馬場井料田4-7	TEL 075-952-6503		小畑川	
9	せんしゅん会デイサービスセンタ ー滝ノ町	長岡京市滝ノ町2丁目9-7	TEL 075-953-8538		小畑川	
10	介護老人保健施設 春風	長岡京市久貝1-6-23	TEL 075-953-6301		小畑川	
11	あさつゆ	長岡京市久貝2丁目15-17 坪内マンション1階	TEL 075-959-5560		小畑川	
12	せんしゅん会デイサービスセンタ ー友岡	長岡京市友岡川原29-11	TEL 075-952-3339 FAX 075-959-3996			小泉川
13	オーチャド長岡京	長岡京市調子2丁目10- 21	TEL 075-959-0081 FAX 075-959-0082			小泉川
14	(福)乙訓福祉会乙訓楽苑	長岡京市勝竜寺長黒1-3	TEL 075-952-0888 FAX 075-952-0889	桂川	小畑川	
15	やよい工房 久貝事業所	長岡京市久貝2丁目2-11	TEL 075-952-9567 FAX 075-468-9654		小畑川	
16	G o W a y	長岡京市久貝2丁目15-17 坪内マンション1階	TEL 075-925-6969		小畑川	
17	グループホームやよい	長岡京市今里三ノ坪4-1 コモド長岡京	TEL 075-956-7701		小畑川	
18	あっとハックいちもんばし	長岡京市一文橋2丁目25- 26	TEL 075-957-5350 FAX 075-957-5350		小畑川	
19	(福)乙訓福祉会乙訓の里	長岡京市下海印寺川向井 20-3	TEL 075-954-0777			小泉川
20	就労支援センターカメリア	長岡京市調子2丁目5-7	TEL 075-958-6671 FAX 075-956-2547			小泉川
21	地域活動支援センターアンサンブ ル	長岡京市調子2丁目5-7	TEL 075-956-2543 FAX 075-956-2547			小泉川
22	放課後等デイサービスたけのこ	長岡京市勝竜寺二ノ坪6-1	TEL 075-888-0918 FAX 075-8880917	桂川	小畑川	
23	わいわいプラス乙訓教室	長岡京市馬場見場走り5- 12	TEL 075-952-7788 FAX 075-952-7789	桂川	小畑川	
24	(福)清和福祉会きりしま保育園	長岡京市神足森本13-1	TEL 075-955-5480 FAX 075-955-5485	桂川	小畑川	
25	市立深田保育所	長岡京市野添2丁目3-3	TEL 075-955-2588		小畑川	
26	市立滝ノ町保育所	長岡京市滝ノ町2丁目2- 26	TEL 075-954-5324		小畑川	
27	市立開田保育所	長岡京市神足3丁目2-20	TEL 075-954-1177		小畑川	
28	ひまわり保育園	長岡京市調子2丁目88-1	TEL 075-205-5337			小泉川
29	さくらんぼ保育園	長岡京市神足垣外ヶ内1	TEL 075-959-5885	桂川	小畑川	
30	かえで保育園	長岡京市神足垣外ヶ内1	TEL075-953-5885 FAX075-953-5665	桂川	小畑川	
31	小規模保育園ひまわりっこ	長岡京市一文橋2丁目34- 9	TEL 075-952-4177		小畑川	
32	家庭的保育園 ピキニーハウス	長岡京市一文橋2丁目28- 14	TEL 075-874-5104		小畑川	
33	家庭的保育園 アヤナイハウス	長岡京市下海印寺上内田 18-1	TEL 075-959-0330			小泉川

	施設名称	所在地	TEL FAX	対象河川		
34	ひかり保育園 長岡天神	長岡京市開田2丁目127-30	TEL 075-951-7070		小畑川	
35	家庭的保育園 レインボーハウス	長岡京市一文橋2丁目27-3	TEL 075-874-5104		小畑川	
36	一里塚幼稚園	長岡京市開田2丁目2-3	TEL 075-953-0308		小畑川	
37	市立神足小学校	長岡京市神足3丁目2-1	TEL 075-951-1034		小畑川	
38	市立長岡第十小学校	長岡京市井ノ内玉ノ上22	TEL 075-955-4600		小畑川	
39	市立長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺28-1	TEL 075-955-2556		小畑川	
40	小規模保育園 アトリエ	長岡京市友岡川原25-3	TEL 075-959-1002			小泉川
41	手をつなごうあおき保育園 長岡京	長岡京市調子1丁目24-21	TEL 075-925-9072			小泉川
42	小規模多機能型居宅介護のどか	長岡京市友岡川原25-3	TEL 075-959-1003			小泉川
43	介護老人保健施設西山天王山	長岡京市友岡川原25-3	TEL 075-959-1001			小泉川
44	せんしゅんかいショートステイ西山天王山	長岡京市友岡川原25-3	TEL 075-959-1001			小泉川
45	マリアンキッズインターナショナルスクール長岡京	長岡京市馬場1丁目106-10	TEL 075-874-1547		小畑川	
46	いしはら保育室長岡京	長岡京市城の里27-4	TEL 075-950-1268	桂川	小畑川	
47	のあホーム	長岡京市井ノ内北内畑24-15	TEL 090-3999-9887 FAX 075-746-5449		小畑川	
48	グループホーム寿樹	長岡京市神足2丁目12-12	TEL 075-951-1694 FAX 075-951-1694		小畑川	
49	スマイルファクトリー向日	長岡京市滝ノ町2丁目13-29	TEL 075-950-1322 FAX 075-950-1323		小畑川	
50	ドリトルハウス向日	長岡京市滝ノ町2丁目13-29	TEL 075-950-1322 FAX 075-950-1323		小畑川	
51	あっとホームどんぐり	長岡京市一文橋2丁目25-19	TEL 075-957-5350 FAX 075-957-5350		小畑川	
52	あっとホームたんぽぽ	長岡京市一文橋2丁目25-19	TEL075-957-5350 FAX075-957-5350		小畑川	
53	あっとハックたんぽぽ	長岡京市一文橋2丁目25-19	TEL 075-957-5350 FAX 075-957-5350		小畑川	
54	あっとホーム翔	長岡京市今里川原7-34	TEL075-957-5350 FAX075-957-5350		小畑川	
55	放課後等デイサービスGROW	柴の里1-22 寿々屋ビル3F	TEL 075-957-6702 FAX 075-957-6708		小畑川	
56	ジョイフル神足短期入所事業所	長岡京市神足3丁目5-4	TEL 075-935-0130 FAX 075-935-0131		小畑川	
57	ジョイフル神足	長岡京市神足3丁目5-4	TEL 075-935-0130 FAX 075-935-0131		小畑川	
58	放課後等デイサービス五つの輪なおか教室	長岡京市東神足2丁目4-6	TEL 075-925-6386 FAX 075-925-6387		小畑川	
59	にじげん南京都	長岡京市緑が丘1-1	TEL075-874-1400		小畑川	
60	サンアップホーム城の里	長岡京市城の里20-6	TEL075-406-0478	桂川	小畑川	
61	市立長岡第九小学校	長岡京市東神足17-1	TEL075-955-4081 FAX075-951-5396		小畑川	

	施設名称	所在地	TEL FAX	対象河川		
62	こうたり保育園	長岡京市東神足 17-2	TEL075-950-1520 FAX075-950-1525		小畑川	

第4節 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都府気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

第1 通報区域

「二次細分区域」単位での通報とする。

第2 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

第3 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

第4 乙訓消防組合管理者が行う火災警報

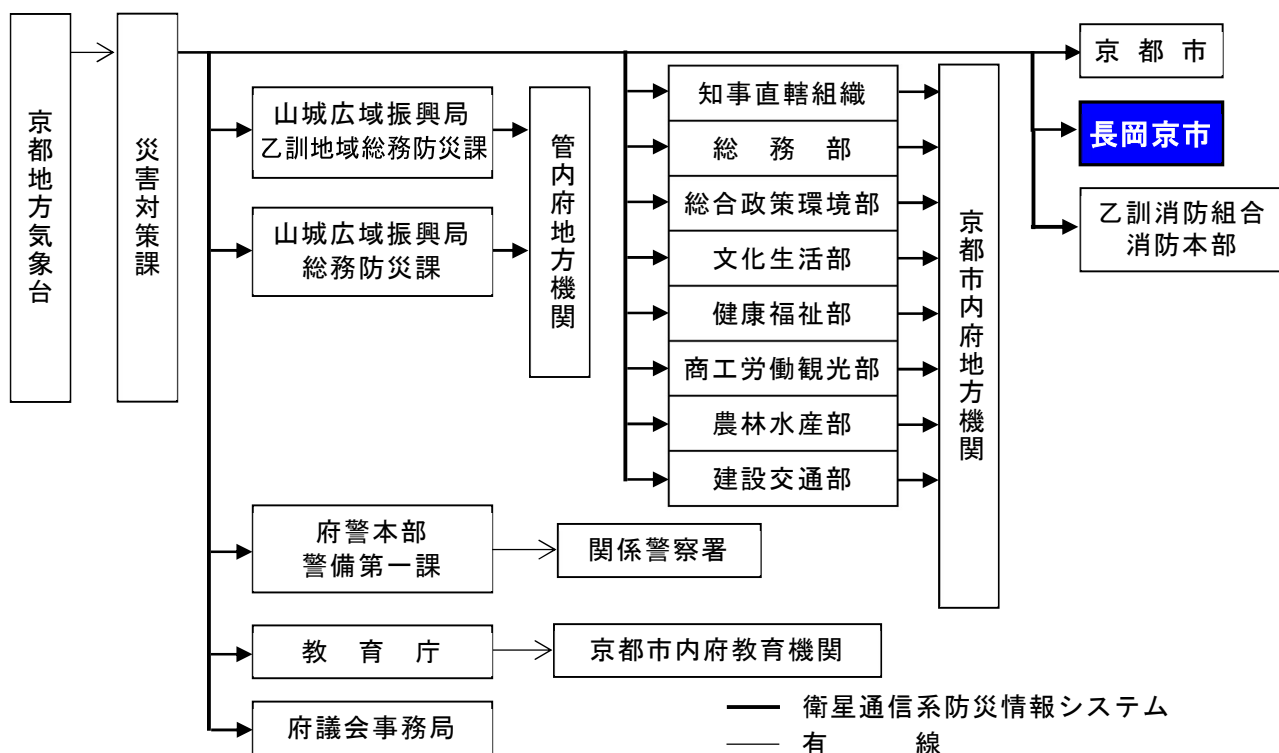
乙訓消防組合管理者は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次のいずれかに掲げるものとする。

- （1） 実効湿度 55%以下、最小 35%以下で、風速毎秒 7 m以上又は 7 m以上となる見込みであるとき。
- （2） 風速毎秒 12m以上又は 12m以上となる見込みであるとき。

乙訓消防組合管理者は、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

警報の伝達は、火災警報等発令時における伝達系統により行い、広報車・消防車等により周知徹底する。火災警報の解除伝達もこれに準ずる。

図・予防1-4-1 火災気象通報伝達経路図



第5節 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又は水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、地震発生後の液状化等による異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官に通報するものとする。

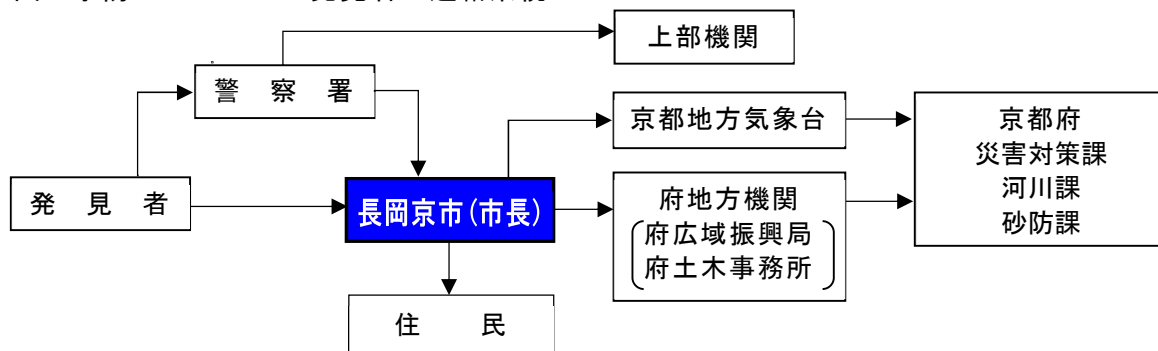
2 警察官

通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報するものとする。

3 市長の通報

1、2によって通報を受けた市長は、直ちに気象官署及び府地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

図・予防1-3-2 発見者の連絡系統



第6節 土砂災害警戒情報

第1 土砂災害警戒情報の発表

1 発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、府と京都地方気象台が共同で発表する。

2 内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報ずる。

3 意義

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。

4 基準値等

- (1) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、複数の土砂災害が発生した過去の事例からRBFN出力値を選定し、1キロメッシュ毎に基準値を定めている。
- (2) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

5 伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から京都府災害対策課経由で届く。

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて、それぞれの土砂災害が発生するおそれがある土地の区域内に立地する施設へ電話で連絡するものとし、電話連絡ができない場合は口頭で連絡する。

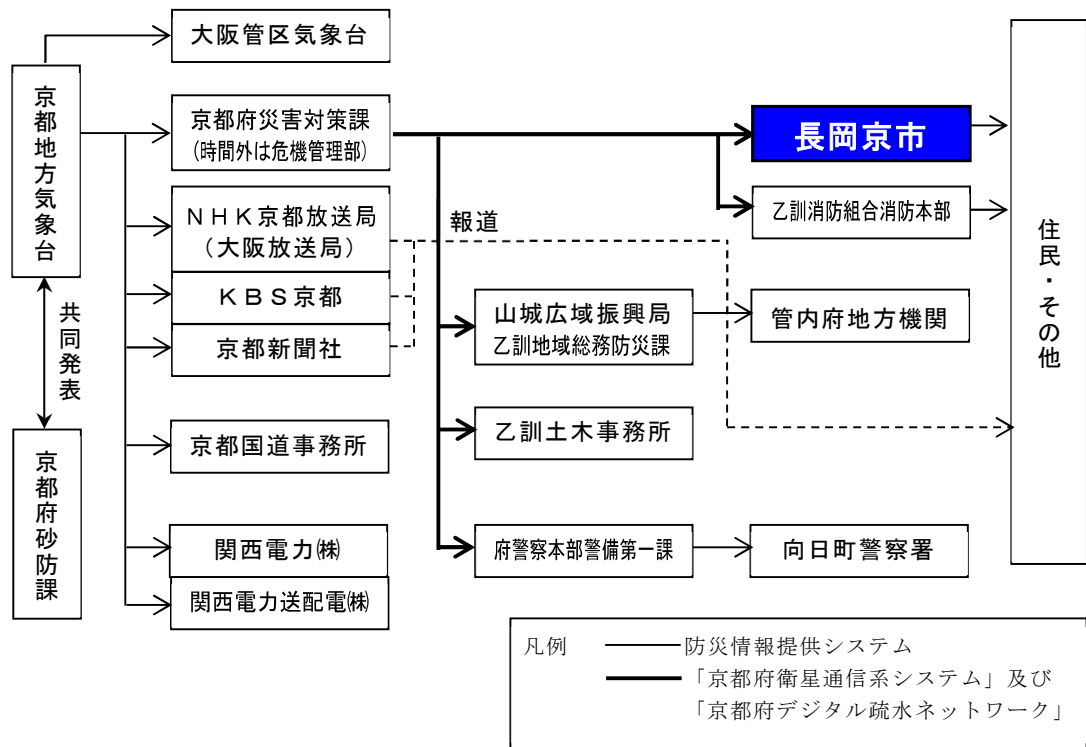
土砂災害警戒情報伝達様式は、下記の注釈に記した資料^c参照。

土砂災害警戒区域等内要配慮者利用施設一覧

施設名	地区	連絡先	危険箇所 区分
特別養護老人ホーム 竹の里ホーム	長岡京市奥海印寺走田 1-1	951-2230	土石流
身体障害者福祉ホーム ハイツ竹とんぼ	長岡京市金ヶ原平井 24	956-1590	土石流
長岡京市立長法寺小学校	長岡京市長法寺川原谷 31	951-0027	がけ崩れ
長岡京市立長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田 1-1	951-2112	がけ崩れ
多世代交流ふれあいセンター	長岡京市長法寺谷山 13-1	955-2100	がけ崩れ
長岡カトリック幼稚園	長岡京市今里南平尾 17	951-9805	がけ崩れ
WAO N事業所	長岡京市こがねが丘 3-13	874-6162	土石流
グループホーム 3UP	長岡京市高台 2 丁目 8-8	090-5167-2356	土石流

^c 土砂災害警戒情報伝達様式

図・予防1-6-1 土砂災害警戒情報伝達経路図



第7節 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

1 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
「極めて危険」（濃い紫） 「非常に危険」（うす紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「警戒」（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
「注意」（黄）	避難に備えハザードマップ等による災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

2 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数^(注)の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
「危険」（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「警戒」（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
「注意」（黄）	ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

^(注) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第8節 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) サイレンによる方法
- (2) マイク、広報車等を利用する方法
- (3) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (4) ラジオ放送、テレビ放送による方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡に当たる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

第2章 情報連絡通信網の整備計画

第1節 情報収集・伝達体制の整備

(本部事務局、対策本部各班)

大規模な災害時には、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに市民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

第1 整備計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 衛星通信系防災情報システムの整備

災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、災害から市民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを京都府との連携のもと運用しており、防災関係機関との相互通信や気象情報等の一斉受令等を確保している。

第3 市防災行政無線

市災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、移動系の無線網としてMCA陸上移動通信システムを運用している。

また、住民等に対する災害情報の周知徹底を図り被害を未然に防ぐため、コミュニティFM局であるFMおとくにを活用した同報系防災情報伝達システムを運用しており、屋外拡声子局及び戸別受信機により確実な情報伝達を図っている。

第4 情報収集・連絡体制の整備

1 活動マニュアルの作成

各班は、「第3編第2章第1節 災害情報の収集・連絡」に定める情報収集・連絡を迅速確実に実施するために、事前に各職員の役割、手順及び使用する通信手段等を明確に定め、活動マニュアルを作成する。

その際、夜間、休日等の場合にも対応できる体制の整備並びに、定められている情報伝達ルートが使用できない場合のバックアップルートについても明確にしておく。

マニュアルは、常に見直しを行い、実効性を高めるよう努める。また、通信が輻輳した場合は、通信機器だけに頼らず、特に市域内の情報伝達が実施できる体制を整備するよう努める。

2 災害時の情報通信の確保

市は、多様な災害関連情報等の収集・連絡体制を順次整備するよう努める。

(1) 職員チャットツールの整備

過去に発生した災害時においては、電話回線の混線により通話が不可能となる中、SNS等のインターネットを介したサービスが情報収集・提供等の有効な手段となった。市は、職員の安否確認、情報収集、情報共有等を円滑に実施するために、スマートフォン等のモバイルデバイスでも通信可能な職員チャットツールを整備する。その際、外部支援者との連携等、効果的な受援体制の構築も鑑み、外部チャットツールとの互換性を確保する。

(ア) 本部事務局は、職員チャットツールによる各班から本部事務局への迅速な情報集約等が実施される体制を平常時に構築し、その体制を職員へ周知する。

(イ) 各班長は、職員チャットツールによる各班内の情報共有が円滑に実施される体制を平常時に構築し、その体制を班員へ周知する。

(ウ) 所属長は、職員チャットツールによる職員の安否情報の確認が円滑に実施される体制を平常時に構築し、その体制を所属職員へ周知する

(2) 職員参集メールの整備

緊急時における職員の参集を行うため、登録制メールを活用し、職員一斉呼出体制を整備する。

(3) 衛星携帯電話の整備

災害対策本部における緊急時の通信手段をするために、市役所に衛星携帯電話を整備し通信の多重化を図る。また、災害時に孤立する可能性がある地域についても同様に整備する。

(4) 災害時優先電話の整備

加入電話回線の重要回線を、災害時に優先電話とするよう努める。

表・予防 2-1-1 災害時優先電話一覧

市長室	***-***7
会議室 4 0 1	***-***1 ***-***2
公共資産活用推進室	***-***3
防災・安全推進室	***-***4
長岡中学校	***-***7
長法寺小学校	***-***8
第三小学校	***-***0
消防第1分団	***-***1
消防第2分団	***-***2
消防第3分団	***-***3
消防第4分団	***-***4
消防第5分団	***-***5
東ポンプ場	***-***0
北ポンプ場	***-***5
東第二浄水場	***-***2
乙訓休日応急診療所	***-***0
図書館	***-***2
産業文化会館	***-***0

(5) ホットラインの整備

緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

(6) 車載無線等の整備

3 各公共施設の停電・耐震対策、維持管理

各公共施設の管理者は、通信施設の停電対策として非常電源装置の整備等、日頃の適切な維持管理に努める。

4 通信機器の災害予防

災害による通信設備の被害を防止するため、それらの転倒防止等、日頃より必要な措置を講ずる。

災害に備えて、何時でも使用できるように定期点検を実施する。

5 職員に対する通信機器の使用方法の習熟等

大規模な災害が発生した場合にも、通信機能を有効に活用できるよう、平常時から通信機器の使用方法等について担当職員に習熟させるため、通信訓練等を行うとともに、各通信系統の通信方法、通話試験方法、点検の実施方法等をマニュアル化する。

第3 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取り組みを行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

2 自治体クラウドの活用推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を推進する。

第4 市民への情報発信体制の整備

市民に迅速に情報を伝達するため、緊急速報（エリア）メール、長岡京市防災情報お知らせメール、長岡京市LINE公式アカウント、屋外拡声子局、戸別受信機、市ホームページ、SNS、アプリケーション、Lアラート等を活用した多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第2節 市・防災機関等の非常通信

災害時に市から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能若しくは困難になった場合には、非常通信経路（第3編第2章第1節第5 京都府への災害情報及び被害報告 図・応急2-1-2 非常通信経路）に従って通信連絡を行う。

第1 防災機関等

無線を整備している防災関係機関^Dは、市及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援若しくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

^D 資料5-6 防災機関の有する無線系統

第3章 河川防災計画

第1節 河川の現況

第1 市内河川の現況

市内には、桂川に流れ込む支川として、小泉川・小畑川及び犬川が流れ、その他中小河川が多く流れている。

第2 河川の整備

都市化の進展に伴って、これまで緑地や田畑・ため池等が有していた保水・遊水機能が低下し、出水時における被害が増大する可能性が高まっている。河川・排水路の整備をはじめ、各地のそれぞれの立地条件を勘案しつつ、総合的な治水事業の促進を図る必要がある。また、本市では2019年度版長岡京市防災ハザードマップを配布し、市民に対して身の周りがある「土砂災害及び小畑川浸水想定区域に関する警戒を要する箇所」及び「淀川水系浸水想定区域」並びに「浸水の恐れのある箇所」等を周知するとともに土砂災害及び浸水想定に関する知識を高め「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけていただくよう市民の意識向上を図り、万が一災害が発生した場合に被害が最小限となるように努めている。

1 小畑川・犬川

長岡京市域における一級河川小畑川は、昭和28年の台風13号による災害以来、京都府が昭和42年度から工事に着手し、河川改修は完成している。

また、一級河川犬川（小畑川合流点から府道西京高槻線までの間）については、昭和45年度から工事に着手し、河川改修が概ね完成している。

2 小泉川

長岡京市域における一級河川小泉川は、京都府が昭和38年度に工事に着手し、平成17年に桜橋上流の支川鈴谷川（普通河川）合流点までの改修が概ね完了している。

3 その他の河川

その他の河川については、集中豪雨時に一部溢水が予想される箇所などもあり、引き続き整備を進める。

第2節 ダムの現状と洪水調節

異常洪水時防災操作に関する情報を受けた場合は、住民の避難等につながる重要な情報であるため、速やかに市民に周知する。

1 天ヶ瀬ダム

ア ダムの現状

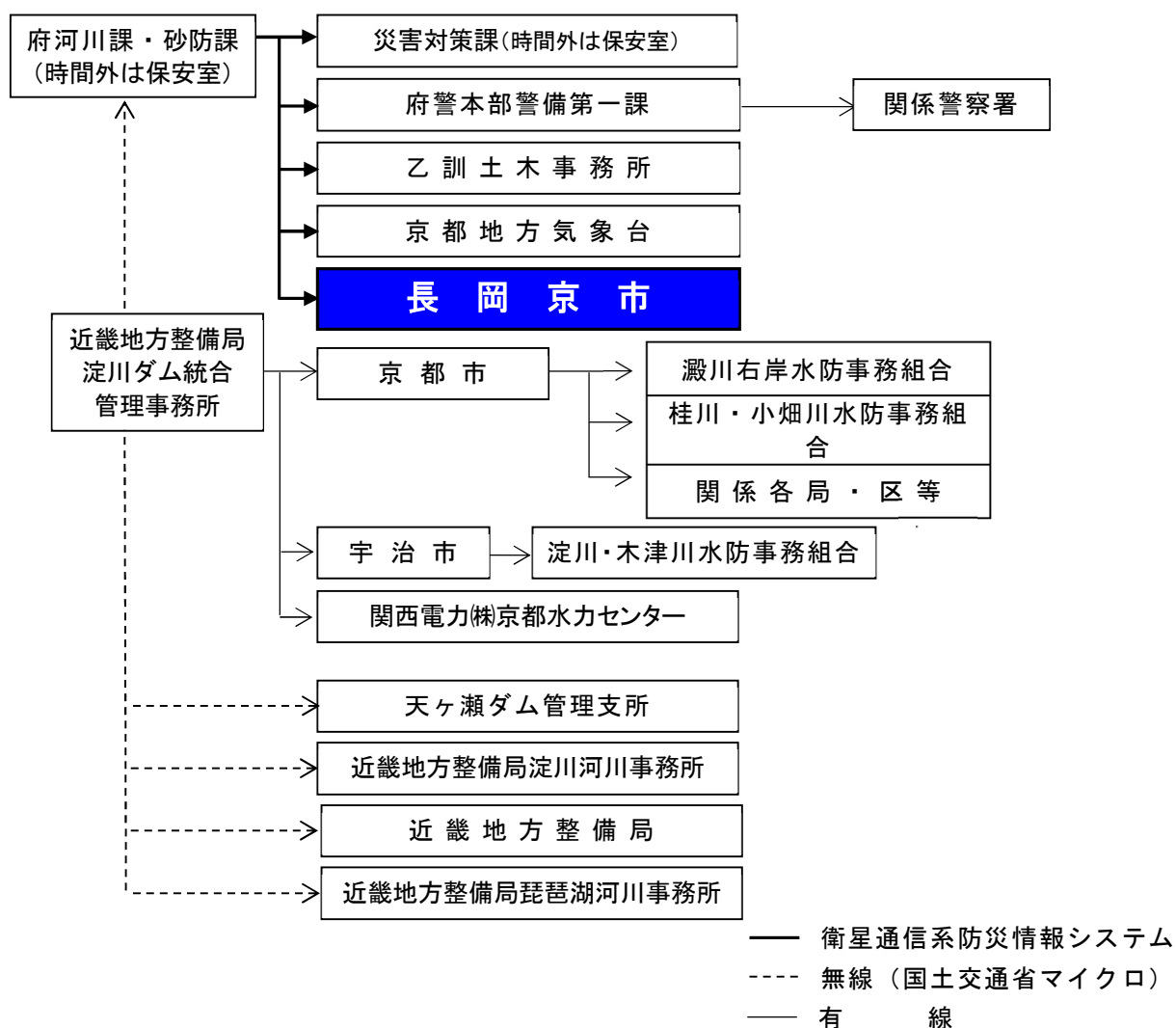
(1) 目的	洪水調節、水道用水、発電	
(2) 管理者	国土交通省	
(3) 位置	京都府宇治市槇島町字六石	
(4) 河川名	淀川水系	淀川（宇治川）
(5) 規模	形式	ドーム型アーチ式コンクリート
	堤高	73.0m
	総貯水容量	26,280,000m ³
	計画高水量	2,080m ³ /s

イ 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,080m³/sを1,140m³/sに調節する。

ただし、枚方が氾濫注意水位を越えたときは、二次調整として250m³/sに調節する。

ウ 放流通報の連絡系統



2 高山ダム

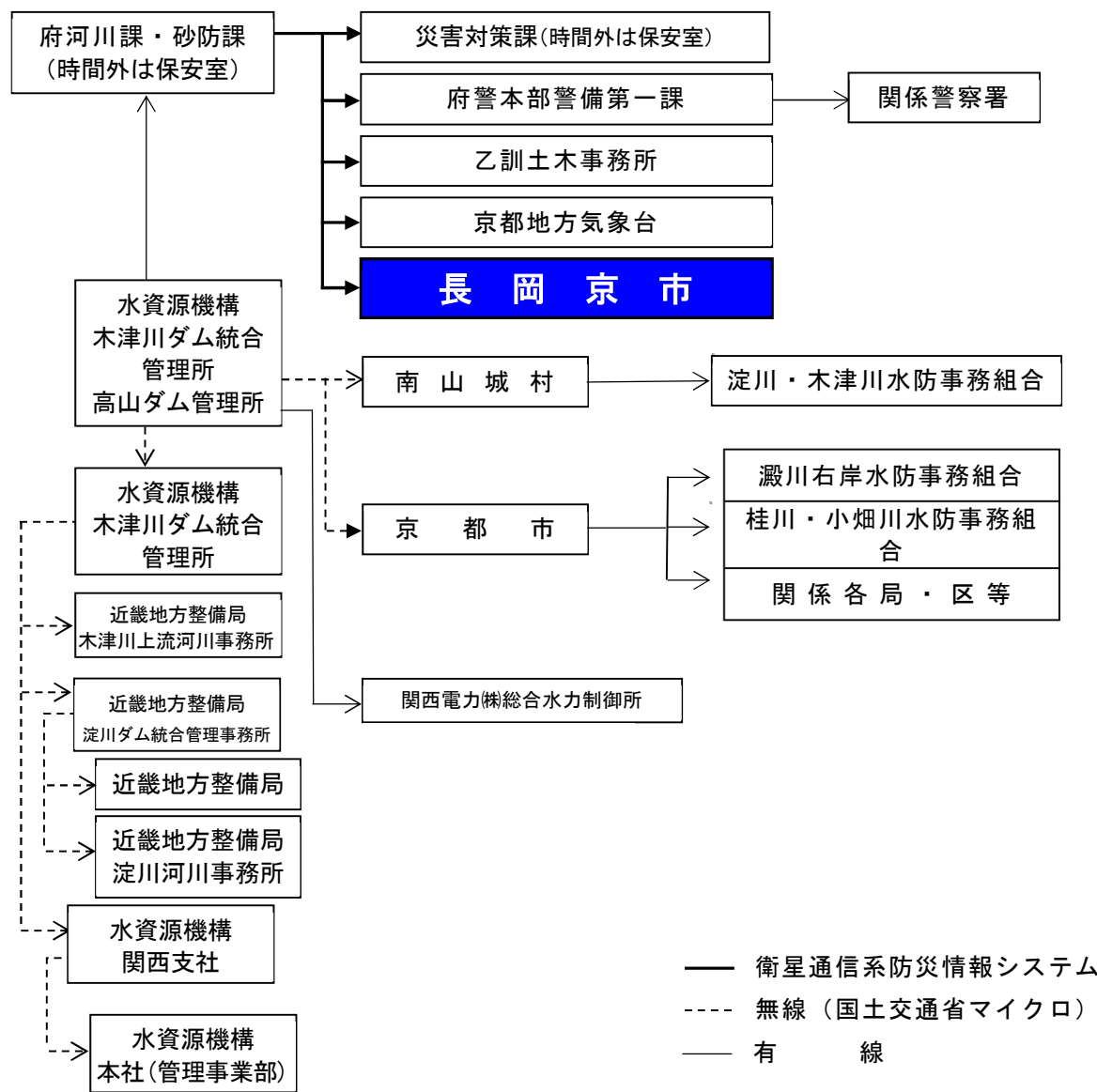
ア ダムの現状

(1) 目的	洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電	
(2) 管理者	水資源機構	
(3) 位置	相楽郡南山城村高尾	
(4) 河川名	淀川水系	名張川
(5) 規模	形式	アーチ重力式コンクリート
	堤高	67.0m
	総貯水容量	56,800,000m ³
	計画高水量	3,400m ³ /s

イ 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000m³を利用して、ダム地点の計画高水流量3,400m³/sを1,800m³/sに調節する。

ウ 放流通報の連絡系統



3 日吉ダム

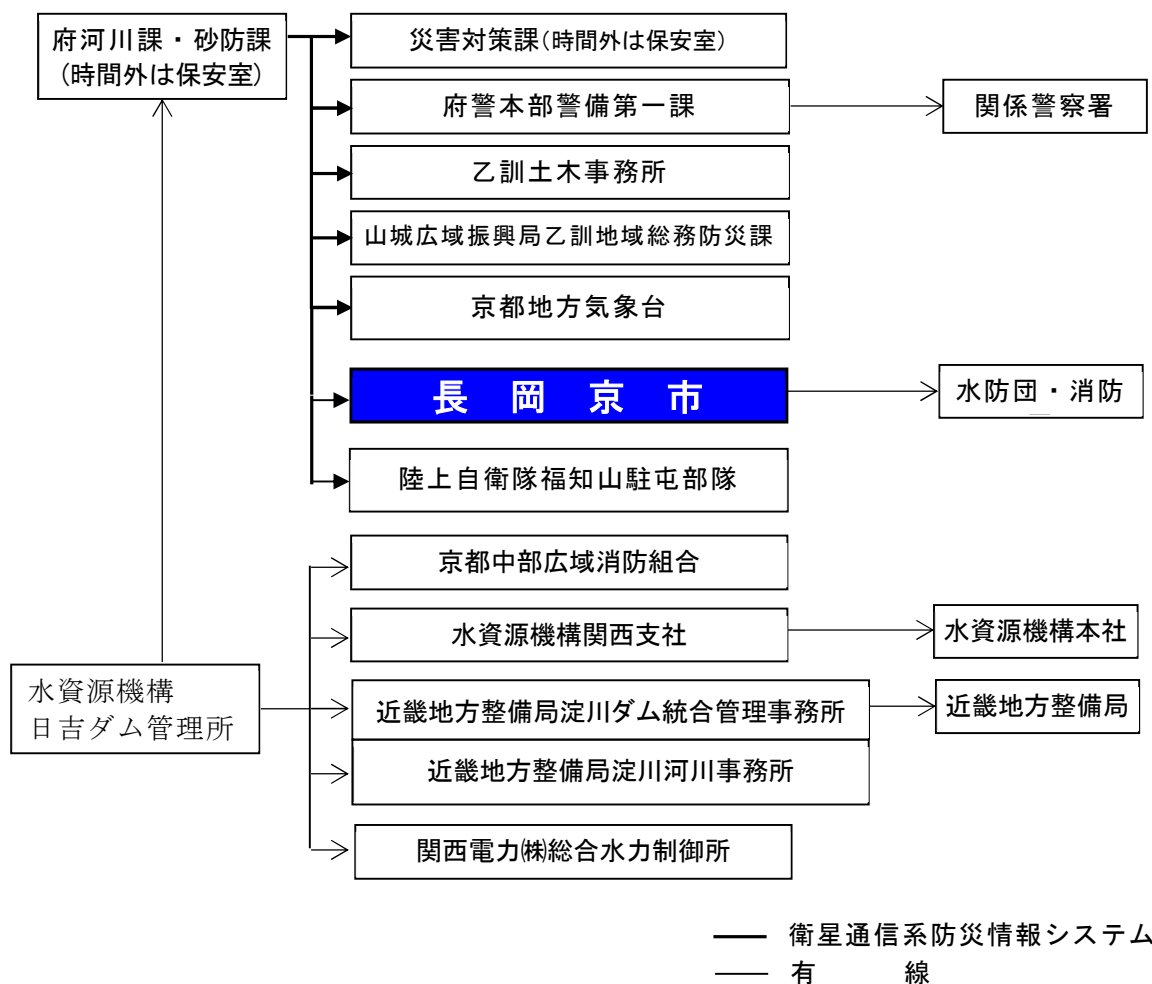
ア ダムの現状

(1) 目的	洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持	
(2) 管理者	水資源機構	
(3) 位置	南丹市日吉町中	
(4) 河川名	淀川水系	桂川
(5) 規模	形式	重力式コンクリート
	堤高	67.4m
	総貯水容量	66,000,000m ³
	計画高水量	1,510m ³ /s

イ 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高178.5mから201.0mまでの容量42,000,000m³を利用して、ダム地点の計画高水流量1,510m³/sを150m³/sに調節する。

ウ 放流通報の連絡系統



第4章 林地保全計画

第1 森林の現況

本市の総面積 1,917ha のうち森林面積は 785ha で、総面積の 41%を占めており、そのほとんどが民有林である。このうち、2ha が土砂流出防備、干害防備の保安林に指定されている。また、竹林面積が 165ha で森林面積の 21%を占めている。

第2 山地災害危険地区の状況

山地災害危険地区は、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や、病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や溪流）を京都府が調査し、基準値以上のものを山地災害危険地区として把握したもので、荒廃状況や災害の予想発生形態により「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

山地災害危険地区は、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として把握されており、京都府は特に危険度が高い山地災害危険地区の治山事業を計画的に進めている。

長岡京市における山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が 19 箇所、崩落土砂流出危険地区が 7 箇所となっており、その一覧を下記の注釈に記した資料^Eに記載する。また、詳細な情報は京都林務事務所で閲覧可能なほか、京都府ホームページにおいて位置や種別などが公開されている。

第3 山地災害危険地区の周知等

市は、人的被災を極力軽減するため、山地災害危険地区に関する情報を市民に周知し、自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、台風通過後等において、京都府の現地調査等により山地災害の危険性が増大したと判断された場合は、地域住民への周知を行う。

第4 山地災害の復旧

山地災害後の復旧体系としては、森林法に基づく保安林又は保安施設地区に指定された後、国が実施する直轄事業や府が実施する次の国庫補助事業が実施される。

- (1) 治山等激甚災害対策特別緊急事業
- (2) 山地治山総合対策事業
- (3) 森林基盤整備事業

これらの国庫補助の対象とならない小規模な災害については、府単費による復旧が行われる。市は、府が実施する国庫補助事業又は府単費による復旧事業のいずれも実施されない場合に災害後の復旧が必要と判断した場合は、府の指導及び「京都府小規模治山事業補助金交付要綱」に基づく補助等を受け復旧事業を実施する。

^E 資料 8-5 山地災害危険地区一覧

第5章 砂防関係事業計画

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって市内の土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

第1節 土砂災害における警戒避難体制

市が土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導する。

1 警戒又は避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、土砂災害警戒情報システムを参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導する。

2 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定に当たっては、急傾斜地の崩壊、土石流等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水はん濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路は、地域防災計画に記載するとともに、長岡京市防災ハザードマップを作成し、住民に対し周知徹底を図る。

3 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。収集した情報を、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

4 防災知識の普及及び防災活動の実施

市は、防災関係職員や住民に対して、土砂災害警戒区域等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

5 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障がい者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、当該施設をこの計画に位置づけることとし、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等を電話又は口頭で伝達する。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）の作成、訓練等を指導し、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、

施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2節 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム

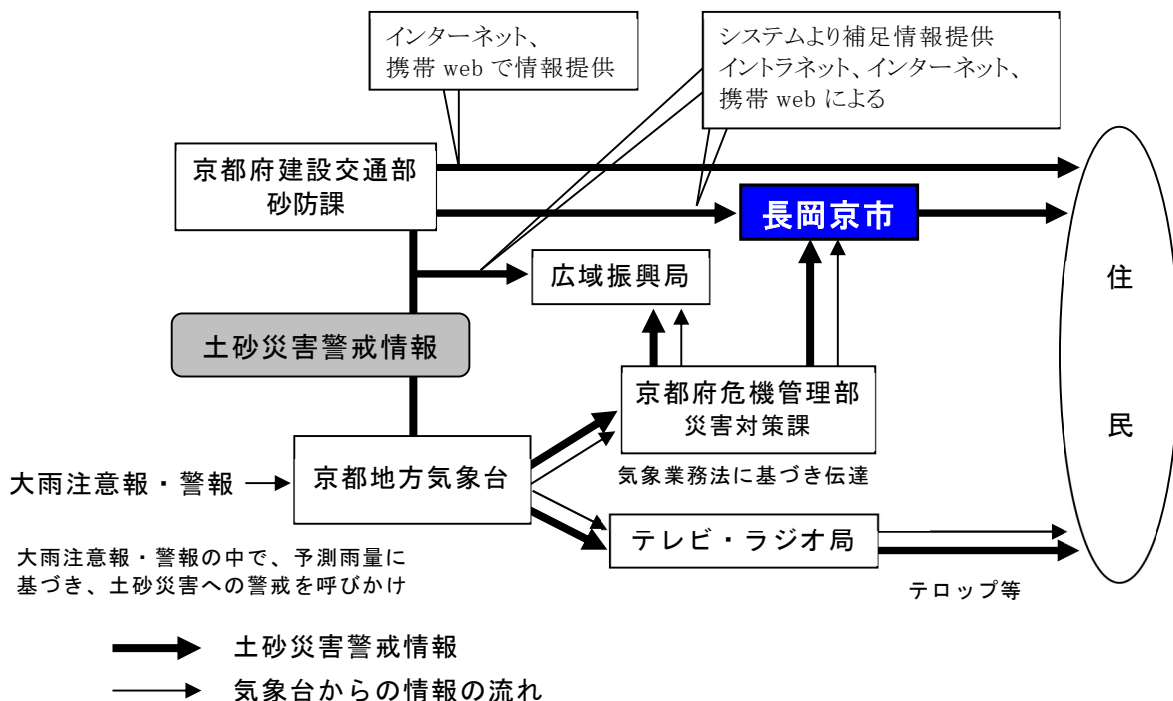
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難情報の発令等必要な措置を講ずる。

1 土砂災害警戒情報の伝達経路

図・予防 4-2-1 土砂災害警戒情報の伝達経路



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。

また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

- (2) 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。
- (3) 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

第3 留意点

全ての土砂災害は表現できないので、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも前兆現象などから危険が予測される場合は避難指示等を行う場合がある。

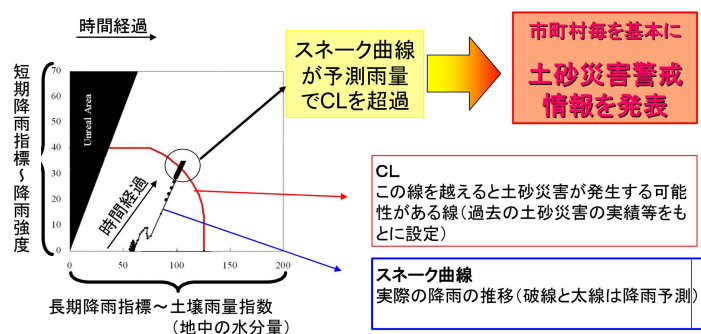
- (1) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- (2) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第4 土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 システムの概要

本システムは気象台による精度の高い降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

図・予防 4-2-2 情報発表の判定方法



2 市への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断されたときには、京都府防災情報システムを活用して情報提供されるとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度が通知される。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報がイントラネット、インターネット、携帯Webで発信される。

3 用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1kmメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るという土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

C L：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しおり、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第5 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

（1）国土交通省が実施するもの

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のa、bを共に満たす場合）

a 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

b おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（次のア、イを共に満たす場合）

a 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

b おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

（2）京都府が実施するもの

ア 地すべり（次のa、bを共に満たす場合）

a 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

b おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第3節 土砂災害予防計画

（建設班）

都市化に伴い、傾斜地への宅地造成、池を埋め立てた宅地開発等が行われ、これらの地域では斜面崩壊や土石流等の土砂災害が起きる危険性が考えられる。

市民の生命財産の保全及び市民生活の安定を図る目的で、各種施設の整備によって土砂災害を未然に防ぐ必要があるとともに、危険地域の住民への平常からの注意喚起並びに、避難連絡体制の整備を図る必要がある。

第1 地域特性の把握^F

本市の西半分は500～600m級の西山連峰に連なる丘陵、山地であり、東半分は桂川に達する平坦部を成し、京都盆地の西南部に位置する。

地質は、西部は、丹波層群の砂岩及び泥質岩・砂岩・チャート互層で占められており、また、輝緑凝灰岩が帯状に分布している。その東には段丘堆積層が発達し、一部大阪層群がみられる。

西山山麓は浸食に弱く荒廃溪流が多数存在し、また山麓に沿って西山断層が通過している。本市における土砂災害警戒区域は、市西部に分布している。

第2 砂防対策

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起こし、はん濫の原因になる。

府は、土砂災害を未然に防止するため、水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。

この土砂を土砂生産地帯でくい止めるため、治山事業とも調整し山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、新しい崩壊等を防止し、また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、溪岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるための溪流保全工等が施工されている。なお、市内には11箇所（7溪流）の砂防指定地がある。

- （1）小泉川（1955年6月4日指定）
- （2）深谷川（1957年3月23日指定、1977年5月17日指定）
- （3）湯谷川（1964年12月17日指定）
- （4）柳谷川（1976年7月17日指定）
- （5）浄土谷川（1987年3月27日指定）
- （6）見舞谷川（1993年11月19日指定）
- （7）坂川（1997年6月11日指定、2002年2月13日指定、2003年2月13日、2018年5月25日指定）

^F 資料8-1 長岡京市の土石流危険溪流一覧

資料8-2 長岡京市の急傾斜地崩壊危険箇所一覧

資料8-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

第3 土石流対策

1 現状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると溪岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

市内において、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所は19箇所である。

2 計画の方針と内容

府は、土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本総合整備計画等に基づき推進し、特に保全対象人家が多い場所又は道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

市は、危険区域に対して土砂災害警戒情報システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等を速やかに把握する措置を講ずる等警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努め、特に、要配慮者利用施設については、重点的に対策を講じる。

第4 急傾斜地崩壊対策

1 現状

市内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害の及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所は41箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）である。

府は、これらの急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、令和6年12月25日現在、市内には急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は無い。

2 計画の方針と内容

府は、急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。

また、急傾斜地崩壊危険箇所について、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等の調査、急傾斜地崩壊危険区域としての指定促進、雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業の推進を行う。

市は、危険区域に対して土砂災害警戒情報システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等を速やかに把握する措置を講ずる等警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努め、特に、要配慮者利用施設については、重点的に対策を講じる。

第5 土砂災害警戒区域等の予防対策

1 危険箇所のパトロール等

平時から土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及びこれに準ずる箇所のパトロールを実施するほか、土砂災害警戒区域等の住民又は土地所有者に対しては、豪雨時等にはできるかぎり速やかに当該箇所から避難するよう日頃から周知徹底し、注意喚起をしておく。

なお、京都府等関係機関の協力を得て防災パトロールの強化を図る。

2 土砂災害警戒区域等の避難計画

土砂災害警戒区域等に指定されている地域については、地元自治会、自主防災会と調整を図りながら、情報連絡体制、避難場所及び避難経路等定めた警戒避難体制の整備を図るとともに、京都府と京都地方気象台が整備した土砂災害警戒情報を利用し警戒に当たる。

第6章 農業用施設防災計画

第1 現況

ため池、用排水路、農道等の農業用施設は、市内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設として、その役割を担っているが、これらは、自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

第2 農業用ため池⁶

農業用ため池は市内に21箇所あり、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

災害の未然防止を図るため、市は、改修を要するため池については、ため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施に努める。

特に決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。

具体的な指定基準は以下のとおりとし、指定は地域の実情を十分に把握している市と協議の上、京都府が行う。

- ・当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等が存すること。
- ・貯水する容量が1,000m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること。
- ・貯水する容量が5,000m³以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。
- ・上記に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

※住宅等…住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となる恐れがないものを除く。

1 ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、市内の全ての農業用ため池の諸元情報の整備に努めるとともに、定期的に点検調査を行う。

2 ため池整備の推進

上記点検調査により改修が必要と判断されるため池については、各種事業を活用した計画的な整備に努める。

3 ため池洪水対策

「防災重点農業用ため池」については、住民避難の参考となる浸水想定区域図や避難経路図等の整備に努める。

⁶ 資料8-3 農業用ため池一覧

第3 大雨、洪水（融雪洪水を含む）対策

1 農業用ため池

- (1) 巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木の撤去の励行
- (2) 斜樋・底樋の点検整備
- (3) 堤体の応急補強と通行規制
- (4) 洪水吐及び下流放水路障害物の除去
- (5) 不用貯水の排除及び事前放流の徹底
- (6) 農業用以外に利用されているため池の適正な管理者への移管
- (7) 未使用ため池の廃止

2 用排水路

- (1) しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行う。

3 ポンプ

- (1) 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転を行い非常に備える。
- (2) 燃料の確保・保管

4 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桷、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

第4 雪害対策

- (1) 融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と同じとする。
- (2) 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

第5 地震対策

- (1) 農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにする。
- (2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておく。対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討する。

第6 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、積極的な協力を呼びかける。

第7章 道路及び橋梁防災計画

第1 道路・橋梁の整備

道路は、災害時には避難路となるだけでなく、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うために必要である。また、避難者に緊急物資を供給する緊急輸送のためにも欠くことができない。

このため、沿道の不燃化を推進し防災効果の高い道路の整備、橋梁の安全性の向上を図るとともに、都市計画道路等の地域の幹線道路整備を促進し、道路交通ネットワークの向上を図る。

1 道路の状況

表・予防6-1-1 道路の状況

(令和7年4月1日現在)

道路延長 (m)				道路面積 (㎡)	舗装率 (%)			
総延長	国 道	府 道	市 道		総面積	国 道	府 道	市 道
214,195	2,510	29,346	182,537	1,547,260	98.1	100.0	100.0	97.3

資料：国土交省京都国道事務所、京都府乙訓土木事務所、道路・河川課

2 整備計画

災害時の交通の円滑と安全を図り、道路機能を確保する観点から、土地区画整理事業及び街路事業等により災害に強い道路整備を推進する。

- (1) 災害時においても緊急車両等が円滑に通行できるよう道路舗装の普及を図る。
- (2) 浸水、いっ水の場合、路面の流水を早急に排水できるよう側溝の整備及び下水道事業に伴う側溝の改良を推進する。

3 延焼遮断のための植樹の推進

避難路を延焼遮断機能のあるものとするため植樹整備を推進する。

4 避難場所と避難路のネットワーク化

安全な避難のため避難場所や広域避難場所への避難路のネットワーク化を図る。

5 重要物流道路等及び緊急輸送道路の確保

京都府地域防災計画において、重要物流道路及びその補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化が位置づけられており、表・予防6-1-2の緊急輸送道路及び表・予防6-1-3の重要物流道路等については、災害時に十分機能が発揮できるよう関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止等に努める。

表・予防6-1-2 京都府が指定する緊急輸送道路

第1次	名神高速道路、京都縦貫自動車道（京都第2外環状道路）、国道171号、主要地方道西京高槻線、一般府道奥海印寺納所線
第2次	主要地方道大山崎大枝線、主要地方道伏見柳谷高槻線、一般府道長岡京停車場線

表・予防6-1-3 国土交通省が指定する重要物流道路及び代替・補完路

重要物流道路	名神高速道路、京都縦貫自動車道、国道171号
代替・補完路	主要地方道大山崎大枝線、主要地方道西京高槻線、主要地方道伏見柳谷高槻線、長岡京市道第1022号線

6 都市計画道路の整備

市内に都市計画決定されている都市計画道路全般の整備・ネットワークの向上を図り災害時における広域幹線である国道171号を補完する地域幹線道路を拡充する。

当面下記の路線を重点的に整備を進める。

(1) 地域幹線道路

地域の幹線道路となる都市計画道路の整備においては、避難場所や物資集積地等の防災拠点の位置等を十分に考慮する。

(2) 輸送用幹線道路の整備

広域応援の多重性、代替性を確保するため、緊急輸送道路の整備を国、府等に働きかける。

表・予防6-1-4 整備重点路線

幹線道路	都市計画道路	御陵山崎線
	都市計画道路	長岡京駅前線

7 橋梁の整備

本市の中心部と国道171号の間にある小畑川に架かる主要な橋の安全性を高める。

第2 高速道路防災計画（西日本高速道路㈱）

西日本高速道路㈱は、地震災害、風水害、雪害等の災害に強い高速道路等及び付帯施設を形成するため、防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講じ、防災対策に万全を期するものとする。

1 災害予防

未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路等の保安全管理を強化するとともに、道路の建設及び保全事業を計画的かつ総合的に推進するものとする。併せて、防災に関する調査研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的技術的向上に努めるものとする。

2 災害に強い道づくり

- (1) 災害に強い道づくりを行うため、道路・通信施設等の整備に当たっては、構造物・施設等の耐震性を確保するとともに、代替性の確保、多重化等の観点からもネットワークの早期整備を推進するものとする。
- (2) 道路施設の設置に当たっては、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても道路施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。
- (3) 高速道路等及び付帯施設については、災害時の緊急輸送道路としての重要性を考慮し、耐震性の確保に配慮するものとする。

3 防災体制の確立

災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ防災体制の整備を図るものとする。

また、大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災体制の確立を図るとともに、関係機関との連携による応援体制の確立を図り、もって日本道路公団の総力を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

- (1) 警戒体制（災害の発生のおそれがある場合）
- (2) 緊急体制（災害が発生した場合）
- (3) 非常体制（非常かつ重大な災害が発生した場合）

4 関係機関との連携

京都府防災会議等に積極的に参加し、平常時から関係機関との連携の強化と、連絡体制の整備を図るものとする。

5 災害発生時の応援協力体制

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、関係機関、建設業者等との応援協力体制について整備を図るものとする。

6 資機材の確保

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、資機材の備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。

7 食料・飲料水等の備蓄

防災活動を行うため必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄若しくは調達体制の整備を図るものとする。

8 防災上必要な教育及び訓練の実施

防災教育、防災訓練等の実施により職員の資質向上に努めるものとする。

第8章 建築物等防災計画

(総務班、建設班、上下水道班、教育班、乙訓消防組合)

第1節 建築物の防災対策

第1 建築物と災害

建築物及びその集合体としての都市は、人間の個人的・社会的活動が行われる器として、健康性、耐候性、安全性等を備えることが要求される。特に安全性は、人命に直接影響を与えるため、最も基本的かつ重要な要件といえる。

この建築物の安全性がそこなわれるという事象が災害であり、災害の直接的原因としては、地震、強風、豪雨、豪雪、出火等が挙げられるが、建築物がこれに耐えきるだけの強さを持っていれば、災害は生じない。したがって、建築物の弱さも災害の一要因といえることができる。更に、建築物内での階段からの落下、エレベーター事故、転倒等人間活動と密接にかかわる災害（事故）もあり、建築物単体としての多様な安全性の確保が必要である。また、風等の自然条件、建築物の密集性や狭あい道路等の社会的条件により、出火の延焼の危険性が増大するといったように、災害の拡大には環境要因が強く作用するため、面的な災害対策＝安全・安心のまちづくりが必要となる。

第2 防災構造化の基本方針

長岡京市は大阪と京都の間に位置し、JR 東海道本線・阪急京都線が市の中心部を通過するという交通面等の好条件により、昭和30年代後半から民間開発主導で都市化が進んでいった。当初は、おもに丘陵部で適正な規模をもった敷地・道路・公園が確保されていたが、昭和40年～50年代には地価が高騰したこともあり、敷地面積の狭小な建築物が増加していき、昭和60年代に入ると住宅の建て替えが行われると同時に既存の一敷地が分割されるなど、宅地の細分化が進んでいった。平成20年代以降も件数は減少したものの、農地からの宅地造成や建物の建築等は現在も一定数行われている。

以上のような経過から、本市域には旧耐震基準による木造住宅が存在し、また道路も狭い等、まだまだ災害に脆弱な地域もあることから、本市は、市民の生命、身体と財産を守るため、以下の項目を防災構造化の基本方針として防災まちづくりの計画を推進していく。

- 1 建築物の耐震性能向上及び不燃化を促進する。
- 2 総合公園（西山公園（第3期）整備推進計画）、地区公園、近隣公園、街区公園等の整備と区画道路の拡幅を推進する。
- 3 避難路を延焼遮断機能のあるものとするため植樹を推進する。
- 4 避難場所と避難路のネットワーク化を図る。
- 5 市内に安全な広域避難場所を確保する。
- 6 災害に弱い箇所を抽出するため市域の実態把握、分析を行い整備計画の樹立を図る。
- 7 複数の都市間幹線道路整備を国、京都府に働きかける。

第2節 建築物等災害予防計画

第1 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、病院、学校等の公共建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

また、本市においては、令和3年11月に改定した長岡京市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物全般の耐震性強化を図る。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進
- (4) 拠点施設としての機能

応急活動等の本部としての機能が維持できるよう、大規模な災害に際しても信頼に足る安全性とともに自己完結型の機能を有する施設として整備する。

その際、構造体だけでなく、非構造部材及び設備の安全確保に配慮する。

ア 窓ガラスは、飛散防止フィルムを貼付する。

イ 指令装置等の電子設備は倒壊防止の措置を講ずる。

ウ 市役所庁舎地階の各施設について、浸水防止の措置を講ずる。

- (5) 自己完結型の機能維持

災害直後の初動時から3日間は外部からの補給、支援がなくとも、人的及び施設の機能が維持できるよう整備する。

ア 自家発電設備の容量を大きくする

(ア) 指令装置、通信設備、その他の本部機能維持

(イ) 救急資機材の電源

(ウ) 必要最低限の生活維持

イ 飲料水の確保

(ア) 飲料水の備蓄

(イ) 受水槽の耐震化

(ウ) 受水槽の大容量化

(エ) 浄水器設置

- (6) 保存食の備蓄・自炊施設等の整備

- (7) 災害活動車両及び自家発電機の燃料備蓄・危険物倉庫の増設

- (8) コンピュータの安全対策

市のコンピュータソフト及びデータについては、定期的にバックアップを行い、重要度に応じて分散保管、非常電源装置対策等を講じておく。

2 不特定多数が利用する特殊建築物

劇場、スーパー、ホテル、旅館、社会福祉施設等不特定多数が使用する特殊建築物については、高い防災性能が必要であり、京都府と協力して以下の対策を講ずる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化

3 住宅、その他の建築物

住宅や、不特定多数が利用する特殊建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 市民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (2) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (3) 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告が必要であり、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、同法に基づく府の指導に協力する。

4 密集住宅市街地の改善

建築物単体の防災対策と並行して、老朽木造住宅密集地区や狭あい道路地区等に対し、市を主体とする住宅市街地総合整備事業等、地域事情を考慮した面的整備を促進する。

- (1) 「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」により整備が必要とされる地域の把握を行い、都市政策の一環として総合的な整備が図れるよう、市における整備方針の策定を促進する。
- (2) 特に防災性の向上が必要な地域については、老朽住宅の建替及び住環境の整備を促進する。

第2 文教施設・設備等の災害予防計画

1 施設の点検及び補修等の実施

電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

2 防災機能の整備

- (1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。
- (2) 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を受入することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を図る。
- (3) 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防止するため平時からの点検や整理整頓に努め、視聴覚機器・事務機器・書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の管理徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

第3 宅地の防災対策

1 宅地防災の対応

宅地造成に伴う宅地災害対策については、昭和43年11月5日に市内一部の丘陵地等が建設省（現・国土交通省）により宅地造成工事規制区域に指定され、宅地造成に伴う災害の防止が図られてきた。令和7年5月1日より京都府において宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始され、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されたことを受け、京都府と協力して危険な盛土等を規制することにより、がけ崩れ、土砂の流出による災害防止に努めている。

今後、豪雨又は大地震等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、京都府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

※判定実施については、被害状況等に応じて実施要否の判断を行い、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（令和4年11月被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき行う。

2 宅地造成防災対策

梅雨期及び台風期には京都府の協力を得て、宅地造成工事中の場所を中心としたパトロール等を実施するとともに、工事施工者等を指導し、宅地防災対策を推進する。

3 地下空間における浸水対策

河川、内水によるはん濫等による浸水のおそれがある区域においては、不特定又は多数の者が利用する地下空間への浸水が起こるおそれのある場所の把握に努めるとともに、当該地下空間を管理する者と被害軽減について調整を図るものとする。

第9章 文化財災害予防計画

(教育班、乙訓消防組合)

第1 現状

1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法施行令により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務づけられている。

市域には対象となる府指定建造物は1棟、市指定建造物は石造物を除き33棟がある。このほかに国登録建造物26棟、府登録建造物3棟、府暫定登録建造物14棟があり、指定建造物とともに総合的な防災設備設置促進に向け指導助言を行っている。

2 美術工芸品

市内における国指定重要文化財は4所有者7件である。このうち、すでに収蔵庫等の防災設備を備えた社寺等もあるが、指導等によって防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。収蔵庫その他防災施設の設置を進めるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。また、府指定・登録文化財、市指定文化財は、現在12所有者、35件を数える。

このうち東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、府立山城郷土資料館に保管されている9件を除く美術工芸品等について、防災上の指導助言を行っている。

第2 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。

その防災計画は災害の予防に重点を置くものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第3 計画の内容

1 建造物

国・府・市指定等建造物については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日策定）に基づいて、所有者等に維持管理及び使用方法の助言、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について指導助言を行う。特に、防災設備の日常的な点検、修理や、文化財の日常の維持管理的な小修理等について指導助言を行う。また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進する。

2 美術工芸品

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火・耐震のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講ずる。

3 史跡、名勝、天然記念物

地震災害に対する指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

4 文化財保護対策

- (1) 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災措置についての指導を徹底する。
- (2) 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- (3) 文化財防火デー等に、種々の実地訓練について計画作成の指導助言を行う。
- (4) 文化財の防火に関係のある消防関係機関との連絡、協力体制を確立する。

5 補助金

市は国指定・登録文化財、府指定・登録文化財・暫定登録文化財、市指定文化財、その他貴重な文化財の防災事業等に対して、長岡京市文化財保護条例に「長岡京市文化財補助金」を交付する制度を設けている。このほかに国や府などの補助制度がある。

交付する防災対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、耐震性貯水槽、避雷針、免震装置等の設置及び修理事業である。

6 融資

公益財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年・7年・5年償還 低利（年利0.9%）

融資対象は補助事業に準じる。

第10章 危険物施設等災害予防計画

(乙訓消防組合、教育班)

危険物施設等は、近年の産業構造の変化によって複雑となり、危険物の種類、施設等が多種多様化している。

大規模災害によってその施設が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災等により、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。そのため、これら危険物等の貯蔵、取扱い及び運搬について災害防止のためには、規制及び予防査察を強化して安全対策の推進を図る。

第1節 危険物保安対策

危険物保安対策については、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則等による規制のほか消防庁、京都府消防保安課及び近隣各消防本部等と連絡協調するとともに、市内における危険物施設関係者、危険物保安監督者、危険物取扱作業従事者（以下「危険物施設関係者等」という。）と緊密な連携を取り、災害予防の体制を整え、安全対策の円滑な推進を図る。

第1 危険物の予防対策

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめているのが現状である。

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において行政指導を実施する。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び運搬車両の立入検査については、警察との連携を十分に行い、積極的に実施する。

- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

表・予防9-1-1 危険物施設の現状

(平成31年4月1日現在)

区分	施設数
製造所	1
屋内貯蔵所	30
屋内タンク貯蔵所	0
地下タンク貯蔵所	40
移動タンク貯蔵所	1
屋外貯蔵所	2
給油取扱所	17
一般取扱所	18
総計	109

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について指導する。

- (1) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施
- (2) 著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (3) 二重防油堤設置の検討
- (4) 異常事態発生時における応急体制と緊急通報体制の確立
- (5) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- (6) 応急資機材の備蓄※
- (7) 同企業間の相互応援協定の締結

※応急資機材 油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等

4 地震対策

- (1) 屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

第2 高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等保安対策

1 施設の安全指導

事業所の管理者等に対して予防査察を実施し、関係行政機関と合同で高圧ガス保安法等の関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、耐震性の向上に努めるよう指導する。

2 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

3 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

第3 防災教育、指導

1 危険物施設関係者等

危険物施設等の管理責任者、防火管理者、危険物取扱従事者に対し、保安管理の向上を図るため、危険物関係法令の改廃や特異な事故が発生したときは、講習会や立入検査等を通じて積極的に指導する。

また、危険物安全週間等の機会をとらえて、事業所全体の防災体制について周知されるように指導する。

2 学校・研究施設等の対策

学校や研究施設には、規制量以下の少量の危険物、劇毒物や薬品が保管されている場合があるが、これらは、地震等で転倒・落下し、爆発や発火により火災が発生するおそれがあることから、これらの施設の管理者に対して、予防査察を通じて指導する。

第4 危険物施設等の規制

危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）として許可された施設は、消防法に基づき次の規制を行う。

1 規制の方針

危険物施設の位置、構造、設備が常に技術上の基準に適合するようその維持管理及び貯蔵、取扱基準の遵守について規制を行う。

2 規制区分

- (1) 設置及び変更に対する審査及び許可
- (2) 完成検査前検査
- (3) 完成検査
- (4) 仮貯蔵・仮取扱及び仮使用の承認

3 危険物施設の定期点検の実施

危険物施設関係者に対して、消防法に基づく定期点検の実施を指導し、安全対策の徹底を図る。

第11章 ライフライン施設の災害予防計画

第1節 電気施設防災計画

第1 計画の方針

台風、洪水、雷、雪害等による電力設備への影響が発生した場合に備え、平時において、被害情報の収集及び市民への情報提供体制を構築するとともに、関西電力送配電株式会社等と連携し、電力設備の被災の未然防止や、早期復旧に向けた体制を構築するものとする。

第2 計画の内容

1 停電情報の収集

電力設備の被災等により大規模な停電が発生した場合は市への通報が殺到するおそれがあるため、情報整理及び処理を行う体制を平時より構築するよう努める。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年9月1日）」に基づき、関西電力送配電株式会社等との相互連絡体制を構築するとともに、情報連絡網の定期的な見直しを図る。

2 市民への情報提供

停電発生地域や原因、復旧の見通し等について、可能な範囲で市民に情報提供するための体制構築を図る。

また、市民が自ら情報取得を行うための手段として、関西電力送配電株式会社が提供する停電情報アプリについて普及・啓発を図る。

3 災害の未然防止

「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年9月1日）」に基づき、関西電力送配電株式会社等と連携し、災害時にボトルネックとなる場所等における事前対策について検討する。

また、病院、防災関連施設等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むとともに、優先して停電復旧又は仮復旧すべき重要施設について、関西電力送配電株式会社と共有する。

第2節 ガス施設災害予防計画

第1 計画の方針

都市ガスの導管は、そのほとんどが地中埋設により設置されており、台風や豪雨などの風水害による影響を基本的に受けにくく、近年の大きな台風や豪雨でも、ほかのインフラに比べて支障件数（事故など支障が起きた件数）は非常に少なくなっており、また、地中のガス導管は耐震性にも優れている。ただし、地震等によりあらかじめ定めた値よりも大きな揺れを感知した場合には、二次災害を防止するための保安措置としてガス供給が緊急停止され、導管や設備の安全性の確認が実施されるため、大規模な災害の場合には、この確認作業に多くの人手が必要となる。

市は、平時において、ガス供給停止時における情報収集及び市民への情報提供体制を構築するとともに、大阪ガスネットワーク株式会社等と連携し、ガス供給の早期復旧に向けた体制を構築するものとする。

第2 計画の内容

1 ガス供給停止情報の収集

大規模なガス供給停止が発生した場合は市への通報が殺到するおそれがあるため、情報整理及び処理を行う体制を平時より構築するよう努める。

また、大阪ガスネットワーク株式会社等の関係機関との相互連絡体制を構築するよう努める。

2 市民への情報提供

ガス供給停止地域や原因、復旧の見通し等について、可能な範囲で市民に情報提供するための体制構築を図るとともに、市民が自ら情報取得を行うための手段として、大阪ガスネットワーク株式会社がホームページで提供する情報について普及・啓発を図る。

また、「災害時における情報提供に関する覚書（平成31年3月22日）」に基づき、あらかじめ大阪ガスネットワーク株式会社から提供を受けたマイコンメーター復帰手順の情報について、平時より市民への普及・啓発を図る。

3 事前対策

「災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書（令和元年10月25日）」に基づき、円滑な都市ガス復旧作業に資するため、大阪ガスネットワーク株式会社の活動拠点として使用に供する市有地について、あらかじめ候補地を選定するよう努めるものとする。

第12章 資材器（機）材等整備計画

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器（機）材を平常時から十分検討整備し、各資材器（機）材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

第1節 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器（機）材

（本部事務局）

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器（機）材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

第1 水防用施設資材器（機）材

市は、水防管理団体として、次の施設に資材、器（機）材を備え付けるように努めるものとする。

1 勝竜寺水防倉庫設置場所

場所：勝竜寺犬川橋北側

2 水防用資材器（機）材

- （1）資材のうち腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- （2）最悪の場合を予想してあらかじめ緊急調達方法を検討しておく。
- （3）資材、器（機）材を減損したときは直ちに補充する。

3 備蓄

水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。ただし、状況に応じて変更するものとする。

表・予防11-1-1 資材の状況

品目	数量	品目	数量	品目	数量
袋類	600 枚	鉄線(10 番)	100kg	杉丸太	150
なわ	600kg	鉄線(8 番)	100kg	長 1.8m 末口	本
むしろ	100 枚	割木	50 束	6cm	
くぎ(6 インチ)	12 kg	竹(竹杭用を含む)	50 本	長 1.6m 末口 9c	
	50 本			砂・玉石・砂利	若干

表・予防11-1-2 器材の状況

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30 丁	かけや	10 丁	のこぎり	4 丁
かま	10 丁	おの、又はなた	5 丁	ペンチ	3 丁
たこづち	8 丁	くわ	10 丁	バケツ	1 個
ツルハシ	2 丁	金づち	3 丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

第2節 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄

（本部事務局，調達環境班、上下水道班）

飲料水、食料及び生活必需品等については、大規模災害では、発災後3日間は平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性がある。

従って、災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市はそれを補完するために、飲料水・食料・生活必需品・医薬品等の備蓄及び民間応援協定・広域市町村相互応援協定等の締結に努める。

また、国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立するとともに、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第1 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄、調達の基本方針

市は、災害発生時に備え、飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄を行う。

また、京都府への支援要請や京都南部都市広域防災連絡会、相互援助協定市や大型店舗の全国流通センター等と、調達に関しての事前協定締結等により物資の調達を図る。

1 市民及び事業所への協力の呼びかけ

- （1）日頃から市民の防災意識の高揚に努め、また、「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、市民自身が飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を心がけるよう啓発を行う。
- （2）日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等においては3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食のほか、流動食をはじめとした介護食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。また、それらをバック等に詰めておき、いつでも非常持ち出しができるよう啓発を行う。
- （3）市内の商店に対しては、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。
- （4）大災害時には、事業所が備蓄している物資の供出についての協力依頼しておく。

2 備蓄・調達の目標量

市の必要量は、最も避難者が想定される有馬－高槻断層帯地震の被害想定に基づ

き、在宅及び車中避難を含む全避難者のほか、帰宅困難者及び災害対応に従事する職員等の人数を考慮し、別途備蓄に関する計画において定めるものとする。

3 備蓄の方針

- (1) 市民は、各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水及び発災直後に不可欠な生活必需品等を備蓄するよう心掛けること。
- (2) 市は、食料の調達が困難な発災後1日分の非常用食料を現物備蓄する。また、府と協力の上、発災後3日分の食料について、現物備蓄及び流通在庫備蓄による確保に努める。
- (3) 市は、自主防災組織や自治会等を通じて市民に3日分の備蓄を啓発する。
- (4) 市は、市民の備蓄を補完するため、分散して物資等の備蓄に努める。
- (5) 市は、避難場所等災害対策上の重要な拠点に物資の備蓄倉庫を整備する。
- (6) 市は、必要に応じ、炊出しが行えるよう自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、女性団体等と協力体制を確立する。

4 調達の方針

- (1) 市は、食料、飲料水及び生活必需品等の調達について、府とともに他の自治体との広域応援体制を整備する。
- (2) 市は、商品提供を迅速に行うシステムを有している量販店と物資調達協力に関する協定締結を推進する。
- (3) 市は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- (4) 市は、災害の発生が予想される場合には、市内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。

5 備蓄・調達の品目^Ⅱ

(1) 備蓄品目

ア 食料等

ビスコ（ビスケット）、乾燥米、調整粉乳、乾燥おかゆ、飲料水、野菜ジュース等とする。

イ 生活必需品等

毛布、上敷、ブルーシート、組立トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、哺乳ビン等とする。

(2) 調達品目

ア 食料等

パン、おにぎり、缶詰、弁当、インスタント食品、レトルト食品、調味料等とする。

イ 生活必需品等

^Ⅱ 資料4-11 備蓄物資等の状況

食器類、タオル、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、ちり紙、石鹸、下着、紙おむつ、生理用品、カセットコンロ・コンロ用ガスボンベ、石油ストーブ、灯油、懐中電灯、乾電池等とする。

6 要配慮者等を配慮した備蓄・調達

なお、視覚障がい者・聴覚障がい者・肢体障がい者・高齢者・乳幼児・傷病者等に配慮した生活関連物資の備蓄・調達についても充実させる。

また、避難所生活の長期化等に対応して、栄養のバランスを考慮した生鮮食料品の調達、浴槽・シャワー、洗濯機、ビニール畳等の生活関連用品、更には、プライバシーの確保のための用品等の調達も必要である。

7 炊出し計画

市は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。

市のみでの対応が困難なときは、自衛隊、ボランティア等に応援要請する。

第2 飲料水の確保

1 調達の方針

市内各給水系統から相互融通を進め、効率的な給水を進める。緊急時には、隣接市から東第2浄水場へ水道水を受水する給水体制を整備している。

また、市災害対策本部との調整を図り、広域応援体制の整備を図る。

2 飲料水等の貯留

地下水と府営水道の受水による水源の二元確保を図る。

配水池等を整備し、計画1日最大給水量の12時間分を貯留する。

3 飲料水の貯留方法

浄水場と各ポンプ場及び各配水池に貯留し、更に非常用備蓄水としてボトル水を備える。

4 目標数量及び品目

市民1人当たりの飲料水、1日3リットル3日間の確保を目標とする。

5 搬送等の方針

浄水場の浄水池及び配水池等から給水タンクローリー車等により、避難場所に飲料水を搬送する。また、給水拠点において仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

第3 食料の確保

1 備蓄・調達の方針

(1) 市は、地域防災拠点に備蓄する。

(2) 量販店と協定を締結する等し、大規模な災害の発生に際して必要量を調達・確保できるようにする。

2 目標数量及び品目

(1) 目標数量

- ア 市民及び事業所は、1人3日分の食料の備蓄を目標とする。
- イ 市は、被災者等の1日分相当量を確保する。
- ウ 市の必要量は、別途備蓄に関する計画において定める。

(2) 品目

- ア 備蓄品目は、別途備蓄に関する計画において定める。
- イ 調達品目は、パン、おにぎり、缶詰、弁当、育児用調整粉乳等とする。

3 搬送等の方針

- (1) 市が備蓄、調達する食料は、調達環境班が搬送し、避難所において総務班が配分する。
- (2) 府が調達する食料は、府が下表の物資集積拠点予定地まで搬送する。
- (3) 市から発注を受けた物資調達協定業者は、指定された物資集積拠点まで搬送する。

表・予防11-2-1 長岡京市物資集積拠点予定地

施設名称	所在地	電話番号	備考
長岡京市スポーツセンター	神足下八ノ坪1	075-951-3363	グラウンドに近接ヘリポートを設置
長岡第四中学校 備蓄倉庫	下海印寺西山田1-1	075-951-2112	ヘリによる空輸の場合は、西代管理ヤード内場外離着陸場を活用
南部地域防災センター	調子1丁目23-12	-	

第4 生活必需品の確保**1 備蓄・調達の方針**

生活必需品の確保の方法には、公的備蓄と流通在庫調達の二つの方法があるが、本市としては、あらかじめ協定等により依頼しておいた業者からの多品目又は大量の調達が可能で、しかも、必要量の対応が可能である流通在庫調達を基本として、大規模な災害の発生に際して必要量が確保できるようにする。

2 目標数量及び品目

(1) 目標数量

食料の項に準じる。ただし、品目によっては、乳幼児、女性、高齢者等や用途を考慮して数量を算定する。

(2) 品目

災害救助法による実施基準に準じる。

3 搬送等の方針

食料の項に準じる。

第5 燃料の確保

府と市は、平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

図・予防 11-2-1 住民拠点サービスステーションのシンボルマーク



表・予防 11-2-2 市内住民拠点サービスステーション等

令和7年2月28日現在（経済産業省資源エネルギー庁）

運営会社	給与所名	給油所住所	電話番号
モリカワ商事（株）	シーズ in 長岡京 給油所	今里 5 丁目 125-1	075-955-6003
ヤサカ石油（株）	テクノピア長岡 給油所	開田 1-18-22	075-955-7087
（株）ENEOS フロンティア	Dr. Drive セルフ 長岡京店給油所	今里更ノ町 44	075-952-4184
（株）ENEOS フロンティア	Dr. Drive セルフフルート 171 長岡京店給油所	馬場六ノ坪 13	075-951-0801
（株）ENEOS ジェネレーションズ	長岡京給油所	神足神田 15-6	075-323-7880
川勝 佳世	仙谷石油 給油所	長岡 1 丁目 43-4	075-954-1133

第6 相互応援協定等

大災害発生の場合、上記の備蓄物資では、対応できないことが予想されるため、次のとおり近隣等の市町村との相互援助協定等の締結を推進する。

1 京都南部都市広域防災連絡会

（1）応急給水体制

広域防災連絡会は、必要な場合、市町間の支援調整を行う。

（2）食料・生活必需品の確保

広域防災連絡会は、各市町の備蓄状況を把握し、必要な支援調整を行う。

2 奈良県大和高田市との相互応援協定（平成9年10月18日締結）

局地災害に備えた災害応急対策に万全を期するため、大規模災害相互援助協定を締結している。

（1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

（2）医療の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（3）その他、援助を要請する市が指定する物資等の提供

3 民間協定

市は、商品提供を迅速に行うシステムを有している量販店や地元商工会等と物資調達協力に関する協定を締結することにより、必要量が確保できるようにする。

第13章 防災知識の普及計画

市民一人ひとりが、災害の恐ろしさを次世代へと伝えることによって各家庭、各地域が、「自らの命は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災への意識の高揚が期待される。

そこで、長岡京市防災ハザードマップを利活用し市職員、市民、事業所等のそれぞれが、災害に対する正しい知識を身につけるための防災知識の普及活動や参加型防災訓練等を実施するとともに、災害応急対策をより効率的で実効性のあるものにする防災関係機関との連携体制の強化を図る。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、防災士と連携し、より効果的な防災普及啓発が実施できる体制の構築を図る。

第1節 市職員に対する防災教育

(本部事務局)

発生時の季節、時間、地理的条件だけでなく職員自らが被災者となる等不確定要素の多い災害に対する心構えとして、市職員は計画実行上の主体として平素から本計画に関する十分な知識を習得し、同時に地域における防災活動を率先して実施するために、市職員としての防災活動上必要な知識や心構え等の防災教育を各種訓練や研修会等を通じて行う。また、防災活動に必要な資格の取得に努める。

第1 市職員が習熟すべき事項

市職員は、それぞれの業務を通じ、また講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。

1 災害に関する基礎知識に関すること

- (1) 関係法令の運用
- (2) 災害発生要因についての知識
- (3) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
- (4) 長岡京市防災ハザードマップを利活用した防災知識

2 本市の防災対策の現況と課題に関すること

3 本市地域防災計画の内容に関すること

- (1) 災害発生時の職員の動員体制と任務分担
- (2) 災害応急対策に係る部署毎のマニュアルの整備及び各自の行動について関することの周知徹底
- (3) 各関係機関等の防災体制と防災上処理すべき業務
- (4) 各関係機関等との連絡体制と情報活動

第2節 市民及び事業所に対する防災知識の普及・啓発

(本部事務局、教育班)

大規模な災害が発生した際には、救出、応急救護及び避難誘導等広範な応急対策が必要となるが、通常の防災体制ではこれらに的確に対処することが極めて困難となることが予想される。

このため、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る、自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の思想を市民の防災に対する姿勢の核として、平常時より災害に対する備えをこころがけるとともに、自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

第1 普及・啓発方法

各部局は、所管業務に関してそれぞれの広報媒体を活用する他、次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。

1 長岡京市防災ハザードマップの特徴や活用方法の普及・啓発

2 講習会、出前講座、防災訓練等による普及・啓発

3 テレビ、ラジオ、HP、SNS、メール等による普及・啓発

特に、事前登録によるメールについては、防災知識・意識向上のため、積極的に活用する。

4 新聞、冊子、その他印刷物による普及・啓発

5 各所管におけるイベント等で印刷物を配布

水防月間、土砂災害防止月間、防災の日、火災ゼロの日、火災予防運動等

6 社会教育等を通じての普及

- (1) 社会教育施設における学級・講座等
- (2) P T A、青少年団体、女性団体等の各種講演会や集会
- (3) その他の関係団体の諸活動

7 防災ビデオ、震災・災害記録ビデオ等の貸出

8 事業所における防火管理教育の一環として取り組む

9 その他、防災資料展示、相談コーナー等を防災主管課、消防機関及び図書館に併設して普及

第2 周知内容

1 災害に関する一般的知識

2 日常普段の減災に向けた取組

- (1) 住宅、屋内の整理点検

- (2) 火災の防止
- (3) 非常食料、非常持出品の準備
- (4) 避難所、避難場所、避難路等の確認
- (5) 長岡京市防災ハザードマップを活用した災害危険箇所の把握
- (6) 適切に避難行動するためのタイムライン（避難計画）の作成
- (7) 応急救護
- (8) 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

3 災害発生時における的確な行動

- (1) 場所別、状況別
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 避難の心得
- (4) 「災害用伝言ダイヤル 171」「災害用伝言板サービス」等安否情報伝達手段の確保
- (5) 帰宅困難者支援ステーションの活用
- (6) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (7) 自らの被害が軽減であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (8) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (9) 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

4 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

5 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

6 地震保険、火災保険の加入の必要性

第3 バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者等を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第4 防災リーダーの養成

- 1 地域や企業等における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、実践的で体系的な講座を実施するものとする。
- 2 大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。

第5 普及啓発イベントの実施

市は、市民の防災に関する意識の底上げを図ることを目的に、防災に関する普及啓発イベントを毎年1回実施する。

なお、実施にあたっては多様な世代が防災への関心を持つきっかけとなるよう、関係機関と連携のうえ企画するものとする。

第3節 児童生徒等に対する防災教育の実施

(本部事務局、教育班)

市及び府は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命の尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、小中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び防災への対応能力育成のため、教科、道徳、特別活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災メカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

第2 教職員等関係職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害・防災に関する知識のかん養及び応急処置等の技能の向上を図り、防災に対する意識を高揚させると同時に、防災上必要な教育の重要性を強く認識させるよう努める

第3 訓練・普及啓発等

1 家庭に対する防災啓発

学校だよりの活用や児童引渡し訓練等の協同行事の実施

2 児童生徒による体験型防災事業の実施や地域防災の啓発

3 教員、児童生徒の対応マニュアルを作成

第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育

「防災上重要な施設」とは、災害のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは、被害を拡大させるような施設、並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第47条により、災害予防責任者として法令及び防災計画の定めによる防災に関する組織の整備が義務付けられ並びに同法48条で防災訓練の実施が義務付けられている。

第1 教育指針

- 1 防災関係機関及び乙訓消防組合は、施設管理者に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通して、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努め、災害予防責任者としての義務を促す。
- 2 施設管理者は、防災関係機関及び消防署の指導並びに法令及び防災計画から、災害予防責任者の責務を自覚し、職員に対し、講習会や防災訓練を通して、防災学習の徹底を図る。

第2 教育内容

- (1) 風水害に関する一般知識
- (2) 各施設管理者の責務
- (3) 平時からの各施設の点検、改修
- (4) 災害時の対応策等

第3 実施計画

市民協働部防災・安全推進室は、防災知識の普及啓発のため、職員向け及び各施設向けの防災対策の手引きを作成する。

第14章 防災訓練

(本部事務局)

第1節 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、市民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災に関する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 計画の内容

第1 総合防災訓練

大規模災害を想定した総合防災訓練を毎年1回実施する。訓練の企画・実施においては、本市の防災ハザードマップを利活用し、地域の災害リスクに基づいた内容となるよう努める。

1 訓練項目

- (1) 職員の動員（対策本部、避難場所）
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 避難指示等の発表、避難誘導の実施
- (4) 消火及び救出・救護活動
- (5) 自主防災組織・自治会参加による消火・救護活動
- (6) 救援物資の準備及び輸送
- (7) 食料、飲料水、医療、その他の救援活動
- (8) 道路障害除去活動
- (9) 応急復旧

2 具体的な訓練内容

- (1) 情報の収集伝達訓練
 - ア 市本部と府及び防災関係機関との情報伝達訓練
 - イ 市本部と自主防災組織との情報の収集伝達訓練
 - ウ 職員参集時の概括被害情報の収集伝達訓練
- (2) 防災資器材等の取扱訓練

職員を対象にした浄水機、仮設トイレ、発電機、可搬ポンプ等の取扱訓練
- (3) 物資調達及び輸送訓練

3 訓練参加機関との調整会議

訓練は、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、訓練の円滑化を図るため、参加各機関との調整会議を設け、震度、被災状況等を設定する。

4 訓練結果の分析

訓練実施後は、参加各機関へのアンケート等により結果の検証と分析を行い、地域

防災計画の修正及び見直しに努めるものとする。

第2 避難所運営訓練

自主防災組織や地域コミュニティ協議会等の小学校区単位を基本に組織された校区連携組織を主体とした避難所運営訓練等の防災訓練を、「長岡京市防災の日」（10月の最終日曜日）に全小学校区において実施し、自主防災組織及び市民へ災害対応能力を向上させる機会を提供する。なお、市は校区連携組織が主体となって行う避難所運営訓練の実施を支援する。

第3 避難訓練

1 市が実施するもの

市は、大規模災害時における避難の指示、立退き等の円滑化・迅速化・確実性を期するため、警察、消防その他の機関と連携し、自主防災組織、自治会や事業所等の参加を得て、毎年1回以上実施するものとする。

（1）通信連絡

（2）避難指示等の伝達、避難誘導

2 防火管理者が実施するもの

学校、病院、駅、工場、事業所、大型小売店等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を毎年定期的を実施する。

第4 職員訓練

図上訓練、小グループ訓練や個人訓練等を導入して、市職員が習熟しなければならない項目の理解度を深め、各自の災害時における行動の周知徹底を図る。

第5 広域防災訓練

京都南部都市広域防災連絡会は、圏域全体の課題がある場合は、必要な防災訓練を実施する。

また、府の総合防災訓練により他の地方公共団体と密接に連携をとりながら、広域訓練を実施する。

第6 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれ所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施する。

第7 自主防災組織による防災訓練

各自主防災組織は、地域住民の意識を高めるため、それぞれの防災計画に基づき、防災訓練を少なくとも年1回これを実施する。

- 1 市は、自主防災組織の訓練が実践的な訓練となるよう訓練メニューの紹介など適切な助言を行う。

- 2 防災関係機関は乙訓消防組合と共に、自主防災組織や自治会等が行う消防訓練に際して、災害時の消火及び避難に関する内容を盛り込んだ訓練の指導、相談に当たる。

第8 学校等文教施設における防災訓練

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域防災計画、関係機関等との連携を図りながら、児童生徒等、学校及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第9 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練の実施を検討する。

第10 防災パトロールの実施

市並びに府の防災担当責任者及び警察、消防、その他の災害対策関係者が共同して災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれ問題を想定しては対策を検討することを目的に、防災パトロールを年1回行うものとする。実施に関する計画は、関係機関の協力を求めて市が行う。

第15章 自主防災組織整備計画

(本部事務局、乙訓消防組合)

第1節 自主防災組織の育成

市は、市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が組織をつくるために必要な資料等を提供する。

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。その活動について助言、援助等を行い、自主防災組織の指導及び育成に努める。

その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

第1 自主防災組織づくりの推進

市は、地域住民が集まるあらゆる機会を捉えて様々な形式で防災活動を行うほか、住民の動員力を考慮し魅力ある講習会、防災訓練等の防災行事を通じ、地域住民に対する啓発活動に努める。災害に対する行政の責務、地域住民の責務と自主防災組織の位置づけに関する理解を得ながら、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織づくりの強化・充実を図る。

1 自主防災組織の結成

自主防災組織の編成は、住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域、また、基礎的な日常生活圏として一体性を持つ地域であることが好ましいことから、本市においては、自治会等既存組織を活用した自主防災組織づくりを推進するほか、自治会未組織地域やマンション等における自主防災組織等の結成を支援する。

- (1) 市内全域に概ね自治会単位ごとの結成を目標とする。
- (2) 自治会未組織地域のうち、特に土砂災害及び浸水等の危険が想定される地域に対しては、組織化を積極的に推進する。

2 組織の編成及び活動内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、市と十分協議の上、それぞれの組織が継続的に活動を取組むため、規約及び活動計画を定めなければならない。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

なお、具体的な組織編成並びに各班別の主な活動内容は、表・予防14-1-1のとおりである。

(1) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

(2) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。

- ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- イ 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- ウ 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）。
- エ 地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- オ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立てて、かつ本市が行う訓練にも積極的に参加すること。
- カ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- キ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- ク 避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- ケ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- コ その他自主的な防災に関すること。

（３）「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織の活動状況、資機材等の現況等自主防災組織ごとの台帳（自主防災組織台帳、人材台帳、世帯台帳、要支援台帳等）

（４）家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常持出し品の準備等の対策については、自主防災組織が中心となってその促進を図る。

（５）防災用資機材の整備

防災活動を行うための資機材の整備と点検を行う。

（６）防災訓練の実施

原則として年１回防災訓練を実施する。

（７）その重点事項は次のとおりとする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出、救護訓練
- オ 炊出し訓練

表・予防14-1-1 自主防災組織班別の主な活動内容

班名称	平常時	災害時
会長等役員	☐ 活動拠点の設置 ☐ 防災訓練・研修の企画・実施 ☐ 防災資機材の充実 ☐ 隣接他組織との連携体制の確立 ☐ 企業・事業所との連携の強化	☐ 各防災機関との連携協力 ☐ 生活維持活動 ☐ 他の地域への支援活動
消防班	☐ 被害の未然防止対策の徹底 ☐ 消火器の全戸配備計画 ☐ 可搬消防ポンプ等の操作訓練	☐ バケツリレー、消火器等による消火 ☐ 消火栓や防火水槽を活用しての消火 ☐ 延焼危険物の破壊等延焼防止活動 ☐ 電気ブレーカーの安全確認 ☐ 二次災害防止のためのパトロール
救出救護班	☐ 要配慮者の把握 ☐ 医療機関並びに応急救護所の予定場所の把握 ☐ 人工呼吸等心肺蘇生法の習得	☐ バール、ジャッキ等による救出 ☐ 要配慮者の安否確認 ☐ 負傷者、高齢者等の救出救護活動 ☐ 搬送路の確保 ☐ 医療機関、応急救護所への搬送
避難誘導班	☐ 予定避難所・避難経路の周知 ☐ 要配慮者の避難誘導計画の策定	☐ 人員の把握 ☐ 避難先への誘導 ☐ 要配慮者の避難支援
市民情報班	☐ 市地域防災計画の周知 ☐ 各班活動マニュアルの整備と徹底 ☐ トランシーバー等通信機器の整備による情報入手手段の拡充 ☐ 避難所・避難経路の周知 ☐ 地域内防災マップの整備 ☐ 災害弱者の把握 ☐ 家族構成・職業等の情報の共有	☐ 被害状況の把握と防災機関への伝達 ☐ 市災害対策本部の対策情報の収集並びに伝達 ☐ 二次災害防止のための呼びかけ ☐ 生活に関する情報の収集及び住民への伝達
給食給水班	☐ 備蓄物資の効果的な配備計画	☐ 炊出し等の給食、給水活動 ☐ 避難所の運営支援

3 その他の留意事項

発災時に組織機能を十分発揮するため、平常時・災害時の任務を明確にするとともに、班別の任務を明示して担当者を決めておくこと。また、昼夜別々の組織編成についても考慮すること。

また、自主防災組織は、地域内にある事業所の自衛消防組織や他のコミュニティ組織との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

第2 各防災組織の連携強化

大規模な災害にあつては、市の防災対応は相当の時間を要する。このため、地域において市民自らが基本的な防災対応を自発的に行わなければ安全を確保することはできない。

したがって、平時から、災害発生時に各自主防災組織等が相互に連携して被害の軽減が図れるよう、地域の自主防災組織や事業所等の自主防災組織や自衛消防隊等が参画した自主防災訓練や防災講演会の共同開催への指導・助言を行い、地域の連携強化に向け働きかける。

第3 自主防災活動への支援

市は、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言を行う。

- 1 地域の要請に応じて、自主防災に関する助言等を行う。
- 2 消火訓練等への消防職員の派遣
- 3 自主防災組織育成補助金事業

市内の自主防災組織の設立並びに自主防災組織による防災活動及び防災資機材の購入について、予算の範囲内において助成することにより地域の防災意識の向上に資するとともに、自主防災組織の活動及び育成を支援することを目的とする。

第16章 企業等防災対策促進計画

災害の多いわが国では、市や府はもちろん、企業、住民が協力して災害に強いまちを作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市、府、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため市は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行う。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

（1）対象施設

- ア 中高層建築物、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場、事業所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- エ 複合用途施設
- 利用（入居）事業所が共同である施設

オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設
 (2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア 役員

(ア) 統括管理者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市、乙訓消防組合等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

(3) 事業継続計画の普及啓発

市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第2 消防法に基づく自衛消防組織等

- 1 乙訓消防組合は、消防法により自衛消防組織が義務付けられている事業所等に対して自衛消防組織等を活用した防災組織の編成を指導する。その他の事業所等に対しても、防火管理を含めた、防災組織の育成指導を行う。
- 2 消防法第8条に基づく防火管理が現に行われている事業所は、自衛消防組織及び防災計画の策定等について、乙訓消防組合と十分協議の上、防火管理上の組織、計画と包括に行う。

第17章 医療助産計画

（健康福祉班、乙訓医師会）

災害時の医療確保については、京都府との調整のうえ、乙訓医師会との「災害時等における医療救護活動についての協定」に基づき、救護所における救護設備の確保、乙訓医師会医療救護班要員及び市災害対策本部健康福祉班要員の確保等の条件整備を図るとともに、二次救護医療機関及び後方医療機関等の広域協力体制情報提供ネットワークの整備を図る。

第1節 医療救護体制の確保

第1 実施体制

1 長岡京市

- （1）市は、災害対策本部健康福祉班の編成、救護所の設置及び情報の収集発信等の具体的な活動マニュアルを策定する。
- （2）市は、救護所における救護設備の確保、医師会医療救護班要員及び本部救護班要員の確保等の条件整備を図る。
- （3）市は、医薬品卸売業者と災害時の薬品調達に関する協定の締結を検討する。
- （4）市は、乙訓医師会との「災害時等における医療救護活動についての協定」（平成25年6月1日締結）に基づく医療救護班の活動に必要な体制の整備を行う。

ア 医療救護班の現場急行のための交通規制道路通行許可

イ 救護活動確保のための救護所周辺の整理

2 乙訓医師会

乙訓医師会は、大規模災害時による多数の負傷者の発生においても、円滑な医療が実施できるよう医療救護班の拡充並びに通信連絡体制の強化を図る。

第2 初期医療救護体制の整備

1 救護所の設置体制の整備

大規模災害の発生による多数の負傷者の医療救護を確保するため、救護所として指定する各施設（小・中学校）について、あらかじめ保健室等を救護所として当てる等施設内の救護箇所を決定しておく。

2 医薬品等の調達

大量の負傷者等が発生した場合、乙訓医師会等関係機関と協議し災害規模に応じた相対的所要数を算定しておくとともに、その調達手段や方法についても確定しておく。

3 非常参集可能職員等の把握

災害発生時における人員不足を補い、かつ、十分な救護体制を確保するために、平時から非常時に徒歩あるいは自転車等で参集できる職員数及び到着所要時間を把握しておく。

第3 二次救護医療機関及び後方医療機関

1 二次救護医療機関及び後方医療機関等の稼働状況の把握

緊急医療需要に対する迅速・的確な対応を行うため京都府の基幹災害拠点病院（京都第一赤病院）への救護所からの連絡体制の強化を図り、稼働可能な二次救護医療機関及び後方医療機関への搬送体制を強化する。

なお、二次救護医療機関は、乙訓管内にある医療機関とする。

2 二次救護医療機関における治療体制の確保

二次救護医療機関における高度治療の確保を図り、施設機能を十分に活用するために、医療用の電気やガス・水道等医療用ライフラインの耐震化を図る。

また、自家発電機の整備も図る必要があるが、水の供給が無い場合を想定し空冷式も考慮すること。

3 平常業務及び発災により発生する業務の見直し

二次救護医療機関において、既入院患者の安全確保及び治療等に要する人員に加え、多数の傷病者が搬送されることにより業務量が増加することを考慮し、職員の行うべき業務、ボランティアに移譲できる業務、専門的知識を要する業務等について整理を行い、円滑な業務の遂行ができるよう体制整備を確立する。

4 地域の避難場所及び危険箇所の把握

二次救護医療機関は、施設周辺における避難場所及び危険箇所を把握することにより、既入院患者及び医療機関職員の安全な避難手段を確保しておくこと。

第4 関係機関との連携強化等

1 各関係機関等との連携の充実・強化

発災時においては、被災状況にかかる情報の収集及び患者搬送手段の確保並びに、不足する人員を補充するボランティア活動の導入が重要となってくる。

そのため、京都府、府乙訓保健所、乙訓消防組合、自衛隊、その他指定公共機関、乙訓医師会、京都府医師会及び各地区医師会、京都府乙訓歯科医師会、京都府乙訓薬剤師会、京都府看護協会、ボランティア団体、マスコミ等との関係を充実強化する。

既に締結している医師会協定のほかに必要に応じて、各団体と協定の締結あるいは登録を行う。

2 訓練とトリアージ・オフィサーの養成

救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、救護所における負傷患者の受け入れ、トリアージタグ等にかかる研修・訓練を行う。

3 医療ボランティアの登録及び育成・訓練

傷病者等が多数発生し救護所における乙訓医師会の医療救護班や府が派遣した日本赤十字病院の救護班だけでは医療スタッフが不足する場合を想定して、市内及び近隣市町に在住する医療活動が可能な住民を対象に「医療ボランティア制度」を創設する。

事前に登録を行うとともに連絡体制を確保し、不測の事態に備え、乙訓医師会の指導のもとに医療活動従事内容の周知と育成・訓練を実施する。

第5 災害時初期対応普及・啓発

市は、広く市民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第6 広域的応援体制の整備

効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 市町村間応援体制の整備
- 2 地区医師会と市との災害時医療協定の締結
- 3 災害時医薬品等の調達方法の整備

第18章 要配慮者に関する防災対策

(健康福祉班)

第1節 計画の方針

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2節 要配慮者の支援体制

第1 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- (1) 要配慮者が円滑に避難できるように、避難指示等の発令・伝達基準の明確化した「避難指示等の判断、伝達マニュアル」を作成し、実行する。
- (2) 避難指示等の発令、特別警報の発表など災害発生時には、災害の状況や各種情報伝達の特性を踏まえ、広報車による情報伝達に加え、携帯端末を活用した緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。また、要配慮者自身が情報を入手できるように、視覚障がい者には電話を活用し、聴覚障がい者にはFAXを活用するなど、日常的に生活を支援する機器等を活用した災害情報の伝達を行う。

第2 防災ハザードマップ等の整備・活用

市内の危険箇所や避難施設の周知を住民に行うため、長岡京市防災ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）の各世帯への直接配布、転入者に対する市民課窓口での配布、インターネットによる公開等（市ホームページ、ハザードマップポータルサイト）を行う。

ハザードマップを用いて要配慮者関連施設の位置や避難場所、施設への伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会や出前講座などを通じて住民への周知に努めるとともに、要配慮者及び要配慮者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図る。併せて、平常時から避難支援者等関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有し、これらの情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築する。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認を行い、洪水、土砂災害等に備える。

第3 要配慮者の生活確保

1 環境等の確保

食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

また、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握する。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材を活用する。

2 指定福祉避難所の指定

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所を指定する。

指定福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、社会福祉施設等と協定を結び、指定福祉避難所の確保に努める。指定福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、人的要員等の確保が比較的容易である施設を活用する。

3 緊急時の在宅医療や薬品の確保

緊急時での人工透析患者、てんかん、難病患者、精神障がい者、呼吸器機能障がい者等在宅医療や薬品を必要とする人への処方や医療用酸素等の確保方法をあらかじめ確認する。

また、乙訓保健所や地区医師会等と連携し、診療可能機関等の情報提供を行う。

第4 外国人の安全確保

- (1) 市は、自らの広報媒体への外国語や「やさしい日本語」による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及に努める。
- (2) 市は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用等図式化を進める。
- (3) 市は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
- (4) 市、及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。
- (5) 外国人雇用者の多い企業・事業所等においては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- (6) 市は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第3節 避難行動要支援者の避難支援体制

第1 避難行動要支援者名簿の作成

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下この章において「災害発生

時」という。)において、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の避難誘導や安否の確認を的確に行うためには、要配慮者情報の把握と民生児童委員や自主防災会(自治会)等の関係者間で情報の共有が必要となる。このため、市の各担当部局は、日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害発生時にはこれらの情報を迅速に活用できるように「避難行動要支援者名簿」の整備をしておく。なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者本人からの同意を得て、避難支援者等関係者に情報提供できる名簿(以下「同意名簿」という。)と、災害発生時に本人の同意の有無に関係なく、避難支援等関係者その他の者に情報提供できる名簿(以下、「全体名簿」という。)の2種類の名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿には、住所・氏名・性別・電話番号・生年月日・本人の状況・自治会加入状況・担当民生児童委員を記載する。

第2 避難支援者等関係者となる者

避難支援者等関係者となる者は次のとおりとし、避難行動要支援者の避難支援を実施するために、同意名簿及び全体名簿の提供を受けることができる。

- ・消防機関、警察、民生児童委員、長岡京市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、消防団、水防団、その他の避難支援の実施に携わる関係者

第3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、長岡京市内に在宅する要配慮者のうち、家族等による必要な支援を受けることができない以下の者とする。なお、福祉施設等に入所している者については、それぞれの施設における支援を受ける前提のもとで対象範囲から除くものとする。

- (1) 介護保険における要介護認定を受けている者(要介護3・4・5)
- (2) 介護保険における要介護認定を受けている者(要介護2)で65歳以上の高齢者のみの世帯又は一人暮らしの高齢者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者(1・2級)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(1・2級)
- (5) 療育手帳の交付を受けている者(A、B)
- (6) 75歳以上の高齢者のみの世帯又は一人暮らしの高齢者
- (7) その他、市長が必要と認める者(妊産婦、難病者、日本語を解せない外国人、65歳以上の高齢者等上記以外の者で支援を希望する者)

第4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部署における情報を積極的に活用し、適正かつ効率的に情報が収集できる方法を構築する。

- (2) 避難行動要支援者名簿の作成のため、市町村で把握していない情報の取得が必要な場合は、都道府県知事その他の者に対して積極的に情報の提供を求める。

第5 名簿の更新に関する事項

- (1) 市において行う名簿掲載対象者の抽出（拒否者を除く）をもとに、民生児童委員の協力を得て、新規対象者の調査及び既存登録者の確認を実施する。更新した名簿の差し替え作業については、名簿を保有している避難支援者等関係者により行う。
- (2) 新たに長岡京市に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や新たに要介護認定や障がい者手帳の交付を受けた者のうち、要配慮者に該当する者に対して、避難行動要支援者名簿の案内を行い、名簿情報を提供することの同意の確認を行う。

第6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる対策

- (1) 同意名簿を提供した避難支援者等に対して、災害対策基本法において、秘密保持義務が課されていること、情報の適正な管理などについて、出前講座や研修等の機会を通じて周知を行う。
- (2) 同意名簿を提供した避難支援者等に対して、名簿の適切な保管や管理、必要以上の情報提供などを行わないように要請をする。
- (3) 全体名簿の提供者に対しても名簿情報の秘密保持、名簿情報の適正な管理、返却等、情報漏えいの防止のために措置をとるように要請をする。

第7 避難支援等関係者の安全確保

- (1) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を共有するとともに、地域で避難支援者等関係者の安全確保の措置に努める。
- (2) 避難行動要支援者名簿に基づく避難支援活動とその意義の理解を得るとともに、避難支援者等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを十分に市民に理解を得るように努める。

第8 避難支援体制

市は、災害発生時における要配慮者の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成し、平常時からこれらの個人情報の保護に配慮しつつ、要配慮者情報の管理・更新及び関係者との情報共有化を行うとともに、災害時情報伝達体制の整備に取り組むなど、災害発生時における避難支援体制を整備する。

そのため、市役所内に横断的組織を設置する。平常時は、防災担当部局及び福祉関係部局とのプロジェクト・チームとし、健康福祉部が中心的な役割を担う。災害時は、災害対策本部健康福祉班内に「要配慮者支援係」として設置する。

避難支援は、ハザードマップ等を用いて、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い地域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報をプロジェクト・チームで共有する。

なお、平常時の避難支援体制の整備にかかる役割分担は、平成27年度に作成した「要

配慮者支援業務役割分担について」に基づくものとする。

第9 要配慮者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、自主防災会（自治会）等は、平常時から、防災活動だけでなく、呼び掛けや見守り活動等地域における各種活動との連携を深めるとともに、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するため、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民との協力関係を構築することが重要である。

このため、自主防災会（自治会）が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者と共に、個別避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、避難支援体制の充実を図る。

避難訓練は、長岡京市総合防災訓練や各自主防災会（自治会）等地域の自主防災訓練の機会を活用し、地域住民や避難行動要支援者、避難支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上を図る。

その際、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速かつ適切に行動できるよう、避難誘導時における安全確保等も考慮する。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第10 個別避難計画の作成

災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認を行ったうえで、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

市は、防災担当部局と福祉関係部局との連携の下、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努める。なお、業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

1 個別避難計画の作成方法

個別避難計画の作成に当たっては、防災担当部局や福祉関係部局などの連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の関係者と連携し、避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有したうえで、これら関係者が中心となって、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法及び情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て作成する。

なお、避難支援者については、関係者による協議の下、あらかじめ避難行動要支援者

に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別避難計画は、避難行動要支援者とその家族及び市役所の必要最小限の関係部局、自主防災会（自治会）や民生児童委員等の避難支援者等関係者のうち避難行動要支援者が同意した者に配付する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。なお、迅速かつ適切な避難支援等のため、災害発生時又はそのおそれがある時に避難支援者等関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。

2 個別避難計画の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行う。具体的には、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等関係者の協力を得て更新を行う。

3 個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、前記1のとおりその情報保護に留意し、個別避難計画の配付先として1に記載した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意する。

また、個別避難計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

第19章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第1節 計画の方針

長岡京市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の応急体制を整備すること等により、廃棄物処理に係る防災体制を整備する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理のための体制を整備する。

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

(調達環境班)

乙訓環境衛生組合の一般廃棄物処理施設の耐震化は完了しているため、市はその他以下の施策について推進するよう努める。

第1 市の施策

- 1 市は、乙訓環境衛生組合が一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための水量の確保に努める。
- 2 市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (3) 乙訓環境衛生組合が一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うための必要な支援等を行うとともに、委託業者等の協力を得て、収集車両や機器等の確保をする。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - (5) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

第20章 行政機能維持対策計画

(本部事務局)

第1 業務継続性の確保

市等防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画により業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、市長不在時の明確な代理順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元化に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応にあたる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第11章資材機(器)材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第3 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)について整備しておくものとする。

第21章 災害ボランティア活動の登録・支援計画

(健康福祉班)

大規模災害時には、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、被災者を支援するボランティア等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性を配慮しつつ、平常時から必要な対策を講ずるものとする。

第1 行政とボランティアの連携体制の整備

自主的なボランティア活動との連携を効果的に進める必要から、市はニーズ等の情報提供や活動支援等の内容について、行政としての関わり方について明確にする。

- 1 ボランティア・市民等との連携と協働して災害対策に当たるシステムの構築を図る。
- 2 近隣市町及び相互援助自治体との間で事前に災害発生時の広域的な支援体制の整備を進める。
- 3 長岡京市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）において災害発生時におけるボランティア受入れ窓口を整備する。
- 4 ボランティア活動に従事する人の安全及び事故発生時の補償体制を検討する。
- 5 災害時には社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能を拡充した「災害ボランティアセンター」が災害ボランティアの受入れ調整、活動支援に当たるものとし、市は災害時における体制の整備に必要な機器の確保に努める。
- 6 社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの養成を行う。
- 7 市及び社会福祉協議会は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努める。また、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。
- 8 社会福祉協議会は、災害発生時の活動に支障が生じないように、災害一般に関する知識や役割等、登録されたボランティアを対象に必要な研修を行う。

第2 NPO・ボランティアとの連携

市及び社会福祉協議会は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成等を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。

第3 ボランティアの種類と活用

ボランティア活動には、一般労力提供型と専門技術型がある。

社会福祉協議会は、ボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時から連携方法について計画しておく。

また、ボランティア活動のすべてを行政において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会においてはボランティア関係団体との日常的な連携を図る。

1 一般労力提供型ボランティア

ボランティアは、組織された集団ではない場合が多いことから、第三者的機関（平時から連携を図っているボランティア関係団体等）と連携して社会福祉協議会に設置

する「災害ボランティアセンター」で受付登録を行い、また、近隣市町において受付窓口を設け、被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について計画する。

- (1) 炊出し、物資の仕分け、配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等の衛生管理

2 専門技術型ボランティア

府において登録された専門技術型ボランティアは、公的資格や特殊技術を持っており、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。市は府に対し、災害時に円滑に専門技術型ボランティアを派遣要請できるよう平時から府及び関係機関と連絡調整を行い、その体制づくりと連携方法について計画する。

- (1) 災害援助ボランティア講習修了者
- (2) アマチュア無線技師
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等
- (4) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- (5) 特殊車両の運転資格
- (6) 通訳（外国語・手話）

3 受入れ体制の整備

ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「長岡京市災害ボランティアセンター」が受入れ・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、市は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

4 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

市及び府は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第4 災害ボランティアに関する啓発

市及び社会福祉協議会は平常時から市民に対し、防災意識の高揚とボランティア募集の拡充に努めるとともに、すでに登録されている一般ボランティアに対して“災害ボランティア”としての意識化について認識を深めるよう周知徹底を図る。

- 1 市及び社会福祉協議会は、市民に対し防災知識の普及に当たるとともに、“災害ボランティア”活動の意義等についても啓発を進める。
- 2 市及び社会福祉協議会は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第22章 上・下水道施設防災計画

(上下水道班)

第1節 水道施設防災計画

水道事業者は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

第1 水道施設

1 点検・調査

地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

2 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

3 体制の整備

- (1) 施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。
- (2) 施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急遮断弁等により、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。
- (3) 被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (4) 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (5) 関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するとともに、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (6) 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託所が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
- (7) 飲料水の備蓄の推進等について、市民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

4 水道施設の整備

水道施設の安全性の強化に努め、緊急時の飲料水の確保が図れるよう、諸施設の整備を図る。

- (1) 浄水場、配水池、主要な管路等の基幹施設改修の促進を図る。

- (2) 緊急時の給水拠点として、浄水場、北ポンプ場・東配水池・第1受水施設に応急給水器具を配備する。
- (3) 浄水場とポンプ場の全機能が停止することを避けるため、浄水場とポンプ場の非常用自家発電設備の設置及び更新を図る。
- (4) 地下水と府営水道の受水により、水源の二元確保を図る。

第2節 下水道施設

公共下水道（雨水事業）は市内の浸水対策施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理を図る。

公共下水道（汚水事業）は施設整備と維持管理を適切に行うとともに、下水道施設の耐震化を図る。

- 1 雨水事業は「京都府桂川右岸流域関連長岡京市公共下水道事業計画」により、浸水対策に必要な施設の計画的な整備促進を図る。
- 2 浸水対策施設（ポンプ場等）の機能確保のため、「河川ポンプ設備 点検・整備・更新マニュアル」により、平常時における施設の保守点検を行うほか、停電時においてもポンプ設備を稼働させるため非常用自家発電設備の設置及び更新を図る。
- 3 汚水事業は「長岡京市下水道総合地震対策計画」及び「長岡京市上下水道耐震化計画」により、管路施設の耐震化を実施する。なお、「長岡京市下水道ストックマネジメント計画」の修繕・改築は、管路施設の耐震化と整合性を図り整備をする。
- 4 大規模災害が発生した場合、初動から復旧まで「長岡京市下水道事業業務継続計画（BCP）」に基づき行動する。
- 5 「長岡京市下水道総合地震対策計画」は、防災拠点、指定避難所、指定福祉避難所等に災害用マンホールトイレを設置する。なお、今後整備が予定されている下記施設についても、整備完了後には指定避難所として指定されるためマンホールトイレを設置する。

(1) 共生型福祉施設（井ノ内朝日寺 11）

(2) 東部防災拠点施設（勝竜寺八ノ坪 10）

- 6 「長岡京市上下水道耐震化計画」は、避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化を実施する。
- 7 管路施設の耐震化計画

管路施設の耐震化計画は、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき、レベル1地震動*¹・レベル2地震動*²の段階ごとに要求される耐震性能を確保する。

＊1 レベル1地震動

「供用期間内に1～2度発生する確率を有する地震動」で、「重要な幹線」及び「その他の管路」に適用する。

このレベルの地震動に対しての耐震性を要求される構造物は、それが作用しても損傷しないことが原則とし、機能に支障を与えない程度の部分的なクラック等の被害は許容するが、設計流下能力を確保する必要がある。

＊2 レベル2地震動

「直下型地震動等のように、供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動」で、「重要な幹線等」に適用する。

このレベルの地震動に対しての耐震性を要求される構造物は、それが作用しても損傷せず、流下機能を確保する必要がある。

8 管路施設の耐震化

(1) 「重要な幹線等」

レベル1・2地震動に対する耐震性を確保するため、地質調査を実施し、地盤条件に起因する圧密沈下・液状化などについて、耐震診断をする。診断結果により管渠基礎の地盤改良、管路施設の埋め戻し材料の変更、マンホール本体のズレ止め防止措置、接続部分に可とう性継ぎ手などの使用をする。なお、「重要な幹線等」とは、次のアからキものをいう。

ア 流域幹線の管路

イ ポンプ場・処理場に直結する幹線道路

ウ 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発する恐れのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等

エ 被災時に重要な交通機能への障害を及ぼす緊急輸送道路に埋設されている管路

オ 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路

カ 防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路

キ その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路

(2) 「その他の管路」

レベル1地震動に対する管路施設の耐震性を確保するため地盤条件に起因する圧密沈下・液状化などについて耐震診断をする。診断結果により埋め戻し材料の変更、管渠の接続部分に可とう性継ぎ手などを使用する。

なお、「その他の管路」とは、「重要な幹線等」を除く管路施設をいう。

9 マンホールポンプ場の機能確保

「下水道維持管理指針」に基づき、平常から施設の点検・保守を行い、緊急対応に備える。

第23章 学校等の防災計画

(教育班)

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保対策、日常の安全指導対策、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

第1節 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

第1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を迅速かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市の災害担当部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

1 児童生徒等の安全確保のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれかに向かうことを基本とする。

(2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

2 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアルを定める。

3 避難所としての運営方法等

市の災害対策本部の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。

また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者受入のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を受入することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため平時からの点検や整理整頓に努め、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

第3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また障がいの有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第4 教育活動への配慮

1 避難所としての活用

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 敷地の活用

市は、学校の敷地を応急仮設住宅用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第24章 避難計画

(総務班、健康福祉班)

第1節 計画の方針

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。市民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市及び府は、災害の危険がある区域にいる市民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ市民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、市民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

市、府、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を考慮し、避難すべき区域や判断基準を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

なお、市と府が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン(避難計画)の作成を支援するとともに、各家庭における避難行動を時系列で整理したマイ・タイムラインの作成を推進する。

第2 避難指示等の周知

市は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意する。

市は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅当も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員退避」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができる。

第3 避難指示等の判断・伝達マニュアル

市長は避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を勘案し、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき地域

浸水深や破堤はん濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

3 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に、表・予防22-1-1のとおり3段階の避難指示等発令の判断基準を定め、発令に当たっては、表・予防22-1-2の情報を参考とする。

判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生し得るので、総合的な判断を行う。

4 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、本部事務局と健康福祉班は緊密に連携を図り、避難支援マニュアルを策定する。

表・予防 22-1-1 避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル 3	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（注1）） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル 4	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル 5	緊急安全確保（注2）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	命の危険直ちに安全確保！ ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待機をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第1 指定緊急避難場所の指定

1 指定緊急避難場所の条件等

指定緊急避難場所については、市は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であった、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制

を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

2 指定・整備

指定緊急避難場所における淀川水系洪水浸水想定区域内及び土砂災害の恐れがある区域にある施設・避難路については、浸水等によりその機能が十分果たされないことが予想される場合は、浸水想定水深以上の場所を使用するなど、避難施設の使用について、十分に配慮を行う。また、震災における緊急避難場所として指定避難所を活用する場合は、避難施設の応急危険度判定により、使用できる施設を利用するものとする。なお、受入基準は、概ね3.3㎡当たり2人とする。

第2 指定一般避難所の指定

1 指定一般避難所の条件等

指定一般避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

2 指定・整備

風水害による家屋の流出、火災による焼失等現に被害を受けた者又は現に被害を受けおそれのある者を一時受入、保護するため市が開設し、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの宿泊、給食等の生活機能が確保できる公共施設とする。

したがって、原則として、耐震・耐火構造の学校、公民館等の既存公共建築物とし、受入基準は、概ね3.5㎡当たり1人とする。なお、やむを得ず野外受入施設を開設する場合は、必要に応じ天幕舎、仮設トイレを設置するものとする。避難者が多く、指定避難所で避難者を受入しきれない場合は、市の公共施設を開放して避難所とする。

また、避難所の安全性等を確保するため、次の調査を行い、問題のあるものから順次整備を行って、安全性の確保に努める。

(1) 避難所の敷地内の安全性等

- ア ブロック塀・門柱等の安全性
- イ 防火樹の植栽
- ウ 給水・給食施設
- エ 防災備蓄倉庫の整備
- オ 耐震性貯水槽の整備
- カ 通信施設の整備
- キ トイレ等の整備
- ク 危険物施設等の耐震構造化

(2) 避難所周辺部の安全性

- ア 木造住宅密集地については、建物の不燃化や難燃化を推進する。
- イ ブロック塀等は、生け垣やフェンスへの転換を促進する。

3 避難所管理運営体制の整備

避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時における対応の申し合わせをし、特に、自治会や自主防災組織の主体による開設・運営を効果的に行うこととする。

- (1) 避難所の管理運営マニュアルを作成する。
- (2) 施設管理者は、避難所として指定された施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 本部事務局は、発災直後の食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資、管理用備品等を備蓄する。
- (4) 本部事務局は、平常時において自主防災組織や住民に対し、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- (5) 避難所の開設及び運営の具体的方法については、「第3編第6章第2節 避難所の開設」によるものとする。

第3 指定福祉避難所の指定

市は、指定一般避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている介護保険施設、障害者支援施設等を指定福祉避難所として指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

第4 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

第5 指定避難所の整備計画

今後整備が予定される下記施設について、整備完了後に指定避難所として指定するものとする。

- 1 共生型福祉施設（井ノ内朝日寺 11）
- 2 東部防災拠点施設（勝竜寺八ノ坪 10）

表・予防23-3-1 指定緊急避難場所の一覧

施設名	所在地	施設内の場所の別	対象とする災害					受入人員 (内体育館等)	特記事項	注意事項
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模火災	内水氾濫			
神足小学校	神足3丁目2-1		○	○	○	×	○	1,500(400)	*1 *3	敷地周辺が浸水する可能性あり
長法寺小学校	長法寺川原谷31	南西棟の校舎	○	×	○	×	○	1,100(280)	*4	土砂災害の避難は南西棟の校舎は使用禁止
		南西棟の校舎以外	○	○	○	×	○			
長岡第三小学校	今里4丁目5-10		○	○	○	×	○	1,220(280)		
長岡第四小学校	友岡1丁目2-4		○	○	○	×	○	1,500(290)		
長岡第五小学校	下海印寺東山1		○	○	○	×	○	1,360(290)	*3	
長岡第六小学校	長岡2丁目3-1		○	○	○	×	○	1,150(280)		
長岡第七小学校	今里北ノ町35		○	○	○	×	○	1,200(300)		
長岡第八小学校	勝竜寺29-1		○	○	○	×	○	1,230(300)	*1 *3	
長岡第九小学校	東神足2丁目17-1		○	○	○	×	○	1,210(300)		
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上22		○	○	○	×	○	1,060(310)	*1	敷地周辺が浸水する可能性あり
長岡中学校	天神4丁目5-1		○	○	○	×	○	1,910(610)	*3	
長岡第二中学校	今里5丁目20-1		○	○	○	×	○	1,990(660)	*3	
長岡第三中学校	勝竜寺28-1	校舎の2階以上	○	○	○	×	○	1,800(720)	*1 *3	洪水の避難は校舎の2階以上を使用
		校舎の2階以上以外	×	○	○	×	○			
長岡第四中学校	下海印寺西山田1-1	体育館	○	×	○	×	○	1,520(640)	*4	土砂災害の避難は体育館は使用禁止
		体育館以外	○	○	○	×	○			
乙訓高等学校	友岡1丁目1-1		○	○	○	×	○	1,500(700)	*3	
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺41		○	○	○	×	○	1,500(540)		
立命館中学校・高等学校	調子1丁目1-1		○	○	○	×	○	1,570(—)		
西山公園体育館	長法寺谷山1番地		○	○	○	×	○	1,820	*4	敷地境界周辺まで土砂災害の危険あり
中央公民館	天神4丁目1-1		○	○	○	×	○	500	*3	

合計19箇所 受入人員26,640人

(3.3㎡当たり2人を受け入れる。市立学校の校舎の面積は1/3程度を避難所として提供すると仮定し計算。府立及び私立学校は協定締結時の受入人員。)

*1 小畑川(水系)、小泉川浸水想定区域内施設

*2 淀川水系浸水想定区域内施設

*3 内水氾濫浸水想定区域内施設

*4 土砂災害警戒区域内施設

表・予防23-3-2 指定一般避難所の一覧

施設名	所在地	電話番号	受入人員 (内体育館等)	避難所 管理責任者	管理 職員数	特記 事項
神足小学校	神足3丁目2-1	951-1034	710(190)	学校長	2	*1 *3
長法寺小学校	長法寺川原谷31	951-0027	510(130)	学校長	2	*4
長岡第三小学校	今里4丁目5-10	951-0902	570(130)	学校長	2	
長岡第四小学校	友岡1丁目2-4	953-4004	700(130)	学校長	2	
長岡第五小学校	下海印寺東山1	952-0005	640(140)	学校長	2	*3
長岡第六小学校	長岡2丁目3-1	954-5300	540(130)	学校長	2	
長岡第七小学校	今里北ノ町35	954-6500	560(140)	学校長	2	
長岡第八小学校	勝竜寺29-1	952-4400	580(140)	学校長	2	*1 *3
長岡第九小学校	東神足2丁目17-1	955-4081	560(140)	学校長	2	
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上22	955-4600	490(140)	学校長	2	*1
長岡中学校	天神4丁目5-1	951-1171	890(230)	学校長	2	*3
長岡第二中学校	今里5丁目20-1	954-5330	930(310)	学校長	2	*3
長岡第三中学校	勝竜寺28-1	955-2556	840(330)	学校長	2	*1 *3
長岡第四中学校	下海印寺西山田1-1	951-2112	700(290)	学校長	2	*4
乙訓高等学校	友岡1丁目1-1	951-1008	1,500(550)	派遣	2	*3
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺41	955-2210	1,220(360)	派遣	2	
京都西山短期大学	栗生西条26	951-0023	100(—)	派遣	2	*4
立命館中学校・ 高等学校	調子1丁目1-1	323-7111	740(740)	派遣	2	
西山公園体育館	長法寺谷山1番地	953-1161	910	施設管理 担当課長	1	*4
長岡京市スポーツセン ター	神足下八ノ坪1番地	951-3363	260	施設管理 担当課長	1	*1 *2
中央公民館	天神4丁目1-1	951-1278	230	館長	2	*3
多世代交流ふれあいセ ンター	長法寺谷山13-1	955-2100	210	館長	3	*4
総合交流センター	神足2丁目3-1	963-5503	300	施設管理 担当課長	1	
図書館	天神4丁目1-1	951-4646	260	館長	1	*3

合計24箇所 受入人員14,950人

(3.5㎡当たり1人を受け入れる。市立学校の校舎及び図書館の面積は1/3程度を避難所として提供すると仮定し計算。
府立及び私立学校は協定締結時の使用可能な施設面積により計算。)

- *1 小畑川（水系）、小泉川浸水想定区域内施設
- *2 淀川水系浸水想定区域内施設
- *3 内水氾濫浸水想定区域内施設
- *4 土砂災害警戒区域内施設

表・予防 23-3-3 指定福祉避難所の一覧

施設名	所在地	電話番号	受入人員	避難所管理責任者	管理職員数	特記事項
開田保育所	神足3丁目2-20	954-1177	50	所長	3	*1 *4
滝ノ町保育所	滝ノ町2丁目2-26	954-5324	25	所長	3	*1
新田保育所	長岡2丁目3-2	952-4244	50	所長	3	
深田保育所	野添2丁目3-3	955-2588	25	所長	3	*1 *4
友岡こども園	友岡3丁目8-18	954-1820	50	園長	3	
海印寺こども園	奥海印寺坂ノ尻2-5	954-5264	50	園長	3	
海印寺乳児園	奥海印寺三反畑10-2	959-9111	30	園長	3	
今里こども園	今里北ノ町35-2	955-7715	50	園長	3	
きりしま保育園	神足森本13-1	955-5480	50	園長	3	*1 *2
こうたり保育園	東神足2丁目17-2 950	950-1520	50	園長	3	*1
地域福祉センターきりしま苑	東神足2丁目15-2	956-0294	100	施設長	1	
健幸スポット（のびのび苑）	井ノ内朝日寺12	954-6830	50	施設長	1	
乙訓の里	下海印寺川向イ	954-0777	25	所長	1	
乙訓楽苑	勝竜寺長黒1-3	952-0888	20	施設長	1	*1 *2
乙訓ボニーの学校	井ノ内西ノ口17-8	952-5000	50	施設長	1	
乙訓若竹苑	井ノ内西ノ口17-8	954-6501	70	事務局長	1	
向日が丘支援学校	今里南平尾8-1	951-8361	100	派遣	1	
特別養護老人ホーム旭が丘ホーム	井ノ内朝日寺23	955-9000	20	施設長	1	
特別養護老人ホーム竹の里ホーム	奥海印寺走田1-1	951-2230	20	施設長	1	*3
特別養護老人ホーム天神の杜	天神2丁目3-10	959-1230	20	施設長	1	
特別養護老人ホーム第二天神の杜	奥海印寺竹ノ下19	959-1220	20	施設長	1	
老人保健施設アゼリアガーデン	友岡4丁目114	957-1112	20	施設長	1	
介護老人保健施設マムフローラ	奥海印寺奥ノ院	958-3388	20	施設長	1	
チャーム長岡京	神足太田1-4	959-5015	20	施設長	1	*1 *2
介護老人保健施設 春風	久貝1丁目6-23	953-6301	50	施設長	1	*1
介護複合施設 今里	今里庄ノ渕32	959-3350	20	施設長	1	
せんしゅんかい 小規模多機能型居宅介護あさつゆ	久貝2丁目15	959-5560	10	施設長	1	*1 *2
せんしゅんかい デイサービスセンター 友岡	友岡川原29-11	952-3339	10	施設長	1	*1
せんしゅんかい デイサービスセンター 滝ノ町	滝ノ町2丁目9-7	953-8538	10	施設長	1	*1
せんしゅんかい デイサービスセンター 風車	馬場井料田4-7	952-6503	10	施設長	1	*1
保育・高齢複合施設 友岡	友岡1丁目2-3	959-0150	20	施設長	1	
地域密着型特別養護老人ホーム サニリージ bio	井ノ内南内畑67-11	959-0032	20	施設長	1	

合計 32 箇所 1,185 名

*1 小畑川（水系）、小泉川浸水想定区域内施設

*2 淀川水系浸水想定区域内施設

*3 土砂災害警戒区域内施設

*4 内水氾濫浸水想定区域内施設

表・予防 23-3-4 相互利用協定避難所の一覧

施設名	所在地	電話番号
向日市立向陽小学校	向日市向日町南山 3	921-0250
向日コミュニティセンター	向日市向日町南山 3-3	932-1826

表・予防 23-3-5 災害時における協定に基づく一時避難場所等

施設名	所在地	災害種別
長岡京スカイハイツ	馬場見場走り 26 番地の 3	洪水
シャルマンコーポ神足	神足木寺町 3 番 1 号	洪水
㈱京和設備第 2 工場・製品倉庫	神足橋本 1-1	—
フレッシュバザール長岡京店	神足大張 13	洪水
ダイハツ工業㈱長岡京寮	勝竜寺三枚田 14	洪水
マツモト長岡京店	長岡京市馬場図所 22 番地 1	洪水、地震
ジョーシン長岡京店	長岡京市神足四ノ坪 1-2	洪水、地震

第 6 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災等が発生した場合、市民の生命及び身体の安全を確保するため、一時的に多くの市民が避難できる延焼の危険性が少ない公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等のオープンスペースを、次の基準により広域避難場所として選定する。

1 選定の条件

- (1) 広域避難場所の受入可能人数は、避難者 1 人当たりの必要面積を概ね 2 m²として算定する。
- (2) 避難場所としての適格性の判断については、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、考慮するものとする。
- (3) 大地震が発生した際、崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- (4) 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- (5) 避難者が安全に到達できる避難路と連結していること。

2 広域避難場所の選定

本市域内には、10ha 以上の面積を有する公園等の空地は存在しないが、周辺環境から勘案して輻射熱から避難できる一団のオープンスペースである光明寺一帯、長岡公園一帯並びに長岡第八小学校一帯並びに西代里山公園一帯の 4 箇所を広域避難場所を選定し、その安全性の向上を図るとともに避難誘導看板の設置や広報等で周知を図る。

表・予防23-3-6 広域避難場所一覧

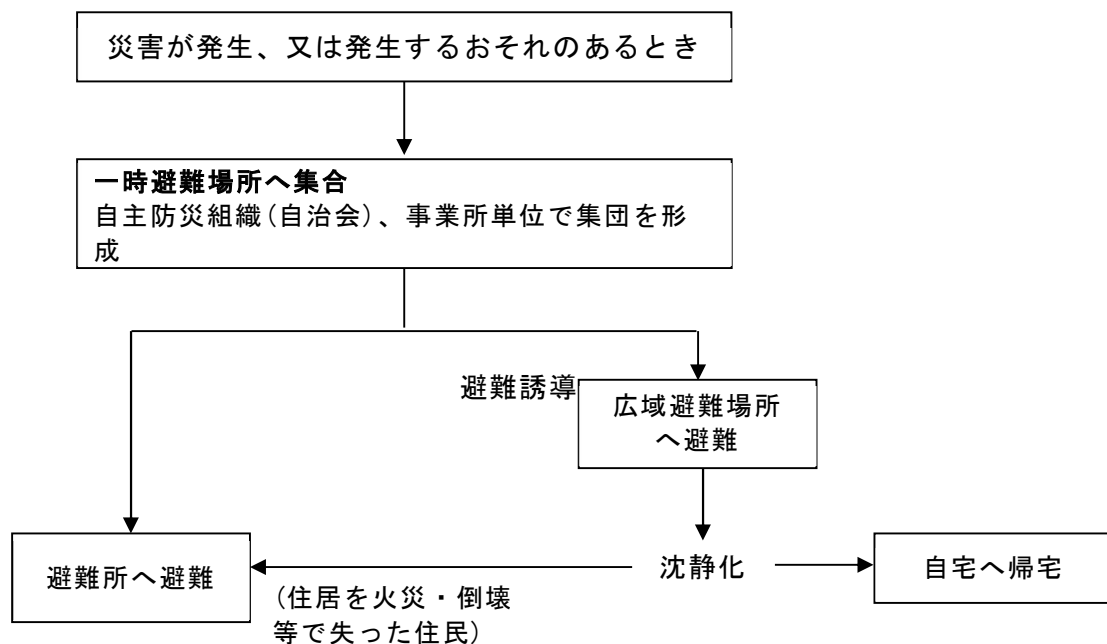
名称 (受入人員)	所在地	構成一時避難場所
北部広域 避難場所 (約2,000人)	光明寺及び 西山公園一帯	[文教施設] 長法寺小学校、長岡第三小学校、長岡第七小学校、長岡第十小学校、長岡第二中学校、京都西山短期大学 [公園施設] 川原公園、八ノ坪公園、西山公園 [寺社等] 光明寺
中部広域 避難場所 (約2,500人)	長岡公園及び 長岡天満宮一帯	[文教施設] 神足小学校、長岡第四小学校、長岡第六小学校、長岡中学校、府立乙訓高等学校 [公園施設] 長岡公園、新田公園、野添公園、中開田公園、今里大塚古墳公園 [寺社等] 長岡天満宮
東部広域 避難場所 (約2,500人)	長岡第八小学校、 長岡第三中学校 及び 恵解山古墳	[文教施設] 長岡第八小学校、長岡第九小学校、長岡第三中学校、立命館中学校・高等学校 [公園施設] 神足公園、勝竜寺城公園、調子馬ノ池公園 [企業所有地] 三菱電機(株) 冷熱システム製作所 京都地区グラウンド
西部広域 避難場所 (約2,000人)	西代里山公園一帯	[文教施設] 長岡第五小学校、長岡第四中学校、府立西乙訓高等学校 [公園施設] 西代里山公園、下海印寺西条公園、こがねが丘ホテル公園

合計4地域 9,000人

3 広域避難場所への避難

地震等による延焼火災等が発生、又は発生するおそれのあるとき、小・中学校の校庭等のオープンスペースである一時避難場所へ避難する。更に被害の拡大するおそれのあるときは、避難路を経由して広域避難場所へ避難する。

図・予防23-3-1 広域避難場所への避難の方法



表・予防 23－3－7 一時避難場所の一覧

施設名	所在地
神足小学校	神足 3 丁目 2-1
長法寺小学校	長法寺川原谷 31
長岡第三小学校	今里 4 丁目 5-10
長岡第四小学校	友岡 1 丁目 2-4
長岡第五小学校	下海印寺東山 1
長岡第六小学校	長岡 2 丁目 3-1
長岡第七小学校	今里北ノ町 35
長岡第八小学校	勝竜寺 29-1
長岡第九小学校	東神足 2 丁目 17-1
長岡第十小学校	井ノ内玉ノ上 22
長岡中学校	天神 4 丁目 5-1
長岡第二中学校	今里 5 丁目 20-1
長岡第三中学校	勝竜寺 28-1
長岡第四中学校	下海印寺西山田 1-1
乙訓高等学校	友岡 1 丁目 1-1
西乙訓高等学校	下海印寺西明寺 41
京都西山短期大学	粟生西条 26
立命館中学校・高等学校	調子 1 丁目 1-1
長岡公園	天神 2 丁目
川原公園	今里川原
新田公園	長岡 1 丁目
野添公園	一文橋 2 丁目
中開田公園	長岡 1 丁目
八ノ坪公園	長岡 3 丁目
今里大塚古墳公園	天神 5 丁目
光明寺	粟生西条内
神足公園	東神足 2 丁目
三菱電機(株)	馬場図所 1
長岡天満宮	天神 2 丁目
西山公園	長法寺
勝竜寺城公園	勝竜寺 13-1
西代里山公園	奥海印寺西代
調子馬ノ池公園	調子 2 丁目
下海印寺西条公園	下海印寺西条
こがねが丘ホテル公園	高台 1 丁目

※グラウンド等のオープンスペースに避難を行うものとする

第 7 避難路の選定と確保等

市職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の使用となる行為や障害物を除去し、避難路の確保に努める。

市は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難路を選定し、確保する。

1 避難路の基準

- (1) 避難路は、ほぼ 10m 以上の幅員を有すること。
- (2) 避難路は、相互に交差しないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。

- (4) 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になるおそれがないこと。
- (5) 避難路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置する。

2 避難路の選定及び整備（総務班、健康福祉班）

本市では、上記の基準により次の道路を避難路として選定し、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大等を促進する。

また、選定した避難路の周辺を延焼遮断帯として植樹や建築物の不燃化を促進し、道路に架かる橋梁の落橋防止等安全面での対策に配慮しながら、避難路の整備を促進する。

表・予防 23－3－8 避難路

路線名	延長 (m)	整備済み区間 (幅員 15m以上)	整備中区間 (幅員 15m以上)
国道171号	2,440	200	
主要地方道 西京高槻線	4,720	1,640	420
主要地方道 大山崎大枝線	4,780	620	
主要地方道 伏見柳谷高槻線	7,360		1,120
都市計画道路 石見下海印寺線	1,520	1,520	
一般府道 奥海印寺納所線	3,960		
一般府道 長法寺向日線	1,240		
一般府道 下植野長岡京線	1,580		

3 避難経路の選定

市は、避難者が避難所等へ避難する際の避難経路について、原則として、あらかじめ各自主防災組織と協議し、選定する。

4 避難誘導看板等の設置及び周知広報

大規模な災害が発生しているときには、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要となる事態が予想される。このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所等への誘導標識等の設置、「長岡京市防災ハザードマップ」や広報紙等の配布や市のホームページを通じて、市民に対する避難に関する情報の周知徹底を図る。

また、誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、既存の誘導看板等についても、順次更新していくよう努める。

5 避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障がい者等要配慮者を適切に避難誘導するため、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に係る避難誘導及び避難支援体制の整備に努める。

また、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、避難誘導の具体的な実施方法については、「第3編第6章第1節 避難誘導の実施」によるものとする。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達に当たっては、女性、高齢者及び子供にも配慮するものとする。

第2 円滑な避難所運営への配慮

市は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第3 民間施設等の受入れに関する協力

市は、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。

第4 新型インフルエンザ等感染者発生に備えた対策

市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染者が発生した場合の対応も含め、平常時から全庁的に連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮して、あらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテル等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者がした場合の対応方法を定める。

府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認するよう周知するとともに、市と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等は除く）。

第5節 広域避難

- 1 市は、市内における災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。
- 2 市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 4 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 市は、市内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

また、浸水想定区域が広範囲に設定される場合、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第6節 広域一時滞在

第1 他市町村からの受け入れ及び他市町村への避難

- (1) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める
- (2) 市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 市は、市内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

また、浸水想定区域が広範囲に設定される場合、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第7節 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法に基づき市の地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

- 2 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法

- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための受入施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等

- 4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、受入施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

なお、市は府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実行化を図る。

第8節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、府と協力し、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。府及び市町村は、車中避難場所が設置された場合は、車中泊避難を行うための場所の避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うための場所の避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市の役割

市は、車中泊の対応方針について、地域の実情も踏まえ計画する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群をはじめとした環境整備、支援物資等の備蓄等を行う。また、車中泊避難を行う避難者数や食料等の必要な物資数を集約するため、デジタル技術の活用を行うものとする。

第25章 災害に強いまちづくり

（総務班、建設班、上下水道班、教育班、ライフライン、鉄道・道路交通事業者）

第1節 防災構造化の推進

地震が、根本的に予知できない性質を持つものであるのに対して、台風・豪雨等の一般災害は、気象警報等事前に発せられる情報により、発生を未然に察知することが可能である。このことは、とりもなおさず「災害による被害は一定の予防措置が可能である」性格が、風水害等の一般災害ではより鮮明となることを意味している。

そこで本市としては、台風や豪雨、火災等の災害から市民の生命や財産を守るため、事前の情報収集・連絡体制の整備・砂防施設の整備をするほか、河川の改修、公共施設の耐震性向上、都市基盤の整備を図るとともに、公共建築物をはじめとする耐震性向上・不燃化による防災構造化を促進していくものとする。

第1 防災空間の整備・拡大

災害が発生、又は発生するおそれのあるとき、避難者の安全確保と火災の延焼防止を図るため、市街地の中に広幅員の幹線道路や公園を整備し、オープンスペースの確保を図る。

また、災害時の特別措置として、市街地に存在する生産緑地（農地）を防災施設として活用を図るため農家の理解と協力を求める。

- 1 総合公園（西山公園（第3期）整備推進計画）、地区公園、近隣公園、街区公園等の整備と区画道路の拡幅を推進する。
- 2 公園緑地空間の現状を調査し、安全性の向上を図る。
- 3 公園緑地の保全整備計画（緑の基本計画）を作成する。
- 4 生産緑地の防災空間としての利用を推進する。

表・予防23-1-1 都市公園等の供用面積一覧

（令和7年4月1日現在）

公園種別		項目	箇所数 (箇所)	供用済面積 (㎡)
(1) 都市公園			289	268,781
内 訳	総合公園（西山公園）		1	50,502
	地区公園（長岡公園）		1	39,572
	近隣公園（勝竜寺城公園・恵解山古墳公園・西代里山公園）		3	52,277
	広場公園（バンビオ広場公園）		1	2,293
	街区公園		259	113,636
	都市緑地		16	2,959
	緑道		10	7,542
(2) その他公園（条例17条の2設置公園）			16	6,055
(3) その他公園（法令外）			12	6,143
合計			319	289,979

第2 市街地の面的整備

住宅が密集し、狭小道路が多く、公園等の生活基盤施設が未整備な地区については、面的整備事業により、空間の確保等を図りアメニティ豊かな環境を創造する。特に交通の集中する西の玄関口である阪急長岡天神駅周辺については、市街地開発事業等の事業を行い、都市交通の拠点としてだけではなく空間的ゆとりを備えた防災機能を満たした整備を行う。

1 市街地再開発事業

J R長岡京駅周辺整備西口地区市街地再開発事業については、平成17年4月に竣工した。また、阪急長岡天神駅周辺整備については阪急京都線連続立体交差化事業との一体的整備を基本として市街地開発事業等の調査・研究を行った上に実施を図る。

2 災害危険度調査

木造老朽家屋の密集地区等における災害の危険度調査を実施し、危険度の把握後、災害に弱い地域について面的な整備を図る。

第3 住宅市街地の防災性向上の推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、延焼遮断効果を高めるため、平成8年5月に住宅市街地の大部分（低層住宅専用地域を除く。）に準防火地域の都市計画決定を行い、また、第1種低層住居専用地域については最低敷地制度を導入している。

また、「長岡京市まちづくり条例」により、一定規模以上の住宅開発については、防火水槽や消火栓等の設置が義務づけられ、市域内にそれらの防火施設の整備が進んでいる。

これらの制度改善により、それ以降の建築物については各制度の適用を受け、防災性能の向上が図られている。

第2節 高速道路災害予防計画

第1 高速道路防災計画（西日本高速道路株式会社）

西日本高速道路株式会社は、地震災害、風水害、雪害等の災害に強い高速道路等及び付帯施設を形成するため、防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講じ、防災対策に万全を期するものとする。

1 災害予防

未然に災害を防止し、又は災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、平常時から高速道路等の保全管理を強化するとともに、道路の建設及び保全事業を計画的かつ総合的に推進するものとする。併せて、防災に関する調査研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的技術的向上に努めるものとする。

2 災害に強い道づくり

- (1) 災害に強い道づくりを行うため、道路・通信施設等の整備に当たっては、構造物・施設等の耐震性を確保するとともに、代替性の確保、多重化等の観点からもネットワークの早期整備を推進するものとする。

- (2) 道路施設の設置に当たっては、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても道路施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。
- (3) 高速道路等及び付帯施設については、災害時の緊急輸送道路としての重要性を考慮し、耐震性の確保に配慮するものとする。

3 防災体制の確立

災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ防災体制の整備を図るものとする。

また、大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災体制の確立を図るとともに、関係機関との連携による応援体制の確立を図り、もって組織の総力を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

- (1) 警戒体制（災害の発生のおそれがある場合）
- (2) 緊急体制（災害が発生した場合）
- (3) 非常体制（非常かつ重大な災害が発生した場合）

4 関係機関との連携

京都府防災会議等に積極的に参加し、平常時から関係機関との連携を強化しておくとともに、連絡体制の整備を図るものとする。

5 災害発生時の応援協力体制

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、関係機関、建設業者等との応援協力体制について整備を図るものとする。

6 資機材の確保

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、資機材についてあらかじめ備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。

7 食料・飲料水等の備蓄

防災活動を行うため必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄若しくは調達体制の整備を図るものとする。

8 防災上必要な教育及び訓練の実施

防災教育、防災訓練等の実施により職員等の資質向上に努めるものとする。

9 道路利用者等に対する防災知識の普及

災害発生時の被害拡大防止と避難等に資するため、道路利用者等に対し、防災週間や各種の防災関連行事等を通じて防災についての広報活動を行い、防災知識の普及に努めるものとする。

第3節 立地適正化計画

第1 立地適正化計画

近年の頻発・激甚化する自然災害に備えるため、防災の観点を取り入れたまちづくり

が喫緊の課題となっている。2020年（令和2年）の都市再生特別措置法の改正（同年9月施行）において、都市のコンパクト化を推進する立地適正化計画に「居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（防災指針）」を定めることが新たに位置づけられ、立地適正化計画を令和4年3月に改訂した。この防災指針では、地区ごとの課題を踏まえて、まちづくりの将来像と取組方針を定め、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を位置づけ防災・減災対策の計画的な実施に努める。

第4節 国土強靱化地域計画

第1 国土強靱化地域

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることや、東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めるとともに、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。本市は、令和2年6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「長岡京市国土強靱化地域計画」を策定した。この計画では、長岡京市で想定されるリスクと起きてはならない最悪の事態を評価し、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・社会経済が構築されるよう目標を定め、ハード・ソフトを組み合わせた地域の特性に応じた施策が推進されるよう、長期的な視野を持って計画的に取り組みにあたる。

第26章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(総務班)

「震災対策編第2編第18章 観光客保護・帰宅困難者対策計画」を準用する。

第27章 集中豪雨対策に関する計画

(本部事務局、建設班、上下水道班)

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から市民の安心・安全を確保するための対策を講ずる。

第1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実

2 避難体制等の取り組み強化

- (1) 客観的避難基準の充実
- (2) 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
- (3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保

3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

4 要配慮者対策の強化

第2 ハード対策の実施・検討

河川（中小河川を含む）・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、地域とともにまちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理

- (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
- (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）
- (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
- (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施

2 流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取り組み

- (1) 山地・森林環境の保全と整備
- (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
- (4) 適正な土地利用の誘導、規制など
- (5) 伐採木の除去による流木の防止
- (6) 倒木のおそれのある危険木の事前伐採

第3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となることから、各関係機関と連携して、市民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第4 内水（雨水出水）対策

戦後の高度成長期以降、急速に市街化が進み、田畑や緑地、池等が減少したことにより、雨水の地下浸透や保水能力が著しく低下してきた。そのため、雨水の流出量が増大し、更には局所的な集中豪雨により、これまでの雨水を排除する施設の能力を超えた浸水被害が多発するようになってきた。

このような浸水被害等に対応するため、おおむね10年に一度程度の雨量（1時間当たりの降雨量61.1mm）に対応できる整備を計画的に進める。

また、ポンプ場、雨水貯留施設及び浸水常襲箇所等の状況を一元的に監視可能なシステムを導入し、出水時の監視体制強化を図る。

なお、内水による浸水被害を軽減するためポンプ場及び雨水貯留施設等の状況は次のとおり。

1 大下津排水機場

洛西土地改良区は京都市の西南部に位置し、地区内下流の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、大山崎町及び本市の耕地は地表勾配も緩く、低湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いこと、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機場が設置され内水を排水している。

	大下津排水機場	大下津排水機場
施設管理者	洛西湛水防除協議会	洛西湛水防除協議会
種類	立軸渦巻斜流ポンプ1台	立軸斜流1台
排水能力	10 m ³ /s	5.6 m ³ /s
排水先	桂川	桂川
設置年度	昭和46年	昭和57年
その他	昭和33年洛西農業水利事業 昭和44～46年府営湛水防除事業	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業

2 今里雨水貯留施設

市北部の風呂川排水区には、浸水対策として流下貯留方式による今里雨水貯留幹線を整備しており、大雨が降ると水路から今里貯留幹線に雨水が流れ込み、今里雨水ポンプ場から小畑川へ放流している。

(1) 今里貯留幹線

所在地 今里～一文橋（今里大通り）

延長 790m

貯留量 6,700 m³

(2) 今里雨水ポンプ場

排水能力 1.0 m³/s

排水先 小畑川

供用開始 平成 18 年度

3 神足浸水対策施設

J R長岡京駅を含む犬川第二排水区ではおおむね 10 年に一度程度の雨量（1 時間当たりの降雨量 61.1mm）が降った際、3.6 m³/s の排水が想定される。京都府の管理する一級河川犬川への排水量が最大 2.2 m³/s であることから、現況の神足ポンプ場の排水能力を 2.2 m³/s まで向上させ、さらに差分の 1.4 m³/s の雨水を一時貯留する神足雨水貯留施設を整備する。

(1) 神足雨水貯留施設

所在地 神足 2 丁目

貯留量 1,169 m³（R6 年 6 月 I 期 817 m³のみ供用開始）

(2) 神足雨水ポンプ場

令和 6 年 4 月より、浸水対策事業として神足雨水ポンプ場築造工事として、既存のポンプ場の能力向上および老朽化対策に着手

排水能力 1.0 m³/s → 2.2 m³/s

排水先 犬川

供用開始 昭和 48 年 → 令和 9 年予定

4 流域下水道

京都府、京都市、向日市及び本市の合同事業として、高度成長期に急激に市街化の進行した区域を対象に、浸水を防除するための流域下水道（いろは呑龍トンネル）の整備を進めており、平成 23 年 10 月までに北幹線管渠が、令和 4 年 3 月には南幹線管渠及び呑龍ポンプ場が、令和 6 年 3 月には調整池が供用開始されており、施設の管理は下水道管理者である京都府が行っている。

なお、流入口の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供されている。

(<http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html>)

排水面積 約 1,421ha

管渠延長 約 9.0 km

対策量 約 23.8 万 m³

5 更ノ町樋門

今里更ノ町（小畑川右岸）地内の小畑川と今井川の合流部に位置する排水樋門。洪水時に小畑川から今井川への逆流による外水浸水被害を防ぐことを目的として設置されている。本施設の操作時においては、「更ノ町樋門操作規則（案）」に基づき、樋門操作等を行う。

排水区 井ノ内第二排水区

構 造 （１）アルミニウム合金製電動スライドゲート

純径間 3 0 0 0 mm × 有効高 2 0 0 0 mm － 1 門

（２）電動ラック式開閉器、操作盤

供用開始 令和 5 年 6 月

6 犬川ポンプ設備

神足 3 丁目（犬川右岸 直達橋上流）地内の犬川フラップゲートが閉鎖された際、内水の排除ができないことから犬川ポンプ設備により、内水を犬川に排水している。

排水能力 0.4 m³/min

排水先 犬川

供用開始 令和 5 年 9 月

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

第1節 災害対策本部等の設置と活動体制

(本部事務局)

[災害応急対策の分担]

項目	実施担当	実施内容
災害警戒本部体制	本部事務局	○勤務時間内の災害警戒本部の全般的業務
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外の災害警戒本部の全般的業務
雪害警戒本部体制	本部事務局	○勤務時間内の雪害警戒本部の全般的業務
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外の雪害警戒本部の全般的業務
指揮命令権者	本部長 ※1	○災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施する
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外において、本部長、本部員到着までの間、災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施する
非常配備体制の判断	本部長	○勤務時間内において、非常配備体制を判断する
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外において、本部長、本部員到着までの間に非常配備体制を判断する
災害対策本部の設置	災害対策本部長(市長)	○市内の被害状況等を鑑みて、災害対策本部設置の判断をする
緊急活動の調整	対策本部会議	○被災後の緊急的対策の実施について調整する
応急活動の調整	本部事務局	○各班の実施する応急対策の総合調整を図る
組織体制見直し	対策本部会議	○時間の経過を考慮しつつ、組織体制を弾力的に見直す
災害対策本部の閉鎖	本部長 ※1	○市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、本部長は、対策本部を閉鎖する

※1 災害警戒本部長及び雪害警戒本部長…第一副市長

災害対策本部長…市長

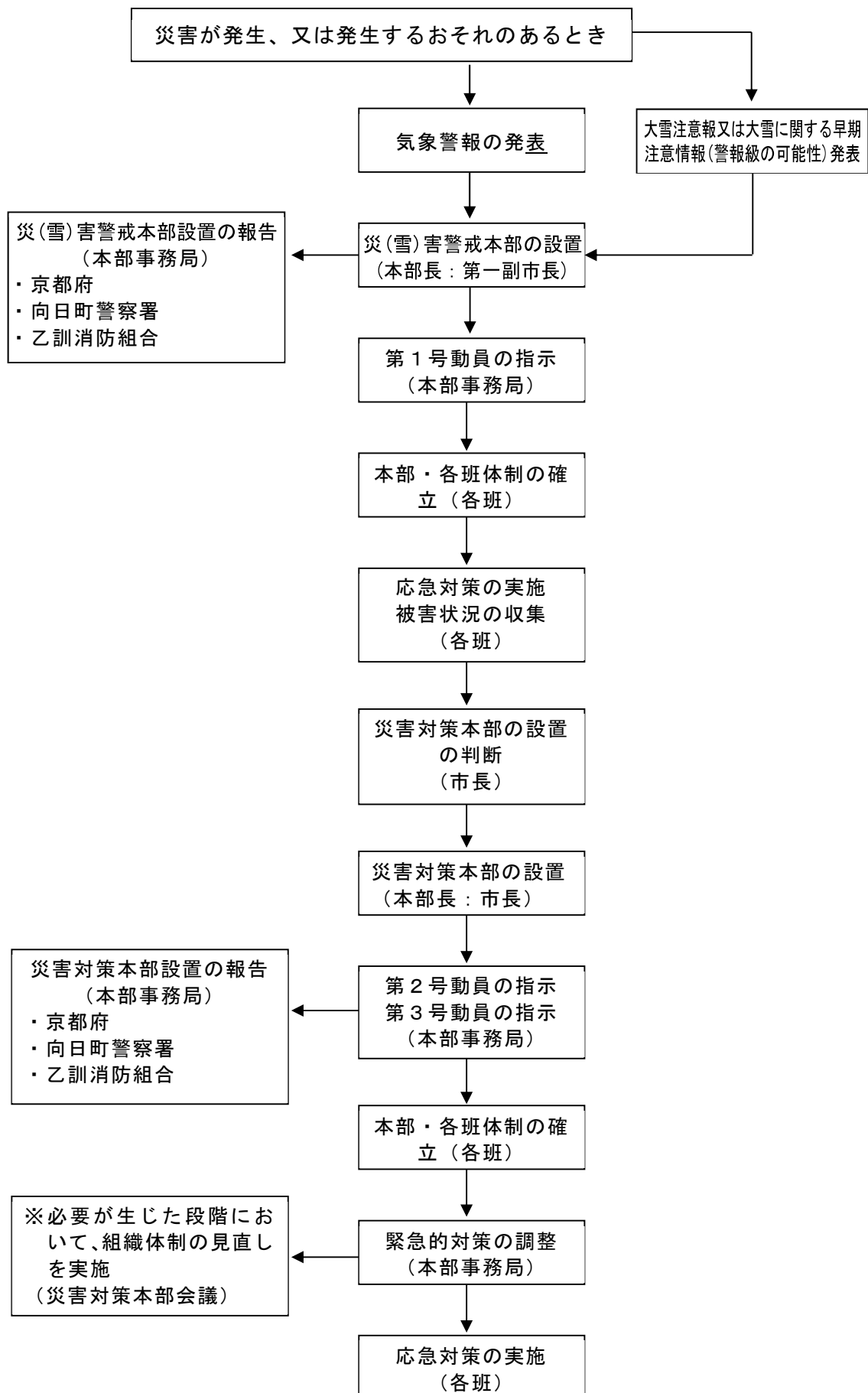
第一副市長とは、長岡京市副市長事務分担規則第2条に定めるものとする。

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 全職員は、日頃から災害時の非常配備体制に関して熟知し、自らの役割を自覚しておく。
- 災害警戒本部及び雪害警戒本部の事務局員は、迅速に災害に対処できるよう、平時から気象情報等災害にかかわる情報の収集を行う。
- 防災関係機関との事前調整により、災害発生後の総合的調整体制の確立を図る。
- 災害対策本部の設置場所を予備も含めてあらかじめ定め、体制の早期立ち上げを図るべく平常時から機器等を配置しておく。

■ 応急対策



〔応急対策の内容〕

第1 災害対策本部等の設置及び配備体制

1 災害警戒体制

(1) 設置

災害が発生又は発生するおそれのある場合、第一副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。ただし、長岡京市に気象等の警報（大雪警報を除く）が発表された場合は直ちに災害警戒本部を設置する。なお、本部長に事故がある場合等は、副本部長が本部長を代理する。また、警戒本部設置に伴う各種の手続きについては、本部事務局が行うものとする。

(2) 配備体制

本部長は、災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各班長に配備体制を発令する。本部事務局長は、次の基準に従って本部長に配備体制の発令について進言する。

表・応急1-1-1 災害警戒本部の配備体制の種類と基準及び対象職員

配備体制の種類	発令の基準	配備対象職員
第1-1号 配備体制	○大雨等により、気象等の警報が発表されたとき ○本部事務局が必要と判断するとき	・本部長、副本部長 ・本部事務局長、班長、副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指定された職員
第1-2号 配備体制	○台風が接近し、気象等の警報が発表されたとき ○レベル3土砂災害警報が発表されたとき ○本部事務局が必要と判断するとき	・本部長、副本部長 ・本部事務局長、班長、副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指名した職員
第1-3号 配備体制	○台風が京都府付近を通過することが予想され、また、気象等の警報が発表されたとき ○本部事務局が必要と判断する時	・本部長、副本部長 ・本部事務局長、班長、副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指名した職員

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

- (ア) 本部長の指示事項の伝達
- (イ) 降雨状況、河川水位、土砂災害危険度の観測及び気象通報等の収集並びに伝達
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 危険箇所等の状況把握及び応急措置
- (オ) 被害状況の調査及び収集並びに報告
- (カ) 避難情報の発令及び伝達
- (キ) 避難所等の開設

2 雪害警戒本部

(1) 設置

本市は年間降雪量が非常に少ないため、積雪や圧雪路、路面凍結等が発生した場合に市民生活に与える影響が非常に大きいこと踏まえ、大雪が予想される段階から第一副市長を本部長とする雪害警戒本部を設置し、状況に応じた配備体制を執るものとする。なお、本部長に事故がある場合等は、副本部長が本部長を代理する。また、警戒本部設置に伴う各種の手続きについては、本部事務局が行うものとする。

(2) 配備体制

本部長は、災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各班長に配備体制を発令する。本部事務局長は、次の基準に従って本部長に配備体制の発令について進言する。

表・応急 1-1-2 雪害警戒本部の配備体制の種類と基準及び対象職員

配備体制の種類	発令の基準	配備対象職員
第 1-1 号 配備体制	○長岡京市に大雪注意報が発表され、かつ翌日までの京都府南部における大雪に関する早期注意情報（警報級の可能性）〔高〕が発表されたとき	・本部長以下班長・副班長 ・本部事務局においてあらかじめ指名した職員
第 1-2 号 配備体制	○長岡京市に大雪警報が発表されたとき ○長岡京市に大雪注意報が発表され、かつ翌日までの京都府南部における大雪に関する早期注意情報（警報級の可能性）〔高〕が発表され、本部事務局が必要と判断するとき	・本部長以下班長・副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指名した職員
第 1-3 号 配備体制	○大雪等に対する厳重な警戒が必要と本部事務局が判断するとき	・本部長以下班長・副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指名した職員

(3) 雪害警戒本部の業務

雪害警戒本部は、主として次の業務を行う。

- (ア) 本部長の指示事項の伝達
- (イ) 降積雪状況の把握
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 危険箇所等の状況把握及び応急措置
- (オ) 道路交通状況及び公共交通機関の状況把握及び応急措置
- (カ) 被害状況の調査及び収集並びに報告
- (キ) 帰宅困難者等への対応

3 事故警戒（対策）本部

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的大事故及び社会的影響が著しい事故が発生した場合は「〇〇事故警戒本部」又は「〇〇事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

(1) 事故警戒本部

ア 設置の基準等

事故対策編に記載の事故（航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物災害、大規模火災、林野火災、広域停電事故）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるときは、第一副市長を本部長とする事故警戒本部を設置し、直ちに被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の調整を行う。なお、本部長に事故がある場合等は、副本部長が本部長を代理する。また、事故警戒本部設置に伴う各種の手続きについては、本部事務局が行うものとする。

イ 事故警戒本部の組織及び配備体制

事故警戒本部の組織は図・応急1-1-1長岡京市災害警戒本部、雪害警戒本部、事故警戒本部組織図のとおりとし、配備体制は表・応急1-1-3配備体制の種類と基準及び対象職員のとおりとするほか、個別の事故対策計画によるものとする。

ウ 閉鎖等

本部長は、突発的大事故による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒本部を閉鎖する。また、事故対策本部又は災害対策本部が設置された場合においては、事故警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部又は災害対策本部に引き継ぐものとする。

エ 事故警戒本部の主な業務

(ア) 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

(イ) 本部長の指示事項の各部局の伝達

(ロ) 関係防災機関及び関係団体との連絡調整

(ハ) 警戒活動の実施

(2) 事故対策本部

ア 設置

突発的大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、事故警戒本部会議による協議の結果を踏まえ、市長を本部長とする事故対策本部の設置を、市長が決定する。なお、本部長に事故がある場合等は、副本部長が本部長を代理する。また、事故対策本部設置に伴う各種の手続きについては、本部事務局が行うものとする。

イ 事故対策本部の組織要員及び業務

事故対策本部の組織は図・応急1-1-2長岡京市災害対策本部組織図に準じるものとし、配備体制は表・応急1-1-3配備体制の種類と基準及び対象職員のとおりとするほか、個別の事故対策計画によるものとする。

ウ 閉鎖等

本部長は、突発的大事故による被害が拡大するおそれが解消し、その応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。また、災害対策本部が設置さ

れた場合においては、事故対策本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

エ 災害救助法の適用

災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

表・応急 1－1－3 配備体制の種類と基準及び対象職員

配備体制の種類	発令の基準	配備対象職員
第 1-1 号配備体制 (事故警戒本部)	事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるとき	・本部長、副本部長 ・本部事務局長、班長、副班長 ・本部事務局においてあらかじめ指定した職員
第 1-2 号配備体制 (事故警戒本部)	事故による被害が発生し、さらなる被害の拡大及び二次災害のおそれ等があるとき	・本部長、副本部長 ・本部事務局長、班長、副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指定した職員
第 1-3 号配備体制 (事故対策本部)	事故が発生し、相当な被害が予想されるとき	・本部長、副本部長 ・本部事務局長、班長、副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指定した職員

4 災害対策本部

(1) 設置

災害が発生又は発生するおそれのある場合、状況等を踏まえ、市長が災害対策本部の設置を決定する。

なお、本部長に事故がある場合等は、副本部長が本部長を代理する。

また、災(雪)害警戒本部によって収集された情報により、災害が発生又は発生するおそれが高まったと判断される場合、災(雪)害警戒本部長は本部会議を招集し、災害対策本部の設置を協議し、市長に進言する。

これらの手続きを経るいとまがないと認められる場合は、災(雪)害警戒本部長又は緊急本部指揮職員が設置を専決し、その結果を市長に報告する。

(2) 配備体制

本部長は、災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各班長に配備体制を発令する。本部事務局長は、次の基準に従って本部長に配備体制の発令について進言する。

表・応急 1－1－4 災害対策本部の配備体制の種類と基準及び対象職員

配備体制の種類	発令の基準	配備対象職員
第 2 号配備体制	○局地的に相当規模の被害が発生するおそれのあるとき ○特別警報が発表されたとき	・本部事務局長・副局長及び各班長・副班長 ・本部事務局及び各班におい

		てあらかじめ指名された職員
第3号配備体制	○市内全域に相当規模の被害が発生し、被害が更に広範囲に広がるおそれのあるとき。	・本部事務局長・副局長及び各班長・副班長 ・各班であらかじめ指名した職員・本部事務局の全職員
第4号配備体制	○市内全域に大規模な被害が発生したとき。 ○風水害、地震、原子力災害等が複合的に発生したとき。	・全職員

(3) 災害対策本部において行う主な業務は、第2節災害対策本部事務分掌で定める。

第2 緊急本部指揮職員の指名

勤務時間外に、災害対策本部等を設置する必要がある事象が発生した場合、緊急本部指揮職員及び本部事務局員は直ちに出勤し、本部長（第一副市長）又は副本部長（第二副市長・教育長）が本部に到着するまでの間、必要な指揮及び判断を行い、本部長等の到着後は、その指揮下に入り本部長等を補佐する。なお、緊急本部指揮職員は、次の者の内から市長が第1順位・第2順位・第3順位まであらかじめ指名する。

(1) 緊急本部指揮職員

ア 総合政策部長	第2順位者
イ 危機管理監	第1順位者
ウ 環境経済部長	
エ 健康福祉部長	
オ 健康福祉部参事	
カ 建設交通部長	第3順位者
キ 上下水道部長	
ク 対話推進部長	
ケ 教育部長	

(2) 緊急本部指揮職員の業務

- ア 動員配備指令の確認、徹底に関すること
- イ 概況的情報収集の指揮に関すること
- ウ 初動活動方針の決定に関すること
- エ 救護班の派遣要請に関する判断
- オ 避難所の開設に関する判断
- カ 避難指示等に関する判断
- キ 災害対策本部の設置に関する判断
- ク 広域応援の要請に関する判断
- ケ 自衛隊派遣の要請に関する判断
- コ その他緊急を要する判断及び組織の指揮に関すること

第3 配備及び動員の留意事項等

1 配備時の留意事項

災害が発生又は発生するおそれのある場合、通常の業務を一時停止、又は縮小し、各班は次の基準に従い、定められた配備につく。

- (1) 勤務時間外の場合は、配備体制の基準により判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。
- (2) 配備体制発令後に更に体制を強化する必要があると判断される場合は、各班長は、班毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
- (3) 各班長から配備体制強化の報告を受けた本部長は、災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、配備体制の強化を発令し、応急活動に万全を期する。

2 動員方法

- (1) 勤務時間内の動員方法
配備体制発令とともに動員指示を庁内放送等により連絡する。
- (2) 勤務時間外の動員方法
本部事務局は職員チャットツール及び職員参集メールにより、全職員に動員連絡をする。各班長は必要に応じて、班内連絡網に従い動員連絡をする。

3 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、動員対象から除外する。

なお、この場合、可能な限り速やかに所属長に連絡し、参集を妨げる事態が終息でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 職員自身が災害により傷病し、参集することができない場合
- (2) 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (3) 自宅が被災し、又は周辺の家屋にも被害が及ぶことが予想される場合
- (4) 自宅付近において、救出救助要請があった場合

4 参集時の留意事項

- (1) 事前の習熟
職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- (2) 災害情報の収集
職員は、災害が発生又は発生するおそれのあるときは、ラジオ・テレビ・インターネット等を通して気象情報等の災害に関する情報を自ら収集し、災害の状況、配備体制を知るように努める。
- (3) 参集経路の確認
職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。
- (4) 服装及び携行品
参集する際は、原則災害用活動服とし、平常時から非常持ち出し袋等に備蓄しておいた手拭い、水筒、食料、携帯ラジオ及び懐中電灯等の必要な用具をできる

限り携行する。

(5) 参集途上の措置

参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

(6) 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は本部事務局に報告する。

第4 災害対策本部等の閉鎖

- (1) 本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を閉鎖する。
- (2) 防災活動の終息に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理する。
- (3) 本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、府知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にこれを通知する。

表・応急1-1-5 本部設置又は閉鎖の通知先等

通知先・公表先	通知・公表の手段	担当班
各班	庁内放送、本部会議、職員参集メール、職員チャットツール	本部事務局
府知事	京都府総合防災情報システム、衛星通信系防災情報システム、電話	本部事務局
防災会議構成員	電話	本部事務局
報道機関	ファクシミリ、口頭又は文書	市民情報班
市民	報道機関、ホームページ	市民情報班
長岡京市議会議員	議員チャットツール、メール	市民情報班

第5 本部等の設置場所

(1) 災害対策本部等配置計画等

災害対策本部等の配置は、下記の表に記した資料のとおりとする。本部事務局は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

表・応急1-1-6 災害対策本部室等配置計画

施設名・会議室名	受入人員	利用用途	電話回線数	配置機器等
市庁舎 4階 会議室401	20	災害警戒本部会議室	5	モニター・インターネット系PC・庁内情報系PC
市庁舎 4階 会議室402	50	災害警戒本部会議室	5	モニター・インターネット系PC・庁内情報系PC
市庁舎 4階 会議室401	70	災害対策本部事務局	18	白板・市内地図・行政無線・モニター・インター

及び402				ネット系PC・庁内情報系PC・電話機・FAX・印刷機
市庁舎 3階 会議室301	24	記者発表室	1	白板・市内地図・庁内情報系PC
市庁舎 4階 応接室	30	災害対策本部会議室・防災会議室	1	白板・市内地図
中央生涯学習センター メインホール※	400	災害対策本部会議室・防災会議室・災害対策本部事務室	4	市庁舎4階会議室401及び402と同様
中央生涯学習センター 学習室1※	40	本部会議室予備・記者発表室	1	白板・市内地図・LAN
中央公民館 3階 市民ホール※	200	災害対策本部会議室・防災会議室・災害対策本部事務室	1	市庁舎4階会議室401及び402と同様

※災害対策本部事務室等を設置する施設の駐車場については、災害応急対策のために必要なスペース（緊急通行車両用の駐車場など）として使用する。

※市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

第6 災害対策本部等の組織及び運営等

1 災害対策本部会議等

本部会議は、災害対策本部等の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

(1) 本部会議員

本部長、副本部長、各班長及び本部事務局長（危機管理監）

(2) 協議事項

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
- イ 動員配備体制に関すること。
- ウ 各班間調整事項に関すること。
- エ 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- オ 自衛隊派遣要請に関すること。
- カ 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 他市町への応援要請に関すること。
- ク 災害救助法適用要請に関すること。
- ケ 激甚災害の指定に関すること。
- コ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(3) 各班の事務分掌

各班の事務分掌については、「第2節 災害対策本部の事務分掌」に定める。

(4) 本部連絡員

本部会議又は本部事務局と各班の連絡役として、本部連絡員を置く。

ア 構成

本部連絡員は、各班においてあらかじめ指名しておくものとする。

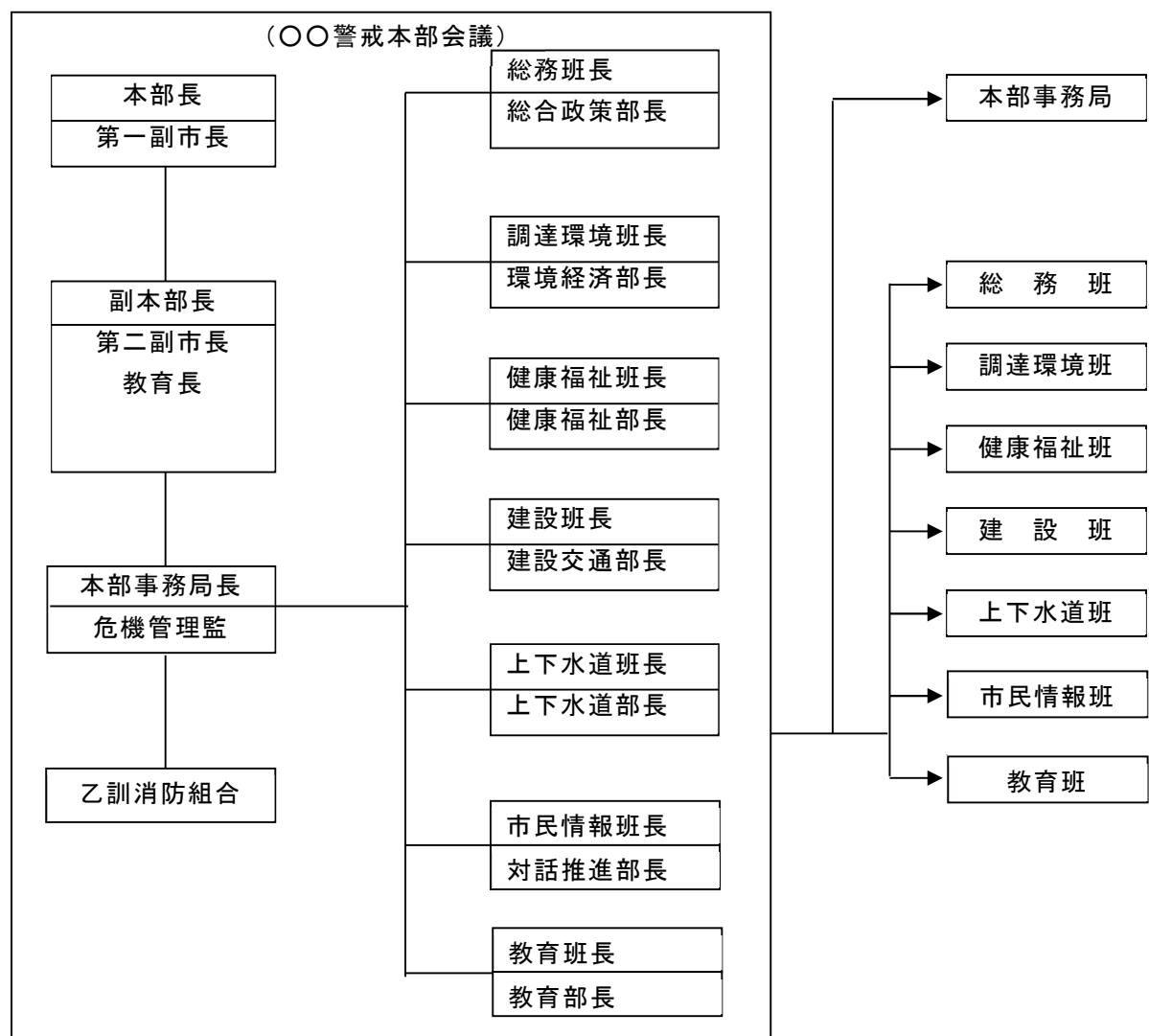
イ 事務分掌

- (ア) 本部会議等での決定事項を各班各部署へ伝達する。
- (イ) 各班の活動状況等を本部会議に出席中の班長へ報告する。
- (ウ) 必要に応じて本部事務局の構成員として本部事務を担当する。

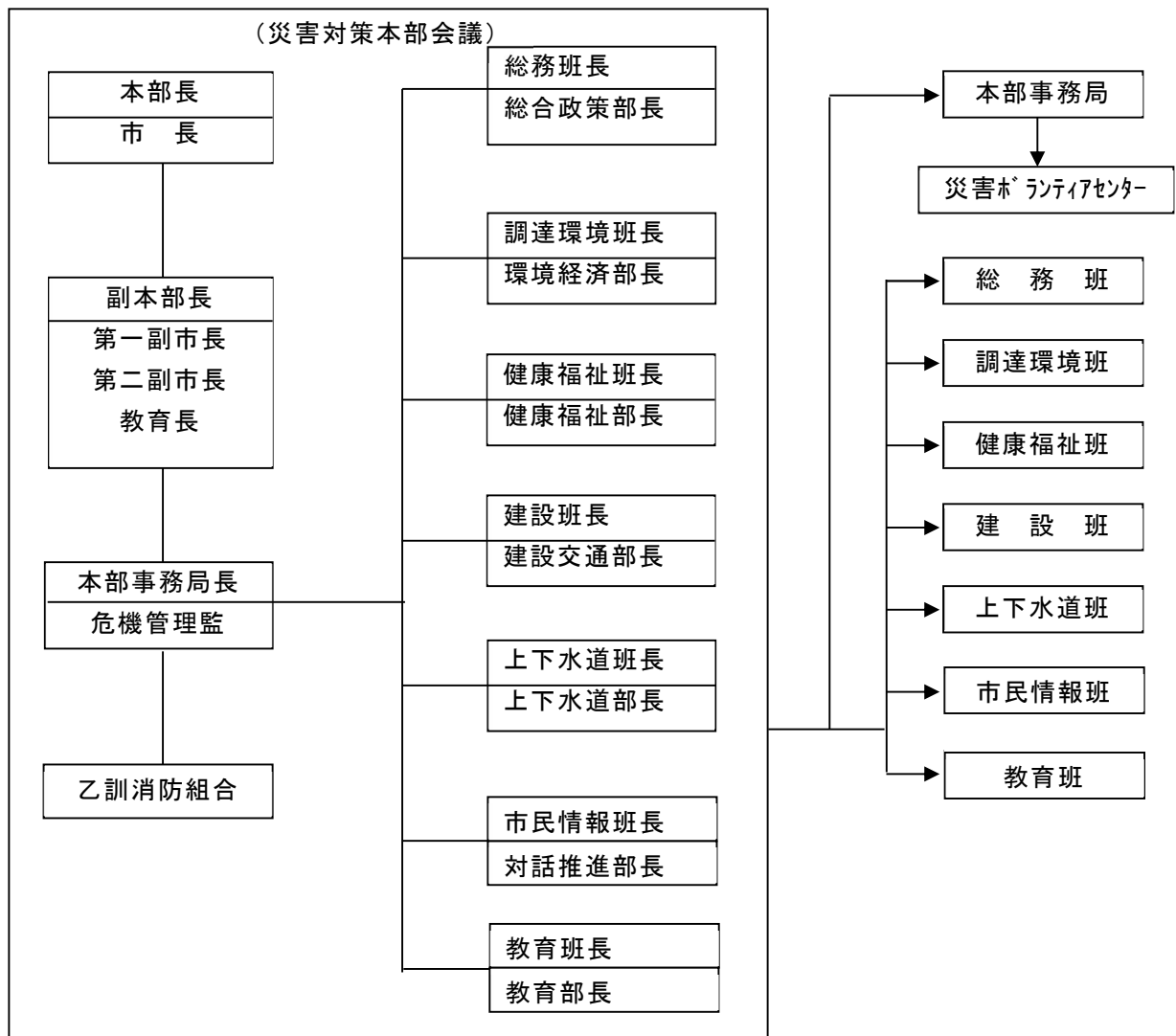
2 長岡京市災害対策本部等の組織

- (1) 長岡京市災害警戒本部の組織及び配備体制は、図・応急1-1-1 長岡京市災害警戒本部の組織体制図のとおりとする。
- (2) 長岡京市雪害警戒本部の組織及び配備体制は、図・応急1-1-2 長岡京市雪害警戒本部の組織体制図のとおりとする。
- (3) 長岡京市災害対策本部の組織及び配備体制（2号配備～4号配備体制）は、図・応急1-1-3 長岡京市災害対策本部の組織体制図のとおりとする。

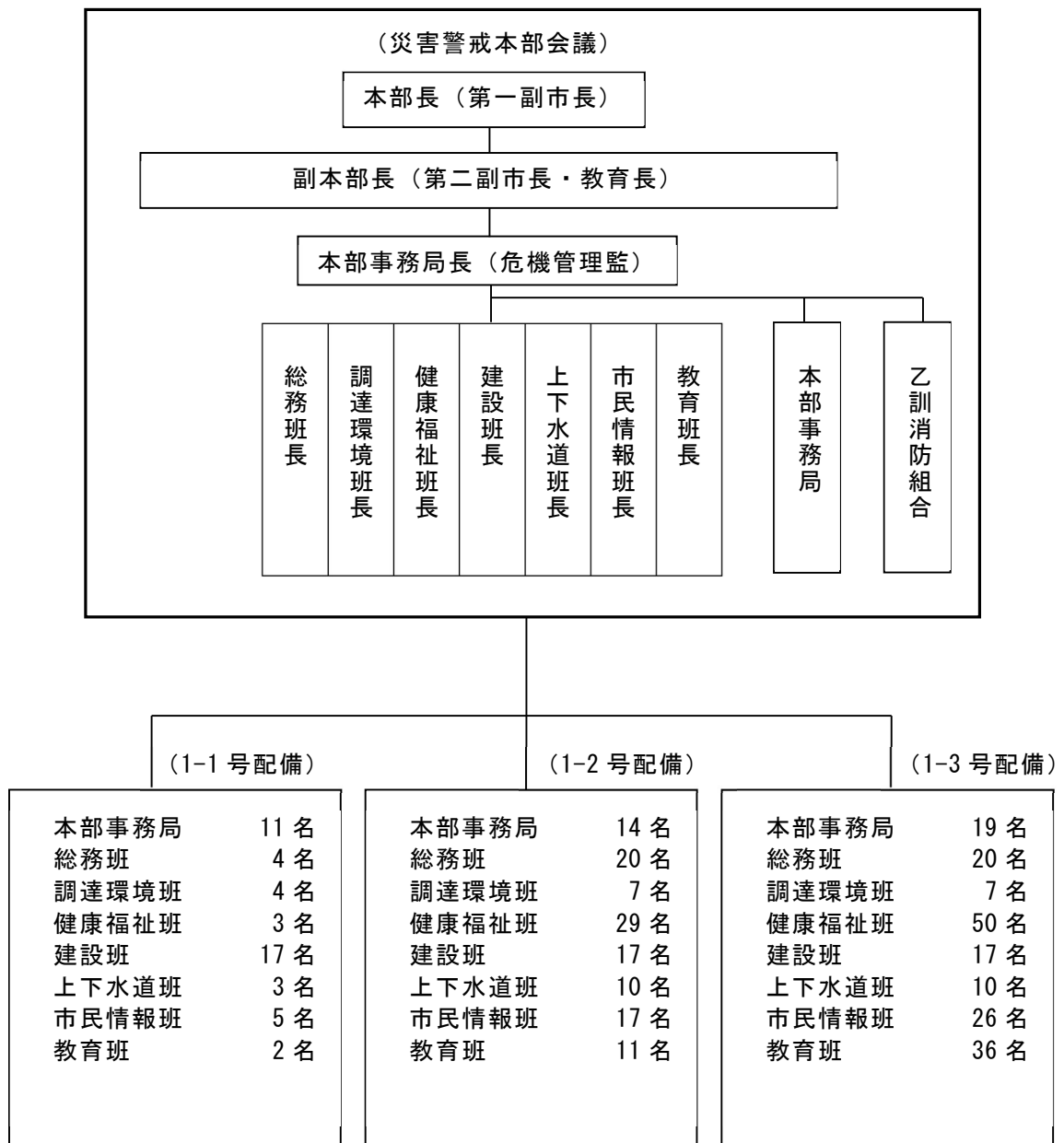
図・応急1-1-1 長岡京市災害警戒本部、雪害警戒本部、事故警戒本部組織図



図・応急1-1-2 長岡京市災害対策本部組織図



図・応急1-1-3 長岡京市災害警戒本部配備体制



1-1 号配備 49 名体制

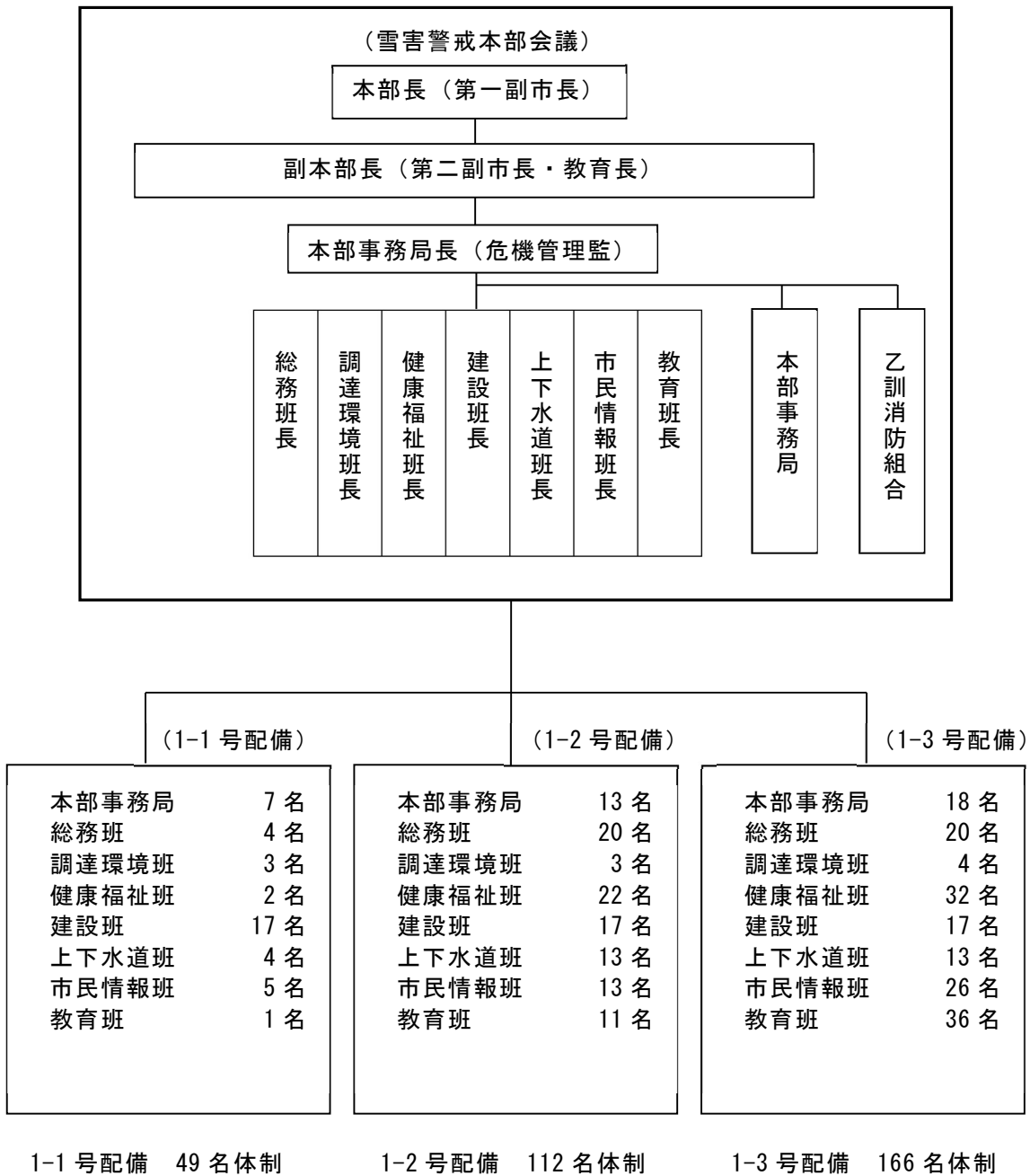
1-2 号配備 125 名体制

1-3 号配備 185 名体制

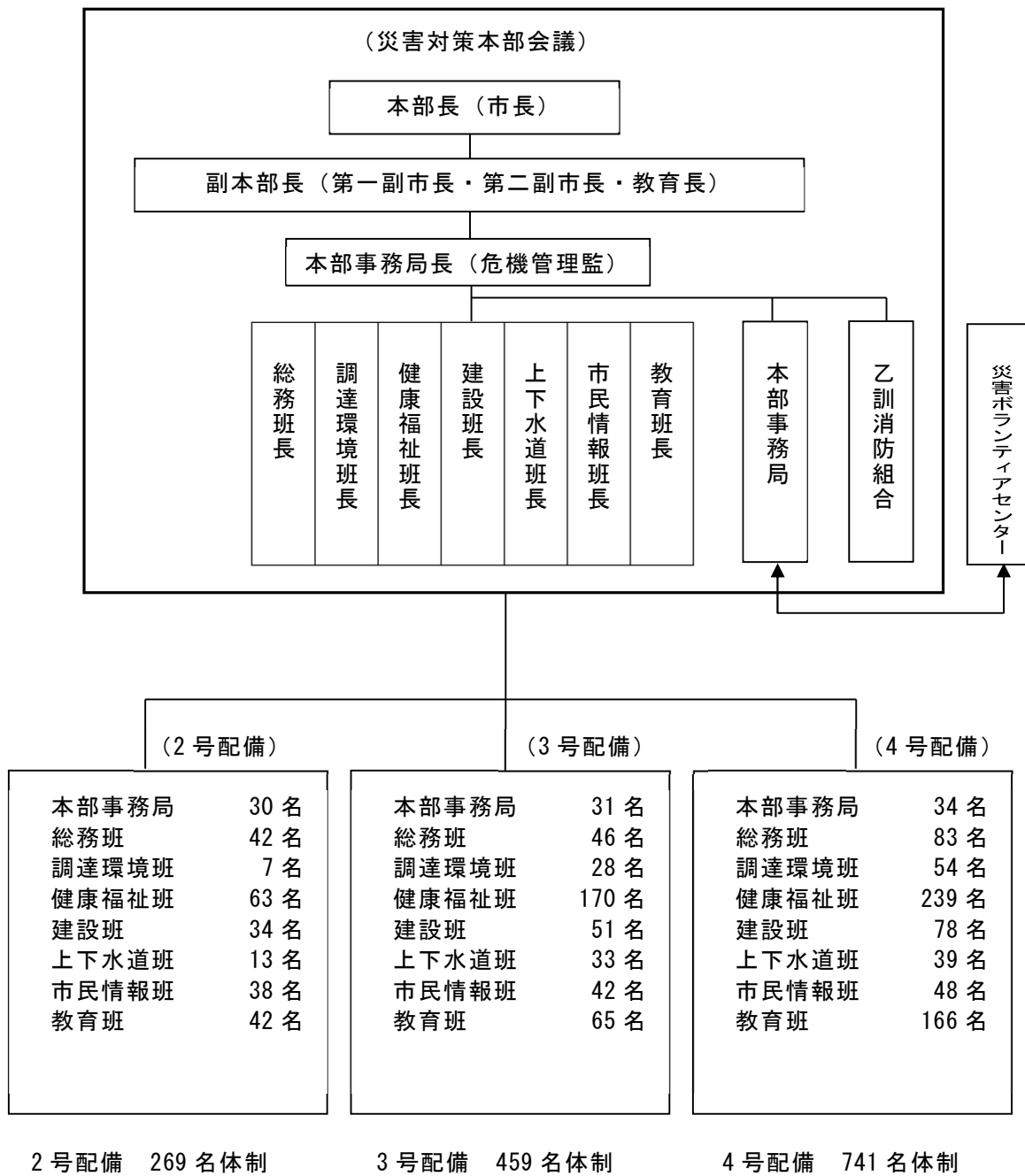
【動員体制に関する注釈】

- ※1 各班名称の右に記された動員人数は、班長又は局長を含んだ数値である。
- ※2 動員人数は標準の人数を示すものであり、実態が必ずしも本表に拘束されるものではない。
- ※3 標準動員人数の根拠は、令和6年度初頭に災害対策本部事務局が各班より回答を得た数値に基づくものである。

図・応急 1－1－4 長岡京市雪害警戒本部配備体制



図・応急1-1-5 長岡京市災害対策本部配備体制（第2号配備～第4号配備）



第2節 災害対策本部事務分掌

第1 災害対策本部事務分掌

1 本部事務局

局 長	危機管理監		副局長	市民協働部長、防災・安全推進室長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
対話推進部 職員課 市民協働部 自治・共助振興室 防災・安全推進室 総務課	本部係	自治・共助振興室 防災・安全推進室 総務課	1 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること 2 防災指令の発令及び解除に関すること 3 災害に関する庁内放送に関すること 4 本部会議の招集及び記録に関すること 5 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること 6 各班に対する事務の緊急割当に関すること 7 府及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 8 ライフライン関係機関との連絡調整に関すること 9 自衛隊への連絡及び応援要請に関すること 10 災害放送の要請に関すること 11 災害救助法の適用要請に関すること 12 防災会議に関すること 13 市の業務継続に関すること 14 災害ボランティアセンターの設置要請、指導及び連絡調整に関すること	
	情報連絡係	自治・共助振興室	1 気象及び被害状況の情報の収集に関すること 2 各班の対策実施状況の把握に関すること 3 被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関すること 4 受理した情報（気象情報等）の関係班への送信に関すること	
	総務係	職員課 自治・共助振興室 防災・安全推進室 総務課	1 職員の出勤状況の把握、各班間の職員の応援体制に関すること 2 職員の動員及び職員配置に関すること 3 職員の給食、医療等厚生に関すること 4 他の地方公共団体からの応援の受付及び配置に関すること 5 他の地方公共団体の職員の派遣要請に関すること 6 防災行政無線の運用に関すること 7 リ災証明に関すること 8 ヘリコプター発着予定場所並びに周辺家屋等の被害状況の調査に関すること 9 防災資機材の管理運用に関すること	

2 総務班

班 長	総合政策部長		副班長	監査委員事務局長、公共資産活用推進室長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
対話推進部 共生社会推進課 北開田会館 男女共同参画センター 総合政策部 公共資産活用推進室 総合計画法務課 財政課 契約課 市民協働部 税務課 多世代交流ふれあいセンター 会計課 監査委員事務局	現地情報係	税務課	1 被害状況の現地調査に関すること 2 被災者及び家屋の被害状況調査に関すること 3 被災者台帳の調製に関すること 4 付近住民等に対する広報活動	
	施設管理係	公共資産活用推進室	1 災害対策用車両、その他交通用具及び運搬具の調達、配備に関すること 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関すること 3 本部警備及び公有財産の管理の統括に関すること 4 災害用電話等の確保に関すること 5 電話の受理、交換に関すること 6 市有財産の被害状況調査に関すること 7 庁内被害状況調査に関すること	
	支援要請係	税務課 監査委員事務局	1 応援部隊の活動拠点用オープンスペースの確保に関すること 2 応援及び派遣職員の執務環境及び健康管理に関すること 3 緊急輸送に関すること	
	財政係	財政課 会計課	1 災害対策の財源措置並びに予算編成及び執行管理に関すること 2 防災に関する資金前渡金、義援金及び見舞金の保管に関すること 3 他の班に属さない事項に関すること	
	避難誘導係	共生社会推進課 (商工観光課観光戦略担当支援)	1 避難誘導に関すること 2 自治会、自主防災組織及び事業所等との連絡調整に関すること 3 観光客の保護、帰宅困難者対策に関すること	
	避難所管理運営係	北開田会館 男女共同参画センター 総合計画法務課 契約課 多世代交流ふれあいセンター	1 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関すること 2 食料・物品の受領及び配布に関すること 3 応急炊出しに関すること 4 給食の統括に関すること 5 拠点避難所への炊出し品の配送に関すること 6 各管理施設の運営に関すること	

3 調達環境班

班 長	環境経済部長		副班長	環境政策室長、農林振興課長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
環境経済部 環境政策室 環境業務課 農林振興課 商工観光課	物資調達係	商工観光課 環境政策室	1 支援物資の集積・配送に関する事 2 応急食料の調達及び配送に関する事 3 生活必需品、建築資材その他日常応急物資の調達及び 斡旋に関する事 4 物資集積所の管理に関する事 5 救援に必要な医薬品、資材及び車両の調達に関する こと 6 食品・飲料水等の衛生監視検査及び消毒に関する事	
	農政係	農林振興課	1 農林関係の被害状況調査及び応急措置に関する事 2 ため池等に係る水防活動及び管理指導に関する事 3 農業協同組合や森林組合等との連絡調整に関する事	
	商工係	商工観光課	1 商工業関係の被害状況調査及び応急措置に関する事 2 企業との協力体制及び復興支援と相談に関する事 3 観光客の安全及び保護並びに観光施設の被害状況の調 査に関する事	
	衛生係	環境業務課 環境政策室	1 仮設トイレの設置及び管理に関する事 2 一般廃棄物（し尿）の処理に関する事 3 一般廃棄物（ごみ）の処理に関する事 4 ペット動物の救護活動に関する事	

4 健康福祉班

班 長	健康福祉部長		副班長	健幸長寿担当部長（医療チームリーダー） 地域福祉連携室長（福祉チームリーダー）
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
健康福祉部 地域福祉連携室 子育て支援課 （子ども家庭セ ンター含む） 開田保育所 滝ノ町保育所 新田保育所 深田保育所 障がい福祉課 生活支援課 健康づくり推進課 高齢介護課 国民健康保険課 医療年金課	医療チーム 保健師グループ	全保健師（※）	1 避難者の健康管理・相談に関すること 2 負傷者の医療救護に関すること 3 救護所の開設に関すること 4 防疫に関すること	
	医療チーム 救護係	健康づくり推進課 国民健康保険課	1 班活動に必要な調査及び情報の収集に関すること 2 医療関係の被害状況調査及び応急措置に関すること 3 市内医療機関の被災状況調査に関すること 4 その他保健衛生に関すること	
	医療チーム 医療係	健康づくり推進課 医療年金課	1 府保健所等との連絡調整に関すること 2 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること 3 医療資機材や医薬品等の調達、配送及び管理に関すること 4 後方医療機関への搬送等の調整に関すること 5 その他保健医療に関すること	
	福祉チーム 援護係	生活支援課 子育て支援課 保育所	1 被災者の生活援護に関すること 2 遺体の安置に関すること 3 遺体の搬送及び埋火葬に関すること 4 その他福祉援護に関すること	
	福祉チーム 要配慮者支援係	子育て支援課 障がい福祉課 高齢介護課	1 乳幼児、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の 安否確認調査及び応急措置に関すること 2 要配慮者の安全確保と援助に関すること	
	福祉チーム 福祉係	地域福祉連携室	1 ボランティア関係団体及びボランティア等との 連絡調整並びに受入れ及び配置に関すること 2 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること 3 見舞金、弔慰金、生活再建支援金及び災害援助 金等の支給及び貸付けに関すること 4 義援金品の配分に関すること 5 日赤や社会福祉協議会等の社会福祉団体等への 連絡に関すること	
	福祉チーム 施設係	子育て支援課 障がい福祉課 高齢介護課	1 社会福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧措 置に関すること 2 社会福祉施設等の避難所の開設及び施設管理に 関すること 3 施設の休館及び再開措置に関すること	

※要配慮者を中心とした避難所等における健康管理及び防疫活動を効果的に行うため、
職員のうち保健師すべて医療チームに集約して活動することとする。

5 建設班

班 長	建設交通部長		副班長	住宅営繕課長、公園緑地課長、まちづくり政策室長、道路・河川課長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
総合政策部 検査指導課 建設交通部 まちづくり政策室 都市計画課 住宅営繕課 道路・河川課 交通政策課 公園緑地課	道路係	まちづくり政策室 道路・河川課 公園緑地課	1 道路、橋梁及び公共土木施設等の被害状況調査に関すること 2 道路、橋梁等の土木施設の応急復旧に関すること 3 京都府乙訓土木事務所との連絡に関すること 4 道路啓開に関すること（緊急輸送ルートの確保） 5 公園施設の被害調査に関すること 6 急傾斜地関係の被害調査に関すること	
	資材調達係	道路・河川課 公園緑地課	1 施設の応急措置用資器材の調達、配備に関すること 2 災害応急措置に要する資材、機材等の調達に関すること	
	建築係	検査指導課 住宅営繕課	1 市営住宅の被害調査及び応急対策の実施に関すること 2 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談に関すること 3 災害廃棄物の収集に関すること 4 その他土木建築の技術面に関すること	
	河川係	道路・河川課	1 河川等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作に関すること 3 京都府乙訓土木事務所との連絡に関すること	
	危険度判定係	検査指導課 都市計画課	1 家屋損壊に伴う地震被災建築物応急危険度判定に関すること（震災時） 2 宅地被害に伴う被災宅地危険度判定に関すること 3 危険度判定士受入れに関すること	
	交通係	交通政策課	1 交通規制の広報等に関すること 2 緊急輸送活動の調整に関すること 3 交通機関の被害状況調査に関すること	

6 上下水道班

班 長	上下水道部長		副班長	水道技術管理者、下水道施設課長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
上下水道部 上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課	総務係	上下水道総務課	1 被害状況等の情報収集に関すること 2 応急復旧活動状況の広報に関すること 3 広域応援要請及び受入れ、調整に関すること 4 応急給水車両及び物品等の確保に関すること 5 ライフライン各関係機関との応急復旧活動の調整に関すること 6 その他上下水道事業に関すること	
	応急給水係	水道施設課	1 飲料水の確保及び給水に関すること 2 被災地の応急給水に関すること 3 応急給水用資機材の調達、配備に関すること	
	水道管路復旧係	水道施設課	1 管路施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 管路復旧用資機材の調達、配備に関すること 3 給水装置工事事業者等との連絡調整に関すること 4 緊急導送配水管工事に關すること	
	水道施設復旧係	水道施設課	1 水道施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 水道水源の確保に関すること 3 水道の原水及び浄水等の水質調査に関すること 4 施設復旧用資機材の調達、配備に関すること	
	下水道復旧係	下水道施設課	1 管路施設及びポンプ施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 市内建設業者・指定工事業者等との連絡調整に関すること 3 排水設備の相談及び指導に関すること	

7 市民情報班

班 長	対話推進部長		副班長	広報発信課長 デジタル戦略課長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
対話推進部 秘書課 広報発信課 総合政策部 デジタル戦略課 市民協働部 市民課 議会事務局	広報係	広報発信課 デジタル戦略課	1 災害情報及び避難指示等の広報宣伝に関すること 2 各種報道機関その他報道発表に関すること 3 各種報道機関との連絡に関すること 4 災害情報紙の作成及び配付に関すること	
	電話対応係	市民課 議会事務局	1 電話等による被害通報の受付け及び通報の整理、伝達に関すること	
	渉外係	秘書課 市民課 議会事務局	1 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること 2 見舞者等の応接に関すること 3 災害地視察に関すること 4 合同慰霊祭等の実施及び案内に関すること 5 義務支援に伴う礼状の送付に関すること 6 埋火葬許可証の発行に関すること	
	相談係	広報発信課 デジタル戦略課 市民課	1 被災者等からの問い合わせ相談、要望に対する応対に関すること 2 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 3 その他市民との応対に関すること	

8 教育班

班 長	教育部長		副班長	教育総務課長 学校教育課長 文化・スポーツ振興課長
担当部署	係名	担当課	事 務 分 掌	
教育委員会 教育施設課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化・スポーツ振興課 文化財保存活用課 埋蔵文化財調査センター 中央公民館 図書館 教育支援センター 北開田児童館 各小中学校	総務係	教育総務課 学校教育課 文化・スポーツ振興課 各小中学校	1 被災保護者及び児童生徒に対する援助措置等に関する こと 2 府教委及び公共機関との連絡調整に関する こと 3 学校教育施設、社会教育施設及び体育施設の防災施設 としての利用要請に係る調整・協議及び目的外使用に 関すること 4 職員の出勤確認等人事管理に関する こと 5 府費教職員の被害状況調査に関する こと	
	学校教育係	学校教育課 文化・スポーツ振興課 教育支援センター 各小中学校	1 児童生徒の安否確認及び被害状況調査に関する こと 2 被災児童生徒に対する教科書・文房具等学用品の被害 状況調査及び給付に関する こと 3 教材備品等の被害状況調査及び修理等に関する こと	
	施設係	教育施設課 教育総務課 生涯学習課 文化・スポーツ振興課 文化財保存活用課 埋蔵文化財調査センター 中央公民館 図書館 北開田児童館 各小中学校	1 学校教育施設、社会教育施設及び体育施設の被害状況 調査及び応急復旧措置に関する こと 2 学校教育施設・社会教育施設及び体育施設の避難所の 開設及び施設管理に関する こと 3 施設の休館及び再開措置に関する こと	
	保健給食係	学校教育課 各小中学校	1 非常食料の応急炊出しに関する こと 2 学校の保健衛生に関する こと 3 学校給食に関する こと	

第2 職員等の活動環境

1 安全の確保

活動に当たるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため本部長は職員等の安全確保にも最善を期する。

(1) 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急活動に従事するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

(2) 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認を行う方法を事前に確保し、応急活動に全力を尽す。

各班の庶務を担当する課の職員は、必要に応じて、各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

2 24 時間体制への対応

大規模な災害の発生直後は、場合によっては24時間体制での対応をとらざるを得ないため、各班長は班の編成、仮眠場所の確保、食料及び飲料水の確保等に努める。

3 健康管理対策

大規模な災害が発生した場合は、交通機関の途絶等による通勤困難、ライフライン被害等による衛生状態の悪化、過重な執務体制等、様々な健康阻害要因が重なるため、本部事務局は職員等の健康管理に万全を期する。

4 勤務管理等

班長は、班員の出退庁時間等の確認を徹底する。

第3 職員の証票

災害応急対策において、市、府及び指定地方行政機関の職員が災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

第3節 災害対策要員動員計画

(本部事務局)

災害応急対策実施のため、必要な人員、労力等の確保は本計画の定めるところによるものとする。

第1 作業員動員計画

1 実施機関

災害応急対策実施のため、必要な要員の確保は各班の要請により本部事務局が行う。ただし、災害の程度、規模等により本部長において要員の確保ができないときは、要請に基づき知事において、要員の確保、調整を行う。

2 従事する作業の種類

作業員の作業内容は、土木作業、清掃作業、物資の整理配分等とする。

3 供給方法

(1) 職業安定所に依頼

ア ハローワーク京都七条に対し電話連絡又は求人票により作業員の供給を依頼する。

【連絡事項】

- a 求人事業名
- b 就労場所
- c 作業内容
- d 賃金
- e 就労時間
- f 所要人員等

イ 賃金の基準は平常時の民間雇用賃金に災害時の事情を考慮して決定する。

ウ 作業員は市輸送車両によって輸送する。

エ 賃金は作業現場の近い所で、当日作業員に対し、直接支払うものとする。

オ その他必要とする事項

＊ 上に掲げる作業員でなお不足するときは、京都府商工労働観光部労政課を通じて隣接職業安定所より労務の供給を依頼する。

＊ 出面表兼賃金台帳を備えなければならない。

(2) 市の登録業者等への依頼

本部事務局は、各班からの必要人員等の申し出に基づき、市の登録業者等に対し電話連絡し供給を依頼する。

(3) 避難所への物資搬送業務については、事前に協定を締結する。

4 災害救助法が適用された場合の実施基準

「人夫賃」の災害救助法による実施基準は、次表のとおりである。

表・応急1-3-1 災害救助法による「人夫賃」の実施基準

項目	基準等
対象	ア 被災者の避難 イ 飲料水の供給 ウ 医療及び助産 エ 被災者の救出 オ 遺体の捜索及び処理 カ 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	それぞれの救助の実施が認められている期間以内
備考	災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲は、下記の注釈に記した資料 ¹ のとおり

第2 技術者その他の動員計画

災害応急対策を実施するため、技術者等が不足し、又は緊急の必要がある場合は、本部長は市民に対し公用負担を命じ、又は府知事の委任を受け、医療、土木建築又は運輸関係者に対し従事命令を執行し、災害対策要員の確保を図る。

第4節 広域的応援体制

(本部事務局、調達環境班)

第1 広域応援の要請

1 事前対策

- (1) 京都府と協議・協力し南部地域と北部地域の相互応援体制の推進を図る。
- (2) 他府県市町との相互応援体制について協議する。
- (3) 広域相互応援体制について、要請がなくても派遣・受入れできる体制を整える。
 なお、派遣・受入れの実施においては、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 関係団体等との協力体制に関する協定締結を進める。
- (5) 総合的な応援部隊の受入れ、活動拠点の調整合体制を確立する。

2 広域応援の判断

災害発生後、本部長（市長）は、災害情報や概況被害報告情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援協定等に基づき、速やかに京都府及び他の地方公共団体、防災関係機関等に応援を要請する。

表・応急1-4-1 広域応援要請・受入れの分担

項目	実施担当	実施内容
広域応援要請	本部長	○行政機関への広域応援の判断、要請を行う
	各班	○行政機関への広域応援要請を本部長に依頼する ○関係機関との協定に基づき広域応援要請を行う
広域応援部隊の受入れ	要請依頼した担当班	○応援部隊を受入れる ○応援部隊の活動計画を作成する
	本部事務局	○応援部隊の活動拠点に関するオープンスペース利用の総合的調整を実施する

¹ 資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

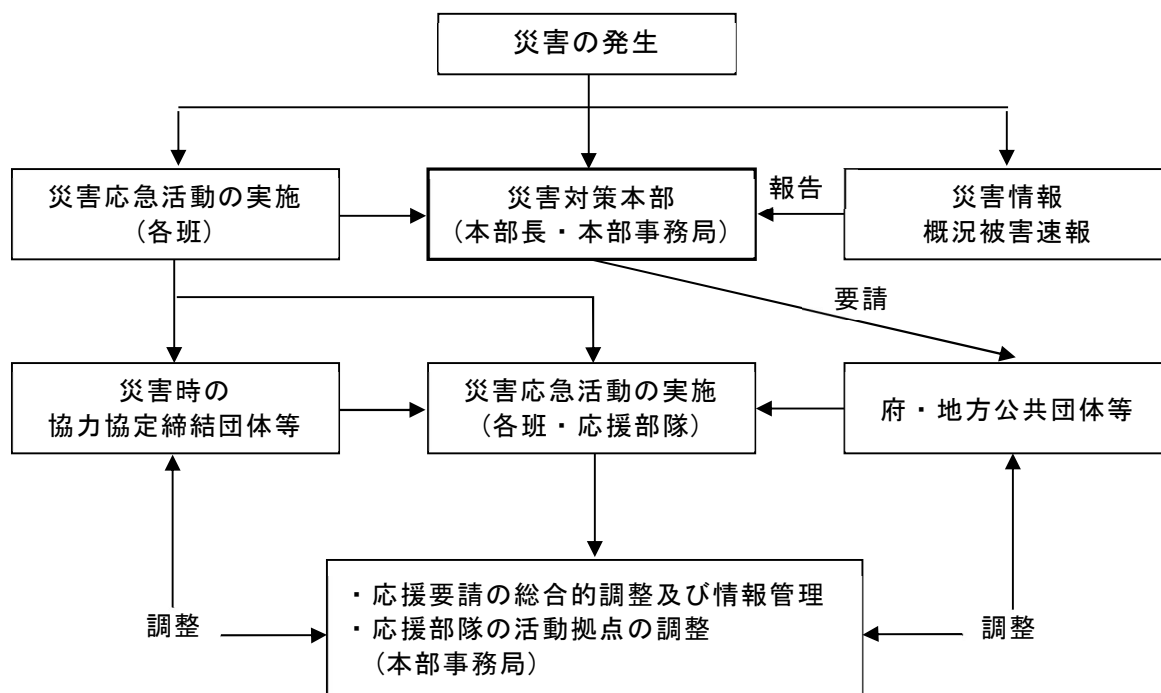
		○行政機関・関係機関への広域応援要請情報の一括管理・調整を行う ○広域応援部隊の活動情報の一括管理、調整を行う
	調達環境班	○応援部隊の食料、飲料水、休憩又は宿泊場所等の不足時の対応を行う

3 広域応援要請の内容

本部長（市長）は、広域的な応援が必要な場合は、次に掲げる応急措置について職員等の派遣を要請する。

- （１）消火、水防活動
- （２）被災者の救出救助活動
- （３）負傷者の治療
- （４）食料、水、物資の供給
- （５）ライフライン（水道、ガス、下水道、道路等）の復旧活動
- （６）危険物判定
- （７）災害廃棄物処理業務
- （８）防疫活動
- （９）その他必要な事項

図・応急１－４－１ 応急対策及び広域応援要請のフロー



4 応援の受入れ体制

（１）受入れの担当

受入れ対象	受入れ担当
ア 食料及び生活必需品	調達環境班
イ 人的応援（上下水道班、健康福祉班）	応援を要請した各班
ウ 人的支援（イを除く）	総務班

(2) 応援活動の記録

応援部隊を受入れた担当班は、派遣された応援部隊に対して、応援活動の地域、期間、内容等の応援活動を作成する。

(3) 応援部隊の食料、飲料水、休憩又は宿泊場所等の手配
 応援部隊は、食料、飲料水、休憩又は宿泊場所等の手配は自らが行うことが原則であるが、応援部隊の自立が困難な場合、調達環境班に要請し、調達環境班は必要最低限の食料、飲料水、休憩又は宿泊場所等の手配を行う。

(4) 応援部隊の活動拠点計画^J

応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースの利用計画の調整が必要な場合、本部事務局は他の応急活動の状況を勘案して調整する。

第2 行政機関等への広域応援の要請

1 京都府への応援の要請

災害時に府に応援若しくは応急措置の実施を要請するとき又は他市町への応援を要請するときは関係法令に基づいて行う。

(1) 応援の要請

ア 本部長（市長）は、災害情報や概況被害情報により応援要請が必要と判断した場合、法律、協定等に基づき、京都府乙訓災害対策副支部（府山城広域振興局乙訓地域総務防災課）を通じて、府知事に応援の要請、又は他市町等への応援を要請する。

イ 本部事務局は、とりあえず電話等によって要請し、必要に応じ後日文書により改めて処理する。

ウ 緊急を要する場合は、各班において府の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において本部事務局に報告する。

(2) 要請時に明らかにすべき事項

- ア 災害の原因及び被害の状況
- イ 応援を必要とする理由
- ウ 必要とする応援の人員
- エ 必要とする応援の資機材、器具等の品名及び数量
- オ 応援を必要とする期間
- カ 応援を必要とする場所
- キ その他必要な事項

2 他市町への応援要請^K

災害時に他の市町に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、府にあってを要請するほか、他の市町に応援を要請する。

^J 資料4-2 応援部隊の活動拠点適地一覧表

^K 資料1-97 知事への応援要請

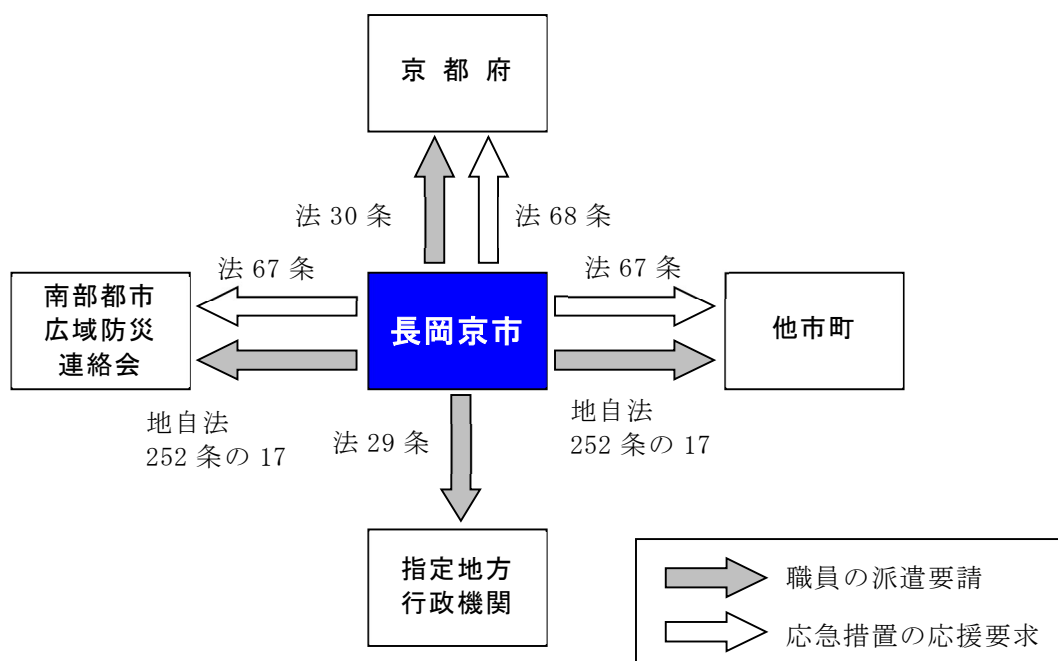
(1) 応援の要請

- ア 本部長又は各班長は、概況的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。
- イ 相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各班長が本部長に上申し、各協定等に定められた者が要請する。
- ウ 相互応援協定等によらない場合は、本部長が要請する。本部長が要請できないときは、副本部長が要請する。
- エ まずは電話等によって要請し、必要に応じ後日文書により改めて処理する。

(2) 相互応援協定等

- ア 本市が災害対策に関連して締結している他市町との相互応援協定及び民間団体等との協定は、表・応急1-4-2のとおりである。このほか、個別の活動に限定したものについては、各計画に示す。
- イ 協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、当該協定書のとおりである。
- ウ 協定市町は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。

図・応急1-4-1 行政機関等への応援要請フロー



3 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。下記の注釈に記した資料¹のとおり。

第3 国による応援制度

¹ 資料2-1 防災関係機関一覧表

1 応急対策職員派遣制度

(1) 京都府は、本市が被災した場合の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。

(2) 市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等からなる総括支援チームの派遣を要請する。

2 内閣府調査チーム

京都府及び市は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣要請

市は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し必要と認める場合は、「災害時等の応援に関する申し合わせ（平成26年7月4日）」に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対し、あらかじめ定めた連絡方法により緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）又はリエゾン（情報連絡員）の派遣を要請する。

また、国土交通省近畿地方整備局は、市からの要請が無い場合であっても、必要と判断した場合は緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）又はリエゾン（情報連絡員）を派遣するものとし、市は受け入れるものとする。

- (1) 長岡京市で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 長岡京市災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他国土交通省近畿地方整備局又は市が必要とするとき

表・応急1-4-2 相互応援協定等の概要と連絡担当

(1) 消防関係

相互応援協定等	締結先	協定等の内容
乙訓2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）消防並びに防災相互応援協定	向日市、大山崎町	被災者の救出医療
京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定	京都市 乙訓消防組合	消防応援
乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	島本町 乙訓消防組合	境界線林野火災の消防応援
京都府広域消防相互応援協定	京都府下全市町村消防組合	消防応援
名神高速道路消防応援協定	湖南消防組合 大津市、京都市 乙訓消防組合 島本町、高槻市、茨木市	名神高速道路上の消防応援

(2) 相互応援協定

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定	大和高田市	食料、飲料水及び生活必需物資の供給等	本部事務局
災害時の相互応援に関する協定書	静岡県伊豆の国市	相互応援	本部事務局
京都府南部都市災害時相互応援協定書	宇治市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、久御山	物資供給・斡旋、人員派遣、避難所・保	本部事務局

	町、宇治田原町、井手町、 大山崎町	健衛生・救護拠点施設等の供給・斡旋	
--	----------------------	-------------------	--

(3) 物資供給等

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における物資の供給の応援に関する協定	長岡京市商工会	物資供給	調達環境班
災害時における水の供給に関する協定書	サントリー(株) 京都ビール工場	水の供給	上下水道班
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府 府下15市7町	飲料水供給	上下水道班
公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部	飲料水供給	上下水道班
分水協定書	京都市	飲料水供給	上下水道班
災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社京都事業所	物資供給	調達環境班
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	物資供給	調達環境班
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン関西エリア第二統括部	物資供給	調達環境班
災害時における防災活動協力に関する協定	イズミヤ(株) (株)エイチ・ツー・オー商業開発	一時避難場所開設及び生活必需物資の供給	本部事務局
簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	(特非)ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	紙の間仕切りシステム等の供給	総務班
物資供給に関する協定書	アンカー・ジャパン(株)	モバイルバッテリー等の供給	総務班
災害時における救援物資の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	プレハブ等の供給	建設班
災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	王子コンテナ(株)大阪工場	物資供給	総務班
災害時における物資調達に関する協定	スギホールディングス(株)	物資供給	調達環境班
災害発生時等における物資の供給等に関する協定	(株)工進	物資供給	調達環境班
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	物資供給	調達環境班
災害救助物資の供給に関する協定	プラス(株)ジョインテックスカンパニー、(株)西文堂	物資供給	調達環境班

(4) 避難所等開設

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
長岡京市地域防災計画に基づく京都府立西乙訓高等学校の使用に関する協定書	京都府立西乙訓高等学校	避難所開設	総務班
長岡京市地域防災計画に基づく京都府立乙訓高等学校の使用に関する協定書	京都府立乙訓高等学校	避難所開設	総務班
災害時における避難所開設にかかる協定書	三菱電機(株)冷熱システム製作所京都地区	避難所開設	総務班
災害時における避難所開設にかかる協定書	京都西山短期大学	避難所開設	総務班
災害時における避難所開設にかかる協定書	西山浄土宗総本山光明寺	避難所開設	総務班
災害時における避難所の相互利用に関する協定書	向日市	避難所開設	総務班
災害発生時等における避難所等開設に関する協定書	(福)清和福祉会 きりしま保育園、こうたり保育園	避難所開設	総務班

災害発生時等における避難所等開設に関する協定書	(福)長岡福祉会 海印寺こども園、友岡こども園、今里こども園	避難所開設	総務班
災害時における収容避難所の開設に関する協定書	(福)乙訓福祉会 障がい者地域活動センター乙訓の里	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における収容避難所開設に関する協定書	京都府立向日が丘支援学校	福祉避難所開設	健康福祉班
災害時におけるバンビオ1番館の利用等に関する協定書	バンビオ1番館管理組合	避難所開設	総務班
災害時におけるバンビオ2番館の利用等に関する協定書	バンビオ2番館管理組合	避難所開設	総務班
災害発生時における福祉避難所の開設に関する協定書	(株)チャームケアコーポレーション	福祉避難所開設	健康福祉班
災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都職業訓練支援センター	帰宅困難者の受入	総務班
長岡京市地域防災計画に基づく立命館中学校・高等学校の使用に関する協定書	(学)立命館	避難所開設	総務班
福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ	乙訓福祉施設事務組合、向日市、大山崎町	福祉避難所開設	健康福祉班
水害時における一時避難場所としての使用に関する協定	長岡京スカイハイツ管理組合	一時避難場所開設	本部事務局
水害時における一時避難場所としての使用に関する協定	シャルマンコーポ神足管理組合	一時避難場所開設	本部事務局
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)乙の国福祉会 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)海印寺徳寿会 特別養護老人ホーム竹の里ホーム	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)長岡京せいしん会特別養護老人ホーム天神の杜	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(一社)長岡記念財団 老人保健施設アゼリアガーデン	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(医)同仁会 老人保健施設マムフローラ	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(福)長岡京せいしん会特別養護老人ホーム第二天神の杜	福祉避難所開設	健康福祉班
災害発生時における避難所開設に関する協定書	(医)千春会、(福)和楽会	福祉避難所開設	健康福祉班
災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	株式会社リヴ	帰宅困難者の受入	総務班
災害発生時等における避難所等開設に関する協定書	(株)京和設備	避難所開設	総務班
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	(福)物集女福祉会	福祉避難所開設	健康福祉班
水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定	(株)さとう	一時避難場所開設	本部事務局
水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定	ダイハツ工業(株)	一時避難場所開設	本部事務局
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	(株)マツモト	一時避難場所開設	本部事務局
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	上新電機(株)	一時避難場所開設	本部事務局

(5) 輸送等

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	帝産観光バス(株)	緊急輸送業務	建設班

災害時における物資輸送及び集積配送拠点の運営等の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)京都主管支店	物資集積、配送	調達環境班
災害時におけるバス輸送等の協力に関する協定	阪急バス(株)	緊急輸送業務	建設班
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	物資集積、配送	調達環境班
災害時におけるフォークリフト等の支援に関する協定	(株)ロジスネクスト	フォークリフト貸与等	調達環境班

(6) その他

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における相互協力に関する覚書	向日町郵便局、長岡京市内特定郵便局8局	郵政事業にかかる災害特別取扱い等	本部事務局
災害時等における医療救護活動についての協定	乙訓医師会	医療救護	健康福祉班
災害時における応急対策業務に関する協定	長岡京市商工会	物資供給	調達環境班
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	人員の派遣及び資機材の提供等	本部事務局
災害時等の応援に関する協定	(株)長岡美装社	災害廃棄物の撤去作業及び収集運搬作業等	調達環境班
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	長岡京市土木協会	公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等の応援	建設班
災害時の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト (株)ジュピターテレコム関西メディアセンター	緊急放送	市民情報班
災害に伴う応援協定書	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 関西支社	広報、電話対応、応急給水等の応援	上下水道班
災害時等における緊急放送に関する協定書	一般社団法人FMおとくに	広報	市民情報班
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	N T T 西日本(株)京都支店	特設公衆電話設置	総務班
災害時における情報提供に関する覚書	大阪ガス(株)	情報提供	本部事務局
災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	(株)京都衛生開発公社	仮設トイレ設置	調達環境班
災害発生時の応援業務に関する覚書	(株)クリタス 西日本支社	広報、電話対応、応急給水等の応援	上下水道班
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会 (一社)地域再生・防災ドローン利活用推進協会	情報収集等	総務班
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	京都司法書士会 (一社)京都公共嘱託登記司法士協会	被災者等の相談	市民情報班
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害情報の発信	市民情報班
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	向日市、大山崎町、乙訓環境衛生組合、大栄環境(株)	災害廃棄物の処理	調達環境班
地域BWAサービス実施に関する協定書	阪神ケーブルエンジニアリング(株)	避難所Wi-Fiの提供	総務班
大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	京都府、府下21市町、(公社)日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の点検・調査等	上下水道班
大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定書	京都府、府下21市町、(公社)全国上下水道コンサルタント協会関西支部	下水道施設の災害査定図書の作成等	上下水道班
災害時等における緊急放送の運用に関する覚書	一般社団法人FMおとくに	広報	市民情報班

災害時における電動車両等の支援に関する協定	京都三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱	電気自動車等の貸与等	本部事務局
大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電㈱京都支社	停電復旧の相互協力等	本部事務局
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	長岡京市水道工事業協同組合	水道施設の被害状況の調査、把握、応急復旧等の応援	上下水道班
水害時における被災者支援サポートに関する協定	三井住友海上火災保険㈱京都支店	住家等被害認定調査	本部事務局
災害時における応急対策業務に関する協定	京都府板硝子商工業（協組）	応急復旧等	教育班

(7) 京都南部都市広域防災連絡会*1が締結する協定

相互応援協定等	締結先	協定等の内容	連絡担当
災害時における物資の供給に関する覚書	㈱平和堂	物資供給	本部事務局
災害時における物資の供給に関する覚書	㈱ユタカファーマシー	物資供給	本部事務局
災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	京都中央葬祭業(協)	棺等葬祭用品の供給	本部事務局
災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書	(一社)全国霊柩自動車協会	霊柩自動車輸送等の手配	本部事務局
災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	(一社)京都府LPGガス協会	エルピーガス等供給	本部事務局
災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	近畿コカ・コーラボトリング(㈱)	飲料水の提供	本部事務局
災害時における飲料等協力に関する協定書	樋口鉱泉(㈱)	飲料等供給	本部事務局
災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	F レンタリース(㈱)	輸送車両の提供	本部事務局
災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー	物資供給	本部事務局

*1 京都南部都市広域防災連絡会構成市町村

宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町

第2章 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

災害が発生又は発生するおそれのあるとき、災害に関する情報や関係機関からの各種情報は、効果的に応急対策を実施する上で欠かせないものである。

本章においては、長岡京市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が持つその機能のすべてを発揮することができるよう、被害規模の早期把握を行う手段について定めるものである。

第1節 災害情報の収集、連絡

(本部事務局、各班)

[災害応急対策の分担]

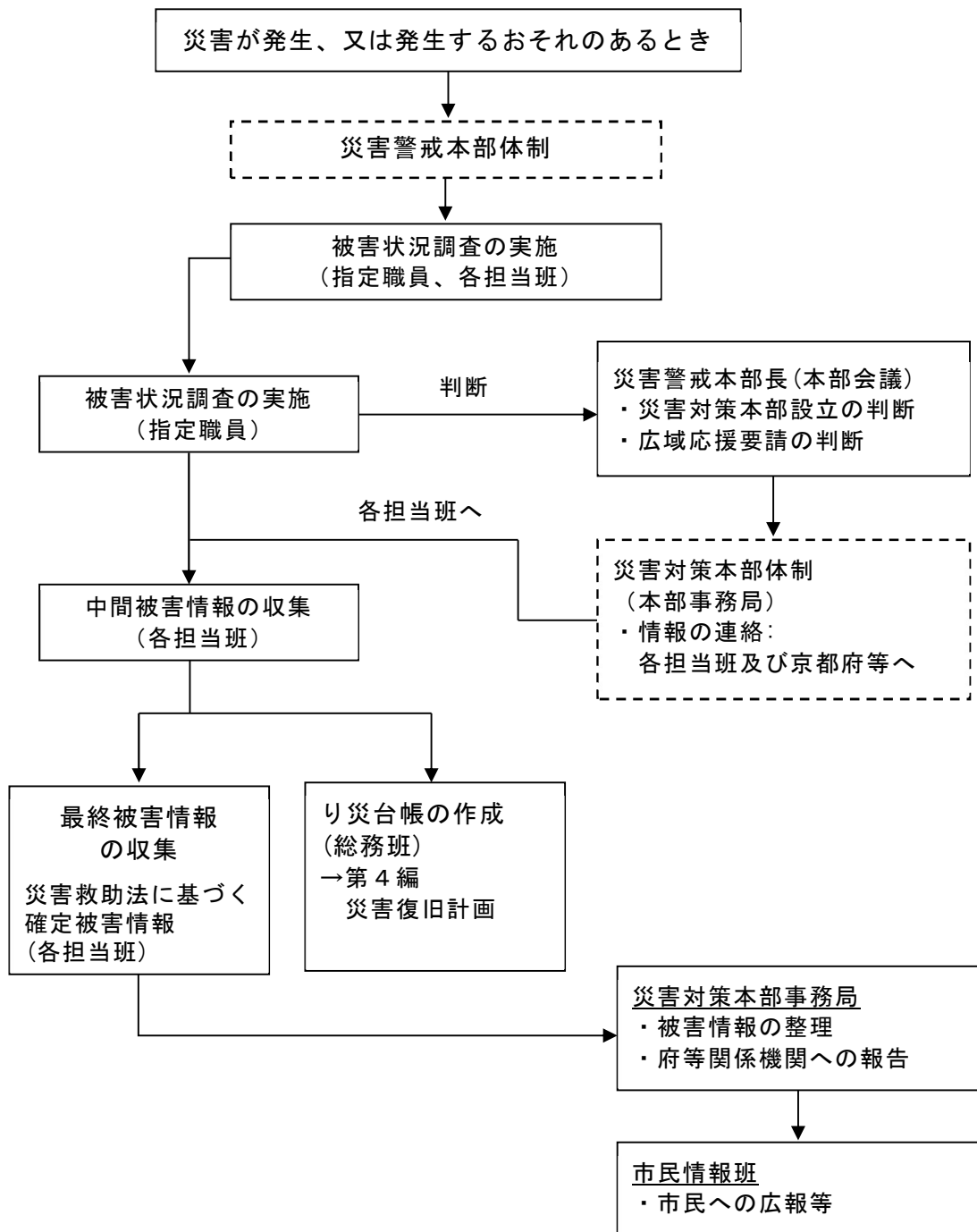
項目	実施担当	実施内容
各種予警報の伝達及び周知	本部事務局	○京都地方気象台から発表される予報・注意報・警報を収集する ○収集した情報を本部長はじめ各部へ伝達する
概況被害情報の収集	指定職員	○災害警戒本部設置後、各班の指定された職員が市内を巡回し、被害状況の把握に努める
	各担当班	○バイク・自転車等を利用して負傷者、避難者の状況、ライフライン被害の範囲等の被害規模を推定するための情報を収集する ○自主防災組織、事業所から被害情報等を収集する
中間被害情報の収集	各担当班	○応急対策実施に必要な情報を収集、伝達する
	建設班	○庁舎、小・中学校、公共施設及び病院等の防災活動拠点の応急危険度判定を実施、結果を報告する
	本部事務局	○災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報を収集する ○電話対応窓口を設置し、情報を収集する ○広域応援要請等の判断、要請等を実施する ○災害救助法適用可否の判断、処置を行う
最終被害情報の収集	各担当班	○災害救助法に基づく救助活動に必要な災害情報、被害情報、復旧情報を調査、集計、報告する
	本部事務局	○最終被害情報を一元的管理、関係機関へ報告する ○最終被害情報の広報を行う
住家等被害判定調査	総務班	○建設班による建築物応急危険度判定終了後、住宅等被害判定調査を開始し、り災者台帳の作成を行う

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 各担当班は情報収集・連絡活動に係る勤務時間内外別の役割分担、連絡網に関する計画を整備する。
- 住宅地図、道路台帳、水道配管図、下水道管渠図等の資料の常備保管を図る。
- 有線・無線のネットワークシステムを利用して、情報を迅速、正確に伝達する体制を整える。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第1 災害直後における情報の収集計画

災害発生後の非常配備体制の基準となる気象庁発表の災害情報を基に、以下の手順で入手する。

1 気象台等からの災害情報の入手手順

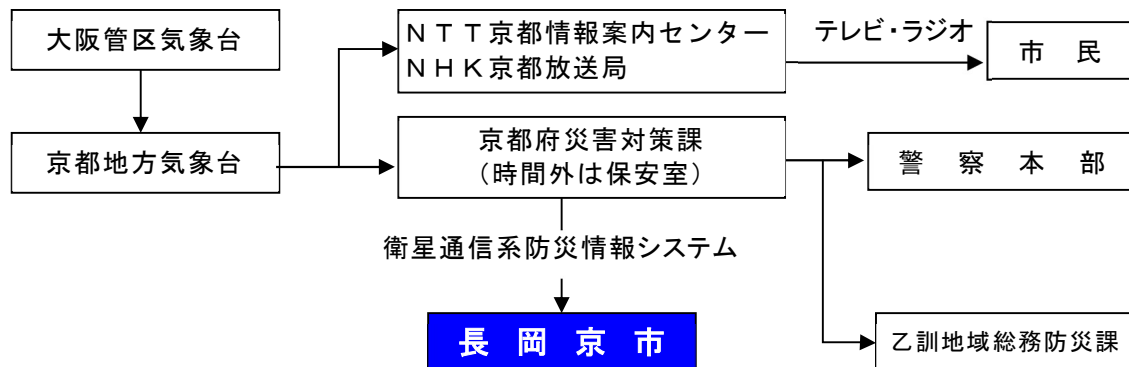
(1) 災害情報の発表機関

災害情報は気象庁（大阪管区気象台、京都地方気象台）から発表される。

(2) 災害情報の通知

気象庁が発表する災害現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況
災害情報は、以下の経路で本市に伝達される。

図・応急2-1-1 気象庁発表の災害に関する情報系統図及び入手経路



(3) 災害情報の入手方法

気象庁発表の災害情報は以下の方法で入手する。ただし、勤務時間外においては、テレビ・ラジオにより気象庁発表の情報を確認する。

ア テレビ、ラジオ

災害の発生が予想される場合は、出勤に備えてテレビ、ラジオで随時発表される気象庁発表の情報を入手するよう努める。

イ 衛星通信系防災情報システム

2 情報の一元的管理

災害対策本部事務局は、災害に関する情報、被害情報、応急対策に関する情報、復旧対策に関する情報等を総合的・一元的に管理する。

第2 概況被害情報の収集・連絡

1 概況被害情報の収集目的

災害の初期的段階でもある災害警戒本部体制時には、市民の安全を早期に確保するために、時期を逸することなく被害の有無及び被害程度の情報の収集に努める。

2 概況被害情報の収集要員、地区割り

災害警戒本部体制時で、かつ市内に災害が発生していることが予想される場合は、割り当てられた地区ごとに職員を現地に派遣し、市内のおおよその被害情報を確認させるものとする。なお、現地にて被害状況を確認した職員は、速やかに巡回箇所の被害状況を当該班長に報告するものとする。

3 概況被害情報の収集チェックリスト^M

指定された職員は、概況被害情報チェックリストをもとに、被害状況を調査する。

^M 資料9-1 概況被害情報収集の指定要員
資料9-3 概況被害情報報告書

4 概況被害情報の伝達方法、内容

各指定要員が収集してきた概況被害情報は、速やかに次の方法により災害対策本部へ伝達する。

- (1) 無線
- (2) 電話（携帯電話、災害時優先電話、一般電話）、ファクシミリ
- (3) 自転車や原付自転車を使用して調査後に口頭伝達。伝達内容は、上記チェックリストに基づき行う。

なお、この情報伝達に対応するため、災害対策本部市民情報班に情報整理担当要員を配置するとともに、各情報機器や複写機を配備して受入れ体制を整える。

5 防災関係機関等への被害情報の照会手順^N

本市の区域を管轄する防災関係機関・ライフライン関連事業所等に対し、電話及びファクシミリ等により被害状況を把握する。

6 収集する情報の種類^O

各担当班は、被害規模を早期に把握するために、下記の注釈に記した資料に掲げる事項について、市内に災害の発生するおそれがあると予想される場合は、できる限り迅速に、おおよその被害の全容を収集するよう努める。

第3 中間被害情報の収集、連絡

1 中間被害情報の収集の目的及び種類^P

災害救助法適用の可否を判断する観点から、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するため、担当各班は、概況被害情報収集の後、速やかに下記の注釈に記した資料に掲げる事項について、収集・連絡するよう努める。

この場合、把握した範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。

2 情報の流れ

- (1) 各班は、収集した情報を各班長に報告する。
- (2) 各班長は、収集した情報を取りまとめた上で、本部会議又は関係班長に速やかに報告する。
- (3) 本部会議において決定した対策等は、出席した各班長が、各班員に連絡・指示する。
- (4) 本部会議を行わないで、本部長又は副本部長が決定した対策等は、対策本部事務局が各班長に連絡し、各班長は班員に連絡・指示する。

^N 資料 10-1 被害情報照会先

^O 資料 10-2 被害規模早期把握のために収集する情報

^P 資料 10-3 中間被害情報収集項目

第4 情報の整理・分析

1 被害情報のデータベース化

- (1) 対策本部事務局は、各班から報告された情報に基づき、本市域の地図の上に被害状況等を取りまとめる等情報のデータベース化を図る。また、必要に応じて分析を行い、その結果を本部会議に報告する。
- (2) 対策本部事務局は、取りまとめた情報等を常に整理し、各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

第5 京都府への災害情報及び被害報告

本部事務局は、本市内に災害が発生した時は、概況被害状況調査及び中間被害状況調査により収集したその被害状況を取りまとめて、速やかに京都府知事に報告するとともに、災害応急に関する本市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても、次の要領によって報告する。

1 被害の認定基準^Ⅱ

災害による被害程度の認定に際しては、別に定めた被害程度の認定基準の定めるところによる。

2 報告の要領及び内容

(1) 災害情報報告

本市内に災害が発生し、災害対策本部を設置又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。報告を受けた府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、本市が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡が取れるようになった後は、府に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、本市は直ちに府及び消防庁に報告する。

ア 報告の内容

- (ア) 被害の概要
- (イ) 長岡京市災害対策本部の設置状況
- (ウ) 避難指示等、災害発生の状況
- (エ) 消防（水防）機関の活動状況〔消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容〕
- (オ) 応援要請状況
- (カ) 要員及び職員派遣状況
- (キ) 応急措置の概要
- (ク) 救助活動の状況
- (ケ) 要望事項
- (コ) その他の状況

^Ⅱ被害程度の認定基準

イ 報告の概要

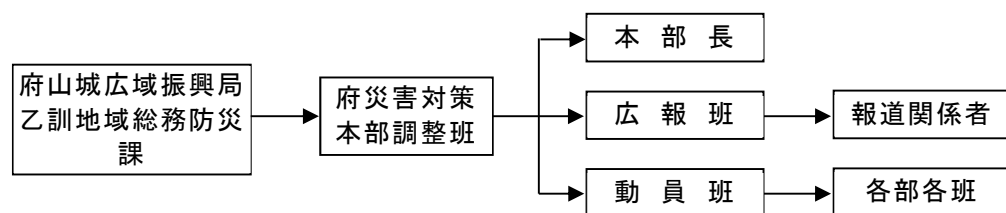
(ア) アに掲げる事項が発生次第、その都度、下記の注釈記した資料により衛星通信系防災情報システムにて報告する。

(イ) 本市の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するためのおおよその情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

ウ 報告の処理概要

(ア) 市長は、京都府山城広域振興局長（府災害対策支部長）を経由して知事に報告する。

(イ) (ア)の報告に基づき、京都府災害対策本部は次の要領により報告を処理する。



(ウ) 災害救助法を適用した救助活動の詳細については、別に指示されたところにより報告する。

(2) 災害概況速報^N

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主として被害程度の認定基準に基づいて速報する。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

(3) 被害状況報告^O

災害概況速報後、被害状況がある程度まとまった段階において、被害状況報告〔京都府報告様式〕により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(4) 被害確定報告^Q

被害の拡大する恐れがなく、被害が確定した後15日以内に最終被害情報報告様式により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(5) 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別途京都府が定める項目に従って報告する。

(6) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な方法をもって報告すること。

^N 資料9-4 災害概況速報〔京都府報告様式〕

^O 資料9-5 被害状況報告〔京都府報告様式〕

^Q 資料9-6 最終被害情報報告様式

3 報告の方法

京都府乙訓災害対策副支部及び関係機関に対する報告に際しては、市災害対策本部事務局長が報告主任、副主任を決めて、これに当たらせる。

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

(1) 京都府防災情報システム以外の通信手段を利用する際は、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要時応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ 衛星通信系防災情報システムによる場合

次の通信優先順位により衛星通信系防災情報システムを利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、京都府が別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 予警報の伝達

(ウ) 災害対策本部指令及び指示

(エ) 応急対策報告

(オ) 被害状況報告

(カ) その他災害に関する連絡

エ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は、京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」の規定により、ＪＲ長岡京駅の鉄道電報又は鉄道電話の通信設備を利用する。

オ 通信途絶時における措置公衆電気電信、ＪＲ通信及び衛星通信系防災情報システム等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

図・応急2-1-2 非常通信経路

総合信頼度	非常通信経路
A	長岡京市役所～→→京都府(災害対策課)
B	====(0.7km)JR長岡京駅～→→JR二条駅====(2.2km)京都府(災害対策課)
B	====長岡京交番————向日町警察署————府警察本部～→→京都府(災害対策課)
A	====乙訓消防組合長岡京消防署————乙訓消防組合消防本部————京都市消防局～→→京都府(災害対策課)

記号の説明 ———無線区間 ～→～有線区間 =====使送区間
 ～→→有線/衛星通信二重化区間

第6 得られた情報による判断

1 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。(内容は、「第7章 二次災害の防止活動」による。)

勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。本部長及び副本部長が、不在の場合は、緊急本部員が代行する。

2 災害救助法適用の判断

1の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みのあると判断される場合は、「第4章 災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

第7 最終被害情報の収集、連絡

1 最終被害情報の収集目的（災害救助法に基づく確定被害情報）

- (1) 応急対策活動が終了し、本部が廃止されるまでの間は、災害救助法に基づく救助活動を行う上で、必要とする災害情報及び被害情報・復旧情報の把握に努めるものとする。
- (2) 必要に応じ、府に被害情報を報告する。

2 最終被害情報の収集先、収集手段

- (1) 被害情報収集は、各担当班が実施する。
- (2) 特に、住家の被害状況調査は、各地区毎に調査を行う。
- (3) 死傷者等については、警察及び医師会又は医療機関に照会し確認する。

3 最終被害情報の集計手順

- (1) 各班は、調査及び収集した情報を取りまとめ、所定の様式により本部事務局に報告する。
- (2) 本部事務局は、下記の注釈に記した資料^Rを用いて直ちに本部長に報告する。

4 最終被害情報の連絡系統、連絡手段、広報手続

- (1) 情報系統

^R 資料9-6 最終被害情報報告様式

取りまとめた被害情報については、図・応急2-1-3 情報系統図のとおり
に流れる。

(2) 連絡手段

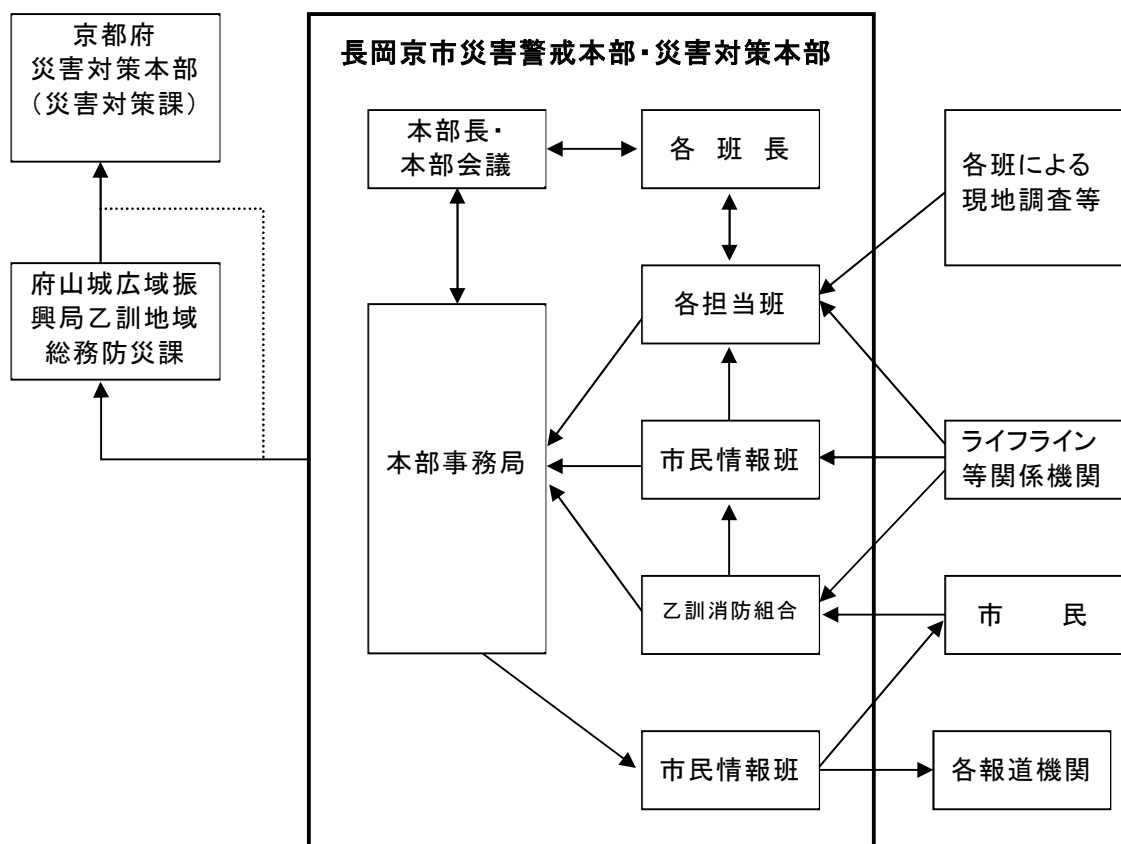
集計した被害情報は、衛星通信系防災情報システム、電話、ファクシミリ等の
通信手段を利用して連絡する。

(3) 広報手続

集計した被害情報の広報は、市民情報班を中心に行うこととし、災害の状況に
よっては他の部門においても広報するものとする。

また、報道機関に対する災害情報の伝達は、市民情報班を通じて行う。

図・応急2-1-3 情報系統図



※ 災害警戒本部から災害対策本部へ移行する際の基準については、「第3編第1章第1節第3 災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び閉鎖」を参照すること。

第8 市民への連絡

- 1 市民は、テレビ・ラジオ等により情報入手に努める。
- 2 市民に対する災害情報等の連絡活動は、「第3章第1節 被災者等への情報伝達活動」に基づいて行う。
- 3 勤務時間外等のため、本部事務局による連絡活動が遅れると考えられる場合は、消防団、警察、自主防災組織等と連携し、自主的に市民への連絡活動を開始する。

- 4 災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり連絡されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、府知事又は各放送機関に依頼して緊急放送等により周知を図る。
- 5 特殊の情報、特定地域のみに対する連絡方法
次の方法のいずれかにより周知する。
- (1) 広報車等の拡声装置の利用
 - (2) 水防計画による警鐘、サイレンの使用
 - (3) 口頭、電話等による関係者への通知

第2節 通信手段の確保

災害発生時においては、通信回線の輻そうや寸断等が予想されるため、災害対策本部は、災害発生後直ちに通信手段を確保するため、通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた場合、通信手段の復旧を行うため要員を直ちに現場に配置する。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻そう）になっている場合には、NTT西日本株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供開始時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等が広報される。市は、これらのサービスについて、平時より普及・啓発することに努める。

〔災害応急対策の分担〕

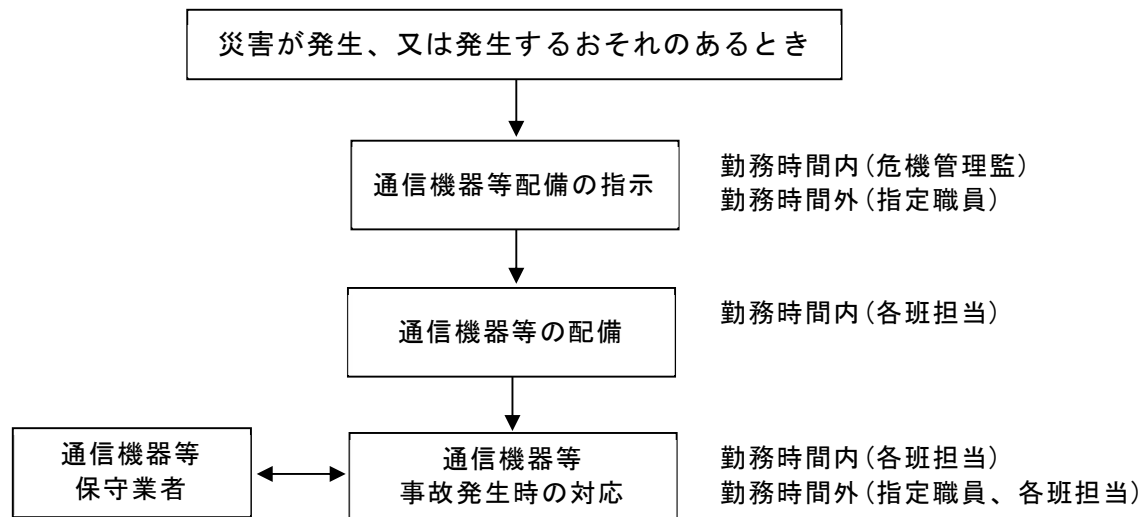
項目	実施担当	実施内容
無線等通信手段の開局等の指揮	防災・安全推進室	○勤務時間内における通信機器の開局、配備等の指揮を行う
	指定職員	○勤務時間外における通信機器の開局、配備等の指揮を行う
無線等通信手段の配備	各担当班	○勤務時間内における所定の場所への通信機器等の配備を行う
	指定職員	○勤務時間外において登庁した各担当班と協力して所定の場所へ通信機器等を配備する
事故発生時等の対応	対策本部事務局	○勤務時間内において通信機器等に事故が発生した場合の応急修理等の手配、その間の代替措置の手配を行う
	指定職員	○勤務時間外において登庁した各担当班と協力して通信機器等に事故が発生した場合の応急修理等の手配その間の代替措置の手配を行う

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 非常電源の確保を図りながら、複数の通信のバックアップ措置を整える。
- 勤務時間外における通信機器管理体制を整える。
- 通信機器等の故障時に備え、平常時から保守業者等との連携を図る。
- 防災関連に使用予定の会議室には、平常時から通信機器の配備を行い初動体制の迅速化を図る。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第1 無線等通信手段の確保責任者

無線等通信手段を確保するため、責任者を次のとおり定める。

- 1 勤務時間内…危機管理監
- 2 勤務時間外…緊急指定職員（「第1章第1節 災害対策本部の設置と活動体制」参照）

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは衛星通信系防災情報システム、優先電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

市、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節 市・防災機関等の非常通信」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を必要とする犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災害対策基本法第57条の規定により、知事又は市長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災害対策基本法第79条の規定により指定地方行政機関の長、知事又は市長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互に関する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定により、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 市民生活の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) 宛先の住所、氏名（電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 JR通信設備の利用

市長又は知事が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用することについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。

第4 放送の要請

市長又は知事が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。

第5 防災行政無線等通信手段の配置^S

防災行政無線等について、「資料編第5章資料5-4 無線機器の設置状況」のとおり配置する。勤務時間内においては、各班が所定の位置に無線等通信機器を配備する。なお、勤務時間外においては、登庁した職員は緊急指定職員の指示に従って配備を行う。

また、一般電話は、災害時優先電話及び非常・緊急通話の登録等により通信の確保を図る。

第6 職員チャットツールの活用

次に掲げる事項に関する職員相互の通信については、職員チャットツールを活用する。なお、職員チャットツールにおいては、長岡京市情報セキュリティ対策基準の重要分類Ⅱ以上の重要情報は取り扱うことができないことに十分注意する。

- 1 職員の安否確認
- 2 職員相互の情報共有
- 3 各班における情報収集、共有
- 4 本部事務局への迅速な情報集約
- 5 本部事務局から各班への迅速な情報伝達
- 6 外部支援者との連絡体制の構築
- 7 その他災害応急対策に必要な情報の共有等

第7 停電、故障発生時の緊急修理依頼、その他代替措置計画^T

通信機器取扱者は、通信機器に事故が発生した場合、次の措置をとる。なお、勤務時間外においては、緊急指定職員の指示に従って対応する。

- 1 停電時は、緊急用電源として自家発電装置及びバッテリーを整備する。
- 2 故障発生時は、各機器装置の保守業者に連絡し修理を依頼する。

^S 資料5-4 無線機器の設置状況

^T 資料5-3 通信機器等の保守業者及び連絡先

第3章 災害広報広聴計画

第1節 被災者等への情報伝達活動

(本部事務局、市民情報班、総務班)

[災害応急対策の分担]

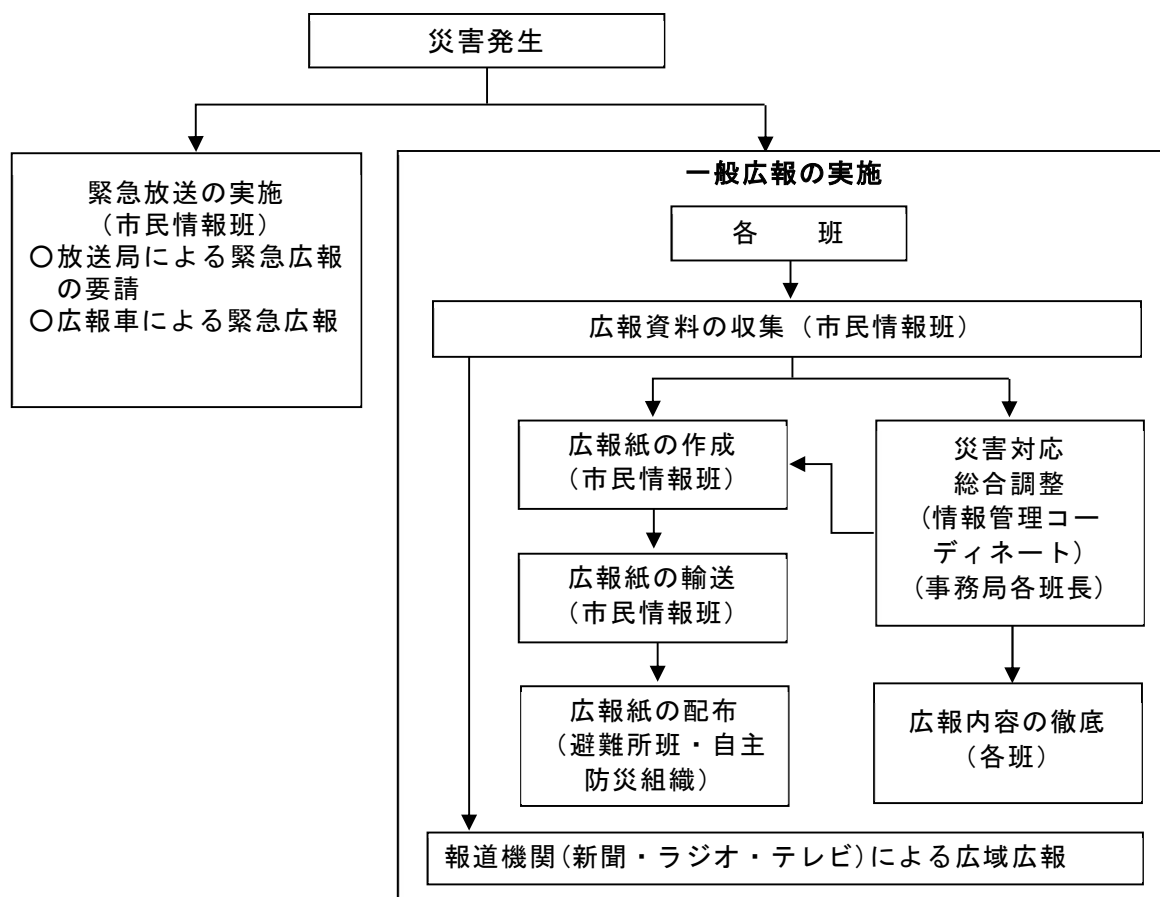
項目	実施担当	実施内容
緊急広報の実施	市民情報班	○市民の生命の安全を確保するために必要な緊急広報を実施する
一般広報の実施	市民情報班	○ラジオ・テレビによる広域広報を実施する ○報道機関へ資料提供し、広域広報を実施する
	市民情報班	○市ホームページ、SNS、アプリケーション等による広報を実施する
	市民情報班	○チラシ等印刷物の発行による広報の実施
	市民情報班	○チラシ等広報紙を避難施設、各地域へ輸送する
	市民情報班	○広報車等による広報を実施する
避難所における広報の実施	市民情報班	○チラシ等広報紙の配布を行う
	自主防災組織等	○チラシ等広報紙の配布に協力する

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 緊急広報文案を事前に準備する。
- 報道機関の調整をする。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 広報の体制

- 1 市民情報班は、災害に関する情報のうち、市民の安全に係る緊急広報（大火災発生時の避難指示等）を実施する。
- 2 市民情報班、各班長は、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報）を総括・調整し総合的な広報活動を実施する。

第2 広報の内容

1 緊急情報

災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- （1）災害の種別
- （2）発生日時及び場所
- （3）被害の状況
- （4）応急対策実施状況
- （5）住民に対する避難指示の状況
- （6）市民及び被災者に対する協力並びに注意事項

2 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は以下のとおりとする。

- （1）ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況と復旧見込み）
- （2）食料・物資等供給情報
- （3）生活情報（風呂、店舗等開業状況）
- （4）鉄道・バス等交通機関の運行・復旧見込み情報
- （5）道路情報
- （6）医療機関の活動情報等
- （7）ごみ収集（災害・一般）情報

3 復旧情報

被災者の生活設計のために提供すべき総合的情報の内容は以下のとおりとする。

- （1）ライフライン（電気・水道・ガス・電話・下水道）復旧情報
- （2）交通機関復旧情報等

4 避難所情報・復興情報

避難所での生活に必要な情報、及び被災者の生活再建のために必要な情報の内容は以下のとおりとする。

- （1）住宅情報（仮設住宅、臨時住宅等）
- （2）各種相談窓口の開設情報
- （3）り災証明書の発行情報
- （4）税・手数料等の減免措置の状況

(5) 災害援護資金等の融資情報等

第3 関係機関の相互協力

災害の広報に当たって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第4 緊急広報の方法

1 ラジオ・テレビによる広域広報

市民情報班は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。また、必要に応じて、一般社団法人FMおとくにと締結している「災害時等における緊急放送に関する協定書」及び「災害時等における緊急放送の運用に関する覚書」に基づき緊急割込み放送機器を利用した緊急放送を実施する。

2 デジタル技術を活用した広報

市民情報班は、緊急速報（エリア）メール、長岡京市防災情報お知らせメール、長岡京市LINE公式アカウント、市ホームページ、SNS、アプリケーション、Lアラート等のデジタル技術を活用した緊急広報を行う。

3 同報系防災情報伝達システムによる広報

市民情報班は、本部事務局及びFMおとくにと連携し、コミュニティFMを活用した同報系防災情報伝達システムにより、ラジオ放送、屋外拡声子局、戸別受信機を通じた緊急広報を実施する。

4 広報車による広報

市民情報班は、本部事務局、警察署と協力して、広報車による緊急広報を実施する。

第5 一般広報の方法

1 ラジオ・テレビによる広域広報

市民情報班は、必要に応じて各放送機関への必要事項の放送要請を行う。特に、ラジオ放送については、一般社団法人FMおとくにと締結している「災害時等における緊急放送に関する協定書」及び「災害時等における緊急放送の運用に関する覚書」に基づき、相互に連携し、地域に密着した広報を行う。

2 報道機関への資料提供による広域広報

市民情報班は、記者室において定期的に報道機関に対して資料提供を行う。報道機関の取材は記者室を通じて行うものとし、市本部関連室等への取材立ち入りは原則として行わない。

3 デジタル技術を活用した広報

市民情報班は、長岡京市防災情報お知らせメール、長岡京市LINE公式アカウント、市ホームページ、SNS、アプリケーション等のデジタル技術を活用した広報を

行う。

4 広報紙等印刷物の発行による広報

- (1) 各担当班は、広報紙に掲載する広報内容を市民情報班に提出する。
- (2) 市民情報班は各班長と調整し、広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。
- (3) 市民情報班は、原則として広報紙の印刷契約業者に印刷を発注するものとし、その業者が被災している場合は、市内の指名登録業者の中から選定する。ただし、これらが困難な場合については、その他の方法により業者を選定するものとする。
- (4) 市民情報班は、印刷された広報紙を各避難所へ輸送する。
- (5) 総務班は、災害発生初期においては、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織等に対して広報紙の配布の協力を依頼して実施する。
- (6) 地域住民は総務班と協力して、避難者への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
- (7) 各班長は、市民に広報された内容について、各担当班職員への徹底を図る。

5 広報車等の利用による現場広報

各班は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

第6 広聴活動

- 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。
- 3 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は安否情報の適正な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2節 住民等からの問い合わせへの対応

(市民情報班・各班)

[災害応急対策の分担]

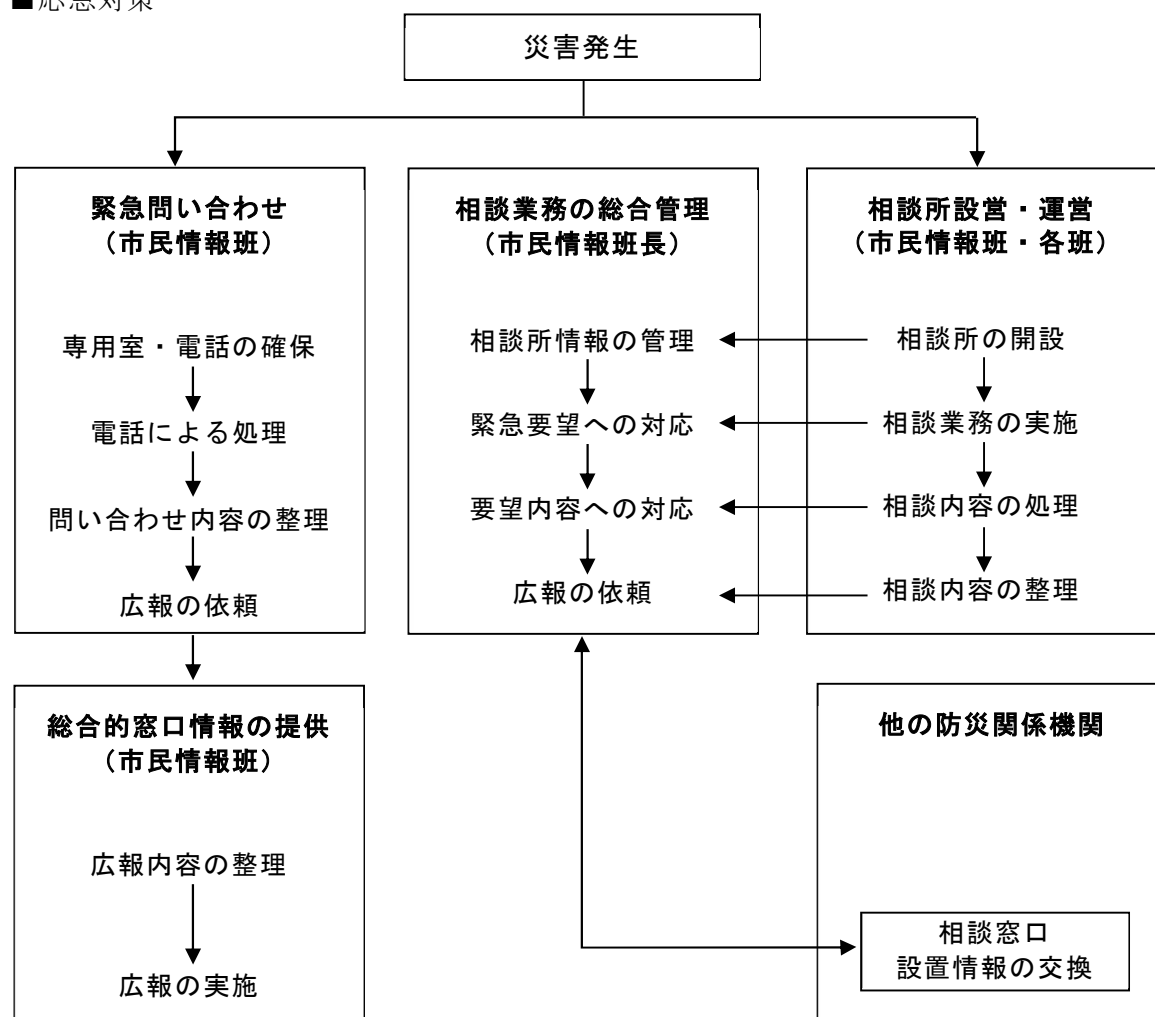
項目	実施担当	実施内容
緊急問い合わせ	市民情報班	○市民からの直接電話による問い合わせに対応する
臨時相談所	市民情報班	○市内の公共施設や避難所に臨時相談所を開設する
臨時専門相談所	各班	○必要に応じて専門的な相談所を開設する
相談窓口の広報	市民情報班	○相談窓口の設置状況等の総合的な広報を実施する
	市民情報班	○各班長からの相談窓口設置情報を提供する

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 緊急問い合わせ専用室、電話、要員を確保する。
- 臨時相談所の運営マニュアルを作成し、関係機関と調整する。
- 専門相談所の運営マニュアルを作成し、関係機関と調整する。
- 他の防災関係機関の広聴計画を把握し、調整する。
- 相談窓口等の設置状況の総合的な広報計画を検討しておく。

■応急対策



第1 実施体制

1 緊急問い合わせへの対応

市民情報班は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。

2 臨時相談所の開設・運営

(1) 各班は、平時の公聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。

(2) 各班長は、臨時相談所の開設予定を市民情報班へ報告する。

3 専門相談所の開設・運営

(1) 各班は、法律相談や住宅相談、外国人向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置するものとする。

(2) 各班長は、専門相談所の開設予定を市民情報班へ報告する。

4 総合的な相談窓口情報の提供

(1) 市民情報班、各班長は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

(2) 市民情報班は、本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙等によって広報する。

第2 緊急問い合わせへの対応の方法

1 市民情報班は、災害発生直後に、多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ・相談に対して一括して対応する。

2 市民情報班は、「緊急時問い合わせ電話」を計画に定められたスペースに集約して「問い合わせ専用班」を組織する。

3 問い合わせ専用班は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、市民情報班に報告する。^U

4 市民情報班長は、問い合わせ内容、処理内容及び件数を市本部に報告する。急を要する場合には随時速報する。また、事前に想定される問い合わせ内容について統一的な回答文書を作成し、問い合わせ専用班に配布し、その後の対応の迅速化を図る。

第3 相談所における要望等の処理の方法

1 各担当班は相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し早期解決に努力する。

2 各担当班は、処理方法の正確性、かつ統一を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙等を用いて要望等を記入する。

3 各担当班は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市民情報班に報告する。ただし、急を要する場合には、市本部にファクシミリ等により速報する。

4 各班は、急を要する要望等については、優先的に各関係機関と調整を図り早期解決に努力するとともに、定期的に報告される要望等について多数の要望がある場合、解決策等の広報を市民情報班へ依頼する。

5 各班は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

^U 資料9-25 対応記録票

第4章 災害救助法の適用

(本部事務局、各班)

[災害応急対策の分担]

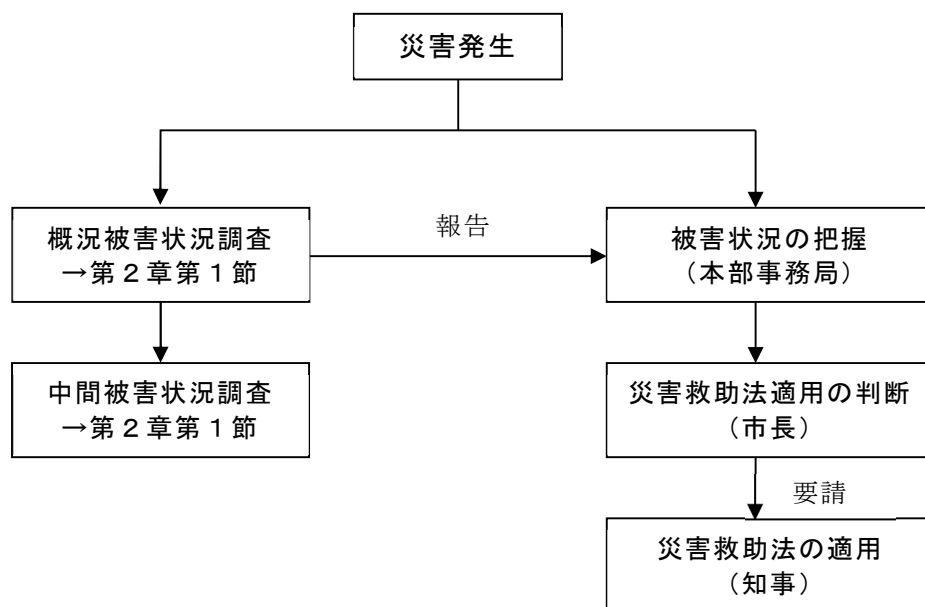
項目	実施担当	実施内容
災害情報の収集	各班	○概況被害状況調査の実施
災害規模の分析	本部事務局	○概況被害状況調査等による災害規模の分析 ○府災害対策支部への被害状況報告
災害救助法の適用要請	市長	○災害救助法の適用要請
災害救助法の適用	京都府知事	○災害救助法の適用の判断 ○災害応急対策上の指示

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

○調査地区指定や情報収集方法、伝達、整理、判断の系統化

■応急対策



第1 災害救助業務の実施責任

1 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において府知事が当たることとされている。災害救助法に基づく救助の部分については、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、権限の一部を市長が実施することとすることができる。また、市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長が救助に着手する。

2 市長が行う救助

上記1により、「第4 災害救助法による救助の種類と内容 1 災害救助法による救助の種類」に掲げる救助の実施に関する職権は、災害救助法第13条の規定に基づき、市長に委任されている。

また、補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合であってその定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市長の責任において実施されるものである。

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

3 費用の負担区分

(1) 災害救助法に基づく救助の費用 府負担

(2) その他の費用 市負担

4 救助業務の記録及び報告

救助の実施に当たっては、各種帳簿の作成が必要であるので、本部事務局は、各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、京都府災害対策本部に報告する。

第2 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施される。京都府が、長岡京市に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 長岡京市の区域内で80世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 京都府の区域内の住家滅失世帯が2,000世帯以上で、長岡京市の区域内で40世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 京都府の区域内の住家滅失世帯の数が9,000世帯以上で、長岡京市内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(例) ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

(例) ① 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

(紫雲丸遭難、第五北川丸遭難)

- ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
(上高地遭難)
- ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている
場合(十勝岳爆発、三宅島爆発)
- ④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合(弥彦神社圧死事件)
- ⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合(昭和52.2豪雪)
- ⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が
死傷した場合(山形県大蔵村山崩れ災害)

2 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失の算定

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- イ 住家が半壊、半焼したものにあつては、2世帯をもって1とみなす。
- ウ 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3世帯をもって1とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

救助法の適用基準にいう住家の滅失等の認定は次のとおりとする。

ア 全壊、全焼又は流出

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 半壊又は半焼

住家の損壊、焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

ウ 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 床上浸水

上記ア、イ、ウに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

オ 住家

現実に居住のため使用しているもの。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別であつたり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。
したがって、学校、病院等の施設の一部に組み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

カ 世帯

生計を一つしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等1世帯として取り扱う。

第3 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用に係る措置

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 市の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測
- (2) 災害救助法の適用基準該当の有無判定
- (3) 災害救助の種類の判定
- (4) 京都府災害救助資源配分計画に基づく供給計画の策定
- (5) 救援救護活動

2 災害救助法の適用要請

- (1) 長岡京市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちに次に掲げる内容によって京都府知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 適用を要請する理由

エ 適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

3 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、本市が当該所管区域内の市町村である場合は知事による救助が実施される。

第4 災害救助法による救助の種類と内容

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、市長は知事が実施する救助に協力する。

- (1) 応急仮設住宅の供与

2 災害救助法による救助の内容^v

災害救助法による救助の内容については、下記の注釈に記した資料とおりである。

^v 資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第5章 消防・水防活動計画

第1節 消防計画

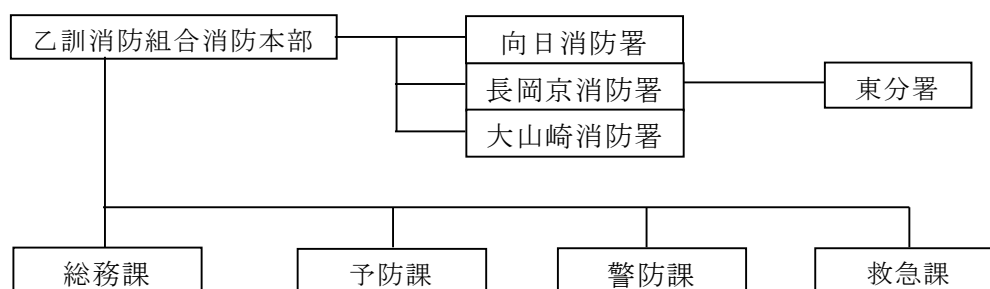
(本部事務局、乙訓消防組合)

第1 計画の方針

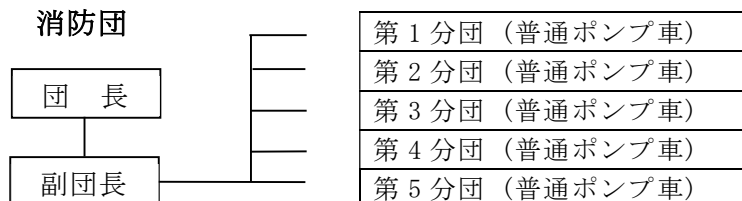
市は乙訓消防組合・長岡京市消防団と連携し、消防活動が迅速かつ適切に実施できるように活動の組織方法及び関係機関との協力体制の確立について定めるものである。

第2 組織

1 消防組合



2 消防団



第3 情報収集

市は、消防組合と連携し、災害情報の収集にあたりとともに、消防団は収集した情報を対策本部に連絡する。

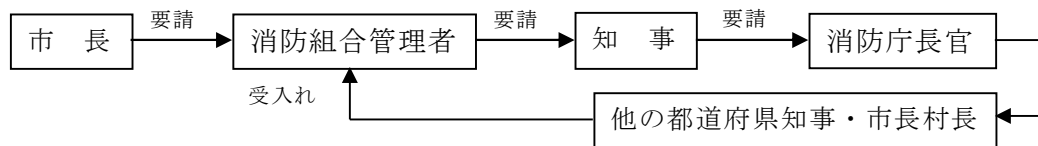
第4 火災警防

	消防組合	消防団
招集	乙訓消防組合警防規定に基づく。	消防団連絡ルートによる。ただし、市内に被害が発生した場合は、団員が自主的に参集する。
火災等出場	乙訓消防組合警防規定に基づく。	団長の指示により行う。

第5 応援要請

市は、消防組織法第39条の規定により、第3編第1章第4節「広域的応援体制」に定める相互応援協定を締結し、災害時に備えているが、災害の規模、被害の程度等が甚大となるおそれがあるときは、市長は消防組合管理者に緊急消防援助隊の派遣要請を求め、求めを受けた消防組合管理者は、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の派遣要請依頼を行い、被害の軽減に努める。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、消防組合管理者が直接消防庁長官に対して派遣要請を行うものとする。

〔緊急消防援助隊の要請ルート〕



〔緊急消防援助隊の受け入れに関する整備事項〕

応援要請に必要な手続き	応援部隊の集結地への誘導
災害現場活動に係る方針	応援部隊が担当する災害現場活動
補給物資の調達及び搬送	災害活動の記録
管内地図及び消防水利	医療機関の所在地
その他応援部隊の受け入れ及び必要な調整	

第6 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 水防計画

（本部事務局）

第1 計画の方針及び水防訓練

この計画は、長岡京市における水防体制を強化し、その活動が迅速かつ的確に実施されるよう必要な事項を定め、水防法第32条の2の規定に基づき年1回水防訓練を実施する。

第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、器具・資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体である長岡京市がその責任を負う。

第3 水防事情

近年、都市開発により、降雨を貯留していた山林、農地が少なくなり、河川水路への出水を早め、溢水、はん濫、破堤の懸念が増加している。また、水防法の改正に伴い、国土交通省近畿整備局淀川河川事務所から「淀川にかかる浸水想定区域」の公表が行われたことから、本市が被害にあうことが多い現状が明らかになっている。かかる状況から、水防に課せられた使命が非常に大きいことを自覚し、現状における水防業務には、消防機関の総力をもって対処して、被害を最小限に軽減し、社会秩序を保持するよう努めなければならない。もとより、これらの水防業務は単に消防機関の力だけでは十分とは言えず、住民各自の自発的協力を得て万全を期そうとするものである。

第4 重要水防区域（箇所）等

市内水防区域のうち、その現状から見て洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御をはかる必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域（箇所）に指定する。

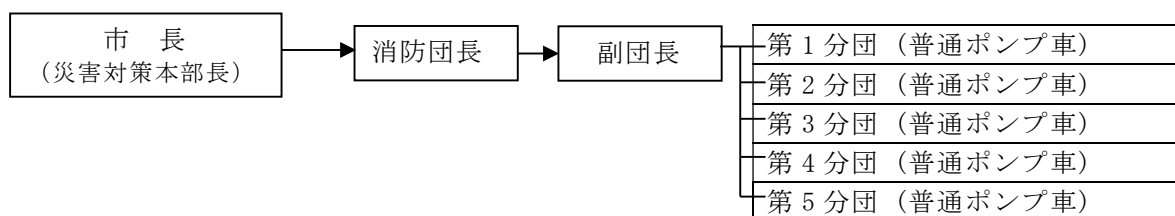
また、2 m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。

第5 水防組織

市における水防業務を処理するため、水防組織を編成する機関は消防団をもってこれに充て、市役所に本部を設置し、災害対策本部長（市長）が総括する。

なお、編成は次のとおりとし、災害対策本部長指示のもとに長岡京市区域内における水防業務に従事する。ただし、被災の状況により災害対策本部長が命じた場合には、区域外においても水防業務に従事するものとする。

1 水防機関の編成



2 水防に関する事務分掌

- (1) 危険地域の警戒に関すること
- (2) 河川、ため池、堤防その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること
- (3) 水害現場活動に関すること
- (4) 人命救助及び避難誘導に関すること
- (5) その他水防に関し特命事項に関すること

第6 水防活動

1 水防体制

- (1) 府庁における水防体制

ア 気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨及び洪水の注意報及び高潮警報、水防法第10条第2項の規定により洪水予報又は水防法第16条第2項の規定により水防警報の通知を受けたときは、建設交通部河川課・砂防課及び土木事務所等は、水防待機体制に移行する。

イ 気象業務法第15条の規定により、大雨警報の通知を受けたときは、第3編第1章の機構の下に水防事務を処理する。

ウ ア及びイ以外の場合においても、知事が必要と認めたときは建設交通部河川課・砂防課及び土木事務所等を水防体制に移す。

(2) 土木事務所の水防体制

ア 水防待機体制に移行した場合、待機が解除されるまでの間、雨量・水位の観測、土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び通報、洪水予報・水防警報の発表、水防情報の伝達等を行う。

又、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等に当たらせるものとする。

イ 土木事務所は、隣接する土木事務所と連絡を密にし、相互に水防に協力するものとする。

ウ 災害警戒支部及び災害対策支部が設置された場合は、それぞれの支部体制の下で上記アの水防業務を行う。

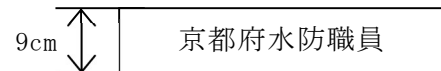
(3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、またはこれらの通知がなくても、水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導に当たらせるものとする。

(注) 指導するために現地に赴く職員は、次のひな形の腕章を付するものとする。

地質・・・毛織又は木綿の白布

文朝・・・茶色



(4) 水防管理団体の水防体制

ア 平時の巡視

水防管理者は堤防延長 1 km ないし 2 km ごとに 1 人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 出水時の監視

水防管理者は堤防延長 500m ないし 1,000m ごとに監視 1 人、連絡員 1 人の基準で監視に当たらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の沈下等の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

ウ 水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第 1 信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

エ 水防作業員は、第 1 信号で出動（1 番手）し、第 2 信号で必要に応じて（2 番手、3 番手に分割して）出動するものとする。

オ 1 番手の出動人員は定員の 3 分の 1 以内とする。

カ 水防管理者は、近年続発する局地的大雨による洪水に留意し、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

キ 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

(5) ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

ア 平時の巡視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

ウ 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整備しておくこと。

エ 鉄道線路その他重要公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

(6) えん堤管理者の水防体制

洪水期には特にえん堤管理規定を厳守すること。

えん堤管理者は洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道線路に影響を及ぼすおそれがあるものについては、あらかじめ、西日本旅客鉄道株式会社と連絡方法等について協定しておくこと。

2 水防管理団体の出動について

(1) 非常配置

各水防管理団体は水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。ただし、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示することができる。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒に当たらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

ア 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。

イ ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき。

ウ 地震による堤防の漏水、沈下及び津波のおそれがあるとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

(3) 出動の援助協力

ア 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官の援助又は水防管理者及び市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には当該水防活動について現地に責任者をおくものとする。

イ この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にしておくこと。

3 出動、水防開始、堤防及びため池等の異常に関する報告

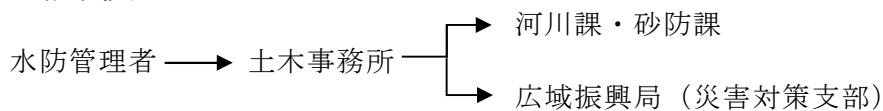
(1) 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

ア 水防団及び消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

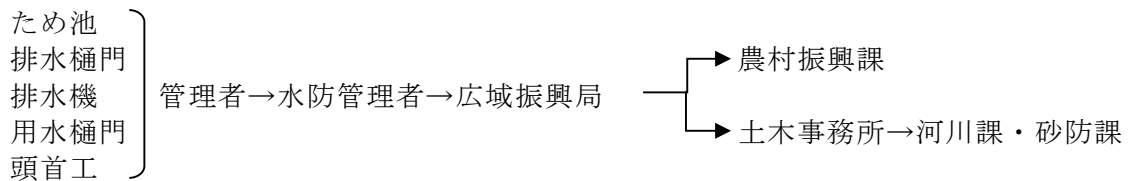
ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

■連絡系統図



(2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

■連絡系統図



4 決壊等の通報

堤防若しくはため池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木建築治水総括室及び広域振興局、はん濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所においては、これを直ちに河川課・砂防課、警察署、直轄管理区間にかかわるものは国土交通省関係事務所その他必要な機関に連絡するものとする。

5 避難のための立退き

(1) 立退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して避難計画を作成し、予定避難場所、経路等必要な措置を講じておくこと。

(2) 立退きの指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が避難を指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第7 水防活動報告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく別途水防計画に定める様式により5日以内に土木事務所経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第8 警戒体制

1 市の警戒体制

市は、次の事項に該当する事態となったときは、情報の収集及び関係機関に対する伝達等措置をとるものとする。

- (1) 降雨に関する気象通報等を受けたとき。
- (2) 管内の降雨が100ミリに達する程度となったとき。
- (3) 隣接市町から河川が水防団待機水位を越えるおそれがある旨通報を受けたとき。
- (4) 土木事務所及び樋門、ため池の管理者から水象に関する通報又は警告等があったとき。

2 連絡組織の確立

消防長は、市長から警戒を要する旨の指示を受けたとき、又は必要があると判断した場合には、招集メール及び電話により消防団員に連絡、警戒体制に入るものとする。

3 災害対策本部（水防本部）への移行

市長は、周囲の状況から判断して被害発生のおそれがあると認めたときは、前記の警戒体制を災害対策本部体制（水防本部体制）に移行する。

4 京都府災害対策本部乙訓災害副支部との連絡

長岡京市災害対策本部長は、京都府災害対策本部乙訓副支部長と緊密な連絡を取り、収集した情報を報告するとともに府の災害対策活動を把握する。

5 水位、雨量観測報告

(1) 河川水位

市は、大雨警報が発令されたときは、小畑川及び小泉川に対し、水位にかかわらず3時間ごとの定時（0, 3, 6, 9, 12, 15, 18, 21時）に観測するものとする。

また前1時間の水位上昇が30センチメートル以上のとき、及びはん濫注意水位以上となったときは、1時間事に観測するものとする。なお、各河川の観測地点は次のとおりとする。

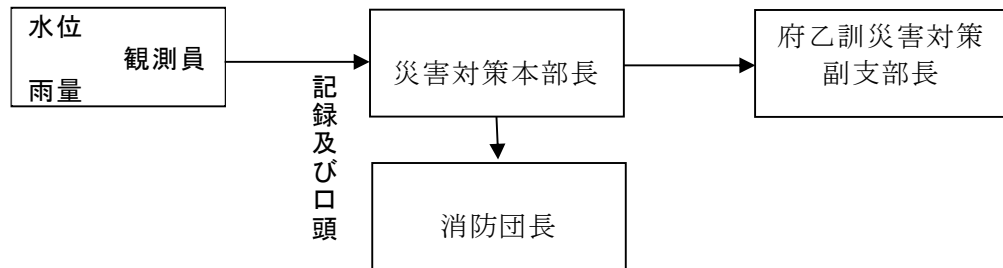
小畑川……井ノ内橋、一文橋、六斉橋、大門橋、落合橋

小泉川……小倉橋、桜橋

(2) 雨量

市は、大雨注意報又は警報が発令されたときは、乙訓消防組合消防本部に設けられた雨量計によって、3時間ごとの定時（1，3，6，9，12，15，18，21時）に雨量を観測するものとする。また、大雨注意報又は警報が発令された後における総雨量が50ミリメートル以上となったとき、及び大雨注意報又は警報が発令されていない場合においても、総降雨量が100ミリメートルを越えたときは、1時間ごとに観測するものとする。

(3) 報告系統



水位並びに雨量の観測結果の報告は下記のとおりとする。

(4) 情報（資料）の相互交換

長岡京市地域以外の河川水位及び雨量については、京都府山城広域振興局京都府乙訓土木事務所又は近畿地方整備局淀川河川事務所と連絡し、情報の把握に努める。また、他市町村から照会のあった場合には、その詳細を通報し、相互に情報（資料）の交換を行うものとする。

第9 水防出動及び実施事項

1 水防出動

水防出動区分並びに実施事項は、下記のとおりとする。

区分	1号出動	2号出動	3号出動	解除
水防出動 発令の要件	京都府から大雨注意報発令の連絡を受け、市長が必要と認めたとき	大雨警報又は暴風警報発令の連絡を受け、又は降雨及び水害の状況により市長が必要と認めたとき	降雨及び水害の状況により、特に市長が必要と認めたとき	水防活動の必要がないと判断され、市長の指示があったとき
実施事項	1 消防団に対する連絡 2 資機材の点検整備 3 地域内における水防情報の収集 4 地域内における警戒調査及びその状況により必要措置 5 関係機関との連絡協調	1 消防団員の半数招集 2 警戒調査強化 3 車両の点検、整備及び資機材積載 4 資機材の補給及び調達準備 5 災害状況に応じた防御活動 6 被災者の救出及び救護 7 避難誘導 8 水防分隊編成	1 消防団員の全員招集 2 水防分隊の強化 3 警戒調査の強化 4 関係機関との一体活動	1 招集職員並びに消防団員の解散 2 資機材の点検補充 3 災害状況調査並びに関係書類の作成 4 京都府災害対策本部乙訓災害対策副支部長に解散の報告

2 水防信号

水防法第13条に規定する水防信号は、次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号							
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○ー 約5秒	休止 約15秒	○ー 約5秒	休止 約15秒	○ー 約5秒	休止 約15秒	○ー 約5秒	休止 約15秒
第2信号	○ー○ー○ー ○ー○ー○ー	○ー 約5秒	休止 約6秒	○ー 約5秒	休止 約6秒	○ー 約5秒	休止 約6秒	○ー 約5秒	休止 約6秒
第3信号	○ー○ー○ー○ー ○ー○ー ー○ー○ー	○ー 約10秒	休止 約5秒	○ー 約10秒	休止 約5秒	○ー 約10秒	休止 約5秒	○ー 約10秒	休止 約5秒
第4信号	乱 打	○ー 約1分	休止 約5秒	○ー 約1分	休止 約5秒				

備考 1. 信号は適宜の時間継続すること
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと
3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする

(注) 1. 第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
2. 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
3. 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
4. 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

3 水防通信

水防に関する通信は、災害対策本部事務局が保有する防災行政無線及び上下水道部が保有する無線機を活用する。

なお、これらの通信は特に必要がない限り、いかなる通信よりも優先するものとする。

4 住民の協力

水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市区域内に居住する住民又は水防の現場経験のある者に対し、水防作業に従事させあるいは協力を求めることができる。

5 出動の援助、応援要請

災害対策本部長は、大規模な水防活動を実施するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき、警察官の援助又は他の水防管理者及び市長若しくは消防長に応援を求めることができる。

第10 出動、水防活動開始等の報告

災害対策本部長は、消防長の報告に基づき、消防団員の活動状況を逐一把握するとともに、その状況を次により京都府災害対策本部乙訓副支部長に報告する。

1 出動状況報告

- (1) 状況把握…地域別、出動人員、活動内容
- (2) 報告要領…震災対策編第3編第2章に準ずる。

2 異常事態発生報告

- (1) 状況把握

小畑川、小泉川の水位が急上昇しつつあるとき。

小畑川、小泉川の水位が堤防天端水位に到達し、堤防上溢流寸前又は溢流したとき。

河川、ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。

その他異常事態により被害発生のおそれのあるとき。

(2) 報告要領

上述(1)による状況と、これに対する応急措置を防災行政無線電話等により、直ちに京都府災害対策本部乙訓副支部長に報告するとともに、影響を及ぼす隣接の市町村長(水防管理者)に通報する。

第11 避難のための立退き

震災対策編 第3編第11章に準ずる。

第12 水防用資材、機材の整備

長岡京市における水防倉庫及びに水防用資器材の基準は、次のとおりとする。
品目数量は次の基準とする。

[水防用資材]

品 目	数 量
かます・空俵・袋類	600枚
なわ	20玉
なまし鉄線	100kg
防水シート	5枚
杭	150本
予備土・砂利	若干

[水防用器材]

品 目	数 量
スコップ	30丁
かま	10丁
たこづち	3丁
しの	3丁
かけや	10丁
おの・なた	5丁
くわ	10丁
一輪車	2台
のこぎり	4丁
クリッパー・ペンチ	3丁
つるはし	2丁

第13 公用負担命令書

1 公用負担の権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長、水防団長、消防長又は委任を受けた者は、水防現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収容し、車両その他の運搬用器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

この場合には、次に定める様式1の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡ししてこれを行うものとする。

2 証明書等の携行及び提示

水防法第28条に規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、水防団長又は消防長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては様式2の証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示するものとする。

様式 1

第	号	公 用 負 担 命 令 書			
目的物	種類	数量			
負担の内容	使用	収容	処分		
			年	月	日 時
	様				
		長岡京市長			印

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
長岡京消防署 (長岡京市消防団)	
〇〇長 氏名	
上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年	月 日 時
長岡京市長 印	

第14 輸送

- 1 水防時、出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするために使用する車両については、この計画に定めるほか、震災対策編第3編第4章によるものとする。
- 2 なお、消防車等（署、団）以外の車両に対する優先通行の標識は、京都府水防計画に定めるものを準用する。

第15 水防警備の解除

災害対策本部長は、次の状態となったときは水防警備解除を指令する。

- 1 小畑川の井ノ内橋及び小泉川の小倉橋の水位がはん濫注意水位以下に減じる等、水防活動の必要がないと判断されたとき。
- 2 ため池、その他水害危険地域等における水防活動の必要が無くなったとき。
- 3 桂川（桂観測所）の水位がはん濫注意水位（3.8m）以下になったとき。その他、災害対策本部長が解除を指示したとき
- 4 なお、水防警備を解除したときは、この旨を京都府乙訓災害対策副支部長に報告するものとする。

第6章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

災害発生後、市民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき市民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市は市民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測に事前準備を呼びかけるとともに時に適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。なお、事前準備の呼びかけに当たっては、長岡京市防災情報お知らせメールや長岡京市公式LINEアカウント、SNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	本部長（市長）	○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 ○警戒区域の設定
	本部事務局 総務班 健康福祉班	○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の市民及び自主防災組織への伝達 ○警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去の市民への伝達に関する事 ○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の府、警察等他機関への伝達・協議に関する事 ○要配慮者への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に関する事
避難誘導	総務班 健康福祉班	○避難誘導に関する事 ○要配慮者の支援・搬送に関する事
	向日町警察署	○避難の指示に関する事 ○避難誘導の応援に関する事
	市民 自主防災組織	○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の市民相互の伝達 ○避難時における地域の要配慮者の安全確保に関する協力

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 本部事務局は、市民はもとより、本市を訪れる人や外国人など誰もが分かりやすいよう、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示した避難誘導看板や避難所看板等の整備に努める。
- 本部事務局は、市民に警鐘やサイレンによる避難信号の周知を図る。
- 本部事務局は、市民への防災ハザードマップの配布や広報活動により指定緊急避難場所

や指定避難所、避難路の周知を図る。

○本部事務局は、防災訓練等を通じて市民に避難方法の周知を図る。

○本部事務局は、地勢や都市構造を基に災害発生時に避難を要する危険区域を事前に把握しておく。

○本部事務局は、自主防災組織の育成に努める。

○健康福祉班は、要配慮者への安全確保に努める。

○学校、病院や事業所等の管理者は、それぞれ避難計画を作成する。

○不特定多数の者が出入りするスーパー、公共施設や駅の管理者は避難計画を作成する。

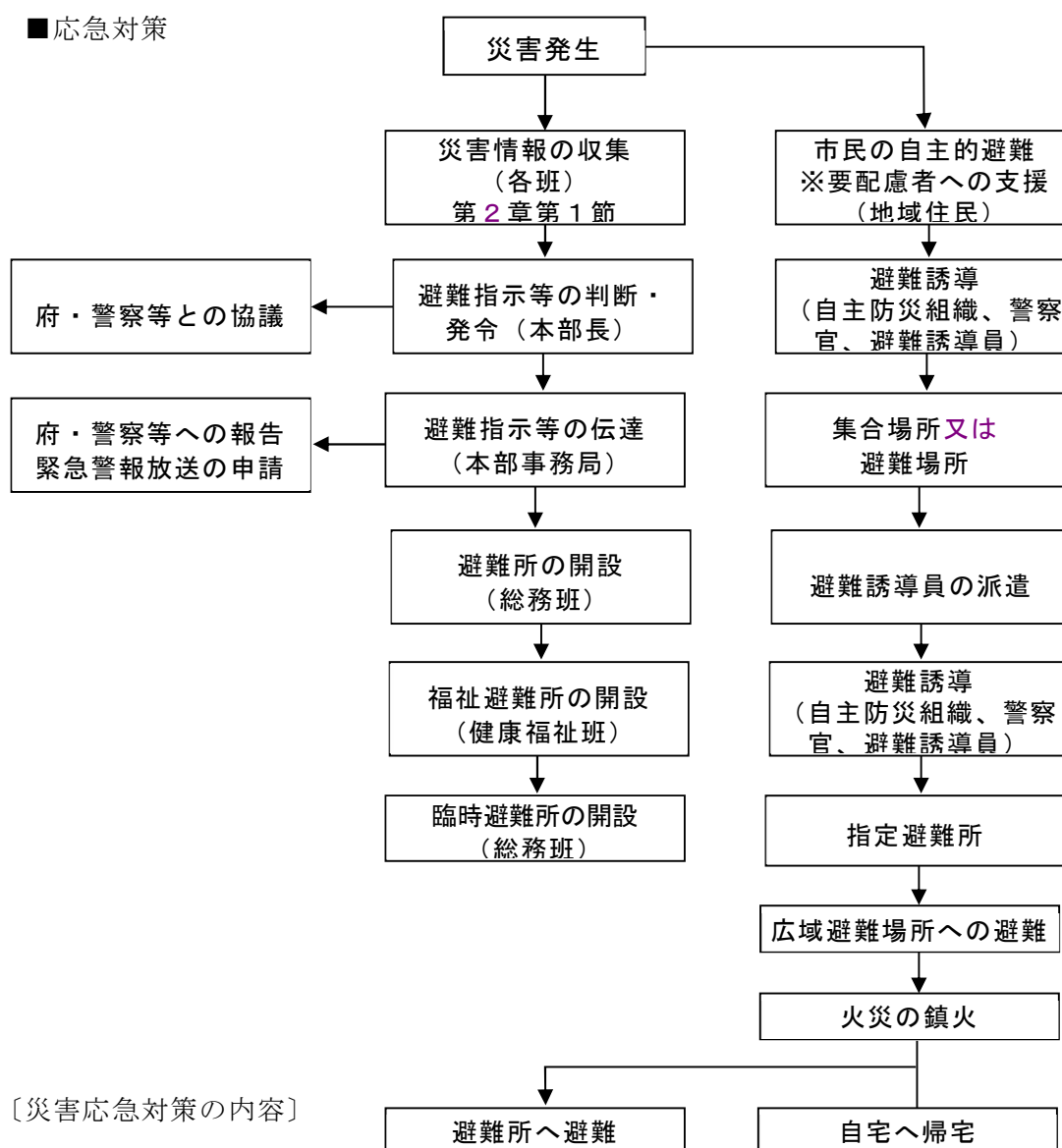
○本部事務局は、避難場所である小・中学校の校庭へ素早く安全に避難ができるよう周辺自治会に対して事前に校門のカギを渡しておく。

○自主防災組織は、防災訓練の実施や地域防災マップの作成等により、地域の危険箇所の把握に努め、避難誘導の方法や避難経路を熟知しておく。

○地域住民は、防災訓練等に積極的に参加し、一時集合場所や指定避難所への避難方法を熟知する。

○住民は、地域の高齢者や病弱者等の要配慮対象者を把握し、避難の支援に心がける。

■応急対策



第2節 避難指示等

第1 実施責任者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は次のとおりとするが、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。

1 高齢者等避難

災害全般について 市長（内閣府「避難情報に関するガイドライン」）

2 避難指示

（1）洪水

ア 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）

イ 水防管理者（市長）（水防法第29条）

（2）地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

（3）災害全般

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官（警察官職務執行法第4条第1項、災害対策基本法第61条）

ウ 自衛官（自衛隊法第94条）

3 緊急安全確保

災害全般について、市長（災害対策基本法第60条）

第2 市長の避難指示等

災害による被害発生のおそれがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市長は高齢者等避難を発令する。

災害が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

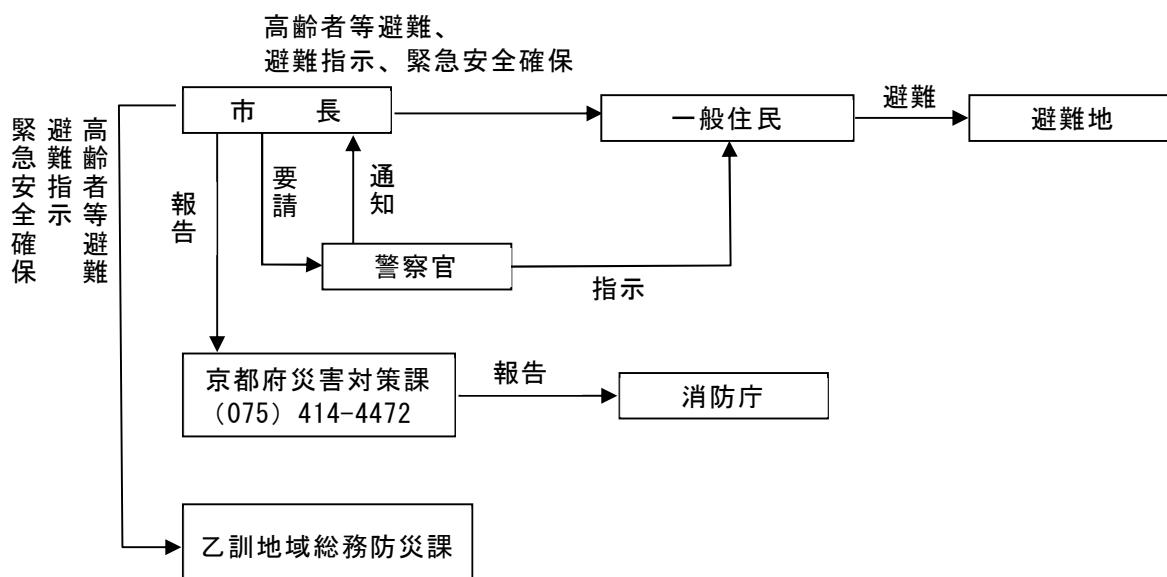
特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、まだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表されしだい避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報

告する。

また、市長による避難の指示ができないとき又は市長から要請があったときには、警察官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

図・応急6－2－1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統



第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、設定した区域への応急対策従事者以外の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

1 設定権者

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市の職員に委任することができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
(※)警察官	災害全般	同上の場合においても市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
自衛官		同上	同上
消防吏員又は消防団員	災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する	消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員又	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

は消防機関 に属する者			
----------------	--	--	--

(※)警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察の協力を得て実施する。

2 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」（災害対策基本法第60条）と異なる点は、次のとおりである。

- (1)「避難の指示」が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の住居者等の保護を図ろうとするものである。
- (2)「警戒区域の設定」は、災害がより目前のものとして迫っている場合に行使される。
- (3)「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科せられる（災害対策基本法第116条第2項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

3 警戒区域設定の状況

市長は、警戒宣言が発せられた場合等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められたときは、土砂災害危険地域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。実施は、予想され危険が生じる確率が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。

第3節 避難の周知徹底

1 避難指示等を発令する状況

実態的には、局地的に大規模な災害が発生すると予想され、市災害対策本部が避難指示等を出す前に、住民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると考えられる。避難指示等が必要な事態としては、次のような場合が想定される。

- (1) 火災による危険が迫ったとき
- (2) 危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
- (3) 崖崩れ等の発生があるとき（降雨が予想される時を含む。）
- (4) 被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき
- (5) 不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
- (6) 3洪水及び土砂災害が発生又はそのおそれがある場合の避難指示等の条件に定める条件が発生した場合
- (7) その他被害の状況により、市長が認めるとき

2 避難指示等の実施^ワ

避難指示等は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

(1) 避難の指示権の委任を受けた者

- ア 市長の命を受け災害現場に派遣された職員
- イ 乙訓消防組合消防長又は総括班長の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3) 避難指示等の伝達の方法

避難指示等を実施する者は、要避難地域の住民に対し、警鐘やサイレン等の方法により伝達を行う。

ア 信号による伝達

警鐘やサイレンによる避難信号は次による。

警 鐘	サ イ レ ン			
乱 打	1 分	5 秒	1 分	5 秒
	○ -----	休	○ -----	休

イ 放送による伝達

日本放送協会（NHK）及びKBS京都放送、FM京都、FMおとくに対し、避難指示等を行った旨を通知し、関係住民への周知のための放送協力を依頼する。

ウ 広報車による伝達

市は広報車等を利用して、関係地区を巡回して伝達する。

エ デジタル技術の活用

長岡京市防災情報お知らせメール、長岡京市公式LINEアカウント、市ホームページ、SNS、緊急速報（エリア）メール、Lアラートなどデジタル技術を活用する。

オ 要配慮者への伝達

自主防災組織並びに地域住民の協力を得て、独居老人や障がい者等のほか、日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示等が確実に伝達されるように、組織的伝達を行う。なお、避難行動要支援者等については、事前に配布した戸別受信機を通じた各自な情報伝達を行う。

(4) 淀川水系浸水想定区域の住民に対する伝達

淀川水系である桂川、小畑川、小泉川が氾濫又はそのおそれがある場合において、浸水想定区域の住民を安全な地域に避難させる必要があると認められるときは、その区域の住民に避難指示等を行う。

避難指示等は前記の伝達方法を基本とし、地域内自主防災組織・自治会にも協力を求め速やかに伝達を行う。

^ワ 資料 1-96 緊急警報放送の要請

表・応急6-3-1 浸水想定区域別周辺避難場所一覧

区域	避難場所
桂川	神足小学校、長第八小学校、長岡第九小学校、長岡第三中学校、開田保育所、こうたり保育園、神足公園
小畑川	神足小学校、長岡第三小学校、長岡第七小学校、長岡第八小学校、長岡第九小学校、長岡第十小学校、長岡第二中学校、長岡第三中学校、開田保育所、こうたり保育園、神足公園
小泉川	長岡第四小学校、長岡第五小学校、長岡第八小学校、長岡第四中学校、乙訓高等学校、西乙訓高等学校、立命館高等学校・中学校、友岡こども園

(5) 土砂災害警戒区域等内の住民に対する伝達

土砂災害が発生又はそのおそれがある場合において、土砂災害警戒区域等内の住民を安全な地域に避難させる必要があると認められるときは、その区域の住民に避難指示等を行う。

避難指示等は前記の伝達方法を基本とし、地域内自主防災組織・自治会にも協力を求め速やかに伝達を行う。

表・応急6-3-2 土砂災害警戒区域等周辺避難場所一覧

区域	避難場所
土砂災害警戒区域等	長法寺小学校、長岡第五小学校、長岡第四中学校、西山公園体育館、長岡中学校、西乙訓高等学校、海印寺こども園、今里大塚古墳公園、長岡公園、長岡天満宮

(6) 要配慮者利用施設に対する伝達

要配慮者利用施設の利用者を避難させる必要があると認められるときは、その施設の管理者へ直接避難指示等の伝達を行う。

(7) 避難指示等の市民への伝達事項

- ア 避難指示等の対象地域
- イ 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
- ウ 避難先
- エ 避難経路（危険な経路がある場合等）
- オ 避難指示等の理由
- カ その他必要な事項（火元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先明記等）

上記のほか、市民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況を京都府総合防災情報システムへ登録することにより、府のホームページ等を通じて周知する。

3 洪水及び土砂災害が発生又はそのおそれがある場合の避難指示等の条件

(1) 高齢者等避難

- ア 洪水
 - (ア) 小畑川の大原野水位観測所の水位が避難判断水位（2.2m）に達した場合、又は小泉川の松田橋水位観測所の水位が避難判断水位（1.9m）に達した場合
 - (イ) 指定河川洪水予報により、桂川の桂水位観測所の水位が避難判断水位（3.9m）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されているとき
 - (ウ) 指定河川洪水予報により、桂川の桂水位観測所の水位が、氾濫危険水位（4.0m）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）

(エ) 桂川の危険度分布（水害リスクライン）で避難判断水位の超過に相当（赤）になった場合
 (オ) 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生した場合
 イ 土砂災害
 (ア) 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、土砂災害発生危険基準線を2時間以内に超過する見込みがあるとき、又はレベル4土砂災害危険警報が発表されたとき
 (イ) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
 ウ 洪水・土砂災害共通
 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(2) 避難指示

ア 洪水
 (ア) 小畑川の大原野水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.6m）に達した場合、又は小泉川松田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.3m）に達した場合
 (イ) 指定河川洪水予報により、桂川の桂水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.0m）に到達し、あるいは水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合
 (ウ) 桂川の桂水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.0m）に達していないものの、氾濫発生水位（4.6m）に到達することが予想される場合
 (エ) 桂川の危険度分布（水害リスクライン）で氾濫危険水位（4.0m）の超過に相当（紫）になった場合
 (オ) 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生した場合
 イ 土砂災害
 (ア) 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、土砂災害発生危険基準線を1時間以内に超過する見込みがあるとき
 (イ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
 ウ 洪水・土砂災害共通
 (ア) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 (イ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

(3) 緊急安全確保

ア 洪水
 (ア) 桂川の危険度分布（水害リスクライン）で氾濫している可能性（黒）になった場合
 (イ) 桂川の桂水位観測所の水位が氾濫発生水位（4.6m）に到達した場合
 (ウ) 堤防の決壊や越水・溢水、堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合
 イ 土砂災害
 (ア) レベル5土砂災害特別警報が発表された場合
 (イ) 土砂災害の発生が確認された場合

4 避難指示等の連絡

(1) 市長が避難指示等を行った場合

市長は、避難指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。解除する場合も、同様とする。（連絡方法は、「第2章第1節 災害情報の収集、連絡」による。）

(2) 市長以外が避難の指示を行った場合

直ちに市長に報告し、市長は（1）に準じて関係機関に連絡する。

第4節 避難誘導の実施

(本部事務局、総務班、健康福祉班)

災害発生後の延焼火災、有毒ガス等危険物質の漏洩、崖崩れ等の二次災害から住民の生命・身体等の安全を確保するための避難対策は、応急対策の中でも最も重要なものであり、市職員による適切な避難誘導を行うものとする。

しかし、火災状況や避難場所に至る周囲の被害の状況にもよるが、市職員による避難誘導が出来ない場合は、地域の自主防災組織や自治会によって自主的に最寄りの避難場所へ安全に速やかに避難するものとする。

市は、災害時には要配慮者本人の同意の有無にかかわらず、本計画に定めた避難支援等関係者に要配慮者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第1 避難のシステム

1 避難方法

- (1) 避難に当たっては、避難誘導員の指示に従うとともに実施する。
- (2) 避難に当たって地域住民は、地域内の病弱者、老幼者、障がい者、妊産婦等の要配慮者避難の支援に努める。
- (3) 地域の自主防災組織を有する住民が自主的に避難をするときは、その責任者又は避難誘導要員との連絡を密にしながら安全、確実に避難する。
- (4) 市は、避難道路及び救急車、消防車等の通行を確保するため、警察官等の協力により自動車による避難を規制するよう努める。

2 避難者の誘導方法及び輸送方法

避難誘導員は、次の事項に留意して避難誘導する。

- (1) 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険箇所があるときは、明確に表示しておく。特に重要な箇所には、誘導員を配置し避難中の事故防止に努める。
- (3) 夜間にあつては、照明具携行の誘導を行う。
- (4) 必要に応じ誘導ロープ等により安全を確保する。
- (5) 誘導員は、出発、到着の際人員点検を行う。
- (6) 避難開始とともに現場警戒区域を設け危険防止、その他警戒連絡を行う。
- (7) 原則として車両は使用しない。
- (8) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び傷病者を優先して行う。

3 学校、病院、社会福祉施設等の避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者等の避難が必要な場合、あらかじめ各施設において定めた計画に基づき、避難誘導する。

4 避難の準備

市は、避難の準備については、次の点を周知する。

- (1) 車両による避難は、原則として禁止する。

- (2) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (3) 会社及び工場にあっては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス機器等の安全措置を講ずる。
- (4) 市民は、日頃から次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は15kg、女性は10kgまでを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようにリュックサックに入れ、避難時に探さなくても良いようにしておく。
 - ア 貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書、証明書等）
 - イ 食料品等（水、乾パン、缶詰、ラーメン、高齢者や乳幼児のための食品等）
 - ウ 応急医療品
 - エ 衣類（肌着、防寒着、雨具等）
 - オ その他（ラジオ、懐中電灯等）

5 避難順位及び携帯品の制限

- (1) 避難順位
 - 緊急避難の必要がある地域から行うこととし、通常の場合は次の順位による。
 - ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び支援者
 - イ 一般市民
 - ウ 防災義務者
- (2) 携帯品の制限
 - 安全に避難するために、過重な携帯品は除外するよう指導する。

6 要配慮者への支援

- 高齢者、障がい者、乳幼児及び日本語を解せない外国人等の要配慮者が、確実に避難できるよう、次の対策を講ずる。
- (1) 家族及び地域で協力し、避難所へ避難する。
 - (2) 避難所での集団生活が困難とされた人は、福祉避難所へ搬送する。
 - (3) 日本語を解せない外国人
 - 様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
 - (4) 市民相互の支援
 - 市民は、地域の要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第2 市街地大火災時の広域避難

1 広域避難場所への誘導

市街地大火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務班、健康福祉班を始め各班が、火災の輻射熱から市民の安全を確保するために、基本的に次の方針で広域避難場所に誘導する。

この場合、幅員の広い避難路を利用し、警察官や自主防災組織と連携を取りながら避難途中の安全を確保する。

- (1) 市北部の地区においては、光明寺及び西山公園一帯へ誘導する。
- (2) 市中部の地区においては、長岡公園及び長岡天満宮一帯へ誘導する。

- (3) 市東部の地区においては、長岡第八小学校、長岡第三中学校及び恵解山古墳へ誘導する。
- (4) 市西部の地区においては、西代里山公園一帯へ誘導する。

2 広域避難場所の運営

- (1) 総務班は、避難誘導員及び避難所から避難してきた自主防災組織等の地域住民と協議し、協力して広域避難場所の運営を行う。
- (2) 広域避難場所は、市街地大火災等による輻射熱からの避難を目的として開設するものであり、危険性が無くなった避難住民から順次、各々の指定避難所等へ戻るまでの一時的な避難場所である。
- (3) 一時的にせよ屋外で避難生活を送る必要が生じるため、健康福祉班は、「第6章 第2節 避難所の開設」に準じて運営に当たるほか、次の措置を講ずる。

- ア 要配慮者を優先的に利用可能施設に移す。
- イ 自衛隊へ要請し屋外にテントを設営する。
- ウ 民間業者からのテントの借上げ等を行う。

3 近隣市町への避難の受入れ要請

市街地大火災等により、避難所となるべき施設の多くが被災し、市内で避難者を受入れできないときは、直ちに市外の避難所を確保するために、本部事務局は近隣市町等に避難者の受入れを要請する。

第5節 避難所の開設

(本部事務局、各班)

災害又はそれによる二次災害の危険性等により、市長が避難指示等を行ったとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに指定避難所を開設し、避難者を受入るものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

[災害応急対策の分担]

項目	実施担当	実施内容
避難所の開設	本部	○避難所開設の決定をする ○避難所管理責任者及び管理職員を派遣する

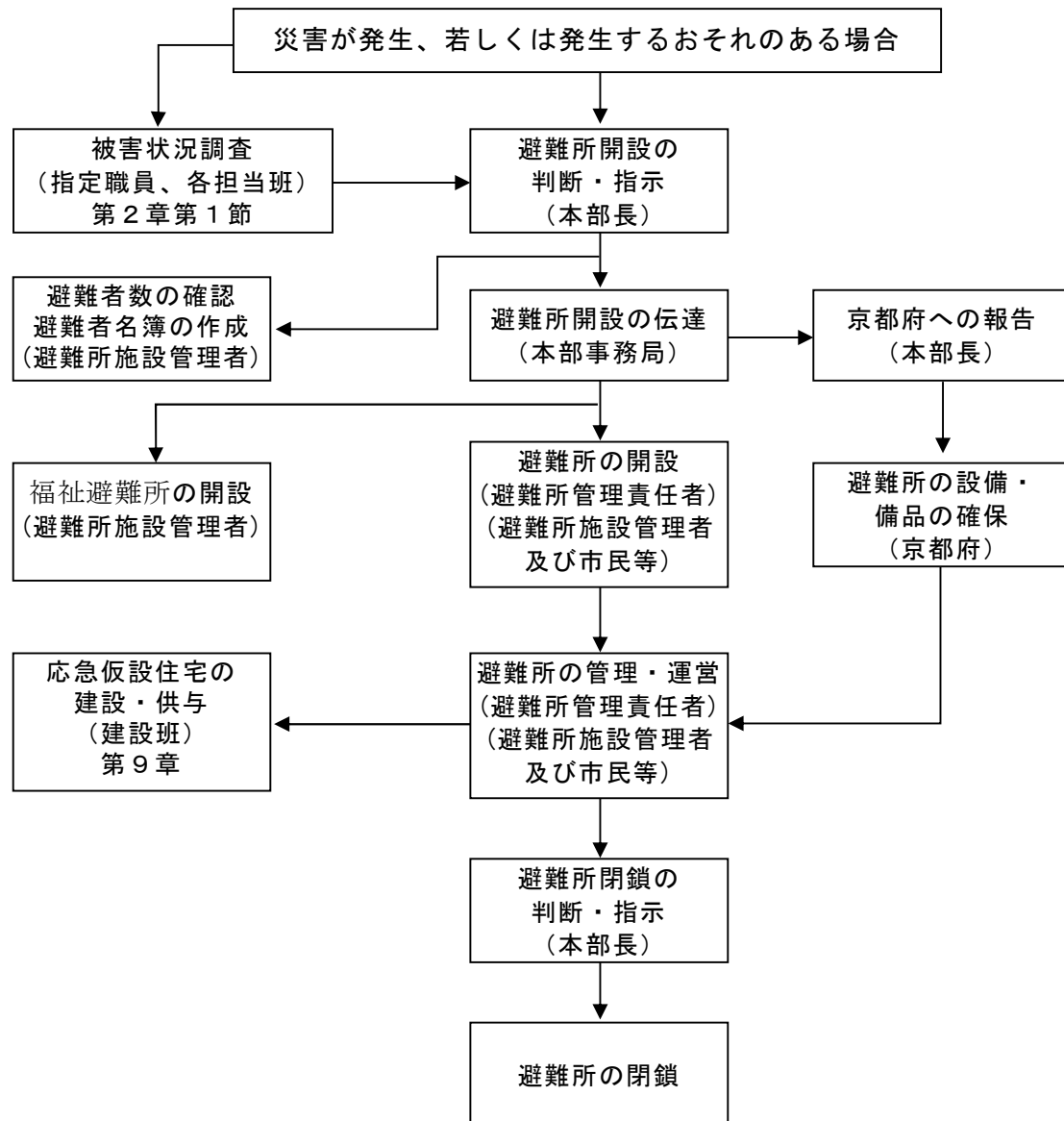
		○避難所管理責任者が避難所の開設をする
避難所の管理運営	総務班	○避難所の管理責任を持つ
	避難所管理責任者	○避難所の管理運営をする ○施設管理者が兼務することができる
	管理職員	○避難所管理責任者の指示に基づき管理運営を補佐する ○施設職員が兼務することができる
	施設管理者	○避難所の管理運営に協力し避難者の保護に当たる ○施設機能の部分回復に努める
	避難者・自主防災組織	○避難所の運営をする ○安否確認情報の提供に努める ○ペットの保管をする
	ボランティア	○避難所の運営を補助する
	各班	○本部及び避難所管理責任者の指示により避難者援助対策をする
避難所の閉鎖	本部	○避難所閉鎖の決定をする
	避難所管理責任者	○避難所管理責任者は避難者・自主防災組織・ボランティアに閉鎖を伝え、片付けをする ○避難者を退去させる

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 市は、市民へ指定避難所の周知を図る。
- 市は、各避難所に必要な食料品、生活必需品、管理用備品等の備蓄に努める。
- 市は、各避難所共通の避難所管理運営マニュアルを作成する。
- 市は、指定管理者と避難所等としての利用に関して協定書を締結する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 実施責任

災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

- 1 市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。この場合の報告事項は、概ね次のとおりで、とりあえず電話等で報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び受入人員
- (3) 開設期間の見込み

第2 避難所の開設^x

^x 資料4-4 避難所（一般）一覧表

1 避難所の開設基準

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、指定避難所全て又は一部を開設するものとするが、災害救助法を適用する場合は同法により、同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じるものとする。

また、風水害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるために、避難所を限定し、避難所を開設する。

2 受入対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- (3) 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設方法

(1) 指定避難所

ア 災害対策本部長の命を受けて、あらかじめ定められた避難所管理責任者及び管理職員が避難所に参集し避難所管理責任者が開設するものとする。ただし、施設管理者の承諾を要しないものとする。

イ 施設管理者は、開設前に避難者が受入を求めた場合は、避難所を開設し災害対策本部長に避難所管理責任者及び管理職員の派遣を要請する。

ウ 夜間・休日等施設管理者が不在の場合に災害が発生した場合は、あらかじめ指定避難所の合鍵を管理している市が、直ちに指定避難所に出向き、開鍵する。

(2) 臨時避難所

ア 指定された避難所だけでは避難者を受入するのに不足する場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対して施設の提供を要請し、臨時避難所とすることができる。

イ 避難所管理責任者及び管理職員が不足する場合は、他の班からの派遣又は施設管理者へ要請を行い派遣する。

ウ 市役所庁舎及び消防庁舎については、防災中枢拠点であるため臨時避難所としないことを原則とする。

第3 避難所の管理運営

1 管理運営の方針

(1) 市は、各避難所において適切な管理運営を行う。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市や自治会等との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 避難所ごとに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、府及び国等

への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。また、在宅での避難者については、高齢者、障がい者等多様な特性を持つと想定されることから、民生児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等が平常時から把握している情報を活用する等の協力を得て、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努める。

- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」(京都府生活衛生課作成)に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

- (4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるとともに、多様な性についても留意する。
- (5) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (6) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
- (7) 市は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。また、在宅避難を行う避難者数や食料等の必要な物資数を集約するため、デジタル技術の活用を行うものとする。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

2 避難所の運営における役割

- (1) 避難所の管理責任者
あらかじめ定められた避難所管理運営マニュアルに基づき管理運営を行う。
- (2) 避難所の管理職員
避難所管理責任者の指示に基づき管理運営を補佐する。
- (3) 施設管理者
施設の避難所利用に対してアドバイスするほか、避難所運営について協力する。
- (4) 運営主体
避難所の運営は、当初は避難所管理責任者が中心となり行うが、避難所の開設が長期にわたると予想される場合等は、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営されるように努める。
- (5) ボランティア
避難所管理責任者や自主防災組織等と協議しながら避難所運営を補助する。

3 避難者名簿等の整備^Y

避難所には、次の書類、帳簿を整備し、保存しておく。

- (1) 避難者名簿（家族単位で作成）
- (2) 救助実施記録日計表
- (3) 避難所用物資受払簿
- (4) 避難所設置及び受入状況
- (5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

4 避難所の機能

避難所は、避難者を受入する機能のほか、災害により都市機能が麻痺した住民生活を支援するため、地域防災拠点として次の機能を持たせる。

- (1) 水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点

^Y 資料9-17 避難者名簿

資料9-18 救助実施記録日計表

資料9-19 救助の種目別物資受払状況

資料9-20 避難所設置及び受入状況

- (2) 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療、要配慮者の発見）
- (3) 情報提供と収集の拠点（インターネット等による情報提供と収集、掲示板の設置、広報紙の配付）
- (4) ペットの受入と情報の提供

5 避難所の運営マニュアル

避難所管理運営マニュアルは、次の基本方針に基づいて定めた。ただし、地域の実情や災害の状況によって適宜見直す。

(1) 配備体制

- ア 「第1章第1節 災害対策本部の設置と活動体制」の配備基準に基づき、管理職員は避難所の配備につく。
- イ 災害対策本部長の避難所開設の決定は、班長を通じ避難所管理責任者に伝達する。
- ウ 避難所管理責任者は、直ちに避難所に直行し、施設管理者等に連絡をとる。
- エ 避難所管理責任者は、配備状況について班長に状況報告する。

(2) 避難者の受入れ準備

- ア 避難所での避難場所を確保する。
- イ 避難場所の備品を集約し、又は片付け、毛布等が敷けるようにする。
- ウ 避難者を避難場所に誘導、案内する。
- エ 毛布、マット等を配付する。
- オ 避難所、トイレ、電話等使用案内を明示する。
- カ 災害用マンホールトイレを設置する。

(3) 避難者の世話

- ア 備蓄品の点検を行う。
- イ 不足する食料・飲料水及び生活必需品の調達を手配する。
- ウ 食料・飲料水及び生活必需品の配給は、要配慮者を優先する。
- エ 避難所内の要配慮者の把握に努め、支援の必要な場合は、担当班への要請・連絡を行う。
- オ 避難所内のマスコミ取材は、避難者の生活の妨げにならないよう協力を求める。

(4) 避難所の管理

- ア 避難所の管理運営には、避難者名簿が重要であるため、その作成・管理には正確を期す。入退所のチェックは、1日1回実施する。
 - (ア) 「入退所届」を配付、回収する。（記入は世帯単位とする。）
 - (イ) 回収した「入退所届」は、町別、地番・番地順に整理し避難者名簿に記入し、加除整理しやすいよう、パソコンに入力する。
 - (ウ) 1日1回定められた時間に、避難者数等について班長を通じ、災害対策本部に報告する。
 - (エ) 避難者が退所する場合は、確実に届けるよう指導する。
 - (オ) 避難所開設後は、日々避難所日誌を作成し主な出来事や、外部からの救助・援助に係る事項を記録する。

イ 避難所の運営

- (ア) 避難所内において避難者への連絡・呼出しを行う場合は、館内のマイク放送を利用し、運営に支障のある場合は伝言板やメモ等を利用する。なお、夜間のマイク使用は控える。
- (イ) 避難所の開設が長期に及び、かつ避難者が多数に上る場合は、避難者の位置図を作成し、面会や事務連絡に活用する。
- (ウ) 食料・飲料水及び生活必需品の配付は、確実に避難者に届くように配慮する。そのため、避難者の中から世話人を選出してもらったり、当番制にする等の体制を取り、物資の配付等について協力を依頼する。
- (エ) 身の回りの清掃は、できるだけ避難者自身が行い、共用部分やトイレ等の清掃は、当番制で行うよう指導する。
- (オ) 避難者の不安解消と秩序維持のため、避難所内に臨時相談所を開設したり、的確な情報提供に努める。

第4 避難所の環境保護

次のとおり、避難所の環境及び避難者の健康管理等を適切に行う。また、保健所に設置される保健医療福祉調整地域本部と密接に連携を行い、避難者の健康管理や福祉的ニーズの把握及びそれらへの対応等について、保健医療福祉活動チーム等による支援が円滑に受けることができるよう努める。さらに、保健活動に関する情報収集や、被災者の健康管理のために必要なスタッフの確保等のため、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用する。

1 避難者情報の管理

- (1) 避難者情報は、災害応急対策活動、また避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、班長が統括管理する。
- (2) 各班が、対策実施に当たって避難者情報が必要な場合は、総務班長に調査の実施協力を要請する。
- (3) 各避難所内における避難者情報の管理は、小グループの管理又は一元管理など各避難所の状況に応じて決定する。

2 要配慮者への対応

- (1) 要配慮者の把握と受入

ア 避難所管理責任者は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て避難所に避難した者の健康状態等を調査し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の把握に努める。

イ 避難所管理責任者は、要配慮者に対し生活必需品や避難所に配慮をするとともに、必要に応じて介護施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるようにする。

- (2) 福祉避難所への受け入れ

上記避難者情報で、避難所では生活を行うことが困難で、かつ高度介護が必要と認める要配慮者を確認した場合、避難所派遣の要配慮者相談窓口担当者は、福祉避難所としてあらかじめ定めた施設の状況を確認し、受け入れ手続きを開始する。

3 医療・保健体制

- (1) 医療救護コーディネーターは、避難所に受入されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。
- (2) 健康福祉班は、避難者の健康管理に当たるため、避難所生活が長期になる場合、又は必要に応じて、避難所に保健師・看護師を派遣する。
- (3) 専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉士、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。
- (4) 健康福祉班は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる場合、又は必要と認められたときは、心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うよう要請する。
- (5) 避難者の心のケアを実施する環境は非常に重要であるため、相談室、医務室、交流できる場（サロン）を設置する。また、サロンづくりは、地域の人やボランティアなどの運営により各種イベントなどを開催し、交流の和を広げる。

4 避難生活の長期化への対応

- (1) 生活機器等の確保
 避難生活が3日以上長期となる場合は、応急物資以外に、次のような生活機器を調達し、避難者の生活を援護する。
 - ア 衣類（冬季の上着）
 - イ 洗濯機、乾燥機
 - ウ テレビ
 - エ 掃除機
 - オ 冷暖房設備
 - カ 冷凍庫、炊事設備
- (2) 入浴支援
 避難生活の長期化に対応して、建設班や府に設置作業を要請し、避難所内にシャワー設備を設置するとともに、公園等の場所において仮設浴場を設置する。また、自衛隊による仮設風呂の協力だけでなく、市内及び近郊の入浴施設が利用できるように協定などを結んでおく。
- (3) 洗濯支援
 避難生活の長期化に対応して、井戸水等の雑用水を活用して仮設洗濯場を設ける。施設の設置に当たっては、建設班や府に設置作業を要請する。
 運用にあたっては、特に女性の洗濯や物干し場などに配慮するなど、避難所において合意のもと一定のルールづくりが必要である。

5 プライバシー保護

- (1) 間仕切りの導入

避難者のプライバシー保護のため、避難所に世帯間を仕切るパネルを導入する等の配慮をする。

(2) 受入人数の適正化

プライバシー保護やトラブルの原因除去などを考慮し、受入人数の適正化に努める。

第5 ペットの受入対策

災害により、被災放置されたペットや避難所に避難者が連れて避難したペットの対策について定める。

- 1 市は、府が設置する動物救護対策本部（府生活衛生課）及び支部（保健所）に対し、次の事項について要請するとともに、必要な連携、協力を行う。また、獣医師会や動物愛護団体等からの協力が得られるよう努める。

(1) 放浪している動物の保護及び収容

(2) 負傷や病気の動物の治療及び収容

(3) 飼い主が飼養困難な動物の一時預かり

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報収集

(5) 飼養されている動物への餌の配布

(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集や提供

(7) 特定動物逃走時の、人への危害防止措置

(8) 家庭動物に関する相談窓口の設置

- 2 市は、動物救護対策本部（府生活衛生課）及び支部（保健所）に対し、避難所におけるペットの状況等、必要に応じて情報を提供する。

- 3 避難所管理責任者は、必要に応じて避難所に避難者が連れて避難したペットの受入・保管場所を確保するものとし、その世話は、原則、避難者自らが行うものとする。

- 4 避難所管理責任者は、ペットの情報交換の場として、避難所の掲示板の一面を提供するよう努める。

第6 新型インフルエンザ等感染者発生時における対応

- 1 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。

- 2 市は、全庁的な連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

- 4 市は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、全庁的に連携し、避難所運営者及び避難支援者と情報共有する。

第7 避難所の閉鎖

- 1 避難所管理責任者は、避難指示等が解除になり、避難所開設の必要性がなくなった場合等、災害対策本部から閉鎖の指示があった場合は、その旨を避難者に伝え、速やかに帰宅させる。
- 2 避難者が自宅から持参したもの、及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く。）は避難者が各自持ち帰るよう指導する。
- 3 避難者が退去した後管理職員は、自主防災組織やボランティアの協力を得ながら物品等の片付けを行い、避難所を元の状態に戻す。
- 4 避難所管理責任者は、備蓄品の残量を確認の上、文書により班長に報告する。
- 5 避難所管理責任者は、施設管理者に閉鎖完了の報告し、持ち場を離れる。

第6節 広域避難

第1 府内における広域避難

- 1 市は、市内の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- 2 市は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。
- 3 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。なお、本市が協議を受けた場合も同様とする。

第2 府外における広域避難

- 1 市は、市内の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。
- 2 府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。なお、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

市は、他の都道府県から居住者等の受入れについて、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 緊急を要する場合の府外における広域避難等

- 1 市は、市内の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。報告を受けた府は、内閣総理大臣に報告する。
- 2 市は、他の都道府県の市町村からの避難の受け入れについて府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第5 居住者等に対する情報提供と支援

- 1 市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 広域一時滞在

第1 他市町村への広域一時滞在

1 京都府内の他市町村への協議

- (1) 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府内の他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- (2) 市は、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。
- (3) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供する。

2 京都府外の他市町村への協議

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を保護するため、京都府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

3 避難の方法

(1) 市長は、原則として避難者を搬送するものとするが、その能力を失っている場合は、避難者の搬送も併せて受入れ先市町村に要請する。

(2) 道路寸断等により陸路で搬送できない場合は、空路で搬送できる機関に要請する。

第2 他市町村からの広域一時滞在

市は、京都府内の他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けたとき、又は京都府から京都府外の市町村の被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第3 被災住民に対する情報提供と支援

- 1 市は、広域一時滞在接受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在接受している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域一時滞在接受入れた市町村は、本市と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。また、本市において広域一時滞在接受入れた場合も同様とする。

第8節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、伝言板・ボランティアの活用、テレビ・ラジオ・仮設電話の確保、災害時の伝言ダイヤルの利用を促進するほか、壁新聞など紙媒体でも情報提供を行い、適切に情報提供がなされるよう努め、いつの情報であるかが分かるように、日時を明記し、古い情報も活用できるように整理を行う。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請するとともに、協定等も活用し通信環境を確保する。

第9節 駅における避難計画

大駅においては、浸水や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 活動体制

市は、災害が発生した場合に、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

第2 駅利用者の避難誘導等

1 市の活動

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2 鉄道事業者の避難誘導活動

- (1) 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第10節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとする健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

第7章 二次災害の防止活動

第1節 水害、土砂災害対策

(建設班、調達環境班)

〔災害応急対策の分担〕

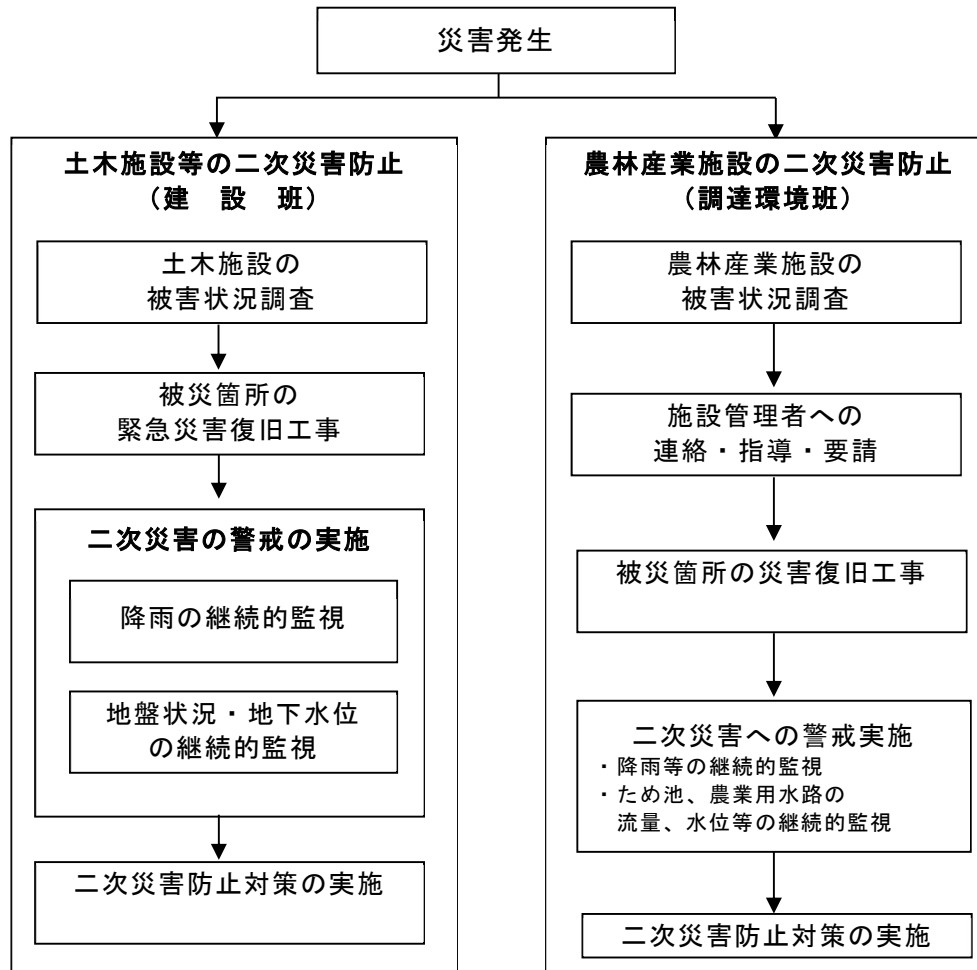
項目	実施担当	実施内容
土木施設等の二次災害防止	建設班	○土木施設等の被災状況調査を実施する ○二次災害防止活動のための関係機関との調整を行う ○水防活動及び応急復旧工事を実施する ○降雨、河川流量・水位等の監視活動を実施する
農林産業施設の二次災害防止	調達環境班	○農林産業施設の被災状況調査を実施する ○施設管理者への連絡・指導・要請をする ○応急復旧工事及び水防活動を実施する ○ため池、農業用水路等の流入、水位等の監視活動を実施する ○特に警戒を要するため池等を重点的に巡回点検を実施する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 堤防、ため池等の被害箇所の動向を把握し、二次災害防止に必要な措置を行うよう、管理者を指導する。
- がけ地等、二次災害が予想される箇所を事前に検討し、迅速な被災状況調査体制を確立する。
- 二次災害防止対策について、関係機関との事前調整を行う。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 土木施設等の応急復旧対策（建設班）

1 被災状況調査の実施

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な点検・現地調査等を行い、被災状況等を的確に把握する。

2 応急復旧工事の実施

被災箇所については、災害の拡大を防止するための水防活動及び応急復旧工事を実施する。

3 二次災害に対する警戒

- （1）二次災害の発災時期や対策検討等の判断資料とするため、降雨の継続的な監視を行う。
- （2）河川の流量、水位等について、適切な位置で継続監視を行う。
- （3）がけ地、道路等において二次災害が予想される箇所については、パトロール体制をとる。
- （4）豪雨等の災害により、宅地（擁壁、法面を含む）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士により宅地の危険度判定を実施し、居住者等に注意を喚起する。

4 二次災害防止対策

二次災害が予想される場合は、関係機関と十分調整の上、適切な防止対策を実施する。

第2 農林産業施設の応急復旧対策（調達環境班）

二次災害を未然に防止するための監視体制を強化して、パトロール体制、連絡体制、現地指導等を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な点検・現地調査等を行い、被災状況等を的確に把握する。
- 2 施設管理者への連絡・指導・要請

ため池、農業用水路等の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び要請をする。
- 3 応急復旧工事の実施

被災箇所については、被害の拡大を防止するための応急復旧工事及び水防活動を実施する。
- 4 二次災害に対する警戒
 - （1）二次災害の発生時期や対策検討等の判断資料とするため、降雨等の継続的な監視を行う。
 - （2）ため池、農業用水路等の流量、水位について適切な位置で継続監視を行う。
 - （3）付近に人家、道路等公共施設があるため池等において、貯水量、堤高、流域からみて、特に警戒を要するため池等を重点的に巡回点検する。

- (4) 堤体等に危険な漏水がないか、ため池堤体に異常の兆候がないか等、貯水時の安全性を確認する。なお、取水施設や洪水吐等の構造物にひび割れや亀裂等の損傷が生じている場合は減水等の措置をとるものとする。
- (5) ため池等の決壊の危険等が生じた時は下流域への通報、避難指示等を実施する。
- (6) ため池管理者等からの通報に対しては、その都度対応する。

5 二次災害防止対策

二次災害が予想される場合は、関係団体、関係機関等と十分調整のうえ、適切な防止対策を実施する。

第8章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(総務班)

「震災対策編第3編第13章 観光客保護・帰宅困難者対策計画」を準用する。

第9章 飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動

災害時における飲料水、食料及び毛布等生活必需品の確保は、住民の生命を維持する上で極めて重要である。備蓄量には限界があり、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用したプッシュ型・プル型支援の受入れ等により、速やかな調達による必要量の供給・分配を行えるよう活動する。

第1節 飲料水供給計画

(本部事務局、調達環境班、上下水道班)

飲料水は、生命の維持にとって最も重要といえるものである。突発的な災害により水道施設等が破損し、又は、汚染されたために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、応急給水活動を行う。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は同法の定めるところによる。

〔災害応急対策の分担〕

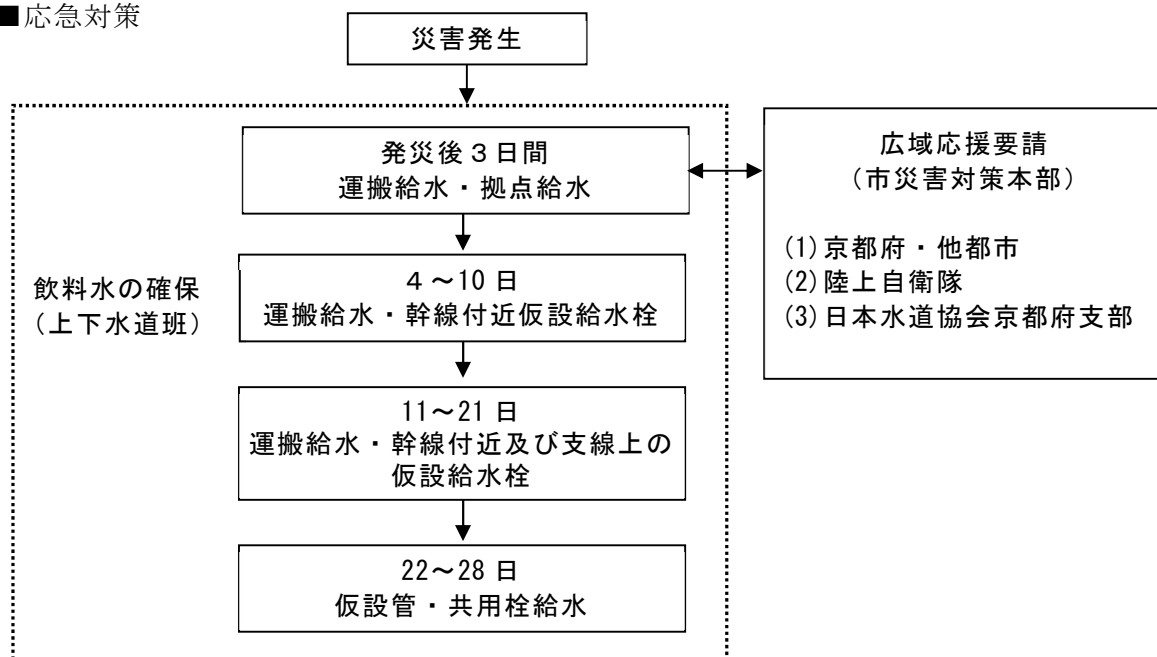
項目	実施担当	実施内容
応急給水	上下水道班	○給水車、仮設給水栓及び非常用備蓄水等による応急給水を実施する
応援要請	市災害対策本部	○府に対して他都市への広域応援を要請する ○府を通じて自衛隊への応援を要請する ○日本水道協会京都府支部への応援を要請する ○市民・ボランティアに対して応急給水の運搬の協力を要請する
広報活動	市災害対策本部	応急給水状況、復旧状況、仮設給水栓の設置状況等の情報を市民に広報する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 応急給水に必要な資機材の備蓄を進めるとともに、材料メーカー・指定給水装置工事事業者等の調達先との調整を実施する。
- 簡易水質検査機器の整備を図り、あわせて消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の備蓄も行う。
- 市は、平時より、家庭や事業所に最低3日程度の飲料水の備蓄を呼びかけておく。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 応急給水計画

1 基本方針

災害により上水道の給水が停止となった場合及び停止に備えて、上下水道班は、ここに掲げる応急給水計画に基づき飲料水の確保を行う。

- (1) 管路の応急復旧の目標を災害後4週間以内とし、その間応急給水を実施する。
- (2) 応急給水は、給水車、仮設給水栓、非常用備蓄水等により行う。
- (3) 運搬は、他市町及び自衛隊への応援要請、市民・ボランティアの協力により行う。

2 目標水量

給水目標水量は、水道施設の復旧の状態にあわせて、次表のとおり順次増加させていくものとする。

表・応急9-1-1 応急給水の目標水量

災害発生からの日数	目標水量	備考
災害発生～3日まで	3リットル／人・日	生命維持の最小限必要量
4日～10日まで	20リットル／人・日	調理・洗面等最低限生活に必要な水量
11日～21日まで	100リットル／人・日	最低限の浴用、洗濯に必要な水量
22日～完全復旧まで	250リットル／人・日	概ね被災前給水量

3 給水方法

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市庁舎等の拠点給水とし、必要に応じ要所に給水用水槽を設置する。

(2) 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民等が行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(3) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等とも協力して広報に努める。

(4) 給水方法

ア 災害発生～3日までは、飲料水の確保を目標として、配水池等に確保された水を給水車等による運搬給水や配水池等での拠点給水を行う。

イ 4日～10日までは、飲料水及び生活用水の一部の確保を目標として、給水車等による運搬給水に加えて、幹線付近での仮設給水栓の設置を行う。

ウ 11日～21日までは、生活用水の確保を目標として、給水車等による運搬給水と、幹線付近での仮設給水栓を設置し、更に支線上に仮設給水栓を設置し運搬距離の短縮を行う。

エ 22日～28日までは、被災前の給水量を目標として、更に運搬距離を短縮するため、仮設管からの各戸給水や共用栓による給水を行う。

4 水量の確保

(1) 配水池、浄水場を給水拠点施設として、水量の確保を行う。

(2) 市内各給水系統の相互融通を進め、効率的な給水を進める。

(3) 隣接市町の配水管との接続を図り、相互応援給水体制を進める。

第2 応援要請

1 他市町、日本水道協会京都府支部への応援要請は、市災害対策本部を通じて行う。

2 自衛隊への応援要請は、市災害対策本部を通じて行う。

第3 情報提供

応急給水状況、復旧状況、仮設給水栓の設置場所等の情報を市災害対策本部に提供する。

第4 資機材の備蓄・調達

1 災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材の分散備蓄を進める。

2 備蓄場所は、市内数箇所とする。

3 被災時に必要なすべての資機材を備蓄することは不可能なので、材料メーカー・指定給水装置工事事業者・他市町から調達が容易となるようにする。

第5 市における対策

1 災害発生体制

災害発生時に備え、次の事項について、あらかじめその体制を立てる。

(1) 水道施設関係

- ア 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。
- イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、又は配水他の満水に留意し、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
- ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。
- オ 指定給水装置工事事業者の応援の対策を立てる。

(2) その他

- ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。
- イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。
- ウ 飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。
- エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

2 発生時対策措置

(1) 水道施設関係

- ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。
 なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。
- イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

(2) その他（飲用井戸関係）

- ア 被害地において、水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用は利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。
- イ 井戸替え及び消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg/リットル以上検出されるようにする。
- ウ 生水は避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

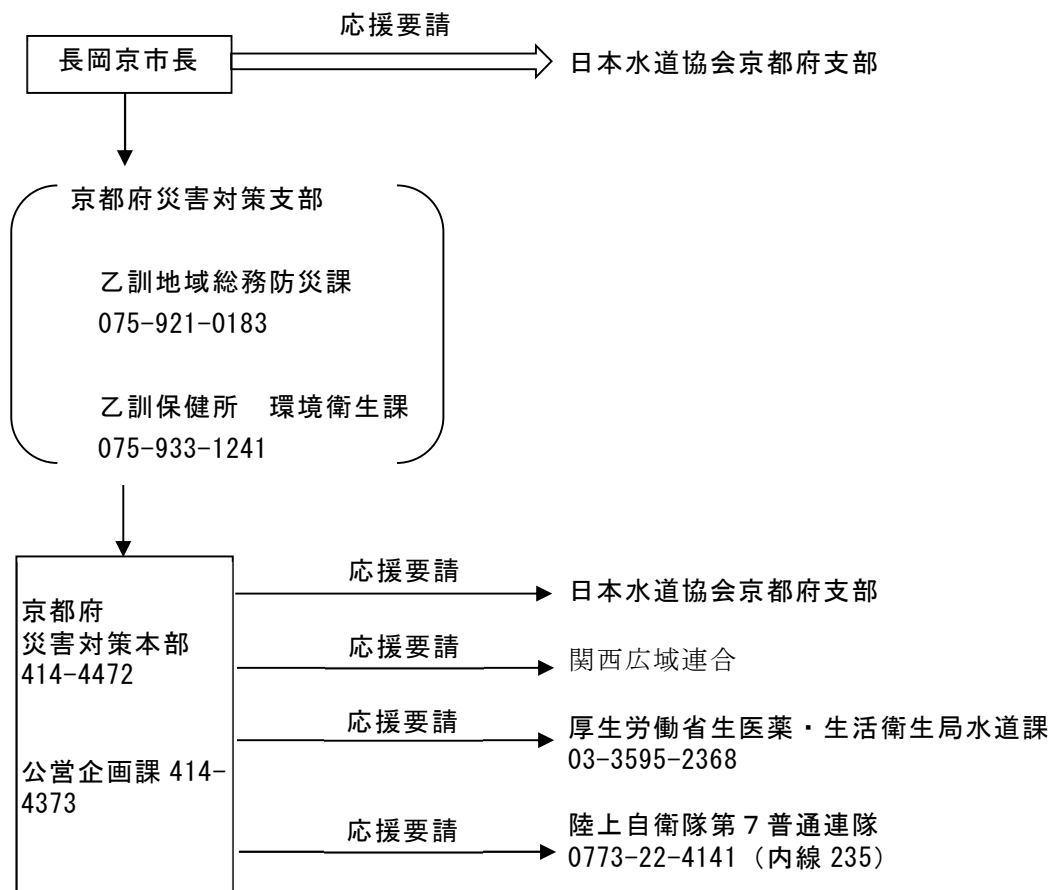
表・応急9-1-3 井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

井戸の口径 水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4 g	9 g	16 g	25 g
1.0m	8 g	18 g	32 g	50 g
1.5m	12 g	27 g	48 g	74 g
2.0m	16 g	36 g	63 g	99 g
2.5m	20 g	45 g	79 g	123 g
3.0m	24 g	54 g	95 g	148 g
3.5m	28 g	63 g	110 g	172 g
4.0m	32 g	71 g	126 g	197 g
4.5m	36 g	80 g	145 g	221 g
5.0m	40 g	89 g	157 g	246 g

注1 水質の状況により注入率を増やすときは上表より算出する。

2 実際に当たっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決めること。

図・応急9-1-1 給水の連絡系統



第2節 食料供給計画

(総務班、調達環境班)

災害により食料を失った被災者のため、備蓄食料の配給、炊出し業者手配等を行う。なお、災害規模が著しく大きく地元の業者からの調達が困難な場合には、知事に調達の要請を行い、被災者に対して速やかな食料供給ができるよう、調達・供給その他の事項を定める。

[災害応急対策の分担]

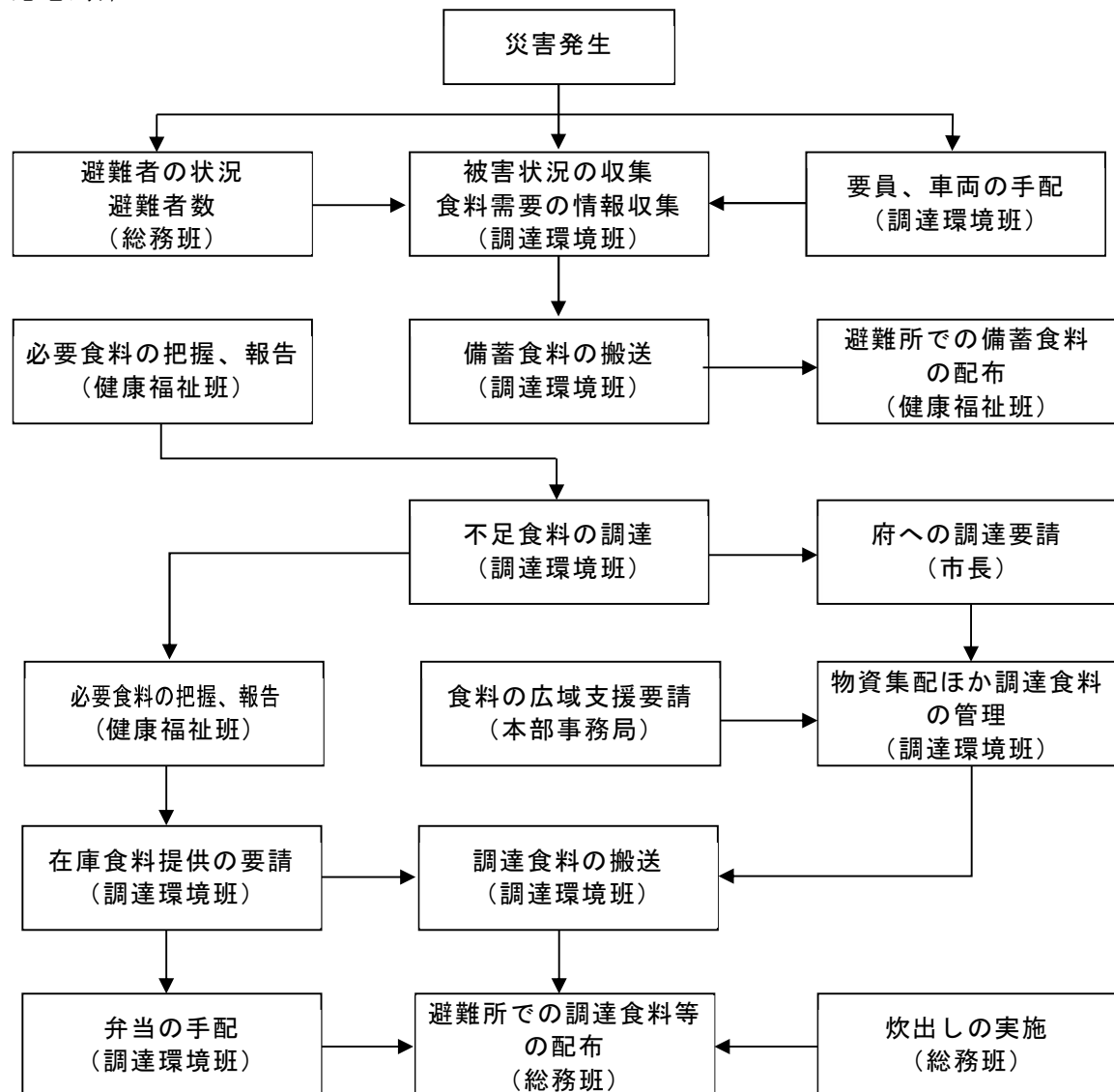
項目	実施担当	実施内容
食料供給の要請	総務班	○救援食料品の要請 ○救援食料の要請に関する庶務 ○要員、車両の要請
食料の調達	調達環境班	○非常用食料の備蓄及び管理 ○食料の調達、集積拠点までの搬送指導 ○集積拠点から各避難所までの食料の搬送
食料の配布	総務班	○各避難所における食料の配布 ○必要食料の把握及び報告
食料の備蓄	市民、事業者	○発災後3日分程度の非常持ち出し食料の備蓄 ○食料の配布
炊出し	自主防災組織 地域住民	○炊出しの実施
食料の提供	販売業者等	○在庫食料の提供 ○食料の調達に関する協力 ○営業の早期再開
食料の搬送	輸送業者等	○食料の搬送に関する協力

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 市民及び事業所は、発災後3日分程度の食料を備蓄する。
- 市災害対策本部は、食料調達が困難な発災後1日分程度の非常用食料を備蓄する。
- 販売業者等と食料調達協力に関する協定を締結する。
- 輸送業者等と食料搬送に関する協定を締結する。
- 弁当については、弁当配給業者と調達に関する協定を締結する。
- 市は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために物資集配予定地をあらかじめ定める。
- 被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女の違いに配慮するものとする。
- 調達環境班は、避難所における食品衛生ガイドライン（平成26年京都府生活衛生課）を参考に食中毒を発生させないことを原則とし、食料の調達、搬送及び管理の手順を計画する。
- 総務班は、避難所における食品衛生ガイドライン（平成26年京都府生活衛生課）を参考に食中毒を発生させないことを原則とし、食料の配布の手順を計画する。
- 食料の受け取りに関する方法を市民に周知させる。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 食料の供給計画

被災者の生活を維持するため必要な食料を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行えるよう活動する。被災時における被災者及び救助作業者等に対する食料の供給は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

実施責任機関	対象者	備考
市長	被災者（被災者になるおそれのあるものを含む）	・災害救助法が適用された場合は、知事が市長に委任する ・特殊な災害（ガス施設の爆発、列車の転覆等）の発生に伴う被災者への供給は市長と災害発生機関が協議する
作業実施機関、災害発生機関又は市長	災害救助従事者	

2 食料供給対象者

- (1) 避難所、救護所等に受入されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 災害時の食料備蓄、調達の方針

発災後3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があり、また、非常食や支援物資食品の摂取継続等による栄養過多が発生する可能性がある。これらのことから、災害発生後の食料を次のとおり調達・提供する。

- (1) 災害発生直後の概ね24時間以内は、主食を中心に市が備蓄している非常用食料を供給するとともに、府が備蓄している非常用食料の提供を受けて供給する。また、パンやおにぎり等すぐに供給可能な食品の調達を行う。
- (2) 災害発生後、国からの支援等による安定的な食料供給体制が整うまでの概ね72時間は、市内事業者からの調達ほか、民間事業者と締結した協定により流通在庫食料を調達する。
- (3) 卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、応急対策用食料品の確保に努め、必要に応じて、府知事に対し応急対策用食料品の調達又はあつ旋を要請する。
- (4) 避難所において、自主防災組織を中心とする炊出しを実施する体制を整備する。
- (5) 災害発生後、食料供給体制が整うまでの間は、他の市町村等に対しても、計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- (6) あらかじめ協定等を締結した民間事業者等に対して依頼し、可能な限り早い段階で、弁当等の衛生的で安定した食事を供給する。
- (7) 食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
- (8) 避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。
- (9) 市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階において、炊出しの実施を検討する。
- (10) 栄養士等の専門的知識による栄養管理体制や要配慮者への適切な食事提供体制となるべく早期に構築する。

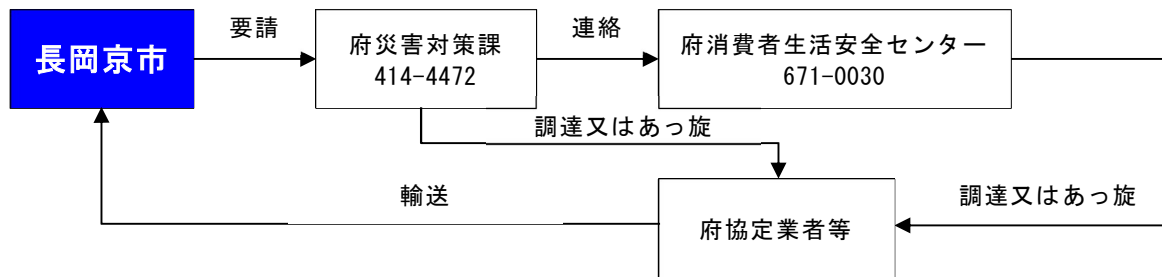
表・応急9-2-1 食料確保の方法

確保の方法	食 料 の 内 容
備 蓄	非常食等
調 達	パン、おにぎり、お茶等、弁当、育児用粉ミルク等

表・応急9-2-2 京都府内の炊飯センター

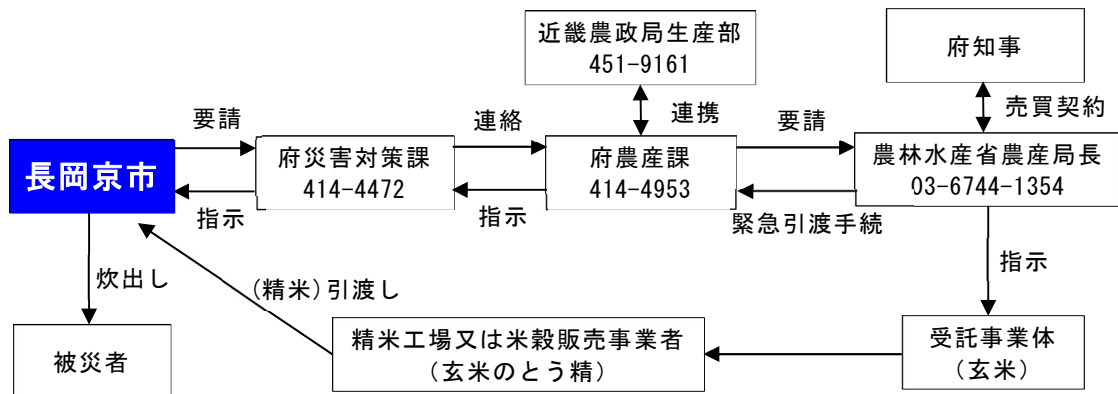
名 称	所 在 地	電話番号
株式会社煌（きらめき）	長岡京市神足芦原12-1	075-953-0017
三彩食品	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町25-3	075-661-3081

図・応急9-2-1 応急対策用食料品の調達又はあっせんルート



- 注1 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請はすべて府災害対策支部（山城広域振興局乙訓地域総務防災課：921-0183）を通じ府災害対策本部あて行うものとする。
- 注2 必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあっ旋することがある。

図・応急9-2-3 政府所有米穀の調達ルート



- 注1 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請は府災害対策本部あて行うものとする。
- 注2 市は、府に連絡がつかない場合、農林水産省農産局に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市は府に要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

4 災害時の食料調達の業務

調達環境班は、食料の調達等に関して、次の業務を行う。

- (1) 災害発生直後の食料調達（パン、おにぎり、お茶等）
- (2) 調達業者との連絡調整に関すること。
- (3) 弁当の発注調整
- (4) 本部との連絡調整
- (5) 総務班との連絡調整（配食計画を詰める）
- (6) 物資集配予定地との連絡調整
- (7) 保健所との連絡調整
- (8) 関係の事務に関すること。（回答、補助金申請、災害用米穀使用事務等）

5 災害時の備蓄食料の供給²

発災当日は、食料の調達が困難なため、市の備蓄食料を供給する。応急食料の備蓄場所及び内容は、下記の注釈に記した資料のとおりとする。

² 資料4-18 食糧及び生活必需品等備蓄計画

6 災害時の食料調達

(1) 災害発生直後の市内調達

ア 災害発生後に必要な応急食料を調達する場合は、あらかじめ協定等を締結した量販店を中心に協力を要請する。

イ 炊出し等に要する米穀は、市内の米穀販売業者から購入する。

(2) 食料の広域調達

ア 市内で十分な調達ができない場合は、府のあっせんにより救援食料の支援を要請する。

イ 他市町村に要請する場合は、次の点に留意する。

a 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。

b 衛生面に配慮し、業者が調理したものに限り、輸送には保冷車を用いる。

7 弁当の調達

(1) 弁当はあらかじめ協定等を締結した事業者を中心に要請する。

(2) 弁当業者の選定、委託に当たっては、次の点を考慮する。

ア 衛生的に安定した食事を提供できること。

イ 冷却装置を設置していること。

ウ 自ら配送体制を用意できること。

エ 調理能力に応じて市内業者を優先し、経済復興に資する。

第2 米穀の確保

1 災害発生が予想される場合の事前措置

(1) 市は、米穀小売業者の手持ち状況を把握するとともに、必要に応じてとう精を依頼し、米穀の確保に努める。

(2) 市は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米の確保に努める。

2 災害時における米穀の調達

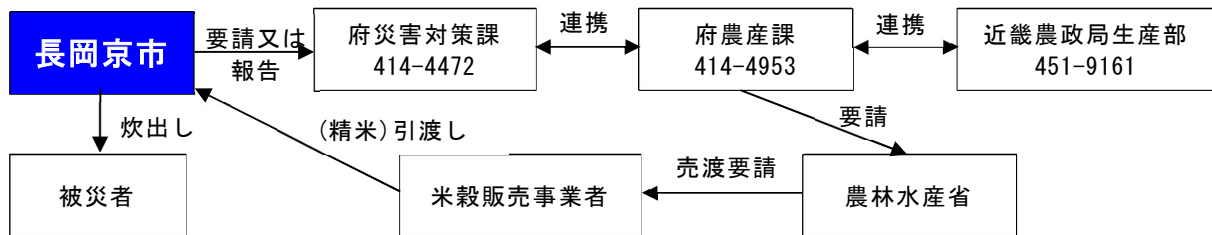
市は、市内の小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量等を、府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請し調達する。この場合、府知事は近畿農政局長と連携しつつ、農林水産省農産局長へ要請し、米穀の確保に努める。農産局長は、米穀販売事業者に対し、手持ち精米の売渡しを要請する。

3 災害救助法適用時の米穀の調達

(1) 市は、給食に必要な米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に報告する。この場合、府知事は2の要領に基づき米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努め、十分に確保できない場合は、政府所有米穀の供給を要請する。

(2) 市は、府に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、府知事に対し要請後速やかに報告するとともに、要請書の写しを送付する。

図・応急9-2-2 米穀の緊急引渡ルート



注 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請は府災害対策本部あて行うものとする。

表・応急9-2-3 府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）

名称	所在地	電話番号
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3	075-622-4828

第3 応急食料の集配方針

市は、あらかじめ指定した物資集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る集配地を定め、当該物資集配地を経由して避難所等に搬送、供給する。

1 物資集配予定地

応急食料の調達品は、物資集配予定地に集約し、調達環境班が管理する。

表・応急9-2-4 物資集配予定地

施設名称	所在地	電話番号	管理責任者
長岡京市スポーツセンター	神足下八ノ坪1	075-951-3363	調達環境班
長岡第四中学校備蓄倉庫	下海印寺西山田1-1	075-951-2112	調達環境班
南部地域防災センター	調子1丁目23-12	-	調達環境班

2 物資集配予定地への搬送

(1) 量販店等からの調達分

食料調達に関する搬送業務については、量販店により物資集配予定地まで搬送させ、その後、市が締結した災害時の輸送により、調達環境班が中心になり、各避難所へ配分する。

ア 発災後、市内量販店等からの第1次の調達時は、調達環境班が自ら調達に出向く。

イ 以降の食料の調達は、調達環境班が物資集配予定地点への搬送を指示する。

ウ 民間の搬送体制が確立した後は、調達先から配布先に直接搬送するよう指示することもできる。

(2) 府が調達する食料調達品目は、市の物資集配予定地まで搬送する。

- (3) 周辺市町村等からの食料調達品目（援助物資）等についても、緊急援助隊との整合を図る。

3 物資集配予定地から避難所への搬送

調達環境班は、避難所における食品衛生ガイドライン（平成26年京都府生活衛生課）を参考に食中毒を発生させないことを原則とし、食料の搬送、管理及び配布の手順を計画する。

- (1) 各避難所への搬送は、調達環境班が協定輸送業者を通じて、原則として1日3回搬送する。
- (2) ブロックごとに原則として2tトラック1台及び運転手各1人を委託契約し、必要に応じて調達環境班の職員が同乗する。

4 食料の配給

- (1) 避難所での配給

総務班は、食料の受取りに関する方法を定め、市民に周知する。なお、避難所内で合意のもと、配給のルールを定めた場合はそのルールにより行う。

ア 各避難所に届けられた応急食料は、総務班が均等に配給することを原則に避難者に配給する。

イ 自主防災組織や自治会役員等は、配給の協力をする。

ウ 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

- (2) 在宅給食困難者への配給

ア 在宅の給食困難者は、必要な食料（高齢者用等特別の品目を含む。）の数を最寄りの避難所の総務班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

- (3) 必要人数・内容の把握

ア 各避難所の健康福祉班は、避難者及び届出のあった在宅給食困難者に必要な食料の品目及び数量を把握し、配布するものとする。

第4 炊出しの実施

市内全域に及ぶ大規模な災害が発生した場合は、対象人数が多いため、必要な設備や器具の設備だけでも時間を要し、災害対策本部による早期の実施は非常に困難である。そこで迅速な対応がとれる体制を整えるため、以下に炊出し実施に関する方針を定める。

1 実施の基本方針

災害対策本部からの食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食として、また、被災者の自立の応援を目的として炊出しを実施する。

市内の一部において、被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊出しによる支援を行うこともある。

2 災害救助法の実施基準^{AA}

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準は、「災害救助の実務」を参照する。

3 実施責任者等

被災者等に対する炊出しは総務班が当たり、炊出し施設毎に現場責任者を定める。

- (1) 現場責任者は、炊出しの状況及び配分状況を逐一、総務班に報告する。本部事務局は、これを京都府山城広域振興局長（乙訓災害対策副支部長）に報告する。
- (2) 総務班は、調達環境班と調整の上、自主防災組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。なお学校においては、学校給食再開までは学校調理員も炊出しに協力するものとする。

4 実施方法

炊出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。市内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊出しを行い得る体制が整い、かつ炊出しの実施を希望する避難所から実施する。その際、食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。また、必要がある場合は、府を通じて自衛隊の支援を要請する。

(1) 炊出しの実施場所

炊出しは小中学校の給食室（学校給食再開まで）等の公共建築物を利用して実施することを原則とする。

学校等の給食調理施設、設備が利用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(2) 炊出し材料

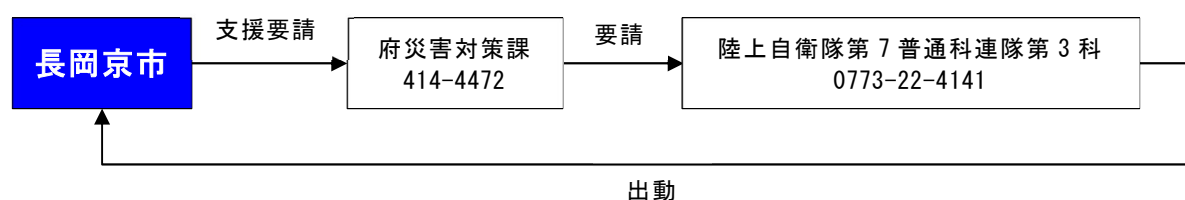
炊出しの必要機材及び材料は、業者に委託し、人数分の材料をセットして実施する避難所に届ける。

(3) その他

食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

^{AA} 災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」基準

図・応急9－2－4 自衛隊の支援による炊出しの連絡系統



注1 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請はすべて府災害対策支部（山城広域振興局乙訓地域総務防災課：921-0183）を通じ府災害対策本部あて行うものとする。

第3節 応急物資供給計画

（本部事務局、調達環境班、総務班）

災害により日常生活を営むことが困難となった被災者のため、備蓄品や業者手配等による被服、寝具その他生活必需品等の応急物資供給について計画する。

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
物資供給の要請	本部事務局	○救援物資の要請 ○救援物資の要請に関する庶務 ○要員、車両の要請
物資の調達	調達環境班	○物資の備蓄及び管理 ○備蓄物資の避難所までの搬送 ○物資の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送
物資の調達	総務班	○避難所における物資の配布 ○必要物資の把握及び報告
物資の備蓄	本部事務局	○毛布、シート、災害用マンホールトイレの備蓄
	市民事業者	○発災後当面生活しうる非常持ち出し品の備蓄
物資の提供	販売業者等	○在庫物資の提供 ○物資の調達に関する協力 ○営業の早期再開
物資の搬送	輸送業者等	○物資の搬送に関する協力
物資配布等の協力	市民 自主防災組織 ボランティア	○物資の搬送に関する協力

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 市民及び事業所は、発災後当面生活しうる非常持ち出し品等を備蓄する。
- 市災害対策本部は、物資調達が困難な発災後の応急物資を備蓄する。
- 販売業者等と物資調達協力に関する協定を締結する。
- 輸送業者等と物資搬送に関する協定を締結する。
- 市は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために物資集配予定地をあらかじめ定める。
- 被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女の違いに配慮するもの

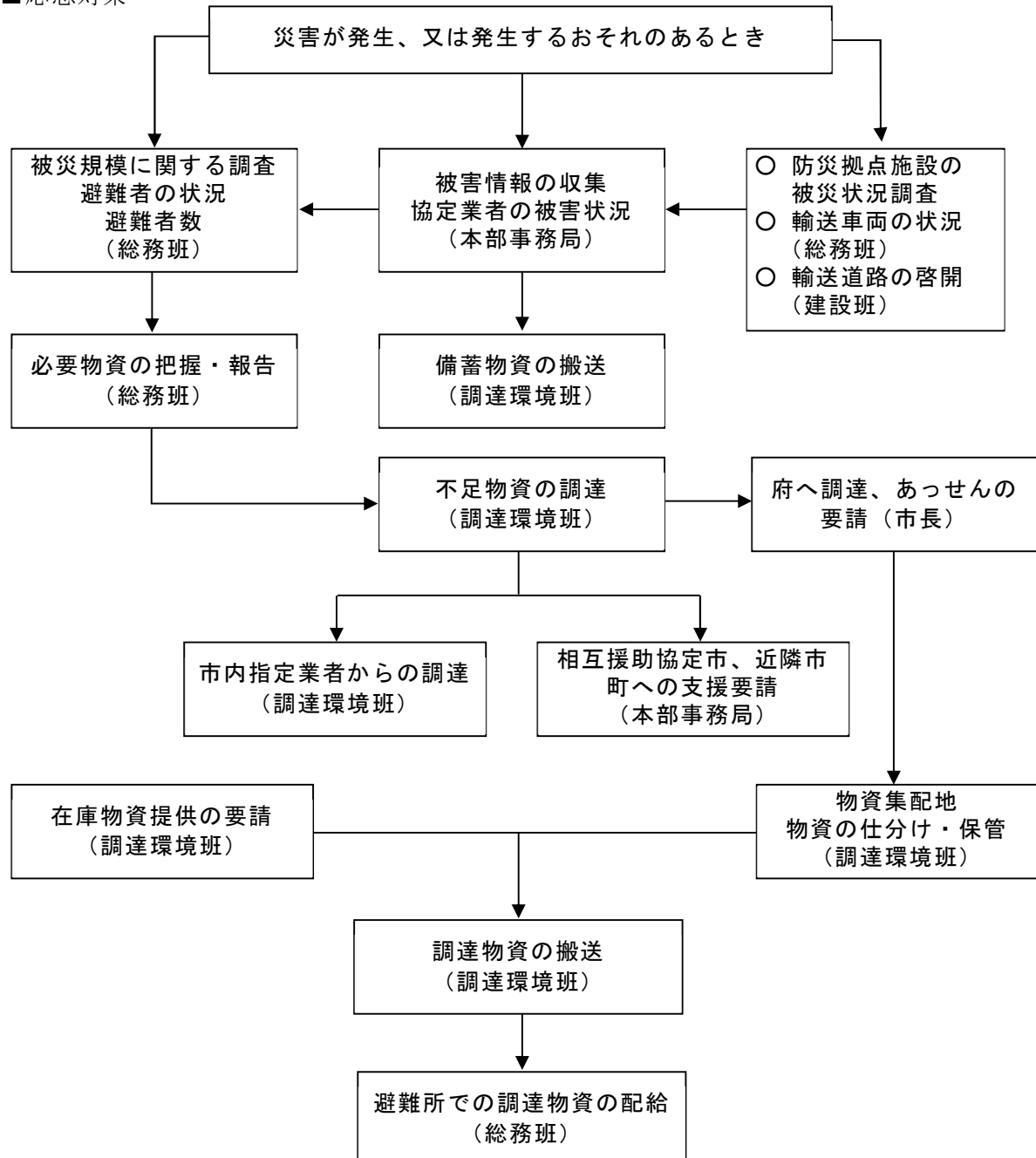
とする。

○調達環境班は、物資調達、搬送及び管理の手順を計画し、詳細については、別にマニュアルを作成する。

○総務班は、物資の配布の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。

○物資の受け取りに関する方法を市民に周知させる。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

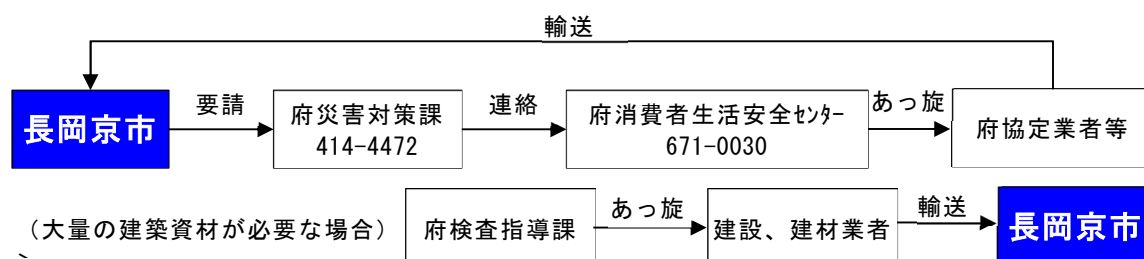
第1 応急物資供給計画の基本方針

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給については、発災後3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の確保対策を講ずる。

1 備蓄・調達の方針

- (1) 市は、市内の主要業者の物資調達可能数量を把握しておき、災害発生時には市内で調達に努めるものとし、市のみで調達できない場合には、府に対して物資のあっせん要請をする。
- (2) 市は、生活必需品の調達については、府とともに他の自治体との広域応援協力体制を整備する。
- (3) 市は、商品提供を迅速に行うシステムを有している市内の量販店から生活必需品の調達協力を要請する。
- (4) 生活必需品の目標数量、備蓄・調達方法、搬送等の方針、管理・配布体制、市民による非常持ち出し品の確保指導、確保状況と対策については、食料供給計画に準ずる。
- (5) 調達環境班は、生活必需品の調達、搬送及び管理の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。

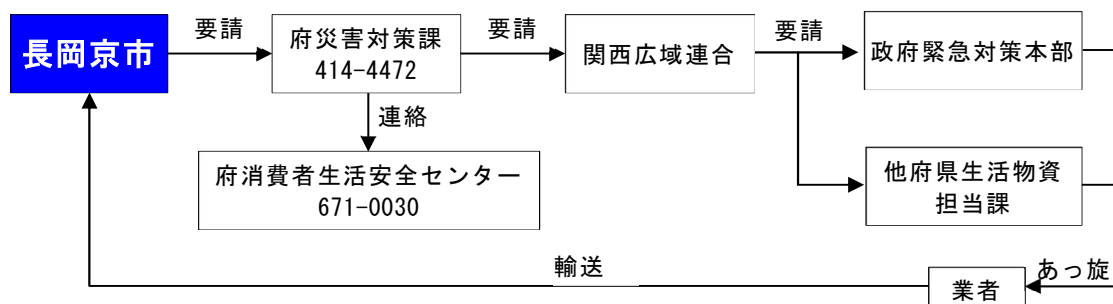
図・応急9-3-1 京都府に物資あっ旋を要請する場合の連絡系統



注1 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請は府災害対策本部あて行うものとする。

注2 府消費生活安全センターが関与していない協定業者等については、府災害対策課が調達又はあっ旋する。

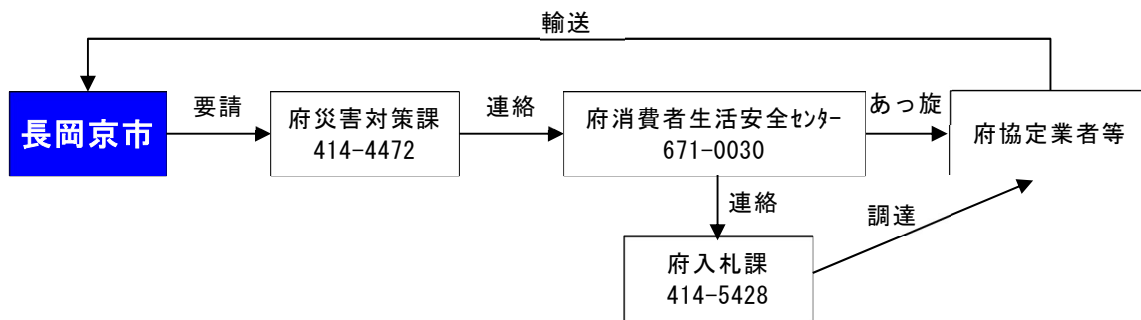
図・応急9-3-2 国又は他府県に物資あっ旋を要求する場合の連絡系統



注1 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請は府災害対策本部あて行うものとする。

注2 必要に応じて、府災害対策課が調達又はあっ旋することがある。

図・応急9-3-3 災害救助法により京都府に調達及び給貸与を要請する場合の連絡系統



注1 府災害対策本部設置後は、市からの応援要請は府災害対策本部あて行うものとする。

注2 必要に応じて、府災害対策課が調達又はあっ旋することがある。

2 実施責任

災害救助法が適用された場合における被災者に対する生活必需品の給与の実施は、市長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者に対する応急物資供給計画の樹立及び実施は、市長が行う。

なお、災害時における災害救助用物資並びに復旧資材等については、知事は市長の要請に基づきあっせん及び調達等を行う。

3 災害救助法の実施基準^{BB}

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、下記の注釈に記した資料のとおりである。

第2 生活必需品供給の方針

1 応急物資供給の対象者

- (1) 避難所に受入された者
- (2) 災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（自宅等）

2 応急物資の調達

- (1) 応急物資としての生活必需品等

最低限確保すべき被服、寝具その他生活必需品等は、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な物資を調達する必要があるが、おおよそ表・応急9-3-1 被服、寝具その他生活必需品等一覧のとおりとする。

- (2) 応急物資の調達先

災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、市内の食料調達協力に関する協定を締結している量販店及び市内の他の大規模店舗等とする。

^{BB} 資料1-12 災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準

表・応急9-3-1 被服、寝具その他生活必需品等一覧

応急物資の内容
毛布、バケツ、ビニールシート、簡易トイレ等
(寝具) タオルケット、毛布、布団、枕、敷物等
(外衣、肌着) 洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツ、防寒具等
(身の回り品) タオル、靴下、サンダル、傘、雨具、軍手、ゴム手袋、運動靴、マスク等
(炊事道具) 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、カセットコンロ、やかん等
(食器) 茶碗、皿、箸、食器、スプーン、紙コップ、紙皿、哺乳びん等
(日用品) 石鹸、歯磨き、バケツ、トイレトーパー、ゴミ袋、トイレ消臭剤、ティッシュペーパー、紙オムツ(大人、幼児)、生理用品、殺虫剤、蚊取り線香、清掃用具、飲料用ポリタンク、ラップ、ノートブック、簡易トイレ等
(光熱材料) マッチ、プロパンガス、コンロ用ガスボンベ、懐中電灯、乾電池、石油ストーブ、灯油、木炭、使い捨てカイロ、ライター等

3 物資集配予定地

調達物資は、食料と同じ物資集配予定地（長岡京市スポーツセンター、長岡第四中学校、南部地域防災センター）に集約し、調達環境班が管理する。

4 調達物資の搬送

「第2節 食料供給計画」に準じる。

5 物資の配給

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるようにする。

(1) 避難所での配給

ア 各避難所に届けられた応急物資は、総務班が避難者に配給する。

イ 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。

(2) 在宅生活困難者への配給

ア 在宅生活困難者は、必要な物資の品目及び数を最寄りの避難所の健康福祉班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

イ 各避難所の健康福祉班は、避難者及び届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目及び数量を届出に基づいて把握し、調達環境班に報告する。

6 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般市民の経済的不安の除去に努める。

第4節 物価の安定・物資の安定供給

（総務班、市民情報班、調達環境班）

大災害が発生した場合は、被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に生じるおそれがある。社会混乱を鎮め、民生を安定させ、社会秩序を維持することが重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて関係機関は適切な措置を講ずる。

第1 社会秩序の維持

〔災害応急対策の分担〕

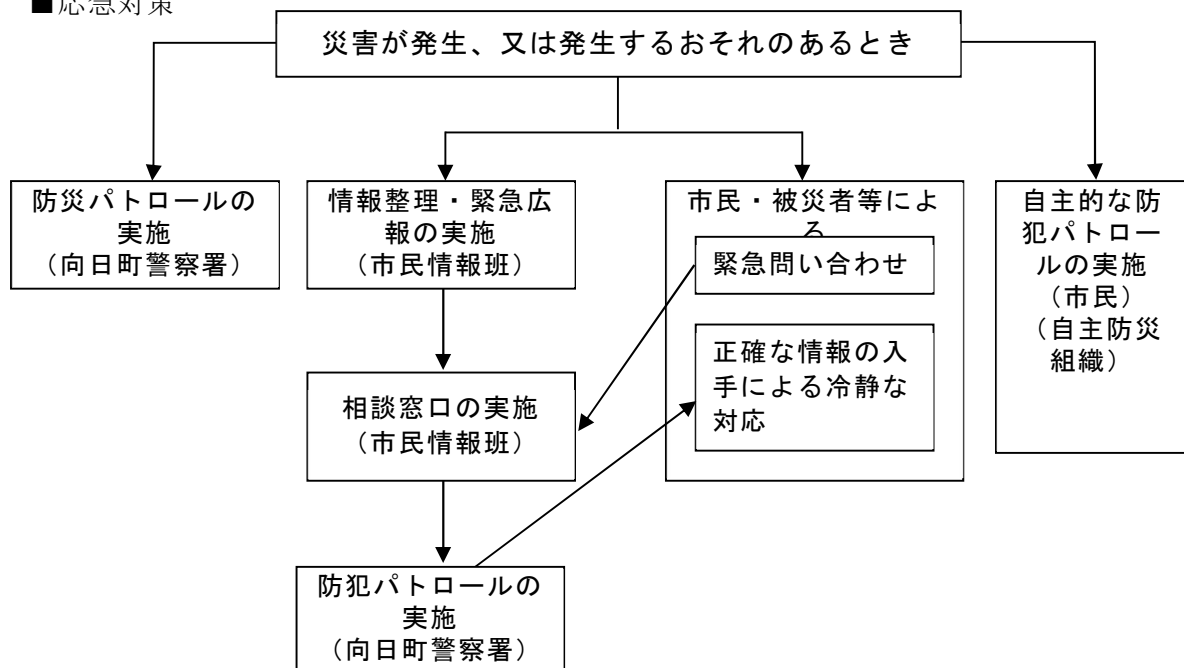
項目	実施担当	実施内容
災害広報	市民情報班	○買い占め等のないよう市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関すること等を市民に広報する
緊急物資の支給	総務班	○避難所に受入された被災者に対し迅速かつ均等に配分し不安を和らげる ○在宅の被災者に対しても避難者と同様の援護を実施する
市民等の対応	市民、事業所	○災害に関する正確な情報を入手する
	自主防災組織、防犯委員	○自主防災組織等は、地域において防犯パトロールを実施する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 長岡京市防災ハザードマップ等を全戸配付し、市の災害応急対策の内容や災害発生時に市民がとるべき行動の周知に努める。
- 災害発生時の冷静な行動のための貴重な情報入手手段としての携帯ラジオの常備を市民に周知する。
- 自主防災組織等の育成に努める。

■応急対策



[災害応急対策の内容]

1 災害警備

災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。

更に関係機関と連携を保ち、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努める等適切な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

(1) 警備体制

大規模災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて警察本部と向日町警察署にそれぞれ「緊急事態対策本部」等を設置するとともに、必要な警備体制をとるものとする。

(2) 災害警備活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況に応じ、次の警備活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び被害実態の把握
- イ 被災者の救出救助
- ウ 立入禁止区域の設定及び避難誘導
- エ 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- オ 行方不明者の搜索
- カ 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- キ 災害に関する広報活動
- ク 関係機関の活動に対する支援
- ケ その他災害警備に必要な警察活動

2 社会秩序維持のための対策

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行うとともに、災害状況、各種の災害応急対策の推進及び長岡京市の災害応急対策活動方針等の周知を図る。

更に、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう自治会や自主防災組織等の地域コミュニティを通して呼びかけを行う。

(1) 市民情報班による広報内容

- ア 災害に関する流言飛語や電話の混乱等による市民の不安を和らげる。
- イ 災害発生後における飲料水、食料、緊急物資等の供給計画の情報を速やかに伝達し、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関すること等を市民に広報する。

(2) 供給物資の迅速・均等な配分の実施

避難所班は、生活の基盤となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の班においても、迅速かつ的確な応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序の維持に万全を期する。

(3) 正確な情報の入手

市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又はマスコミの情報を入手し、流言飛語に惑わされないことがないように留意する。

3 自主防災組織等の活用

自主防災組織や防犯委員は、警察機関と連携して防犯パトロールを行い、地域の秩序維持に努める。

また、多くの女性の参画により、避難所内の性暴力やDV防止などにも対応した防犯対策を行う。

第2 物価の安定・物資の安定供給

長岡京市及び防災関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の維持をはかることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

〔災害応急対策の分担〕

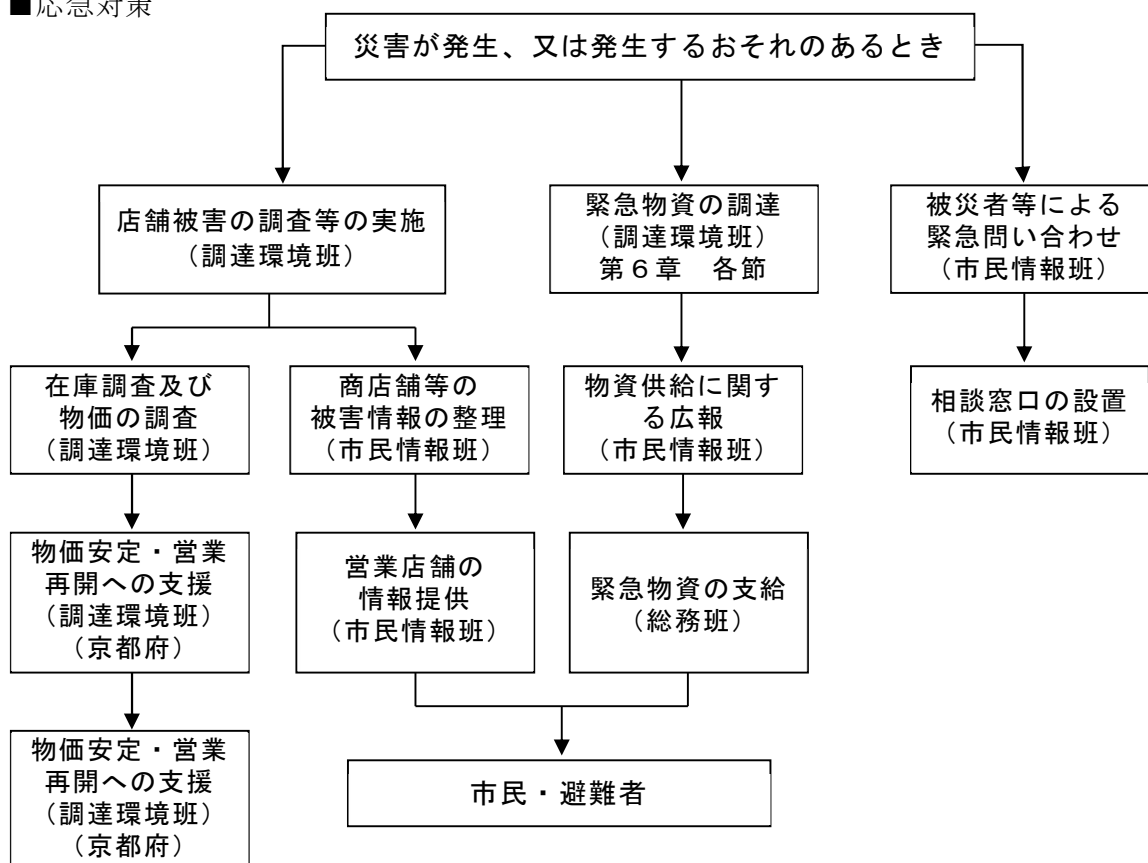
項目	実施担当	実施内容
災害広報	市民情報班	○物資供給に係わる正確な情報を市民に伝達する
店舗被害の調査等	調達環境班	○商業施設等の被害状況、営業状況の調査を実施する ○商業者に対する営業再開の要請等を実施する ○商業者の営業再開を支援するための連絡、調整を実施する ○商業者に対する物価安定に関する要請等を実施する
営業支援等	府山城広域振興局	○「災害復旧相談室」の開設 ○被災商業者等に対する円滑な融資等
事業所等の対応	商業者等	○店舗等の早期の営業再開 ○物価安定のための営業努力
	市民	○物資供給に関する正確な情報を入手する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 災害発生後の買い占め等がないよう、事前の備蓄を市民に意識付けを図る。
- 食料、緊急物資等の推定必要量を算出し、その確保を計画的に図る。
- 量販店や商工会加盟店、商店街等から安定調達ができるようあらかじめ協定を結ぶ。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

1 量販店等の営業状況調査等の実施

- (1) 調達環境班は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、営業再開支援のための対策を調整する。
- (2) 市民情報班は、調達環境班による調査報告に基づき商業施設の営業状況等の広報を実施する。
- (3) 調達環境班は、市内の量販店、商店街、商工会等に対して、可能な限り早期の営業再開、適正な物資等の供給等の営業努力を要請する。

2 物価の監視

- (1) 物価監視・苦情窓口
調達環境班は、市民から寄せられる買い占めや売り惜しみ等の情報収集に努める。
- (2) 府への要請
調達環境班は、府に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給や流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導の実施を要請する。

3 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

4 生活必需品等の確保と物価抑制

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、府、事業者等と協議し、必要な物資を確保するとともに、流通経路の回復を促進して、商品の供給を回復させ、商品が速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

5 営業再開への支援

調達環境班は、府山城広域振興局乙訓地域総務防災課に設置される「災害復旧相談室」と連携し、被災事業者等への必要な資金の融通等による早期営業再開への支援を行う。

第5節 緊急物資の受入れ、供給

〔災害応急対策の分担〕

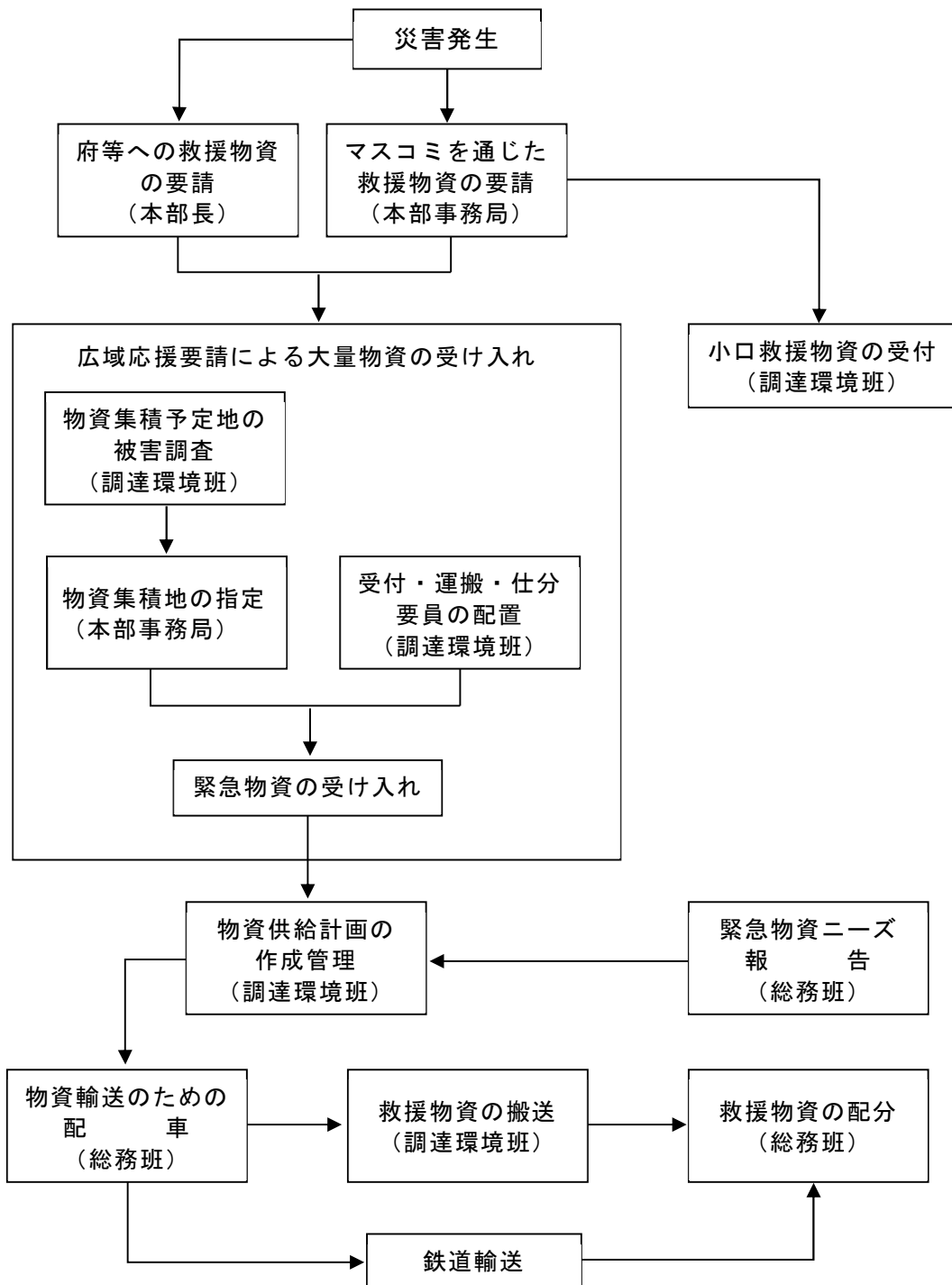
項目	実施担当	実施内容
救援物資の支援要請	災害対策本部長	○府に救援物資の要請を行い、必要に応じマスコミを通じて救援物資の支援要請
救援物資輸送の要請	本部事務局	○鉄道事業者への輸送要請、府へのヘリコプターによる輸送要請
救援物資の車両配車	総務班	○救援物資輸送車両の配車 ○救援物資の集積予定地の被害調査の実施
救援物資の受け入れ	調達環境班	○必要に応じ被災者等の協力を得て救援物資の受け入れ ○市内外からの救援物資の受け入れ
物資集配地の管理	調達環境班	○救援物資の仕分け・管理
物資集配地の管理	調達環境班	○物資供給計画に基づき搬送
救援物資の配分	総務班	○自主防災組織の協力を得て、市民へ配給

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 救援物資集積場所を整備し、物資集積・配分の手続を明確にしておく。
- 道路輸送が困難な場合、鉄道輸送、空輸のための関係機関との事前調整を図る。
- 救援物資の需給管理システムを整備し、訓練により習熟する。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第1 緊急物資の受入れ体制

1 救援物資の要請手続

(1) 府等への広域救援要請

府等に対する救援物資の広域救援要請は、「第1章第4節 広域的応援体制」に準じて行う。

(2) マスコミを通じた救援要請

必要に応じ、報道機関を通じ救援物資の支援を呼びかける。ただし、救援物資は避難生活上必要とするものに限定する。

2 救援物資の受け手順

(1) 小口の救援物資は、調達環境班を中心に要員を配置するとともに、必要に応じてボランティアの協力により受け付ける。

(2) 広域救援要請による大量物資の受入れは、次項による。

第2 救援物資の集積、配分計画

1 広域収集体制

(1) 集積場所

集積場所は、市の物資集配予定地（長岡京市スポーツセンター、長岡第四中学校備蓄倉庫、南部地域防災センター）とする。ただし、医薬品等の集積場所は、保健センターとする。

(2) 調達環境班は、被害規模に応じて集積場所に受付員、運搬員、仕分員を配置するとともに必要に応じてボランティアの協力を呼びかける。

また、作業の円滑化を図るため、被害状況に応じた物資の供給計画を作成し、必要物資、供給量を把握する。

配車、輸送、物資の輸送の必要がある場合は、調達環境班により搬送する。

2 救援物資の配分

市内の救援物資の配分は、避難所で行うものとする。また、必要に応じてボランティアの協力を得る。

3 物資輸送の方針

道路等の被害状況により車両による輸送ができない場合に、次に定める輸送手段を活用する。

(1) 陸上輸送 鉄道（ＪＲ西日本等）

(2) 航空輸送 緊急を要する場合は、府を通じ航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。

第3 救援物資情報管理計画

1 救援物資に係るパソコン等の利用

災害時には、パソコン等により、救援物資の需給管理を行う。

2 パソコン等による需給管理の内容

(1) 救援物資の応援要請

(2) 救援物資の受付

(3) 救援物資の集積状況の管理

(4) 避難所や医療機関等からの緊急物資ニーズの収集

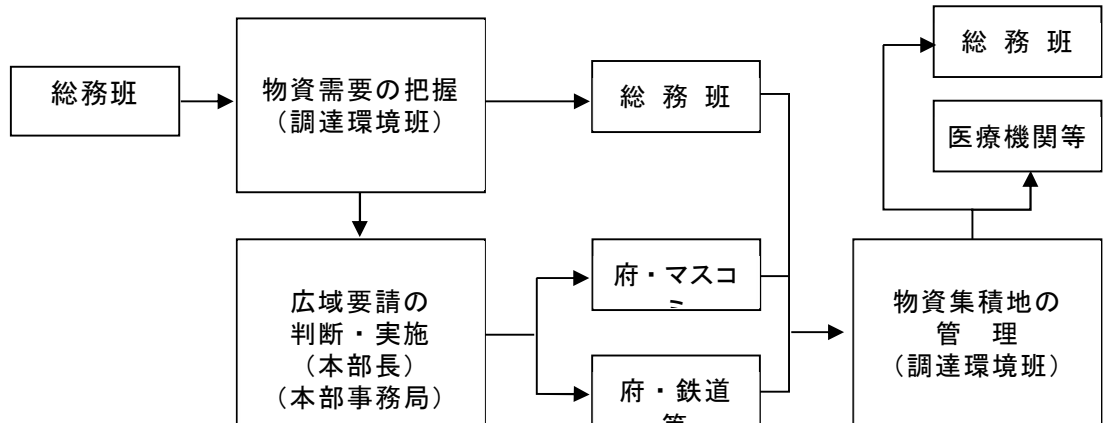
(5) 避難所や医療機関等への緊急物資配給計画の作成

(6) 避難所や医療機関等への緊急物資情報の提供

3 避難所や医療機関等からの緊急物資要請手順

避難所や医療機関等からの緊急物資の要請手順については、下記の表にのとおりと
する。

図・応急9-5-1 緊急物資要請手順フロー図



第10章 住宅対策計画

第1節 計画の方針

(総務班、建設班)

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に受入し保護することとなる。しかし、避難所は災害が発生又は発生するおそれのあるときにおける混乱時に避難しなければならない者を一時的に受入するためのものにすぎず、その開設期間も短期間に限定せざるをえない。したがって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し災害救助法が適用された場合には、住宅を仮設し一時的な居住の安定を図り、被災者を救助する。

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
応急仮設住宅	府知事	○災害救助法適用時に応急仮設住宅を建設する
	市長	○知事が直接実施することが困難なとき、災害救助法が適用されないとき応急仮設住宅を建設する
	建設班	○応急仮設住宅に関する事務手続を行う ○応急仮設住宅建設適地の計画を策定する ○被災建物の使用可否の判断を行う
住家等被害認定調査	総務班	○建設班の建築物応急危険度判定後、市内全域を対象に住宅等について被害の調査、判定を行う
住宅応急修理	府知事	○災害救助法適用時に住宅応急修理を実施する
	市長	○知事が直接実施することが困難なとき、災害救助法が適用されないとき住宅応急修理を実施する
	建設班	○住宅応急修理に関する事務手続を行う

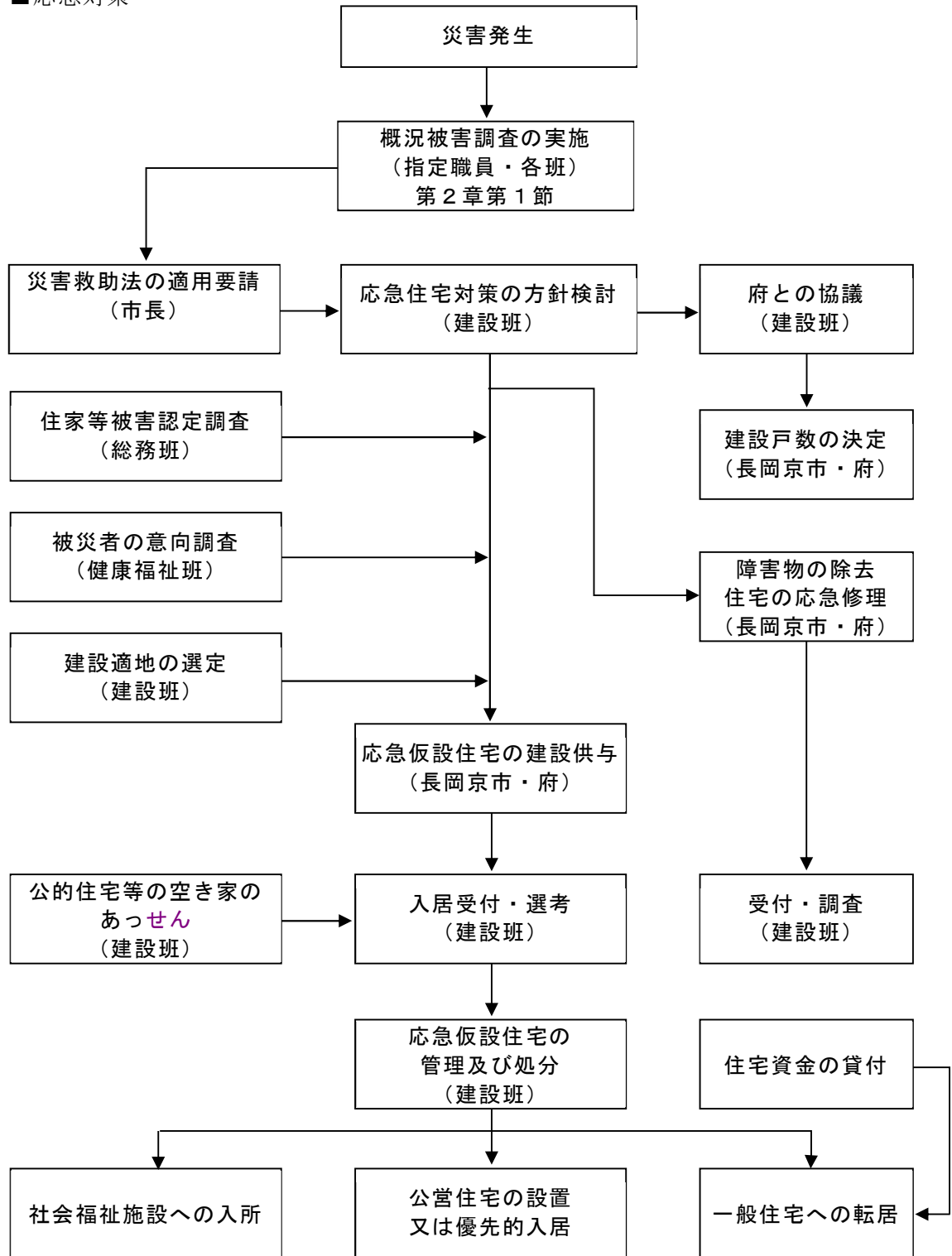
〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 応急仮設住宅の建設適地を選定し、建設の優先順位を計画する。
- 応急仮設住宅の需要調査のための被災調査マニュアルを準備し、調査の手続を計画する。
- 要配慮者等の応急仮設住宅への入居手続について、関係機関との事前調整を図る。

〔災害応急対策の内容〕

■ 応急対策



第2節 住家等被害認定調査

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、応急仮設住宅建設や住宅応急修理計画のための資料となるほか、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、迅速かつ正確に調査、判定する必要がある。

第1 住家等被害認定調査の事前準備

総務班は、災害の発生後、住家等被害認定調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

1 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため被害全体状況を把握する。

2 調査概要の検討及び全体計画の策定

3 調査員の確保

- (1) 市職員の確保
- (2) ボランティア建築士の手配
- (3) 他都市への応援職員派遣要請

4 調査備品等の準備

- (1) 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷）
- (2) 調査地図の用意
- (3) 調査地区割りの検討
- (4) 調査員運搬用車両の手配
- (5) 他都市応援職員等の宿泊場所の確保

第2 現地調査の実施

1 第1次調査

総務班は、建設班による被災建築物応急危険度判定調査終了後、市内全域を対象として、調査・判定する。

震災対策編「第3編第12章第2節 被災建築物応急危険度判定」を参照のこと。

2 第2次調査（再調査）

第1次調査結果に不服のあった住家等及び第1次調査が物理的にできなかった住宅等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

被災者は、り災証明の判定に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

第3 現地調査体制

総務班は、次の体制により調査を実施する。

1 編成

- (1) 総務班職員を中心として2人1組の班を構成する。
- (2) 総務班は、要員が不足するときは、他の班からの応援又は他の市町等へ応援職員を要請する。
- (3) 建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等の専門ボランティアの応援を要請する。(建築士にあっては、被災建築物応急危険度判定調査に引き続いて実施することを要請する。)

2 調査期間

(1) 第1次調査

被災建築物応急危険度判定調査終了後直ちに開始し、災害発生後30日以内に完了する。

(2) 第2次調査

再調査の申し出があった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡するとともに災証明書を発行する。受付開始後2週間以内に完了する。

第4 調査方法

- 1 住家被害認定調査票により、棟単位で調査を行う。被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。
- 2 第1次調査の段階から、調査を行う旨(地区、日程)をあらかじめ市民情報班を通じて市民に広報し、可能な限り立入調査を実施することにより、判定に正確を期す。
- 3 第2次調査時は、必ず居住者又は所有者等立会の上で立入調査を実施する。

第5 被害認定基準

「災害の被害認定基準について(令和3年6月24日付け府政防670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」において示された住家等に関する被害認定のほか、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知)に定める統一基準は、表・応急10-1-1「住家の被害認定基準」のとおりである。

表・応急10-1-1 住家の被害認定基準

被害種類	認定基準
1 全壊(全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
2 半壊(半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (1) 大規模半壊 居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊

	部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 (2) 中規模半壊 居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (3) 半壊 住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
3 準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
4 一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
5 床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
6 床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

第3節 応急仮設住宅の建設

一般災害については市長が建設し、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障がい者等仕様住宅も含めた必要戸数を確保する。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施機関

ア 災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし、知事が直接実施することが困難な場合は、市長が知事の委任を受け、府の計画との事前調整に基づき実施する。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合、市長が実施する。

ウ 応急仮設住宅に関する事務手続は、建設班が担当する。

(2) 費用の限度^{CC}

災害救助法を適用した場合は同法により、同法によらない部分及び同法を適用しない場合については、同法及び府施行規則に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅建設」の実施基準は、下記の注釈に記した資料のとおりである。

(3) 設置戸数の引き上げ等の要請

^{CC} 資料1-13 被害程度の認定規準

災害の状況等やむを得ない事情により、設置戸数の引き上げ又は着工時期の延長等の必要がある場合は、知事と協議する。

(4) 供与期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完了した日から3か月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から2年以内とする。

(5) 設置場所

ア 被災者等が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、下水道、教育、保健衛生等を考慮の上知事又は市長が決定する。

イ 応急仮設住宅建設適地は、次の順位に従って決定する。

(ア) 当面利用目的が決まっている公共用地

(イ) 都市公園（テニスコート等）

(ウ) 民間の遊休地

ウ 私有地への応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合に限定するが、私有地はできるだけ避けるものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

市長は、応急仮設住宅を設置したときは、常に善良な管理者の注意をもって運営管理を行う。

また、知事が応急仮設住宅を設置した後、市長に委任された場合は管理委託契約を締結し、市長が管理を行う。

2 入居者選考

(1) 入居者選考の機関設置

入居者の決定は知事が行うが、市長はその補助機関として実施する。

入居者選考委員会については、建設班で設置し、入居資格基準等の整理を行う。

なお、災害救助法が適用されない小災害の場合については、総務班の住家等被害認定調査により入居対象者となるべき者を選考する。

(2) 入居対象

災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。その範囲は、次のとおりである。

ア 生活保護法による被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない寡婦及び母子世帯（父子世帯）

エ 特定の資産のない高齢者、病弱者、及び身体障がい者

オ 特定の資産のない勤労者

カ 特定の資産のない小企業者

キ 前各号に準ずる者

(3) 入居者募集の手続

ア 応急仮設住宅の入居者の選定に当たり、必要に応じ民生児童委員等の意見を徴する等被災者の資力その他の生活条件を十分に調査の上決定し、抽選等の方法により決定することのないように留意する。

イ 応急仮設住宅への入居者選定に当たっては、高齢者、身体障がい者等要配慮者に十分配慮する。

3 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難したものの受け入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 福祉応急仮設住宅の設置

高齢者・障がい者・乳幼児等に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）を設置する。また、被災した要配慮者等の生活の確保として、災害によるショック及び仮設住宅生活の長期化に対応するため、保健師等の専門家による相談等の事業を行う。

（１）要配慮者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

（２）被災児童及びその保護者への相談事業の実施

5 既存公的施設の利用

市及び府においては、平常において、あらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅等応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする。

第4節 住宅関連の障害物の除去

災害により住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所にたい積した土砂、廃材等を除去し、応急復旧を行い、日常生活の回復を図る。

1 障害物の除去

（１）実施責任

ア 災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。

イ 同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

（２）災害救助法適用後の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、下記の注釈に記した資料^{DD}のとおりである。

(3) 障害物の除去の実施方法

建設班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

第5節 住宅の応急修理

災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

1 応急修理の実施

(1) 実施機関

- ア 災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし、知事が直接実施することが困難な場合は、市長が知事の委任を受け、府の計画との事前調整に基づき実施する。
- イ 災害救助法が適用されない小災害の場合は、市長が実施する。
- ウ 住宅応急修理に関する事務手続は、建設班が担当する。

(2) 応急修理の対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であって、自らの資力では応急修理を行うことができない者。
その基準は、下記の注釈に記した資料^{FF}のとおりである。

(3) 応急修理の戸数

災害救助法の定めによる。

(4) 住宅応急修理の内容

災害救助法を適用した場合は同法により、同法によらない部分及び同法を適用しない場合については、同法及び府の基準に準じて行う。

ア 費用の限度額

災害救助法施行細則に定める額以内

イ 修理の規模

居室、炊事場及びトイレ等必要最小限の部分を修理するための原材料費、労務費、材料の材料輸送費及び工事事務費

(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

(6) 修理対象住宅の選定

^{DD} 資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

建設班は、福祉援護班の協力を得ながら、住宅の応急修理を希望する市民を受け、調査を実施した上で、次の事項のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者及び身体障がい者、勤労者、零細企業者

ウ 前各号に準ずる経済的弱者

第11章 救助救急・救出救護活動^{EE}

(本部事務局、健康福祉班)

第1節 救助救急・救出救護

[災害応急対策の分担]

項目	実施担当	実施内容
救助・救急活動	本部事務局	○救助、救急活動に関し、防災関係機関と調整する
	本部事務局	○救助、救急活動に関する、警察、自衛隊との連携
	乙訓消防組合	○救助、救急活動を実施する
	消防団	○消防署に協力して要救助者の救出活動を実施する ○地域住民のリーダー役を担って、管轄地域の救助活動を実施する
	向日町警察署	○消防、自衛隊等と連携して、救出、救助活動を実施する ○傷病者の救急搬送の実施に協力する ○消防機関活動車両の通行路確保に協力する
	自主防災組織	○消防署、消防団に協力して要救助者の救出活動を実施する

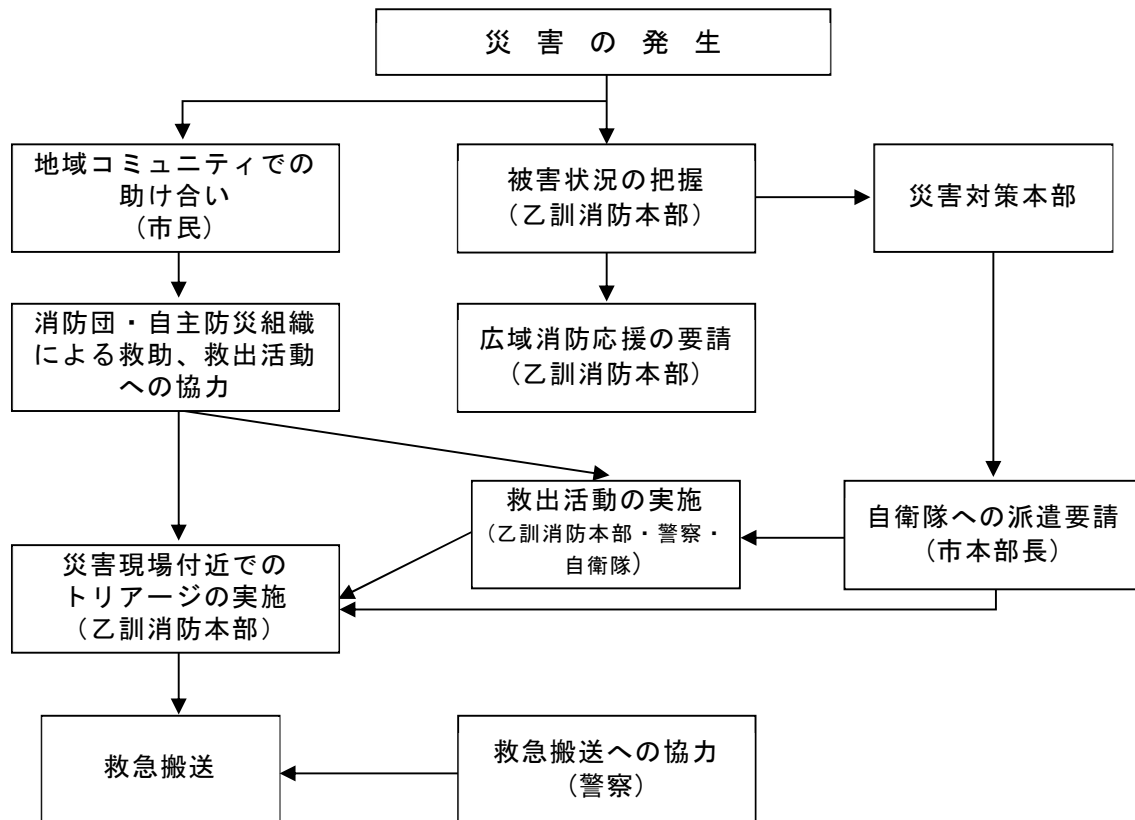
[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 防災活動の拠点となる行政庁舎を確保する。
- 自主防災組織による地域コミュニティレベルでの助け合いの仕組みを作る。
- 消防、警察、自衛隊、医療機関等の総合的な救助救急体制を整備する。
- 迅速な広域応援の要請体制と受援体制を整備する。
- 隊員のレベルアップを図り、個々に住民等のリーダーとなり得る指揮能力を養成する。

^{EE} 資料6-8 トリアージタグ
資料9-7 速報板
資料9-8 記録集計表

■ 応急対策



※ 災害出場、参集等の一次的な体制については、「第5章第1節 消防計画」に準ずる。
〔災害応急対策の内容〕

第1 救助、救急活動の基本方針

- 1 乙訓消防組合は広域的な大規模災害により集団的に多数の死傷者が発生した場合は、速やかに被害の規模・被災の状況を把握するとともに、時期を逸することなく必要に応じた広域消防応援を要請し、警察及び関係機関と連携して可能な限りの施設、資機材を活用し、消火活動との調整の元に迅速かつ効果的に救助、救急活動を行う。
- 2 救助、救急活動に関する警察、自衛隊等との調整は、警備本部を乙訓消防組合消防本部に設置して実施する。
- 3 府等に対する広域的な応援要請、応援部隊の受入れ調整等は、「第5章第1節 消防計画」に準ずる。

第2 救助、救急活動の原則

- 1 救助は、救命措置を必要とするものを優先に救出し、緊急度に応じて消防団、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出活動を行う。
- 2 火災現場付近の救出を優先する。
- 3 救急搬送は救命を必要とするものを優先する。
- 4 傷病者が多数発生している場合は、安全な場所に現場救護所を設け、傷病者のトリアージを行い搬送順位を決定する。

- 5 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割込みを防止するため現場の警察官に協力を求める。
- 6 救命効果の高い事象を優先する。

第3 人命検索

- 1 現場指揮者は、被災地域内の倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見救護に努める。
- 2 倒壊家屋多発地帯及び学校、病院、その他多数の人が利用する場所等を重点に行う。
- 3 現場指揮者は、救助、救急に当たっては、職員、医療関係者、消防団、自主防災組織、市民ボランティア等可能な人員を活用し、負傷者の救出、救護に全力を挙げる。
- 4 救出した負傷者は、応急処置を施し、救急隊、衛生班に引き継ぐか、利用可能な車両の提供を求め速やかに医療機関に搬送する。
- 5 現場指揮者は、直接現場確認を行い、救出の優先順位を毅然として決定する。

第4 救出救護活動

- 1 救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。
- 2 市は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- 3 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。
- 4 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 5 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。
- 6 市は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 7 関係機関は、市による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

- 8 救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第5 安否不明者等の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第12章 医療助産計画

（健康福祉班、乙訓医師会）

災害による被災地の住民の医療及び助産に必要な救護を図るため、次の方法により初期救急医療体制並びに救急医療搬送体制を実施する。また、保健所に設置される保健医療福祉調整地域本部と密接に連携を行い、被災状況や関係機関の対応状況を共有しながら、保健医療福祉活動チーム等の受け入れや府への救護班要請が円滑に実施されるよう努める。さらに、保健活動に関する情報収集や、被災者の健康管理のために必要なスタッフの確保等のため、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用する。

〔災害応急対策の分担〕

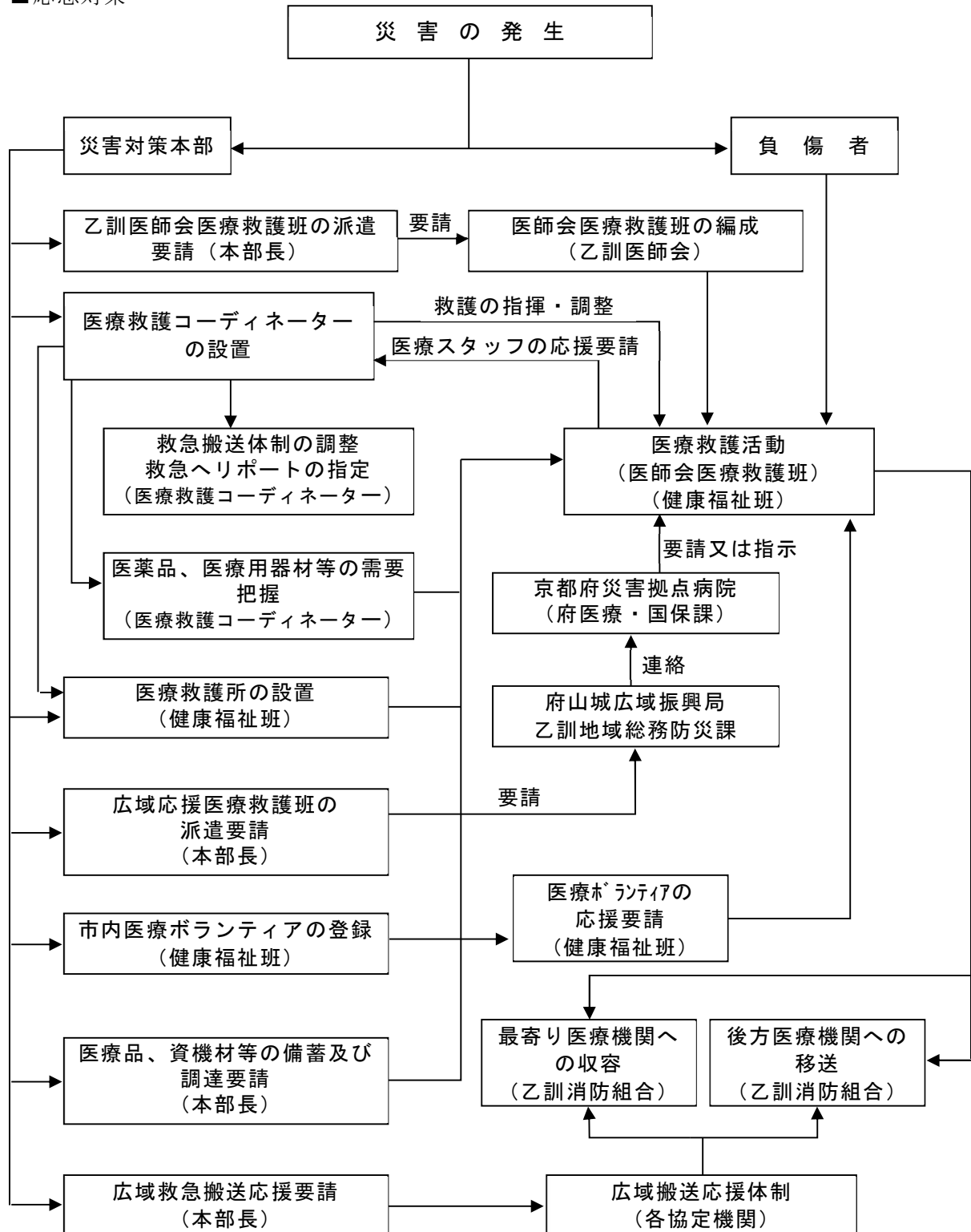
項目	実施担当	実施内容
医療救護所の設置	本部長	○医療救護所を設置する ○乙訓医師会に対して、「災害時等における医療救護活動についての協定」に基づき医療救護班の派遣要請を行う
	乙訓医師会	○医療救護班を編成し、救護活動に当たる
	健康福祉班	○医療救護所で使用する医薬品等の整備を行い、搬送する
医療救護コーディネーターの設置	乙訓医師会長	○災害対策本部において、医療救護活動に必要な指揮等のコーディネートを行うため、乙訓医師会で構成する、医療救護コーディネーターを設置する
	健康福祉班	○医療救護コーディネーターの要請に基づき、消防、警察、自衛隊との調整を行う
救護所医療スタッフ等の応援	本部長	○医療救護コーディネーターと協議して、京都府の応援を要請する
	健康福祉班	○市内の医療ボランティアに応援を要請する
救急搬送システムの確立	本部長	○救急搬送の広域応援を要請する
	医療救護コーディネーター	○救急搬送用ヘリポートを指定する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 訓練等により、医療救護活動の習熟を図る。
- 医療救護所で用いる医薬品等の準備を図る。
- 市内の医療ボランティアの登録及び育成・訓練を行う。
- 二次救護医療機関に対し、救急搬送用ヘリコプターの利用計画の習熟を図る。
- 他市町の基幹病院との広域相互応援計画に基づき、訓練を実施する。
- 医薬品、医療用資機材調達のため、関係業界との協定締結を進める。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第1 初期救急医療体制

1 医療救護所の設置^{FF}

- (1) 大規模な災害が発生し多数の傷病者が予測されるときは、災害対策本部は被災地の状況に応じ医療救護コーディネーターと協議の上、原則として被災地付近の市立中学校において、必要に応じて臨時の一次医療救護所（以下「一次救護所」という。）を設置する。
- (2) 負傷者等が多数に及び医療救護能力の限界が予測される場合は、災害対策本部は医療救護コーディネーターと協議の上、当該医療救護所を通学区域とする市立小学校において二次医療救護所（以下「二次救護所」という。）を設置するものとする。
- (3) 被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、府に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

2 乙訓医師会医療救護班の派遣要請

1の救護所を設置したときは、災害対策本部は、平成25年6月1日に乙訓医師会と締結した「災害時等における医療救護活動についての協定（以下「医師会協定」という。）」の派遣要請を行う。

3 医療救護コーディネーターの設置

- (1) 災害対策本部は、多数の負傷者が生じたときの混乱に対応するため、乙訓医師会と協議のうえ医療救護コーディネーターを設置し、乙訓医師会長が医療救護コーディネーターの総括を行うものとする。

医療救護コーディネーターの構成は、次表のとおりとする。

乙訓医師会	会長、副会長、災害救護委員会委員長、救急医療委員会委員長
-------	------------------------------

- (2) 医療救護コーディネーターは、被災した市民に対する総合的な医療活動を調整するとともに、医療救護に必要な措置を行うための判断を行う。
- (3) 災害対策本部健康福祉班（以下「健康福祉班」という。）は、医療救護コーディネーターの要請に基づき、医療救護の確保を図るため、乙訓消防組合及び広域応援体制における警察、自衛隊等の関係機関との調整を行う。

4 医療救護所における救護活動

- (1) 健康福祉班は、医療救護班の協力を得て当該救護所における医療救護活動を行う。
- (2) 医療救護班の編成は、乙訓医師会災害時等医療救護計画（平成8年1月21日施行。以下「医師会救護計画」という。）3（1）の標準編成に基づき、医師2人、

^{FF} 資料4-10 医療救護所設置箇所

資料4-14 小学校別医療機関一覧表

看護師2人（状況に応じて助産師1人）、連絡員1人を1チームとし、あらかじめ定められた医師が当該救護所の班長を務める。

5 医療救護活動内容

救護所における医療救護活動は、医師会協定第4条第2項に規定する次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療等
- (2) 傷病者等の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認（「第15章 遺体の捜索、処理及び火葬計画」計画を参照）

6 医療・助産の基準及び範囲

- (1) 医療の範囲は次のとおりとする。

- ア 診療（傷病者の重傷度の判定）
- イ 薬剤・治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への受入及び移送
- オ 看護

- (2) 助産の範囲は次のとおりとする。

- ア 分べんの介助及び分べん前後の処置
- イ 薬剤・治療材料の支給
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

7 医師・助産に必要な医薬品・医療資機材の携行^{GG}

医師会協定第6条の規定により、医療救護班は一次及び二次救護所における医療・助産に必要な医薬品等を携行する。

8 救護所に対する応援協力体制

- (1) 一次及び二次救護所において、医師会医療救護班及び健康福祉班のみでは医療救護体制の確保が困難であると判断したときは、医療救護コーディネーターは、対策本部長に京都府への応援要請を依頼する。

ただし、本部長の了解を得る時間的余裕がない時には、医療救護コーディネーターの判断により要請を実施し、その後、速やかに本部長に報告するものとする。

- (2) 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣する。
- (3) 京都南部都市広域防災連絡会は、各市町の負傷者の状況や初動医療の実態等の情報を得て、必要な場合は速やかに相互応援体制に取り組む。

9 医療ボランティアの登録及び従事

- (1) 健康福祉班は、救護所における医療スタッフが不足する場合は、京都府に対して災害救護専門ボランティア（医療・助産ボランティア）の派遣要請を行う。

^{GG} 資料9-10 救護所携行医薬品等リスト

- (2) 医療ボランティアの従事が必要となったときは、救護所班長は健康福祉班に対し応援要請を行うこととし、健康福祉班は、あらかじめ登録された医療ボランティアを要請された一次又は二次救護所に派遣する。この場合、健康福祉班は、医療ボランティアの派遣従事について医療救護コーディネーターに報告を行う。
- (3) 派遣された医療ボランティアは、救護所班長の指揮命令のもとに救護活動に従事する。
- (4) 医療ボランティアを公募する場合の方法は、「第27章第1節 災害ボランティアの受入れ」計画に基づいて実施する。

10 救護所救護体制に対する広域応援要請^Ⅲ

一次及び二次救護所において、医療救護班、健康福祉班、救護所への応援協力体制及び医療ボランティア体制による医療救護体制の確保が困難であると判断したときは、医療救護コーディネーターは本部長に対して広域応援協力体制を要請し、本部長は、知事に対し当該救護所における広域応援を要請する。

11 広域医療応援要請

- (1) 医療救護コーディネーターは、一次又は二次救護所から二次医療機関への受入が困難と判断したときは、本部長に対して京都府の広域医療システムに対する応援要請を行う。
- (2) 本部長は、市内における二次医療機関の確保が困難と判断される場合を想定して、乙訓医師会長と協議の上、あらかじめ京都府に対して被災地以外の後方医療機関への広域医療応援体制を整備しておくものとする。
- (3) 広域医療応援要請の方法は、「第1章第4節 広域的応援体制」計画に準じて実施する。

第2 医薬品、医薬用資機材の整備、調達計画

1 医薬品、医薬用品の整備

災害時における応急医療活動を円滑に実施するため、長岡京市健康づくり推進課にあらかじめ救急薬品・用品を整備する。

2 救援物資による医薬品等の調達、管理

- (1) 保健センターに救援物資による医薬品等を集積し、保健センター管理者がこれを管理する。
- (2) 救援物資による医薬品等は、健康福祉班長の指示又は医療救護コーディネーターの要請により、健康福祉班が一次又は二次救護所等必要な場所に搬送し、医療救護班が医療救護に使用する。

3 災害時の医薬品等の調達^Ⅳ

災害時の応急医療活動に必要な医薬品等は、医師会協定に基づくもののほか、備蓄センターに備蓄するものを使用する。これにより在庫に不足が予測される場合には、乙訓医師会と協議の上、医師会協定に基づくものの他、緊急的に市内各医療機関の在

^Ⅲ 資料4-15 京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

^Ⅳ 資料4-17 京都府災害時医薬品等供給システム

庫や備蓄を使用することとする。

一方、大量の負傷者等が発生したことにより備蓄センターの在庫や備蓄及び市内医療機関からの調達では対応できない状況が生じると予測される場合には、本部長は、事前に協定を締結している医薬品卸売協同組合等に対して医薬品、医療用資機材の調達を要請する。

また本部長は、必要があれば救援物資として京都府知事に対し医薬品等の調達の要請を行う。

第3 負傷者の救急搬送体制及び広域応援体制

1 搬送体制の区分

被災地において救急医療を必要とする被災者で、自力により救護所等へ行くことができない者に対して、乙訓消防組合は下表に示す「症状」の区分に従って搬送するものとする。

表・応急11-1-1 救護活動における被災者搬送体制

区分		症状	施設名	所在地	電話番号
初期	一次救護所	軽傷及び応急処置	下記の注釈に記した資料 ^{JJ} に記載する救護所		
救護	二次救護所		下記の注釈に記した資料 ^{LL} に記載する救護所		
二次救護医療機関		重傷及び緊急治療	京都済生会病院 新河端病院 長岡京病院 千春会病院	下海印寺下内田101 一文橋2丁目31-1 天神1丁目20-10 開田2丁目14-26	955-0111 954-3136 955-1151 954-2175
被災地外の後方医療施設		重傷及び緊急治療	広域医療協定病院		

2 後方医療機関への搬送体制

被災地における傷病者の疾病状況が重傷又は緊急治療を要する場合、乙訓消防組合は最寄りの市内の二次救護医療機関に迅速に搬送する。

また、一次又は二次救護所において、傷病状況その他の原因により重傷又は緊急治療を要する患者が生じた場合、医療救護班長は健康福祉班の要員に後方移送の指示を行い、健康福祉班の要員は、乙訓消防組合に対して二次救護医療機関に迅速に搬送する緊急連絡を行う。

3 搬送体制の広域応援要請

1の搬送体制で、なお医療救護の搬送体制に支障が生じたときは、乙訓消防組合は本部長に広域応援要請を依頼する。応援要請の方法は「第1章第4節 広域的応援体制」及び「第22章第2節 自衛隊の派遣要請」に準じて実施する。

^{JJ} 資料4-10 医療救護所設置箇所

表・応急11-1-2 広域応援要請の連絡先

要請先	電話番号
京都府災害対策支部（府山城広域振興局乙訓地域総務防災課）	075-921-0183
日本赤十字社京都府支部	075-541-9326
陸上自衛隊第七普通科連隊	0773-22-4141
陸上自衛隊第四施設団	0774-44-0001
京都府医師会	075-354-6101

第4 救急搬送システム

1 救急搬送用ヘリポート計画

- （1）医療救護コーディネーターは、事前に選定されたヘリポート適地の中から、災害の状況及び規模等を考慮して、救急搬送ヘリポートを指定する。
- （2）上記施設が他の防災関係機関の活動拠点として利用されている場合、健康福祉班は乙訓消防組合及び災害対策本部と調整を行う。
- （3）指定した救急搬送用ヘリポートは、医療救護コーディネーター、二次医療機関、乙訓消防組合並びに一次及び二次救護所に周知する。

2 京都府に対するヘリコプター支援要請^{KK}

京都府に対するヘリコプターの支援要請は、以下のとおり実施する。

（1）目的

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の急務に該当するとき。

- ア 緊急に人命救助をする必要があるとき
- イ 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき

（2）支援要請手続

ア 要請方法

知事に対する支援要請は、市長名をもってあらかじめ電話等で行い、事後速やかに所定の「航空機使用申請書」を京都府山城広域振興局長を経由して、京都府危機管理部災害対策課に提出する。

（3）連絡すべき事項

- ア 支援を求める理由及び目的
- イ 現地責任者氏名
- ウ 人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容
- エ 人命救助の場合、救助される者の性別・年齢等
- オ 着陸場と連絡方法

3 京都府以外の関係機関等に対するヘリコプター支援要請

なお、京都府以外に所有するヘリコプターの支援を要請する場合についても、京都

^{KK} 資料4-16 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統図

府を通じて派遣を要請する。

- (1) 自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊ヘリコプター
- (2) 広域航空消防応援実施要項に基づく他府県消防機関所有ヘリコプター

第5 災害救助法の適用

1 医療基準

- (1) 対象
災害のため医療の途を失った者とする。
- (2) 医療範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤の投与又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への移送
 - オ 看護
- (3) 費用の限度
 - ア 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
 - イ 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内
 - ウ 施術者
 - a あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内
 - b はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内
- (4) 期間
災害発生の日から14日以内とする。

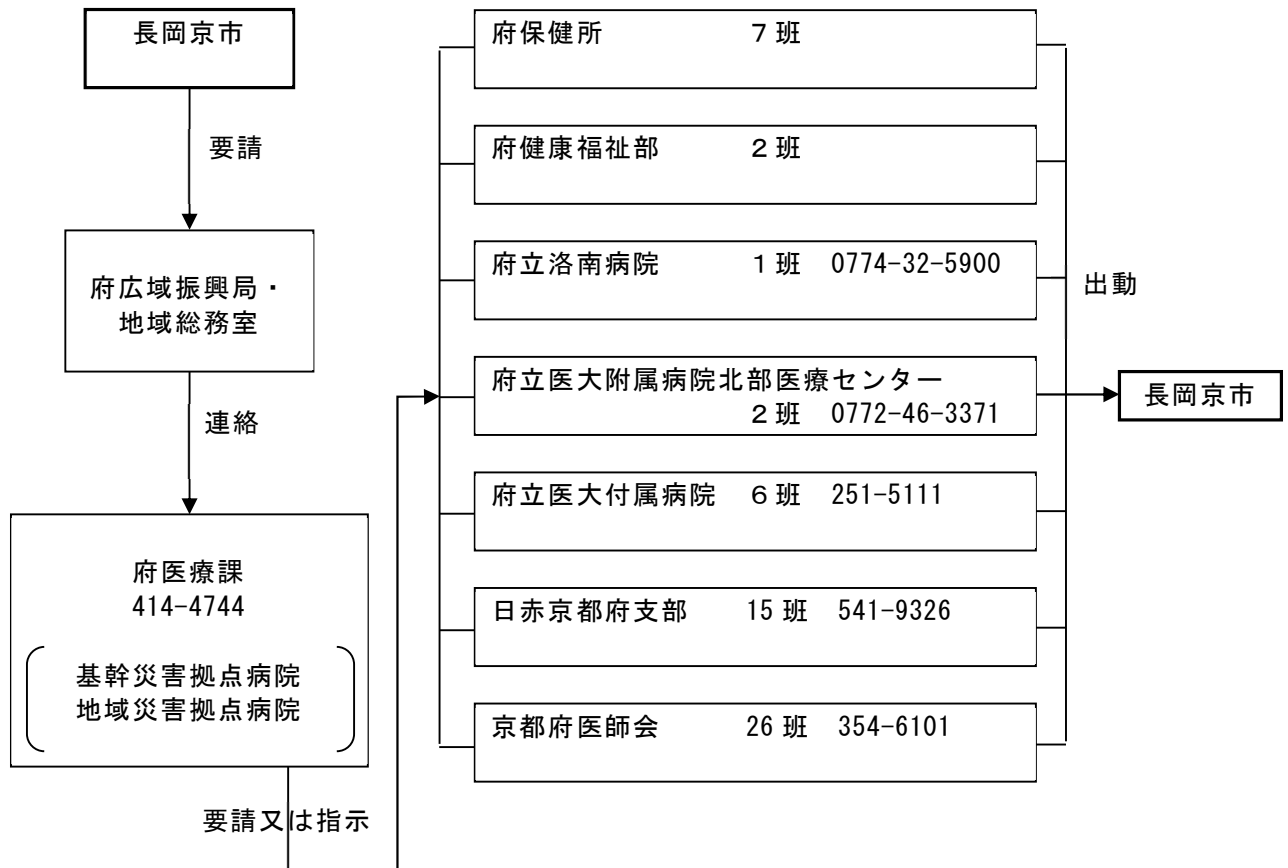
2 助産基準

- (1) 対象
災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者とする。
- (2) 助産範囲
 - ア 分べん介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- (3) 費用の限度
 - ア 救護班：使用した衛生材料の実費
 - イ 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費
 - ウ 助産師：慣行料金の8割以内

(4) 期間

分べんした日から7日以内とする。

図・応急12-1-1 市から府に医療救護班の応援要請をする場合の連絡系統



第13章 防疫活動計画

この計画は、災害後の感染症の発生を未然に防止するためのものである。

災害発生後における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期する。

〔災害応急対策の分担〕

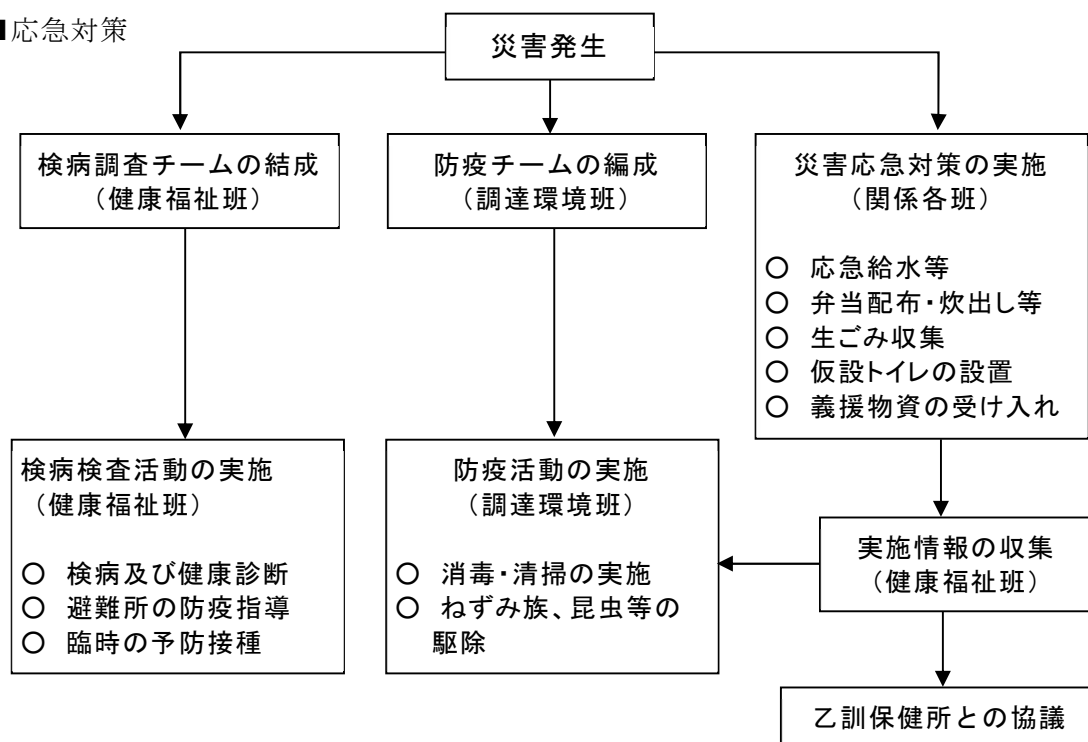
項目	実施担当	実施内容
防疫活動	健康福祉班 (検病調査チーム)	○ 検病及び健康診断を実施する ○ 臨時予防接種を実施する ○ 予防教育及び広報活動を実施する
衛生管理	調達環境班 上下水道班 関係各班	○ 避難所の防疫指導を実施する ○ ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する ○ 応急給水、井戸水等の水質検査を実施する ○ 弁当、炊出し等の食品の衛生監視を実施する ○ 生ごみ収集場所の衛生管理を実施する ○ 仮設トイレ等の衛生管理を実施する ○ 義援物資に生鮮食料品がある場合の対応を判断する ○ 予防教育及び広報活動を実施する

〔災害応急対策の流れ〕

■ 事前対策

- 災害発生後の衛生管理活動に関して、乙訓保健所と協議する。
- 応急給水、生ごみ収集、仮設トイレ設置、義援物資中の生鮮食料品の受け入れ等に対する衛生管理活動について、上下水道班及び関係各班との調整を図る。
- 他都市からの弁当搬入等に際し、府を通じた広域的な食品衛生管理体制を確立する。

■ 応急対策



[災害応急活動の内容]

第1 防疫活動

1 組織及び防疫活動

(1) 健康福祉班（検病調査チーム）の任務

- ア 検病調査及び健康診断の実施
- イ 避難所の防疫指導
- ウ 臨時予防接種の実施
- エ 患者に対する措置

(2) 調達環境班の任務

- ア 消毒及び清掃の実施
- イ 害獣、昆虫等の駆除
- ウ 予防教育、広報活動

2 検病及び健康診断

(1) 検病調査チームの実働能力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ緊急度の高いものから順次実施し、感染症患者の早期発見に努める。

(2) 必要に応じ、健康診断を行う。

3 避難所の防疫指導

健康福祉班並びに調達環境班は、避難所管理責任者とともに避難所の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。

4 臨時予防接種の実施

健康福祉班は、災害の状況、被災地の感染症発生により予防接種対象期間を定めて実施する。

5 予防教育及び広報活動

(1) パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症に関する注意事項を周知させる。

(2) 災害発生時においてあらゆる機会をとらえて、被災者に対して衛生指導を行う。

6 消毒、清掃の実施について

調達環境班は、被災地域において感染症が発生し、又は発生するおそれがある地域を重点的に消毒及び清掃を実施する。

7 ねずみ族、昆虫等の駆除

消毒、清掃の際に合わせて行う。

8 患者に対する措置

被災地域において感染病患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、健康福祉班は、乙訓保健所の指導のもとに、速やかに感染症指定医療機関等に受入措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、本部長は京都府に

対して近隣の府県等が所管する感染症指定医療機関への受入を要請する。

表・応急13-1-1 第二種感染症指定医療機関

移送先	所在地	電話
京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311

第2 消毒用備蓄資材の在庫場所等

1 消毒用備蓄資材の在庫場所

消毒用備蓄資材の在庫場所等は、市役所分庁舎2の環境業務課とする。

2 薬剤所要量の算定方法

表・応急13-1-2 薬剤所要量の算定方法

区分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
被災家屋全部	クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム	全半壊戸数 × 200g 全半壊戸数 × 6kg 井戸の数(概数) × 1,340cc

第3 被害の報告

警察・消防等の諸機関、その他関係団体との緊密な協力を得て被害状況を把握し、速やかに所定の方式による報告書を乙訓保健所長を経由して知事に提出すること。

ただし、その概要については、できる限り事前に電話報告すること。

1 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、所定の様式による報告書を乙訓保健所長を経由して知事に提出すること。報告書の提出に当たっては、できる限りその概要を電話により報告すること。

適当な時間において、乙訓保健所長と協議の上、文書による報告に切り替えること。

2 災害防疫所要見込額の報告

防疫に要する費用の所要見込額について、所定の様式による報告書を乙訓保健所長を経由して知事に提出すること。

報告書の提出に当たっては、できる限りその概要を電話でもって報告すること。

3 記録の整備

災害防疫に整備すべき書類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 防疫活動状況報告書
- (2) 消毒及び清掃に関する書類
- (3) 害獣、昆虫等の駆除に関する書類
- (4) 患者台帳

- (5) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の状況、その他参考事項を記載すること。）

4 災害防疫後の措置

- (1) 災害防疫活動を終了したときは、速やかに所定の様式による災害防疫完了報告書を作成し、乙訓保健所長を経由して知事に提出すること。
- (2) 災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後直ちに清算を行うこと。

第4 災害発生後の衛生管理

災害発生後、保健所と連携して、以下の衛生管理活動を実施する。

- (1) 応急給水の実施体制（上下水道班）
- (2) 弁当、炊出し等の食品管理及び食品衛生監視体制と井戸水等の水質検査（調達環境班、避難所班）
- (3) 生ごみの収集場所の衛生管理（調達環境班、避難所班）
- (4) 仮設トイレ等の衛生管理（調達環境班、避難所班）

第5 家庭動物の保護及び受入対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び受入について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

- (1) 放浪している動物を保護し、受入する。
- (2) 負傷や病気の動物を治療し、受入する。
- (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
- (4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。
- (5) 飼養されている動物に餌を配布する。
- (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第6 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、山城家畜保健衛生所を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第14章 廃棄物処理計画

この計画は、災害によって排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1節 計画の方針

市は、次の方針に基づき、廃棄物の処理を行うこととする。

- 1 災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府や近隣市町村等に報告する。
- 3 廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- 4 被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。仮設トイレの設置に当たっては、障がい者への配慮を行う。
- 5 水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- 6 発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- 7 廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 8 応急活動後、まずは廃棄物の分別を徹底し、進捗状況に応じてがれきの破碎や、木材・コンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- 9 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第2節 計画の内容

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
要員の確保	本部事務局	○必要人員の臨時雇用の調整
収集に関する広報	市民情報班 調達環境班	○ごみ・し尿の収集について市民に広報する
災害廃棄物処理実施計画の作成	調達環境班 建設班	○被災状況の調査 ○収集、処分計画の作成
一般廃棄物（生活ごみ）の処理	調達環境班	○焼却施設の早期復旧の支援を行う ○仮設焼却炉の設置要請や可燃ごみ等の仮置きを行う

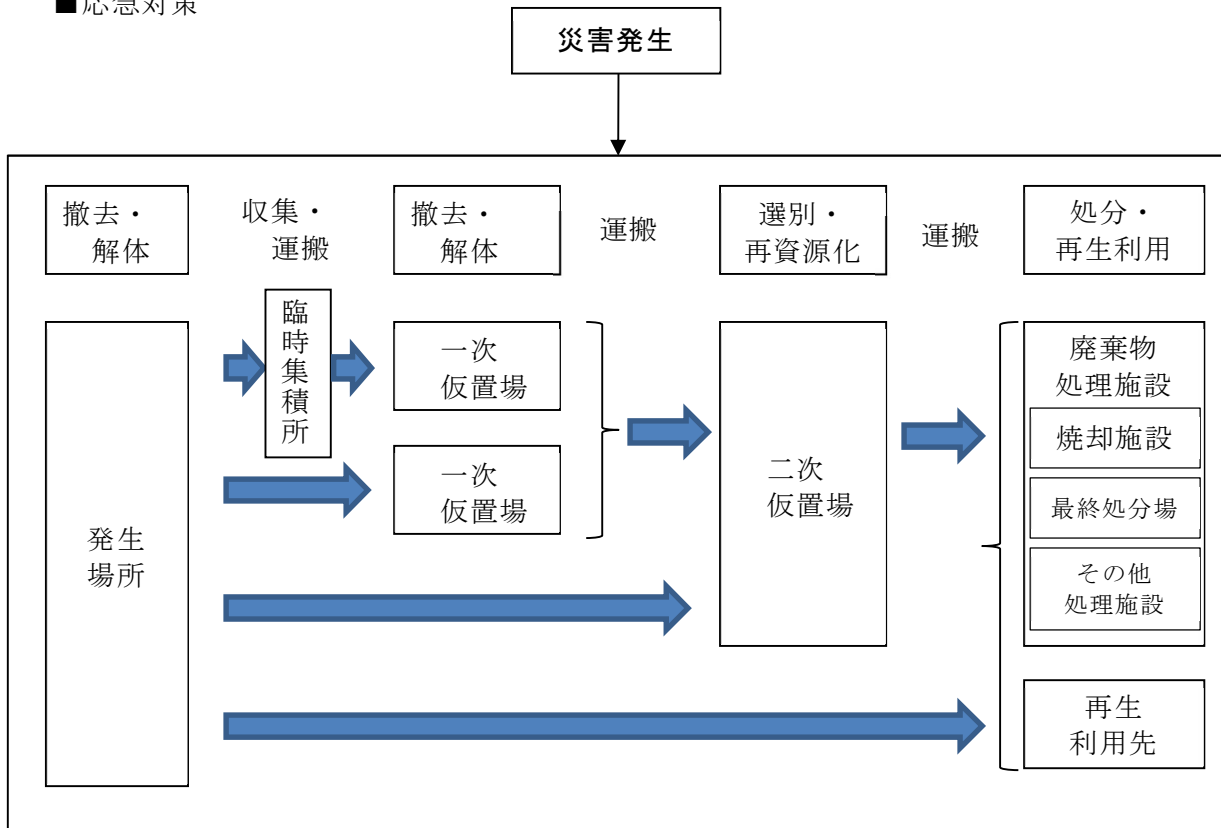
		○府等に一般廃棄物処理の広域要請を行う
災害廃棄物の処理	建設班 調達環境班	○応急危険度判定結果の情報を各班に提供する ○住家等被害判定調査から倒壊家屋の処理計画を立てる ○民間業者等の協力を得て災害廃棄物の処理を行う ○がれき集積場所候補地の調整・選定を行う ○府等に災害廃棄物処理の広域要請を行う
一般廃棄物（し尿）の処理	調達環境班	○処理施設の早期復旧の支援を行う ○仮設トイレ計画を立て、調達・設置を行う ○市許可業者等の協力を得て一般廃棄物（し尿）の収集運搬を行う ○府等に一般廃棄物（し尿）処理、仮設トイレ調達等の広域要請を行う
	市許可業者	○調達環境班の要請により車両、人員等の提供を行う

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 市内で処理できなくなった場合を想定し、近隣市町村との広域応援体制を確立する。
- 市の委託業者等との災害発生時の協力体制を協定等によって確立する。
- 応急被災度判定結果に基づく、倒壊家屋の災害廃棄物量の算出手順を明確にする。
- 災害廃棄物の仮置場の候補地及び搬出ルートを事前に計画する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 し尿処理対策

1 し尿処理の基本方針

乙訓環境衛生組合が被災した場合、次の基本方針でし尿を処理する。

- (1) 自己処理を基本とし、被災の早期復旧のため乙訓環境衛生組合に対し支援を行う。
- (2) 公共下水道の処理場及び污水管等に異常がないとき、マンホール又は污水管に投入する。
- (3) 府に要請し、府内各市町又は府外各市町の応援を得る。

2 災害用マンホールトイレ及び仮設トイレの設置

- (1) 可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、災害避難時におけるトイレの問題を解決するため、避難者数500人程度以上受入可能な公共施設に災害用マンホールトイレを整備する。
- (2) 仮設トイレはまず避難所公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために公園等に設置する。
- (3) 公園等屋外で照明施設が必要な場合には関西電力と調整の上、照明施設を設置する。

(4) 仮設トイレの設置基準

表・応急14-1-1 仮設トイレの設置基準

	住民当たりの必要数
仮設トイレの設置箇所数	5箇所／1000世帯
仮設トイレの設置台数	1.2台／100人

3 仮設トイレの調達

市外の仮設トイレ取扱業者と事前協力体制の確立に努め、仮設トイレの確保を図る。必要数が不足している場合には広域応援による調達をする。

4 し尿の収集

(1) 収集体制の確保

ア 生活排水処理実施計画（具体的には汲み取り日程等）に基づく収集業務を行う。

イ 業務を市委託業者で行っても、なお収集困難な場合は、市許可業者（浄化槽清掃業者）の支援を求める。

(2) 広域応援体制（車両・人員等）

市許可業者で処理できないと判断したとき、速やかに府に要請し、他の自治体の応援を得る。

第2 一般廃棄物の処理**1 ごみ処理の基本方針**

災害により、乙訓環境衛生組合等が被災した場合、以下の方針でごみ処理を実施する。

(1) 自己処理を基本とし、焼却施設の早期復旧の支援を行う。

(2) 他の自治体支援を含めたごみ焼却の応援要請を検討する。

(3) 被災状況に応じ、一時的な集積場所を各所管と協議の上、定める。

2 ごみの収集、運搬計画

(1) 収集体制の確保

ア 人員の確保に努め、可能な限り早急に収集・運搬を開始する。

イ 被災状況により、交通の支障箇所等を早急に確認し、収取運搬計画により収集することを検討する。

ウ 車両により、収集運搬計画、ごみの排出方法等の注意事項を広報する。状況により、廃棄物減量等推進員に協力を求めて、上記の広報・周知を行い、適正排出に努める。

エ ごみの予想発生量、特性（大きさ、腐敗性、可燃性等）等を考慮して、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集順位、収集処理方法について計画を定めておく。

オ 交通障害等、収集車両が通行困難な場合は、夜間収集も検討する。

(2) 広域応援体制

市直営及び市委託業者で処理できないと判断したときは、速やかに他の自治体の応援を求める。

3 市委託業者等の活動方針^{LL}

- (1) 災害が発生した時点で調達環境班へ被害状況（収集車両、人員等）の報告を行う。
- (2) 通常の家系一般廃棄物の収集・運搬業務を行う。
- (3) 通常の事業系一般廃棄物の収集・運搬業務を行う。
- (4) 市の収集計画に支障がある場合、協定書等に基づき調達環境班の要請に応じて車両・人員の提供を行う。

第3 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 調達環境班は応急被災判定結果に基づいて、倒壊家屋災害廃棄物の発生総量を算出する。
- (2) 仮置場及び処理体制を確保する。
倒壊家屋の廃棄物発生総量から、必要な仮置場を確保する。
- (3) 救援物資の搬送ルートも考慮に入れて、災害廃棄物収集・運搬ルートの確保を図る。

2 仮置場候補地の計画

- (1) 仮置場候補地については、災害廃棄物処理計画の中で定める。
- (2) 仮置場候補地の使用が困難な場合や、仮置場が不足する場合は、新たな仮置場を選定する。選定にあたっては、長期にわたり使用できる場所を確保する。

3 解体・処理体制の確保

- (1) 被災状況の把握、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (2) 市内の家屋等解体業者を確保する。
- (3) 京都府へ応援要請を実施する。
- (4) 埋立処分場用地又は仮置場への搬出ルートを確保する。

4 廃棄物の最終処分等

- (1) 被災建築物の分別解体や一次仮置場における分別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減するものとする。
- (2) 可燃物は乙訓環境衛生組合で焼却するほか、必要に応じ他の自治体の応援を求める。
- (3) 不燃物等については、乙訓環境衛生組合で処分できない場合、同組合場外処分となるが、必要に応じて他の自治体の応援を求める。

^{LL} 資料4-20 一般廃棄物及びし尿収集・運搬委託業者一覧

第15章 遺体の搜索、処理及び火葬計画

この計画は、災害により行方不明者、死者が発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、これらの搜索、遺体の処理及び、火葬等を円滑に推進するためのものである。

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
遺体の搜索	警察官、消防職員、 水防団、消防団、 自治会、自主防災組織	○遺体及び行方不明者の搜索
	向日町警察署	○遺体の検視を行う
遺体の収容	健康福祉班	○遺体安置所の開設と管理 ○遺体の搬送 ○遺品の整理等 ○遺体の家族への引渡し
	京都済生会病院医師 新河端病院医師 長岡京病院医師 千春会病院医師	○遺体の洗浄、縫合、消毒等遺体安置を実施する ○遺体の検案に関することを実施する
	葬祭業者	○納棺用品等必要機材の提供 ○納棺用品等必要機材の広域調達の協力 ○遺体安置所から火葬場への搬送の協力
遺体の埋葬	健康福祉班	○遺体の埋葬に関することを実施する
資材等の広域調達	健康福祉班	○近隣自治体への火葬の協力依頼を行う ○遺体の搜索、収容、埋葬に必要な資材・車両等の広域調達の要請を行う

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 検案に係わる体制の確立
- 遺体安置所、仮安置所の候補場所の選定
- 近隣市町と火葬に関する広域協力体制を確立しておく。
- 葬祭業者等との間で必要な資材の調達体制を調整しておく。

表・応急15－1－1 遺体処理等業務の組織

遺体収容担当	班長（健康福祉班） 班付（京都済生会病院、新河端病院、長岡京病院、千春会病院） 班員（健康福祉班）
埋葬担当	班長（健康福祉班） 班員（健康福祉班）

■ 応急対策

〔災害応急対策の内容〕

第1 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

(1) 実施主体

市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。）

(2) 協力機関

市長は、必要に応じ消防機関、警察官、及び地域住民等に協力を要請することができる。

(3) 機材借上

市長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 災害救助法による基準

(1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

(2) 費用の限度及び期間

舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

また、搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第2 遺体の処理

1 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

- | | |
|--------|---------------|
| ア 目的 | 身元確認、腐敗の防止等 |
| イ 実施者 | 健康福祉班 |
| ウ 処理場所 | 市が借り上げ、指定した場所 |

(2) 遺体の一時安置

- | | |
|--------|---|
| ア 目的 | 身元確認、腐敗の防止等 |
| イ 実施者 | 市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。） |
| ウ 安置場所 | 市は、あらかじめ神社及び仏閣等の施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。 |

なお、場所の指定に際しては、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れ、施設を指定するとともに、遮蔽できる空間を確保するなど故人の尊厳に配慮する。

また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。

(3) 検案

原則として救護班により行う。

警察官、消防職員、水防団、消防団、自治会（自主防災組織）等災害業務関係者が死体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 災害救助法による基準

(1) 対象

災害の際に死亡した者とする。

(2) 処理内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(3) 費用の限度及び期間

ア (2) のアについては、災害救助法施行細則で定める額以内とする。

イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内とする。

ウ 検案は原則として救護班が行うが、救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内とする。

エ 処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第3 遺体の収容

1 遺体の収容方法^{MM}

(1) 遺体収容担当は、遺体を到着順に収容すること。

(2) 遺体収容担当は、遺体の洗浄、消毒等を行い遺品を整理して納棺の上、その性別推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に提出する。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

^{MM}資料4-21 遺体安置所一覧

(1) 実施者

市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。）

遺体埋葬は、遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し、埋葬台帳に記入の上、火葬に付する。

(2) 方法

火葬とする。

主たる火葬場としては、次表のとおり京都市中央斎場とする。

名 称	所 在 地	処理能力	備考
京都市中央斎場	京都市山科区上花山旭山町19-3	1日最大120体	

(3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、市民情報班に連絡し、行旅死亡人としての取扱いをする。

3 埋葬場所の住所、名称

身元が不明で火葬に付した遺骨は、健康福祉班において「三尊寺」に安置し、引取人がない場合は「光明寺」に埋葬する。

4 他都市に対する火葬の協力要請手続^{NN}

大災害により多数の死者が発生し京都市中央斎場の処理能力を超えるとき、又は火葬場の被害が甚大なため処理できないときは、本部事務局を通じて火葬場のある近隣市町へ協力要請を行うこととする。

5 災害救助法による基準

(1) 対象

災害により死亡した者とする。

(2) 埋葬の範囲

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 費用の限度と期間

埋葬に要する費用の限度は、救助法施行細則で定める額以内とする。またその期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第5 災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

^{NN} 資料4-22 市外火葬場一覧

(1) 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

(2) 他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

2 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

第6 資機材等の調達

- 1 遺体の搜索及び収容等に要する資材車両等については、市内関係業者と連絡を取り臨時に配車する等適宜の措置をとる。
- 2 遺体収容所において必要な柩等の葬祭用品、及びドライアイス等は葬祭業者より調達する。
- 3 なお、搬送車両、葬祭用品、ドライアイス等の調達が困難で不足する場合は、健康福祉班が広域調達を実施する。

第16章 障害物除去計画

(建設班)

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第1 住宅関係障害物除去

1 除去活動の実施要領

- (1) 障害物の除去は、市が行う。
- (2) 第一次的には、市保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、府（乙訓土木事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

- (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 対象者の選定基準と除去対象数

障害物除去対象者の選定は市で行う。その除去対象数は、半壊又は床上浸水家屋の世帯数の15%以内とする。
- (3) 費用の限度⁰⁰

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫費等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
- (4) 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、市長は結果を府へ報告する。

第2 河川関係障害物除去

河川の障害物については、それぞれの管理者が処理する。

第3 道路障害物除去

道路管理者は、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、市民に的確な情報提供を行う。

緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいな

⁰⁰ 資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

いことから措置命令をすることができない場合は、道路管理者は自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件の破損を容認する。

第17章 文教対策

災害により教育施設や児童生徒が被災し、通常の実教育が行えない場合に、応急的な教育の確保ができるよう対策を講ずる。

特に学校においては、児童生徒が在学しているときとそうでないときでは、それぞれ違いがある。在学時においては、児童生徒及び教職員の安全対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

施設の被害拡大等を防止するための対応策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行うのは、それらの初期対応が終了した後となる。

なお、児童生徒の不在時においては、施設の被害状況の迅速な把握とその被害拡大を防止するとともに、児童生徒及び教職員の安否確認を行う。

また、学校が避難所に指定された場合、校長及び教職員は市の災害対策本部から避難所管理のため派遣された職員に協力し、避難者の保護に当たる。

第1節 応急文教対策

(総務班、教育班)

〔災害応急対策の分担〕

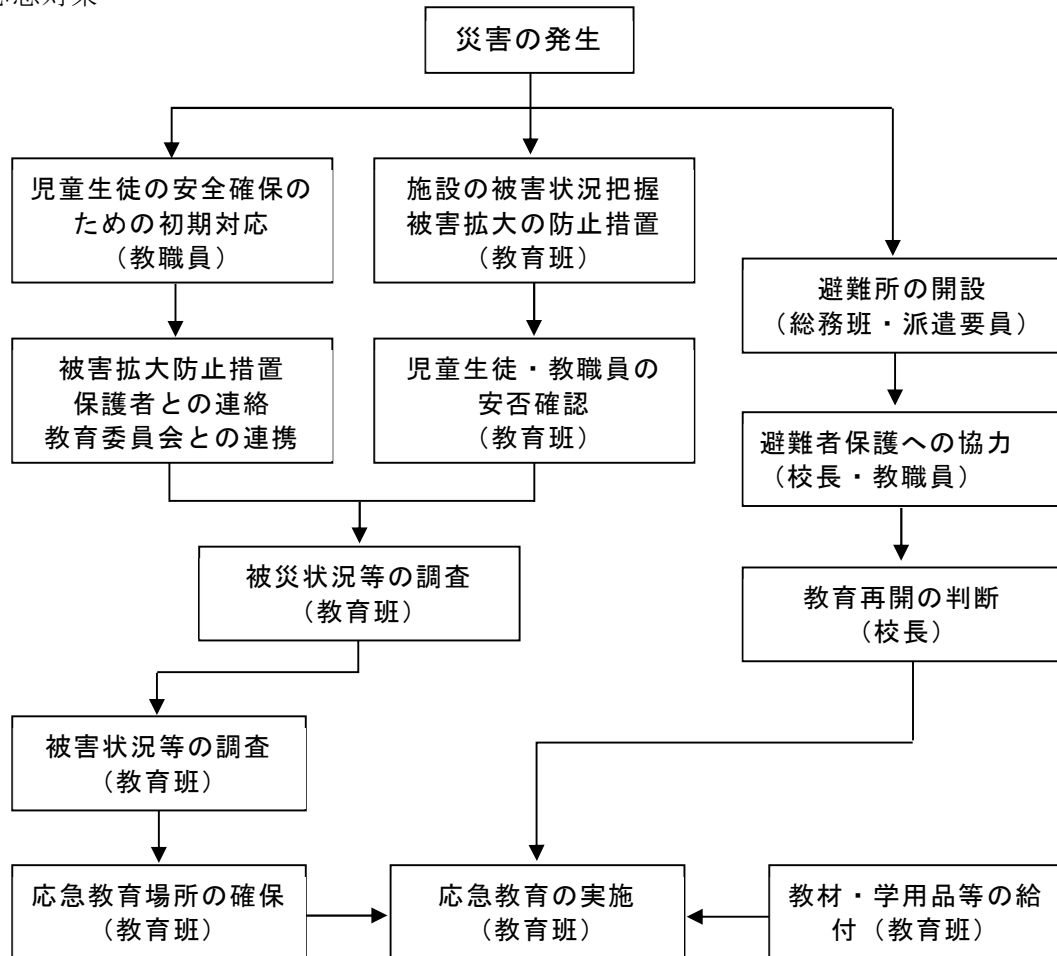
項目	実施担当	実施内容
児童生徒の安全確保	教育班	○児童生徒の在校時の災害発生に対し、児童生徒の安全対策を迅速・的確に実施する
被害状況等の調査		○学校施設の被害状況調査を実施する
		○児童生徒、教職員等の被災状況調査を実施する
		○社会教育施設の被害状況調査を実施する
応急教育の実施		○応急教育の実施場所を確保する ○京都府乙訓教育局と協議の上教職員を確保する
教材、学用品等の給付		○被災児童生徒に対して、教科書、教材、学用品等の給付を行う
避難所への対応		○学校施設が避難所として開設された場合、避難所班等との調整を実施する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 災害を想定した避難訓練等により、児童生徒の安全対策を徹底する。
- 災害発生時の状況に応じて児童生徒の保護者への引渡方法等を、個々の児童生徒について確認する。
- 京都府乙訓教育局、PTA等の教育関係機関への応援要請の事前調整を行う。
- 学校が避難所として開設された場合を想定し、教職員も避難所の【運営マニュアル】を習熟する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 実施体制

市立小、中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は教育長、学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については校長を実施責任者とし、教育委員会と学校が緊密な連絡協力のもとに、災害応急対策を実施する。必要に応じて、京都府乙訓教育局及びPTA等の機関・団体に応援協力の要請をする。

また、市の災害対策本部とも連携し、被災状況等の収集、応急復旧対応の調整を行うものとする。

第2 学校における安全対策

1 在校時の対策

児童生徒の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 在校時以外の対策

児童生徒の在校時以外に発災した場合は、児童生徒及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

3 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定められた方法により速やかに保護者と連絡を取り、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

4 保健衛生及び危険物等の保安

(1) 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

(2) 危険物等の保安

学校において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講ずる。

5 施設、設備の緊急点検の実施

災害が発生又は発生するおそれのあるとき、学校において施設、設備の緊急点検及びパトロールを実施するとともに、必要に応じて重要な機材・器具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所へ移動する等の適切な措置を講ずる。

第3 教育施設及び児童生徒の被害状況の調査

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制を取り、被害情報について被災地域の学校から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話・ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話、メール、インターネットの活用のほか、テレビ・ラジオ等の情報等、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

なお、応急復旧対策を決定するために、実施体制の分掌事務ごとに、次の項目について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に連絡報告する。

- 1 児童生徒の被災状況
- 2 教育関係職員の被災状況
- 3 学校施設の被害状況
- 4 その他の教育施設の被害状況
- 5 応急措置を必要と認める事項

第4 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講ずる。

第5 応急教育の実施場所及び実施方法

応急教育の実施については、被害状況に応じて、教育の実施場所、児童生徒への連絡方法及び通学方法等を検討の上、事態に即応した措置をとる。ただし、実施が困難な場合は、臨時休校とする。

- 1 校舎の著しい被害、避難者の受入、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、被害の少ない近隣の学校又は、その他の教育施設を使用して授業を実施する。
- 2 応急教育の実施に当たっては児童生徒の状況、教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等にあわせて登校・下校時刻、授業時数、授業期間、休憩時間等を決定する。また、その後の状況変化に応じ、段階的に改定していく。

第6 教育実施者の確保の措置

教員の被災等により通常の授業が行えない場合、京都府乙訓教育局と協議の上次の方法によって教員を確保する。なお、教員の確保が難しい場合でも、地域の人やボランティアなどの協力を得ることで、学業の支援を行う。

- 1 教育委員会は、各学校の教員不足等の状況により、応急的な教員組織を考え、出務等を指示する。
- 2 状況によっては、京都府乙訓教育局において用意された教員の補充を受ける。

第7 教材、学用品等の調達及び給付の方法

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

教育班は、市立学校における補給必要冊数をまとめて府教育部に報告し、府教育部における調整のもと調達、配分が実施される。

(2) 文房具及び通学用品

教育班は、市立学校における補給必要冊数をまとめて府教育部に報告し、府教育部における調整のもと調達、配分が実施される。

(3) 学用品の給与基準

ア．対象

災害救助法による学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある児童生徒に対して行う。

イ．範囲

災害救助法による学用品の給与の範囲は、教科書（教材を含む。）、文房具、通学用品とし、支給は各学校からの損失状況報告等に基づき一括発注し行う。

ウ．期間

災害救助法による学用品の給与の期間は、災害の発生日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送が困難な場合は災害救助法の手続により、延長の承認を受け、必要な期間を延長する。

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

市教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて一般社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

(2) 文房具及び通学用品

市教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。

3 就学援助等の措置

児童生徒で、被災のために経済的に就学が困難となり、援助を必要とする者については、校長を通じて提出された申請書等により認定を行う。

4 その他

その他特別の事態が生じたときは、関係者は協議の上、速やかに応急措置をとる。

第8 給食の措置

災害発生時における学校給食は、特に衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理等を十分行った上で実施する。

次の場合には、給食を一時中止する。

- 1 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- 2 給食施設が災害救助のために使用された場合
- 3 感染症その他危険の発生が予想される場合
- 4 給食用物資の入手が困難な場合

第9 児童生徒の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品の支給が行われるような措置を講ずる。

第10 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講ずる。

第11 被災者の救護活動への連携・協力

学校が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し各班との連携が図られるよう努める。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出しについて協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるような人的支援体制を整備する等円滑な活動が行われるよう努める。

第12 私立学校

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第13 その他必要とする事項

災害時の教育委員会と学校との連絡は、常時規定されている相互連絡の方法によって行うものとし、また、これによらない連絡方法についても別に定めておく。

第2節 教育施設の応急復旧対策

(教育班)

学校においては、速やかに平常授業が再開できるよう、次の内容に即して応急復旧対策を実施する。なお、学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとるとともに、市民の利用上危険がある場合は一時使用禁止等の措置をとる。

〔災害応急対策の分担〕

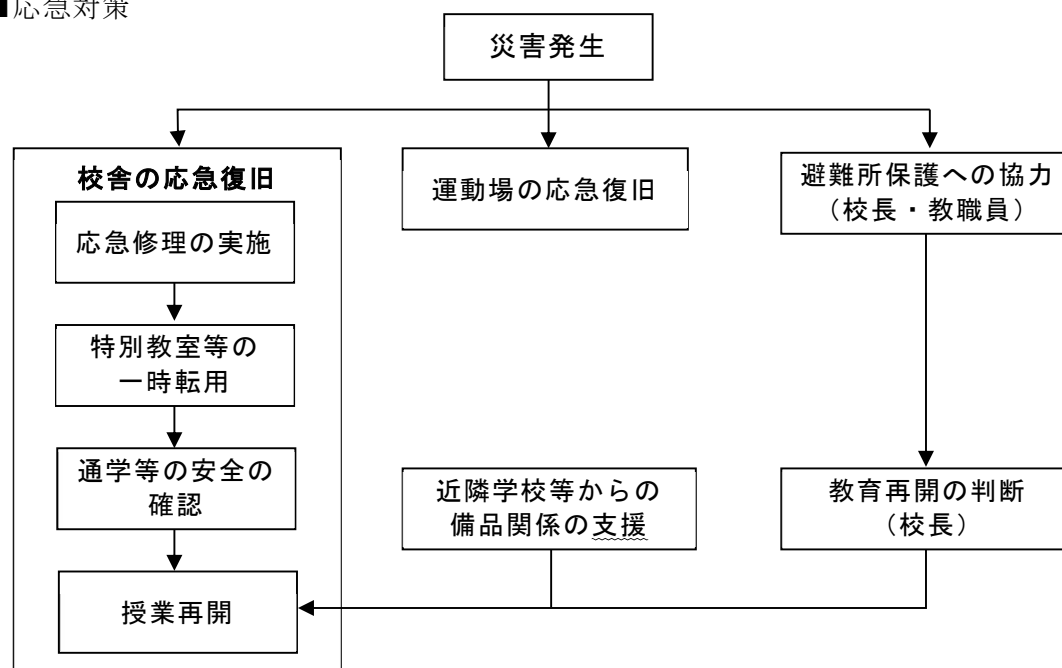
項目	実施担当	実施内容
校舎の応急復旧	教育班	○軽微な校舎等の被害について、応急修理を行う
		○被害が大きく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校を閉鎖する。
運動場の応急復旧		○運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了をまって復旧する
備品関係の応急復旧		○破損、冠水等によって使用不能となった児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業に支障のないようにする
学校以外の教育施設		○速やかに平常業務を行い得るよう措置をとるとともに、市民の利用上危険がある場合は一時使用禁止等の措置をとる

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 校舎や運動場等の応急修理を行う業者等と事前に調整を図り、迅速な対応が可能となる体制をつくる。
- 教育施設の応急被災度判定を優先的に実施する体制をつくる。
- 学校以外の教育施設についても学校と同様の措置をとる。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第1 校舎等の応急復旧

学校においては、速やかに平常授業が再開できるよう、次の内容に即して応急復旧対策を実施する。なお、学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとるとともに、市民の利用上危険がある場合は一時使用禁止等の措置をとる。

1 校舎の応急復旧

軽微な校舎の被害については、速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。なお、被害が大きく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校を閉鎖する。

2 運動場の応急復旧

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了をまって復旧する。

3 備品関係の応急復旧

破損、冠水等によって使用不能となった児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業に支障のないようにする。

4 避難者の受入

災害対策本部の指示に従い、体育館・ホール・教室が避難所として開設されたときは、避難所の【運営マニュアル】に基づき必要な措置をとる。

5 学校以外の教育施設の応急復旧

学校以外の教育施設については、速やかに平常業務が行えるよう応急措置をとるとともに、市民の利用上危険がある場合は一時使用禁止等の措置をとる。

第3節 避難誘導対策

(教育班)

児童生徒が在校中に災害が起こった場合は、児童生徒及び教職員の安全を確保することが最も重要であり、安全かつ迅速に児童生徒を避難場所に誘導しなければならない。

また、学校が避難所に指定された場合、校長及び教職員は市の災害対策本部から避難所管理のため派遣された職員に協力し、避難者の保護に当たる。

〔災害応急対策の分担〕

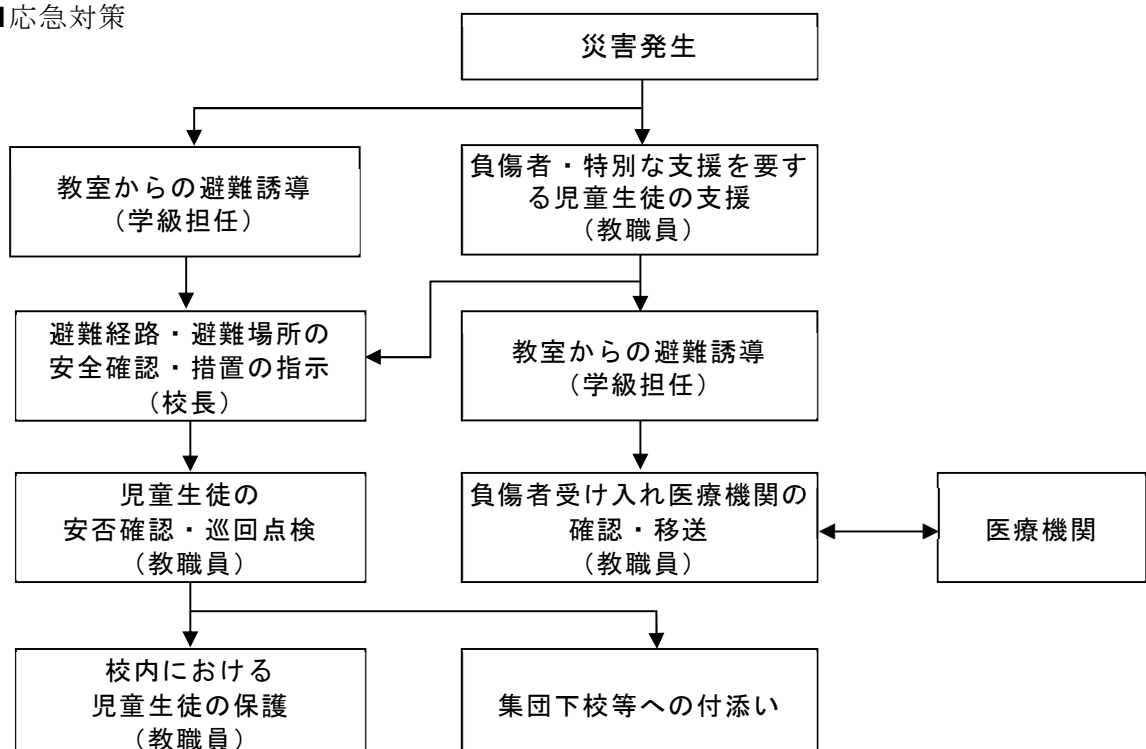
項目	実施担当	実施内容
避難誘導	担任	○児童生徒の避難誘導を実施する
	教職員	○負傷者、特別な支援を要する児童生徒の避難を支援する
負傷者の移送	校長	○運動場等の避難場所の安全性を確認し問題がある場合の対応を図る
	教職員	○負傷者に応急的な手当てを行い、医療機関に負傷者を移送する
児童生徒の保護	教職員	○児童生徒の下校が危険なときは、校内で児童生徒を保護する ○下校させる場合は、集団下校に教職員が付き添う等安全確保を図る

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 児童生徒は、避難訓練等により、教室から運動場等の避難場所への安全な避難に習熟する。
- 教職員は、負傷者への応急手当ての講習会等への参加・習熟に努める。
- 保護者は、学校からの児童生徒の引取りの方法についてあらかじめ学校へ届け出る等の対応を図る。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 避難場所

避難場所は各校の管理者があらかじめ定めた場所（運動場等）を基本とする。ただし、当該避難場所の安全性を確認し、問題があると判断したときは、直ちにこれに代わる避難場所を選定し、校内放送等により指示する。

第2 避難誘導の方法

- 1 児童生徒の避難誘導は、担任が指揮する。
- 2 負傷者、特別な支援を要する児童生徒等単独で避難することが困難な児童生徒は、教職員が支援し、優先して避難させる。
- 3 避難経路は、あらかじめ定められた経路を基本とする。
ただし、避難経路に火災・落下物、倒壊等危険な箇所があるときは、直ちに経路の変更をし、又は当該危険箇所に誘導員を配置する等適切な措置を講じ、避難中における不慮の事故防止に努める。
- 4 避難場所においては、学級ごとに点呼を行い、逃げ遅れた者がいないか確認するとともに、教職員により校内を巡回点検し、避難の確実を期す。

第3 負傷者の移送

児童生徒及び教職員に負傷者があるときは、応急的な手当てを行うとともに、健康福祉班に連絡し、受け入れ可能な医療機関へ迅速に負傷者を移送する。

第4 その他

児童生徒を下校させることが危険であるときは、校内において児童生徒を保護する。また、下校させる場合であっても、地区ごとの集団下校により教職員が付き添う等安全確保に万全を期す。

なお、児童生徒が登下校中に災害が起こった場合の避難方法についても、あらかじめ定めた内容を基本として行う。

第4節 文化財等の応急対策

（教育班）

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

- 1 被害が小さいときは所有者及び地元関係者と連絡を取り、応急修理を施す。
- 2 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆い等をかぶせ、その後の復旧計画を待つ。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護対策を行い現状保存を図れるようにする。
- 4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第18章 輸送計画

災害時に被災者の救援・救護を行い、負傷者の搬送や応急資機材の搬入、食料の搬入等、緊急輸送の果たす役割は極めて大きい。そのため、主要幹線道路上の障害物を除去し、損壊箇所を応急処理し、早急に緊急輸送道路及び緊急輸送手段を確保することが重要である。

第1節 交通の確保、緊急輸送活動

(本部事務局、建設班、市民情報班、調達環境班)

[災害応急対策の分担]

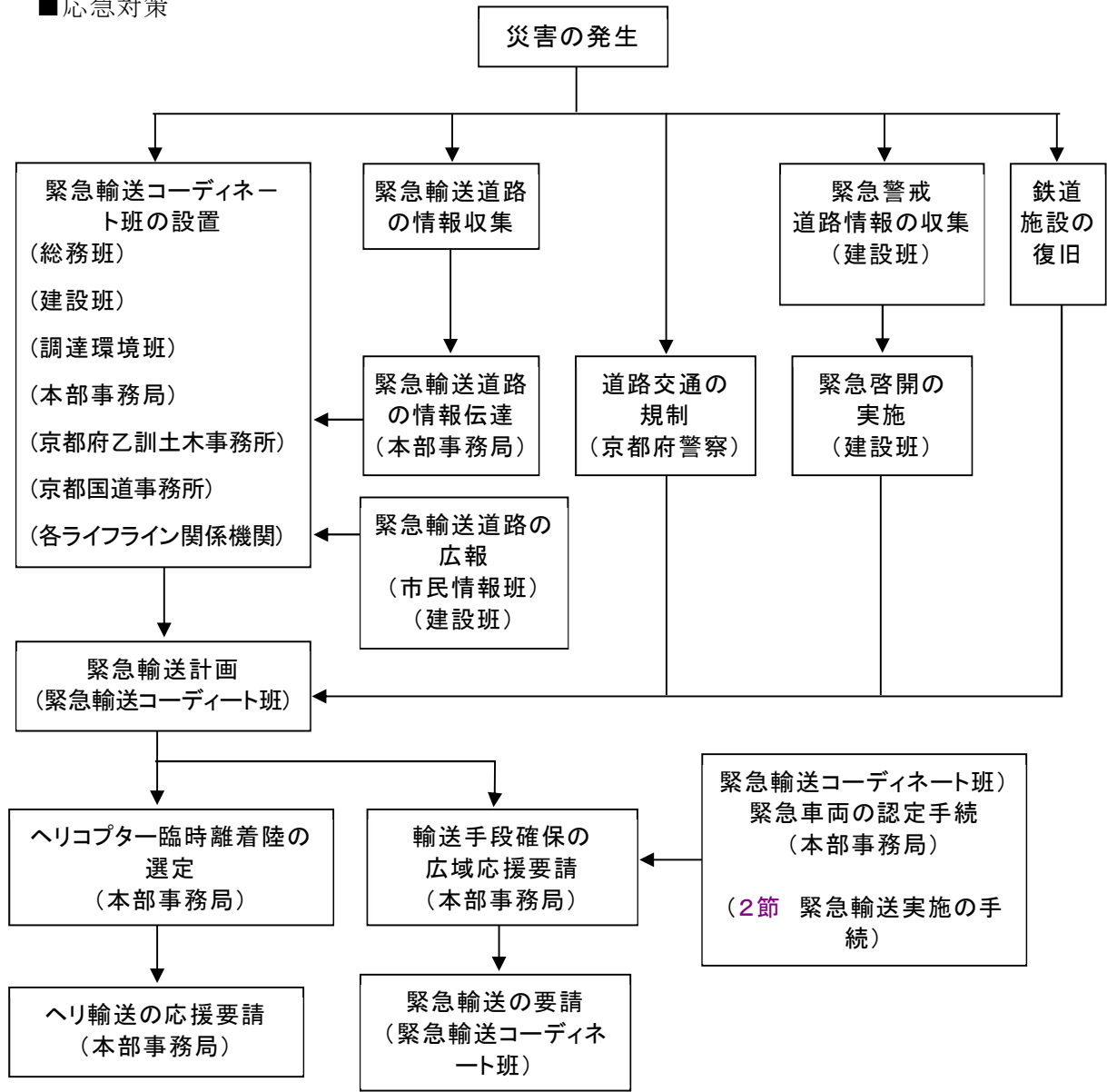
項目	実施担当	実施内容
緊急輸送活動	緊急輸送コーディネート班 本部事務局 総務班 建設班 調達環境班 京都府乙訓土木事務所 京都国道工事事務所 ライフライン関係機関	○緊急輸送に関する、交通規制、配送車の確保、交通の確保、緊急道路啓開等の総合的な調整を実施する
	京都府公安委員会	○緊急輸送道路を指定する
	市民情報班 建設班	○緊急輸送道路情報を市民に提供する
交通規制	向日町警察署	○災害時の道路交通規制を実施する
交通の確保	本部事務局	○京都府に対しヘリコプターによる輸送を要請する
	建設班	○緊急道路啓開を実施する
	鉄道事業者	○鉄道施設の早期復旧を図る

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 緊急輸送に関する総合的な調全体制を平常時から作りあげ、訓練等によって熟練する。
- 市民に対して、緊急輸送道路等の交通規制の必要性を啓発し、一般車両を使用しないことの理解を得ておく。
- 道路輸送、航空輸送、鉄道輸送の総合的な緊急輸送を計画する。
- 道路啓開のため、土木・建設業協会等との協力体制を確立する。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第1 災害対策本部における調整

1 緊急輸送道路等を緊急交通路として指定するための調整

[用語定義] (建設省策定要項より)

緊急輸送…災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送

緊急輸送道路…高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体等の庁舎の所在地、救援物資等の備蓄地点若しくは避難場所等で都道府県知事が指定するもの(「指定拠点」)を連絡する道路、又は指定拠点相互に連絡する道路で京都府地域防災計画で指定した道路

緊急交通路…京都府地域防災計画の指定からは外れるが、市の判断で緊急輸送に必要な道路として市が独自に指定する道路

(1) 緊急輸送コーディネート班

ア 向日町警察署は、災害対策本部が設置された場合、緊急輸送に関する総合的なコーディネートを実施するために調整要員を災害対策本部へ派遣する。なお、国土交通省京都国道事務所、京都府乙訓土木事務所の道路管理者にも職員の派遣要請を行う。

イ 総務班は配送車の担当課、建設班は交通確保及び緊急道路啓開の担当課となり、関係機関との総合的な調整を実施する。

ウ 緊急輸送コーディネート班は、災害対策本部に設置する。

(2) 緊急輸送コーディネート班の調整事項

緊急輸送調整班は、以下の基本方針で緊急輸送計画を調整する。

ア 第1段階

(ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等の人命救助に必要な人員及び物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(ウ) 市の災害対策要員、情報通信、電気・ガス・水道施設の保安要員及び物資

(エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

(ア) 第1段階の続行

(イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 負傷者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

(ア) 第1段階の続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(3) 緊急交通路の決定

事前に定めた緊急輸送道路以外の道路を緊急交通路として指定する必要がある場合は、その都度警察本部と調整し、京都府公安委員会が指定する。

PP 2 緊急輸送道路指定情報の広報体制

(1) 市民への広報手続

ア 緊急輸送道路が決定された場合、建設班・市民情報班・向日町警察署は市民に対し、不要な自家用車等の使用禁止の広報を実施する。（広報文例の事前作成）

^{PP} 資料7-1 長岡京市緊急輸送道路等予定路線図

イ 警察による広報は、警察本部の指定手続による。

(2) マスコミへの情報提供

府警察本部が警察庁と協議の上、情報提供を行う。

第2 災害時の道路交通規制

災害が発生した場合、緊急輸送活動を迅速かつ確実に実施するため、災害対策基本法等に基づく必要な交通規制を実施するとともに、以下の区分により速やかに必要な規制を行うものとする。

実施責任者		範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長 西日本高速道路(株)	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法第46条
	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	災害対策基本法第76条
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行う規制のうち、適用期間の短いものについては交通規制を行う	道路交通法第5条第1項
警察	向日町警察署員	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路上において、交通の危険が生じるおそれがある場合において、危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき	道路交通法第6条第4項

第3 災害時のヘリコプターの運用計画

災害時において、地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは緊急輸送物資を輸送する必要がある場合は、直ちに本部長は、京都府知事に対して府警察本部、自衛隊等の航空機（ヘリコプター）の派遣の要請をする。

1 ヘリコプター利用の用途

(1) 発災直後の利用

- ア 被害情報の収集
- イ 重症者の搬送

(2) 応急活動時の利用

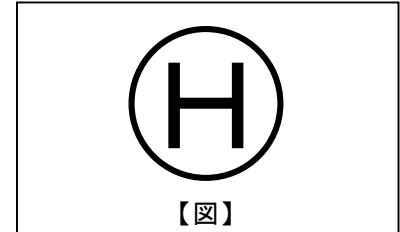
- ア 重症者の搬送
- イ 遺体の搬送
- ウ 緊急物資の搬送
- エ 防災対策要員の搬送

2 ヘリコプター発着場所^{QQ}

ヘリコプターの発着予定場所は、下記の注釈に記した資料のとおりである。

なお、ヘリコプター離発着による半倒壊家屋等の二次災害を避けるため、周辺の被災状況調査を速やかに実施した後、ヘリコプター発着場所を決定する。

- (1) 発着地点に石灰で「文字 " H " を○で囲んだ記号」(右参照)を描き地点を表示する。
- (2) 吹き流しの設置又は地点で発煙筒にて、風向をはっきりさせる。
- (3) 夜間は投光等により発着地点を表示する。



第4 道路の応急復旧

1 緊急啓開道路の定義

緊急輸送道路と市内の防災拠点等を有機的に結ぶ主要道路で、優先的に機能を回復すべき道路とする。

2 緊急啓開道路の選定基準及び緊急啓開道路指定予定路線^{RR}

災害時において、災害応急対策活動に必要な人員、資機材及び救援・救助並びに被災者、避難者の緊急輸送を確保するための緊急啓開道路は、当市の緊急輸送道路等の予定路線に準ずるものとする。

3 緊急啓開道路の啓開

建設班は、以下の手順で緊急啓開を実施する。

- (1) 被害状況を把握し、緊急輸送道路確保のため、障害物の除去等必要な災害応急対策を実施する。
- (2) 道路被災情報の収集に努めるほか、緊急啓開情報等は災害対策本部から広報を行う。
- (3) 障害物の除去等に必要な資機材は、土木・建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

第5 鉄道交通機関の応急復旧^{SS}

災害が発生した場合、鉄道施設の管理者は、乗客等の安全確保のため、必要な措置を実施するとともに所管施設の被害を早期に復旧する等交通機能の維持を図る。

また、市の応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送を西日本旅客鉄道(株)及び阪急電鉄(株)に協力を要請する。

表・応急18-1-1 鉄道交通機関の連絡先一覧

施設名	代表者	電話番号	備考
西日本旅客鉄道(株)長岡京駅	駅長	951-1038	
阪急電鉄(株)長岡天神駅	駅長	(0726)75-0109	高槻市駅長

^{QQ} 資料7-2 ヘリコプター発着所

^{RR} 資料7-1 長岡京市緊急輸送道路等予定路線図

^{SS} 資料10-4 鉄道施設の災害応急対策

阪急電鉄(株) 西山天王山駅	駅長	(0726)75-0109	高槻市駅長
----------------	----	---------------	-------

第2節 緊急輸送実施の手続

〔災害応急対策の分担〕

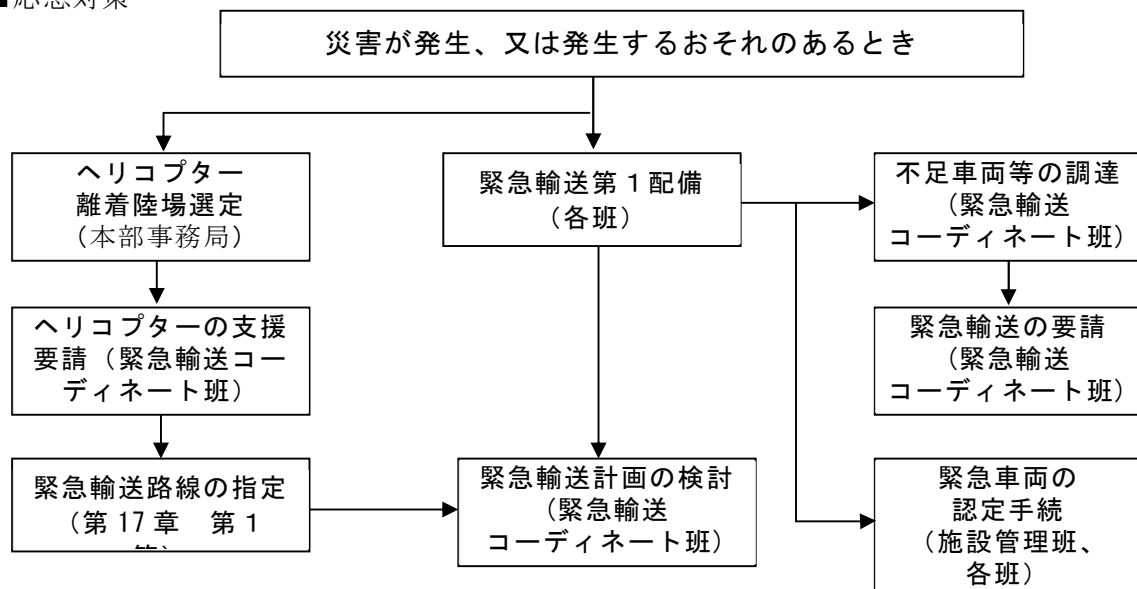
実施担当		実施内容
市災害対策本部	緊急輸送コーディネート班	○運輸業者との協定に関する事 ○不足車両等の調達に関する事 ○公用車の緊急車両の認定手続に関する事 ○緊急輸送の要請に関する事
	各班	○資材等搬送車の緊急車両の認定手続に関する事
	本部事務局	○ヘリコプターの臨時離着陸場所の設置に関する事
警察		○緊急交通車両の確認に関する事
市長		○緊急輸送の支援に関する事
市長		○協定に基づく緊急輸送の協力に関する事

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 市は、緊急輸送に関して、運輸業者等と協定を締結する。
- 緊急輸送コーディネート班は、必要な車両について緊急車両の事前認定を得る。
- 本部事務局は、ヘリコプターの利用のための手続について、別途マニュアルを作成する。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 鉄道等による輸送
- 3 航空機、ヘリコプターによる輸送
- 4 人力等による輸送

第2 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合概ね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第3 市保有車両等による緊急輸送

1 市保有車両等の現況^{TT}

下記の注釈に記した資料に示すとおり。

2 市保有車両等の緊急輸送第1配備計画

緊急輸送コーディネート班が、あらかじめ災害発生直後の第1配備計画を作成する。

(1) 災害用使用車両は、本部事務局が別に定めておく。

3 市保有車両等の緊急輸送時使用手続

各部が、災害用車両以外の車両が必要な場合は、緊急輸送コーディネート班に申し出て、班長の承認を受ける。

第4 不足車両の調達等

1 車両の借上げ等^{UU}

(1) 市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、緊急輸送コーディネート班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。

(2) 車両等の調達先は、下記の注釈に記した資料のとおり。

2 燃料の調達^{VV}

(1) 災害時においても安定した燃料の調達を行うため、緊急輸送コーディネート班は、市内給油業者と災害時の協力協定に基づき、必要な燃料を調達する。

^{TT} 資料7-3 市有車両一覧表

^{UU} 資料7-4 輸送業者一覧

^{VV} 資料7-5 指定給油所

第5 緊急輸送車両の広域応援

1 広域応援の要請

- (1) 緊急輸送コーディネート班は、市保有車両等及び市内の車両だけでは輸送力が不足する場合本部長を通じて京都府へ要請する。

要請の方法は、「第1章第4節 広域的応援体制」計画に準ずる。

- (2) 緊急輸送コーディネート班は、必要によりボランティア車両及び運転手の募集、又は府への要請を行う。募集及び要請の方法は、「第25章第1節 災害ボランティアの受入れ」計画に準ずるものとする。

第6 緊急輸送車両の認定手続^㉞

1 発災前における緊急通行車両の確認申出

大規模災害発生時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用する車両については、本計画に明記するとともに、発災前に京都府公安委員会（向日町警察署）に対し緊急通行車両の確認申出を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を事前に受けるものとする。

【災害応急対策】

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 発災前の確認申請の方法等^㉟

- (1) 確認申出書の提出等

車両を所管する所属長は、車両を取得又は廃止した場合は、向日町警察署へ資料編資料7-6 緊急通行車両確認申出の要領に記載する内容により手続きを行うものとする。

- (2) 標章及び緊急通行車両確認証明書の保管

車両を所管する所属長は、京都府公安委員会から標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けた場合は、災害発生後速やかに使用できるよう適切に保管する

^㉞資料7-6 緊急通行車両確認申出の要領

資料9-13 緊急通行車両事前届出書（様式1）

資料7-3 市有車両一覧表

^㉟資料7-7 緊急通行車両 府公安委員会の発行する標章

資料9-14 緊急通行車両 府公安委員会の発行する緊急車両確認証明書

資料9-15 災害対策本部用自動車標識及び職員の腕章

第7 ヘリコプターの利用の基本方針

ヘリコプターは、時期に応じて府等に要請し、次の用途に利用する。

1 災害発生直後の利用

- (1) 被害情報の収集
- (2) 重症者の輸送

2 応急活動時の使用

- (1) 重症者の輸送
- (2) 遺体の搬送
- (3) 緊急物資の搬送
- (4) 防災対策要員の搬送

第8 ヘリコプターの離発着陸場

市内には、常設のヘリコプターの離発着陸場は無い。長岡京市スポーツセンター、西代管理ヤード^{YY}を、緊急用ヘリコプターの離発着陸場として使用する。

第9 臨時離発着陸場の設置

- 1 市はヘリコプターを利用する必要がある場合は、臨時離発着陸場を選定し、緊急輸送コーディネート班に報告する。
- 2 市は臨時離発着陸場に無線通信員及び緊急輸送コーディネート班員を移動無線設備とともに派遣し、必要な連絡調整を行う。

第10 ヘリコプターの支援要請

府防災救急用ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの支援要請は、「第12章 第4 救急搬送システム」及び「第22章 自衛隊の派遣要請」による。

^{YY}資料7-2 ヘリコプター発着所

第19章 危険物等応急対策計画

(本部事務局、総務班、健康福祉班)

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定め、関係機関は相互に緊密な連絡を取り活動を開始し、被害の拡大防止、軽減に努める。

第1節 危険物製造所等応急計画

〔災害応急対策の分担〕

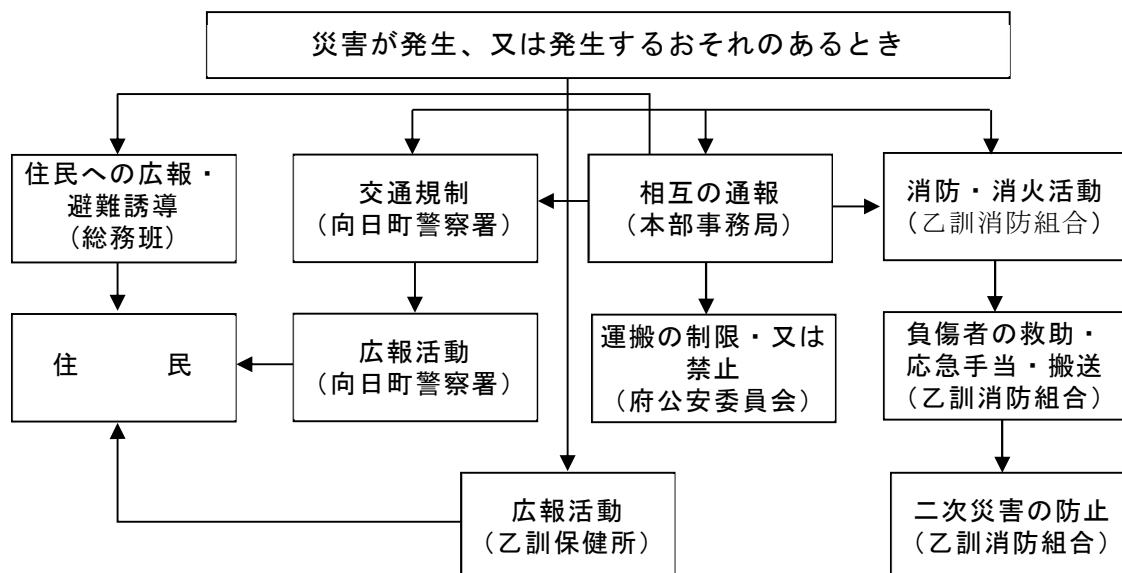
項目	実施担当	実施内容
危険物製造所 応急措置	本部事務局	○関係防災機関相互の通報に関すること
	総務班	○付近住民への広報及び避難誘導を実施する
	乙訓消防組合	○危険物火災の特性に応じた消防活動を実施し、延焼防止及び二次災害の防止に努める
	向日町警察署	○交通規制に関すること
火薬類保管施設 応急措置	乙訓消防組合	○消防活動及び負傷者の救助、応急手当並びに搬送を実施する
	府公安委員会	○自動車による火薬類の運搬に支障がある場合は、公安委員会がその運搬を制限又は禁止する
高圧ガス貯蔵施設 応急措置	乙訓消防組合	○京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携し、迅速な措置をとる
毒物劇物保管施設 応急措置	健康福祉班	○保健衛生上危害防止に必要な措置を講ずる
	乙訓保健所 向日町警察署	○流出散逸等の状況について広報活動を実施する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 危険物・火薬類・ガス類・毒物劇物等の取り扱いに伴う予防運動に努める。
- 災害発生時、関係機関との連携を図る。
- 災害発生後、毒物劇物管理運動に関して、乙訓保健所と協議する。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 危険物製造所等

危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、乙訓消防組合と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

- (1) 関係防災機関と相互の通報
- (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- (3) 付近住民等に対する広報活動
- (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- (5) 避難誘導及び群衆整理
- (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
- (8) 危険物の除去

第2 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取り扱い中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止等、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置を取る。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置
- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、府公安委員会が緊急措置を取り、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

2 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請
- (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- (3) ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
- (4) 漏洩防止作業
- (5) 注水及び消火活動
- (6) 付近住民等に対する広報活動
- (7) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- (8) 避難誘導及び群衆整理
- (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (10) 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
- (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

3 毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

- (1) 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- (3) 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

1 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出るものとする。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

2 緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水透水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第20章 施設・設備の応急復旧計画

公共施設及びライフラインとして重要な電気、電話や水道施設等の被害を早急に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講ずるとともに、電気、ガス等による二次災害を防止するための対策を定め、各施設等の応急復旧を迅速に行い、被災者の生活確保に努める。

第1節 施設、設備の応急復旧活動

(総務班、調達環境班、建設班)

[災害応急対策の分担]

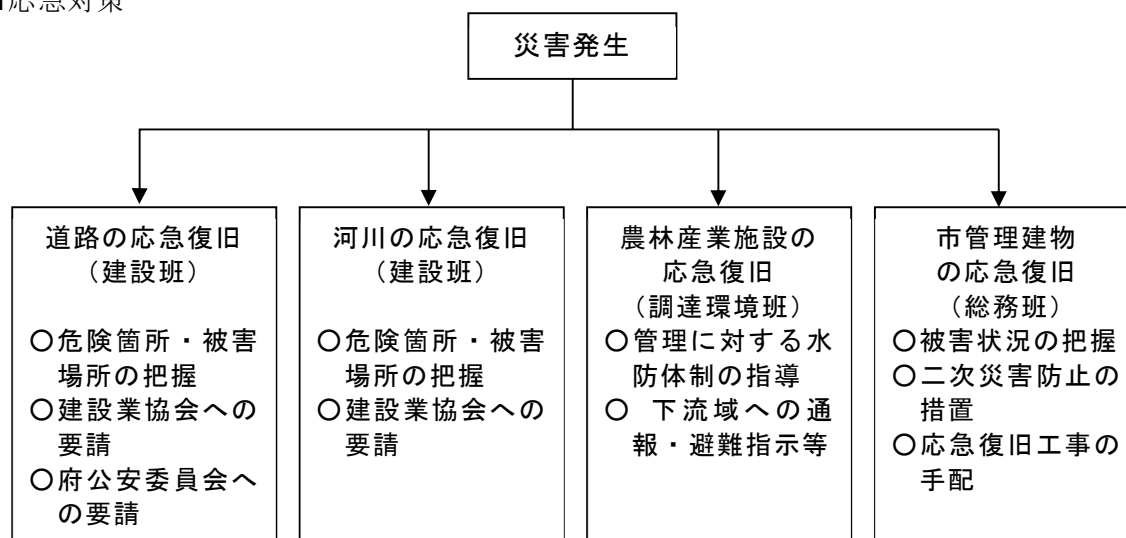
項目	実施担当	実施内容
道路の応急復旧	建設班	○道路・橋梁の危険箇所や被害程度を把握する ○建設業協会等に必要な措置を講ずるよう協力を要請する ○府公安委員会に対し、信号機等の応急復旧工事を要請する
	商工会・土木協会等	○各班に協力して、道路・橋梁等の危険箇所・被害箇所に必要な措置を講ずる
	府公安委員会	○信号機等の応急復旧工事を実施する
河川の応急復旧	建設班	○河川の危険箇所や被害程度を把握する ○建設業協会等に必要な措置を講ずるよう協力を要請する
	商工会・土木協会等	○建設班に協力して、河川等の危険箇所・被害箇所に必要な措置を講ずる
農林産業施設の応急復旧	調達環境班	○ため池、農業用水路等の危険箇所や被害程度を把握する ○ため池、農業用水路等の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、必要な措置を講ずる ○決壊の危険等が生じたときは下流域への通報、避難指示等を実施する
市管理建築物の応急復旧	庁舎管理担当者 庁舎設備運転担当者 警備員	○庁舎内外の巡回により被害状況を把握する ○二次災害防止に必要な措置をとる
	総務班 各施設管理者	○被害を受けた施設、設備の応急復旧を専門業者に依頼する

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 建設業協会等に対し、道路、河川等の応急復旧体制に必要な事前調整を実施する。
- 土地改良区、農家組合その他関係団体とため池や農業用水路の応急復旧及び水防体制に関する技術指導を実施する。
- 庁舎被害の応急復旧のための専門業者との事前調整を行う。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 道路応急復旧計画（建設班）

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、初動期の諸活動（消火、避難、救援、救助等の防災活動）、とりわけ円滑な緊急輸送計画の実現に影響を及ぼすことが懸念されるため、以下の方針で道路の応急復旧を実施する。

- （1）危険箇所や被害程度の把握を迅速に行う。
- （2）応急復旧活動体制の早期立ち上げに努める。
- （3）建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- （4）交通信号、標識等が倒壊等により機能を失った場合は、府公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第2 河川応急復旧計画（建設班）

河川被害による流路阻害等は二次災害の発生が懸念されるため、以下の方針で河川の応急復旧を実施する。

- （1）危険箇所や被害程度の把握を迅速に行う。
- （2）応急復旧活動体制の早期立ち上げに努める。
- （3）建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

第3 農林産業施設応急復旧計画（調達環境班）

土地改良区、農協その他関係団体の協力により、応急対策に関する技術指導に当たる。

- （1）ため池及び農業用水路等については、管理者に対し必要に応じてため池から放水、用水路の断水、又は減水を行うよう水防体制の指導に努める。
- （2）施設等の破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の地域に対し通報し、避難指示等の応急措置等を講ずる。

第4 市管理建築物（総務班）

1 応急復旧の基本的な考え方

市庁舎が被害を受けた場合、当該施設には災害対策本部が設置されることから、これら災害対策本部の活動に必要な最低限度の水準まで、施設及び設備の復旧を行うものとする。

2 被害状況の把握

庁舎管理担当者、庁舎設備運転担当者及び警備員は手分けして、庁舎内外を巡回し、施設、設備の被害状況を迅速に把握する。

3 二次災害の防止

被害を受けた場合、予測されるガス漏れや停電復旧に伴う漏電出火等、二次災害の防止を図る。

4 応急復旧の実施

被害を受けた施設、設備については専門業者により復旧を行う。

5 応急復旧の対象となる施設、設備

- (1) 庁舎棟
- (2) 電気、ガス、給排水設備、通信設備、コンピュータ
- (3) 空調設備、換気設備、エレベーター

第2節 ライフライン対策

(本部事務局、上下水道班)

災害発生後、水道、下水道、電気、ガス、電信電話等のライフライン施設の被害状況を早急に調査し、市民が健全な生活を維持していくために、各ライフライン機関と相互に連携を保ちながら、迅速かつ効果的な応急復旧活動に取り組むための基本方針を定める。

〔災害応急対策の分担〕

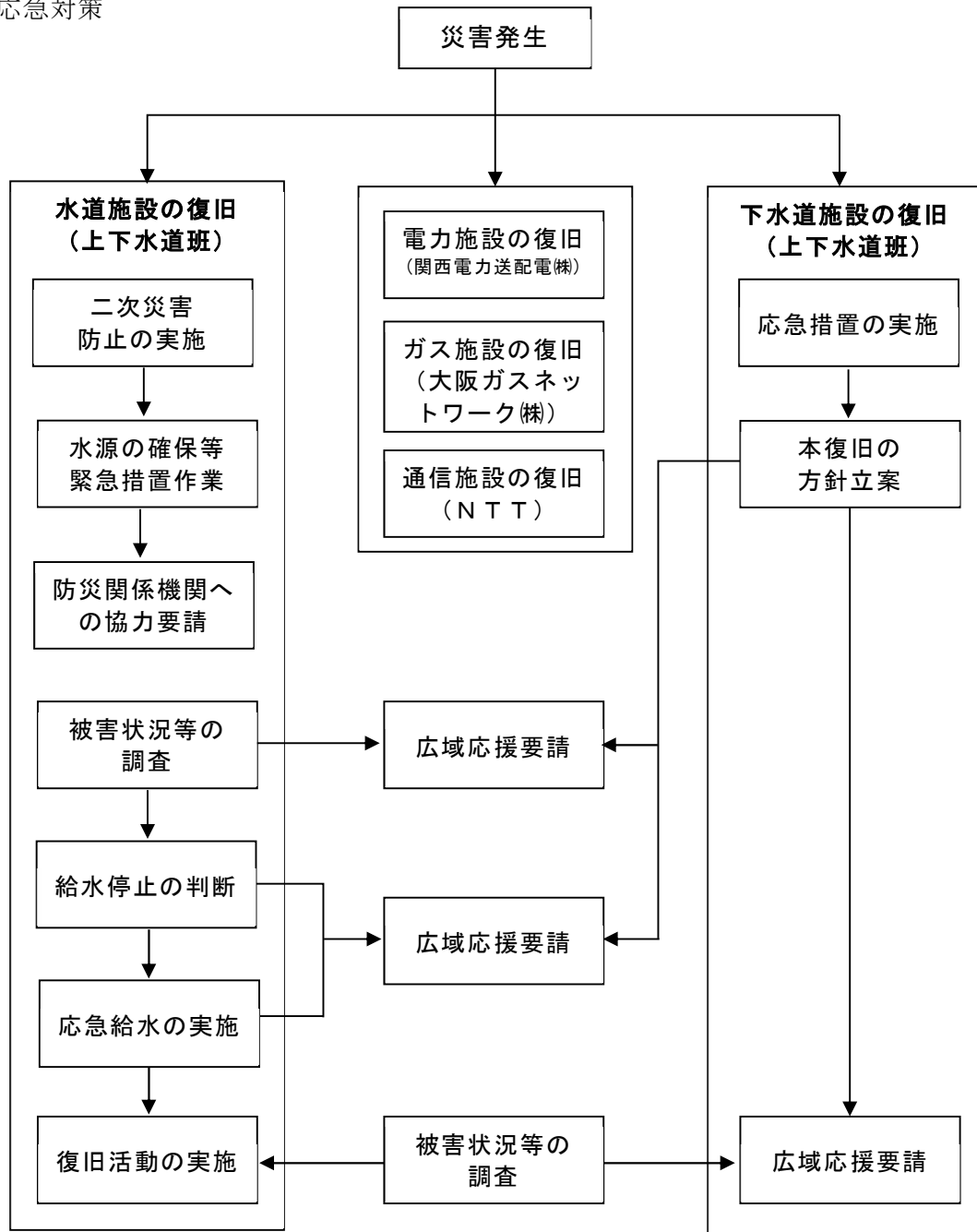
項目	実施担当	実施内容
給水停止の判断	上下水道班	○給水停止の判断は、広範囲の供給停止を極力避けて行う。
水道の広域応援要請	市災害対策本部	○府に対して他都市への広域応援を要請する ○府を通じて自衛隊への応援を要請する ○(社)日本水道協会京都府支部への応援を要請する
上下水道の広報	上下水道班	○上下水道の復旧見込み状況、応急給水方法等の広報を行う
水道の復旧	上下水道班	○水道施設の復旧を行う
下水道の復旧	上下水道班	○下水道施設の復旧を行う
電力の復旧	本部事務局	○電力施設の復旧に関する連絡調整等を行う
ガスの復旧	本部事務局	○ガス施設の復旧に関する連絡調整等を行う
通信の復旧	西日本電信電話(株)	○通信電話施設の復旧を行う

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 水道・ガス・下水道の広域応援体制の整備により、迅速な応急復旧体制を確立する。
- ライフラインの総合的な復旧情報を市民に提供できる体制をつくる。
- ライフライン復旧の応援部隊の拠点となるオープンスペース利用の調全体制をつくる。
- ライフライン復旧に当たっては、市及び各関係機関との連絡を密にした効率的な活動体制を確立する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 水道施設の復旧計画（上下水道班）

1 計画の趣旨

災害発生直後から水道の流出等による二次災害を防止し、市民生活に不可欠な飲料水の確保等のため各施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、緊急に実施すべき措置、給水停止の判断基準、応急対策、広報対策、復旧活動等について定める。

2 災害発生後の初動体制

上下水道部（下水道事業を除く）に勤務する職員は、ここに定める出動体制とする。

- (1) 災害発生時、次の場合は職員全員の出動体制とする。

局地的に相当規模の被害が発生し、被害が更に広範囲に広がるおそれのあるとき。

- (2) 局地的に相当規模の被害が発生するおそれのあるときは別に定める職員の出動とし、次のような場合は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が職員の出動を要請する。

ア 各施設に被害（数カ所以上に）が生じたと判断されるとき、又は広範囲に停電が発生したとき。

イ 漏水等の情報が多く、当該勤務者で対応が困難となったとき。

- (3) 緊急措置作業

出動した職員は、上下水道部の体制の整うまでの間、班長等の指示に基づき二次災害の防止、水量の確保等の緊急措置作業を行う。

3 指揮命令責任者

指揮命令責任者は、管理者とする。ただし、管理者が不在の場合は、次の順序による。

第1順位 班長（部長）

第2順位 副班長

4 市災害対策本部への報告書提出^{ZZ}

上下水道班から状況に応じ、随時、下記の注釈に記した資料の様式で市災害対策本部へ報告する。

5 給水停止基準

水道法第15条第2項に基づき給水を停止する場合は、市内各給水系統の相互融通給水を検討し、広域的な停止は極力避けることを基本とし、次の事項について検討し判断を行うものとする。

- (1) 府営水受水量の確認
- (2) 自己水取水量の確認
- (3) 各給水系統の給水量と貯留量及び水質の状況確認

6 応急対策

- (1) 二次災害の防止及び配水池貯留量の確保等の緊急措置作業を行う。
- (2) 各施設の的確な被害状況を把握し、5の給水停止基準による判断を行う。
- (3) 給水停止を行った場合は、「第9章第1節 飲料水供給計画」に定める飲料水の応急給水を行う。

7 応援要請

- (1) 他市町、(社)日本水道協会京都府支部への応援要請は、市災害対策本部の定める相互応援協定等に基づき市災害対策本部を通じて行う。
- (2) 自衛隊への応援要請は、市災害対策本部を通じて行う。

^{ZZ} 資料9-21・22・23 水道被害状況報告書

8 広報活動^{AAA}

- (1) 災害時の広報活動は、「二次災害の防止」「住民の不安解消」「復旧作業の円滑な推進のための環境づくり」等を目的として、災害発生後の時間的経過と周知内容をそれぞれの状況に応じ、適切かつ迅速に行う。
- (2) 市災害対策本部へは別紙報告書（様式3）をもってする。

9 復旧対策

復旧活動は、次に掲げる事項を基本に復旧計画を策定して行う。

- (1) 応急給水に必要な水量を確保するための施設及び幹線の復旧を優先して行う。
- (2) 管路の被害状況により、仮設配水管の布設による早期給水を行い、断水区域の減少に努める。
- (3) 配水管の復旧に際しては、応急給水の給水場所として、仮設給水栓の設置を行う。
- (4) 復旧に当たっては、道路管理者、ガス事業者、下水道等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

10 資機材の備蓄・調達

- (1) 災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散した備蓄を進める。
- (2) 備蓄場所は、市内数箇所とする。
- (3) 被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、材料メーカー・指定給水装置工事事業者・他市町から調達が容易となるようにする。

第2 下水道施設の復旧計画（上下水道班）

1 初動体制

- (1) 上下水道班の設置及び動員体制

災害対策本部の非常配備体制に基づき、上下水道部にあらかじめ定められた所属職員を対象に上下水道班を配備し、住民への対応窓口の設置と下水道施設の被害状況調査・点検及び緊急措置を行う。

また、人員が不足する場合は、建設業者及び長岡京市下水道排水設備指定工事業者の応援を求める。なお、被害状況調査・点検に当たっては、主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

また、本市の下水道は分流式であり、汚水については桂川右岸流域下水道関連の下水道であるので、雨水の浸入等の状況について、処理場の管理者である京都府〈洛西浄化センター〉へ連絡をするとともに対応策について調整する。

- (2) 情報収集

災害発生後において、効果的に被害状況を把握するために下水道施設関係資料の確保が重要である。

^{AAA} 資料9-23 水道被害状況報告書（様式3）

また、関連する他のライフライン（水道・ガス・電気・電話等）、構造物の状況、道路等の状況を把握するのに有効な手段となる事がある。

ア 管渠施設の被害状況

イ 排水設備の被害状況

2 応急対策

下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。

また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないように十分に注意を払って行う。

- (1) 汚水管の被害のうち、汚水排除に支障があるものについては、迅速な応急措置を講ずるとともに、本復旧計画を立てる。
- (2) 幹線施設の被害は、被害の程度に応じて応急復旧又は、本復旧とし、枝線については、直ちに本復旧を原則とする。
- (3) 応急復旧については、指定工事業者・建設業者・維持管理業者の協力を得て行う。また、必要な資機材は、指定工事業者等関係業者から調達することを基本とする。
- (4) 排水設備（宅地内＝個人）については、業者の紹介等を行う「相談窓口」を設置する。
- (5) 雨水の管渠施設・ポンプ施設についても、早急に被害調査・点検を行い被害の程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

3 広報対策

災害対策本部と連絡を密にして、広報車・ビラ等により下水道施設の被害箇所・被害状況・復旧工事の実施状況・復旧見通し等、関係住民への広報活動を行う。

また、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等の使用を停止するように周知する。

4 関係機関への応援体制^{BBB}

本市独自では対応が取れない場合は「被害状況の概要」「支援規模の内容」を添えて府下市町の下水道担当課長に支援を要請し、下記の注釈に記した資料に基づき市外からの支援部隊の応援を求める。

5 復旧活動

速やかに被害状況の詳細調査、点検を実施し、被災箇所復旧に当たっては、緊急性及び重要性を考慮の上、工法・人員・資機材等を勘案し、全体の応急復旧計画を策定して計画に基づき復旧活動を行う。

復旧計画の策定に当たっては、過去に他都市の復旧計画を経験した下水道設計コンサルタントを活用することも考慮する必要がある。

なお、復旧に当たっては、道路管理者、ガス事業者、水道等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

^{BBB} 資料4-23 下水道事業における災害時復旧支援に関するルールフロー

第3 電気施設の災害応急・復旧対策

電力施設の被害が発生した場合、状況等の把握に努めるとともに、電力供給の確保及び復旧支援に努める。

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年9月1日）」に基づき、関西電力送配電株式会社と相互に連携し、状況把握を行う。

- (1) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- (2) 停電による主な影響状況
- (3) その他災害に関する情報

2 市民への情報提供

収集した情報については、可能な範囲で市民への提供を行うこととし、長岡京市LINE公式LINEアカウント、長岡京市防災情報お知らせメール、SNS、FMおとくに、ホームページ等、多様な手段を用いて発信するよう努める。

3 応急対策

(1) 早期復旧支援

「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年9月1日）」に基づき、関西電力送配電株式会社と相互協力し、停電の早期復旧に必要な措置を実施するものとし、また、復旧作業に必要となる活動拠点の確保に努めるものとする。

(2) 重要施設の電力確保

重要施設（人命救助又は生命維持に必要な施設、災害対策本部、防災関連施設、ライフライン施設、その他災害応急対策に不可欠な施設）において停電が発生し、電力の早期確保が必要であると認められる場合、京都府に対し電力供給の要請を行う。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和4年9月1日）」に基づき、電源車の配置について、重要性・緊急性を踏まえて関西電力送配電株式会社と協議を行うものとする。

(3) その他の電力確保

緊急に電力確保が必要であると認められる場合、市が備蓄する可搬型発電機において電力供給を行うほか、「災害時における電動車両等の支援に関する協定書（令和4年4月11日）」に基づき、三菱自動車工業株式会社及び京都三菱自動車販売株式会社に対し、電動車両等の貸与を要請するものとする。

第4 ガス施設の災害応急・復旧対策

ガス施設の被害が発生した場合、状況等の把握に努めるとともに、復旧支援に努める。

1 情報の収集

次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。

- (1) ガス施設等の被害状況及び復旧状況
- (2) ガス供給停止による主な影響状況
- (3) ガス漏洩の状況等

2 市民への情報提供

収集した情報については、可能な範囲で市民への提供を行うこととし、長岡京市LINE公式LINEアカウント、長岡京市防災情報お知らせメール、SNS、FMおとくに、ホームページ等、多様な手段を用いて発信するよう努める。その際、マイコンメーター復帰手順の情報についても、あわせて提供することとする。

3 応急対策

「災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書（令和元年10月25日）」に基づき、大阪ガスネットワーク株式会社より要請があった場合は、都市ガス復旧作業を行うための活動拠点を提供し、早期復旧を支援する。

4 ガス漏洩等対策

ガス漏洩等を発見し、又は通報を受けた場合は、関係機関と緊密な連絡をとり、被害状況に応じた措置をとるものとする。なお、府、市、警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

- (1) 災害の発生を覚知したとき
- (2) 災害の状況を把握したとき
- (3) 災害の応急措置に着手したとき
- (4) 災害の応急措置が完了したとき

第5 通信施設の災害応急・復旧対策（西日本電信電話（株））

会社は、電気通信事業の公共性から、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう防災対策の推進と防災態勢の確立を図る。

1 情報収集と伝達

警戒本部等は、国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、これを所定の伝達経路により交互に伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの災害応急対策に反映させる。

2 通信の利用制限等の措置

警戒宣言の発出、あるいは一般災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、防災応急対策の実施上重要な通信（重要通信）の疎通確保を行うため、利用制限等臨機の措置をとる。

3 通信建物、設備等の巡視と点検

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織は、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

第21章 労務供給計画

（本部事務局、健康福祉班）

本章においては、災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び防災関係者のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定めるものである。

〔参考文献 京都府（1999）『京都府地域防災計画 一般計画編第29章 労務供給計画』〕

第1節 労働力の確保

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
労働力確保の要請	本部事務局	○労働力の確保を府災害対策本部に要請する
労働者の受入れ態勢の整備	健康福祉班	○労働者の待機場所を整備し、受け入れる体制を整える
労働者の雇い上げ費用の負担	健康福祉班	○労働者を雇用した際に発生する費用の計上・支出を行う

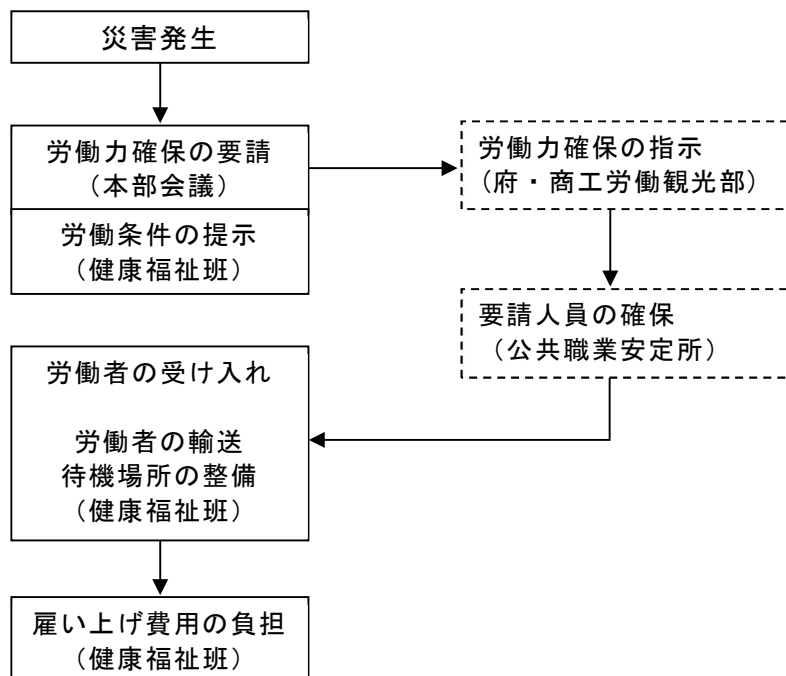
〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

○平常時から、管轄の公共職業安定所と密接な連携をとる。

○雇いあげる労働者を受け入れることのできるスペースの整備を行う。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 実施責任者

労働者の雇い上げは、市災害対策本部の責任において行うものとする。

第2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行うものに必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給及び浄化薬品配布
- (5) 行方不明者の搜索
- (6) 遺体の搜索及び遺体の処理
- (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

第3 労働者確保の方法

- (1) 市災害対策本部は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、府本部はこれを取りまとめ京都府商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。
また、労働者の確保の要請に際し、市災害対策本部は、労働条件等を提示するものとする。
- (2) 指示を受けた京都府商工労働観光部は、府内各公共職業安定所（注：長岡京市管内を主管とする公共職業安定所は、「ハローワーク京都七条（京都市下京区東油小路町、電話：075-341-8609）」）に労働者の確保を指示する。
- (3) 連絡を受けた各公共職業安定所は、一般求職者の中から速やかに要請人員の確保に努める。
- (4) 市災害対策本部は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。

第4 費用の負担

- (1) 労働者の雇い上げに要する費用は、市災害対策本部の負担とする。なお、費用の計上及び支払等の業務に関しては、健康福祉班にて行うものとする。
- (2) 労働者の賃金は、京都府における通常の実費とする。

第22章 自衛隊の派遣要請

(本部事務局、調達環境班)

[災害応急対策の分担]

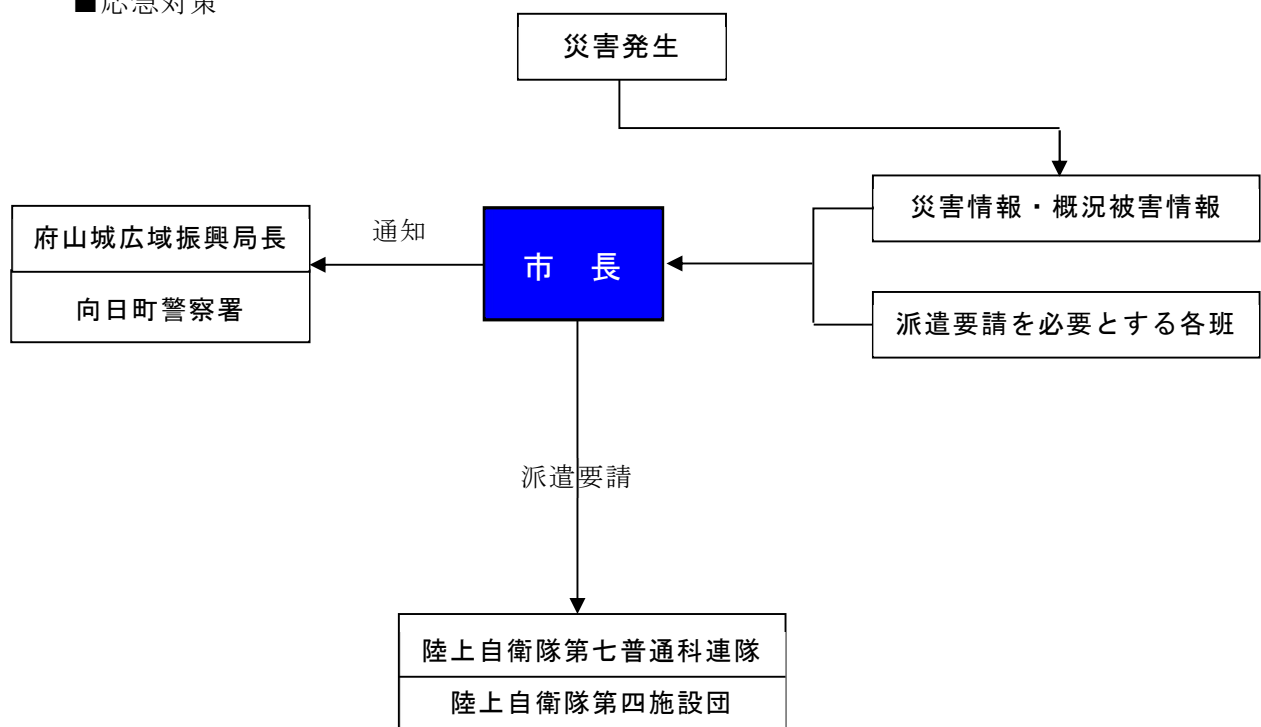
項目	実施担当	実施内容
自衛隊派遣要請	本部長（市長）	○自衛隊の派遣を要請する
	各担当班	○本部長に対し自衛隊の派遣を依頼する
自衛隊の受入れ	本部事務局	○自衛隊との連絡、対応等を行う
	総務班	○自衛隊の活動拠点等のオープンスペース利用に関する調整を行う
	調達環境班	○必要資機材、食料、飲料水等の要請への対応
	本部長（市長）	○費用負担に関する協議を行う
自衛隊撤収	本部長（市長）	○自衛隊の撤収の協議、要請を行う

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 平常の防災訓練等における協力体制の確立
- 自衛隊の活動拠点候補地（ヘリポート等）の事前協議の実施

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 自衛隊派遣要請の判断

災害発生後、本部長（市長）は災害の規模や概況被害情報に基づき、市並びに関係機関等の機能をもってしても、市民の人命又は財産を保護するための災害応急対策を実施することが困難であると判断したときは、速やかに自衛隊の派遣を要請する。

第2 自衛隊派遣要請の方法

1 派遣の要請^{CCC}

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合、事後において、速やかに、文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び派遣を要請する理由
- （2）派遣を要請する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）その他参考となるべき事項

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、要請に基づくことが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として要請を待ついとまがない場合、自衛隊業務大綱に基づき、派遣要請を待たずに災害救援活動を展開することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接災害対策本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。

^{CCC} 資料1-98 自衛隊の派遣要請

表・応急21-1-1 要請時の連絡先

※衛星通信系防災情報システム特定電話機に「地上：8」「衛星：7」を入力

	電話番号等	
	勤務時間内	勤務時間外
京 都 府	【府災害対策本部設置時】 京都府災害対策本部 TEL：075-414-4475 FAX：075-414-4477 [衛星通信系防災情報システム] TEL：8(7)-700-8110 FAX：8(7)-700-8102	
	乙訓災害対策副支部 TEL：075-921-0183 [衛星通信系防災情報システム] TEL：8(7)-740-8101 FAX：8(7)-740-8100	
自 衛 隊	陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 所在地：福知山市天田無番地 TEL：0773-22-4141（内線299） [衛星通信系防災情報システム] TEL：8(7)-835-8103 FAX：8(7)-835-8100 陸上自衛隊第4施設団第3科 所在地：宇治市広野町風呂垣外1-1 TEL：0774-44-0001（内線236） [衛星通信系防災情報システム] TEL：8-757-8109 FAX：8-757-8100	陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 所在地：福知山市天田無番地 TEL：0773-22-4141（内線299） [衛星通信系防災情報システム] TEL：8(7)-835-8103 FAX：8(7)-835-8100 陸上自衛隊第4施設団第3科 所在地：宇治市広野町風呂垣外1-1 TEL：0774-44-0001（内線223） [衛星通信系防災情報システム] TEL：8-757-8109 FAX：8-757-8100

第3 災害派遣の活動内容

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 避難者等の搜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第4 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

1 自衛隊との連絡調整担当

対策本部事務局は、派遣部隊の受入れ、各班との総合調整に当たるため、あらかじめ連絡員を指名する。

2 活動拠点等の調整

総務班は、自衛隊の活動拠点等のオープンスペース利用に関する調整を行う。

3 ヘリポートの確保

事前に指定されたヘリポートの候補地の内、最適地を自衛隊との協議の上決定する。

4 作業計画の樹立

作業内容に応じ各班は作業計画を樹立し派遣部隊と作業につき協議する。

5 必要物資の提供

災害派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等について自衛隊から要請があった場合、調達環境班で確保する。

6 食料等の確保

食料、飲料水等の要請があった場合、調達環境班で確保する。

第5 経費の負担

市は災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- 2 1 に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第6 撤収の要請^{DDD}

市長は、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要が無くなったと判断した場合、各機関、派遣部隊と協議の上決定し、自衛隊の撤収要請を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

^{DDD} 資料1-99 自衛隊の派遣部隊撤収要請

第23章 義援物資、義援金の受入れ

(本部事務局、調達環境班、健康福祉班)

[災害応急対策の分担]

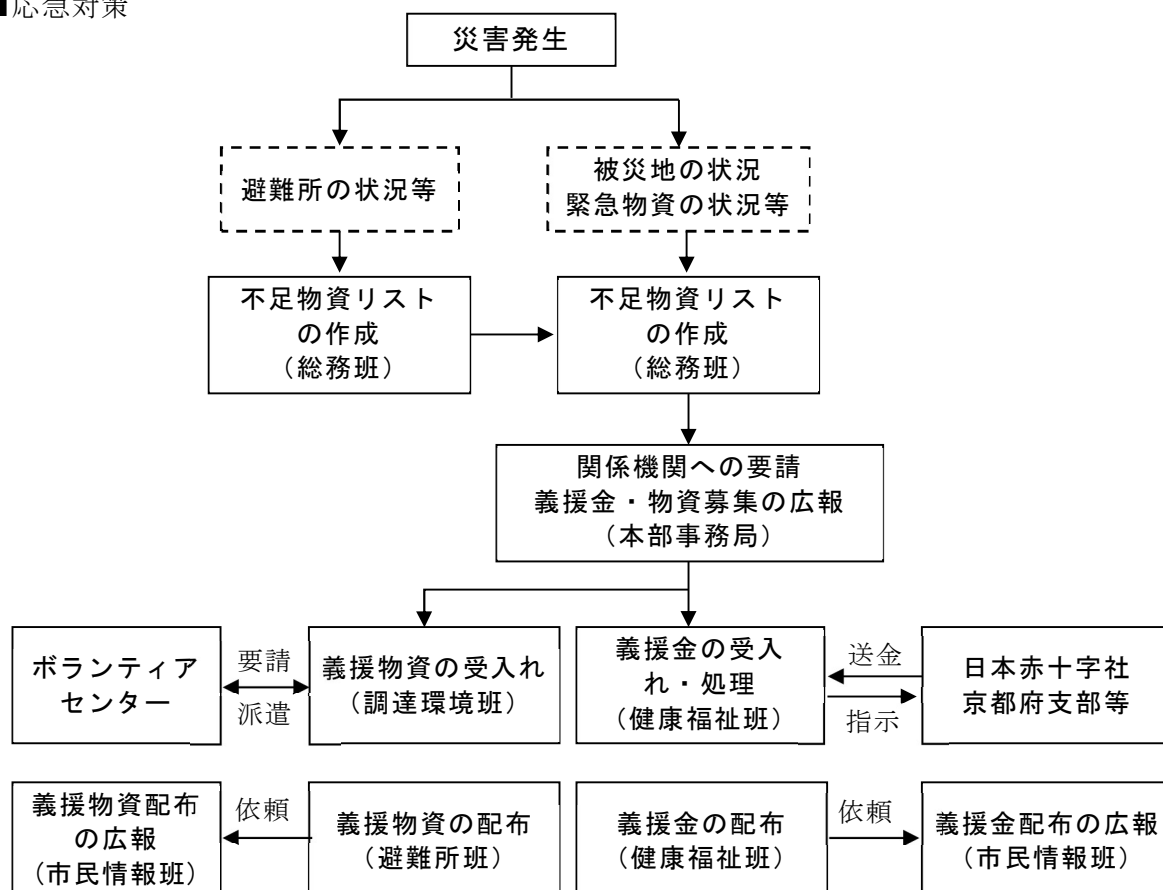
項目	実施担当	実施内容
義援物資等の受入れ指示	本部長	○義援金・義援物資受入れの判断、指示を行う
義援物資等の要請	本部事務局	○関係機関に対し、義援金、義援物資募集を要請する ○義援金、義援物資募集の広報を行う ○義援物資の配布に関する広報を行う
不足物資の把握	総務班	○不足物資リストを作成する
義援物資の受入れ配布	調達環境班	○義援物資受入れ体制の確立、受入れ業務を行う ○義援物資の配分計画作成、配分を行う ○義援物資内の生鮮食料品等の処置を行う
義援金の受入れ配布	健康福祉班	○義援金の受入れ・処理業務を行う ○義援金の配分を行う

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 避難所等における物資の管理システムを計画しておく。
- 被災地外で義援物資を収集、仕分けできる広域協力体制をつくる。
- 市民・ボランティアを含めた義援物資受入れ体制を整備しておく。
- 要配慮者を優先した義援金、義援物資の配布基準を明らかにしておく。
- 義援物資の一時保管場所の確保や避難所等への迅速な輸送方法等を計画しておく。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 義援金・義援物資の要請の手順

- 1 総務班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、調達環境班に提出する。
- 2 本部長は、個人からの義援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき健康福祉班に募集の呼びかけを指示する。
本部事務局は、義援物資の募集に際し、以下の方針を徹底させる。
 - (1) 義援物資は、可能な限り被災地内での仕分け作業が発生しないような形態での提供を求める。
 - (2) 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けない。
- 3 本部事務局は、報道機関等に対し義援金、義援物資募集の報道を依頼する。
- 4 本部事務局は、京都府等の関係機関に電話、ファックス又は無線通信を利用して、被災地外への義援物資募集の要請を行う。
その際、できるだけ被災地外で義援物資の仕分け作業を行うよう併せて要請する。

第2 義援物資の受入れ手順

1 義援物資の受入れ体制

- (1) 調達環境班は、公共施設に義援物資の受付場所を開設し、運営を行う。
- (2) 調達環境班は、災害ボランティアセンターに義援物資受付、仕分け作業の要員の募集を要請する。

2 義援物資の受入れ

- (1) 調達環境班は、仕分け作業等がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- (2) 受け払いに当たっては、パソコン等を利用した受払簿により適切に処理する。
- (3) 受入れに当たっては、礼を失しないように対応する。

3 義援物資の配分

- (1) 総務班は、被災者の要望を把握するとともに、避難生活者及び高齢者等の要配慮者を優先して配布できるように配慮する。
- (2) 義援物資に生鮮食料品が混入していた場合、調達環境班はその処置を行う。
- (3) 市民情報班は、被災者に対し義援物資配布の場所、日時、方法等の広報を行う。

第3 義援金の受入れ手順

1 義援金の受入れ

- (1) 健康福祉班は、福祉事務所に義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。
- (2) 健康福祉班は、義援金の寄託者に領収書を発行し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

2 被災者への義援金の配分

- (1) 日本赤十字社京都府支部を中心に京都府が設置する「義援金募集（配分）委員会」が受け入れた義援金については、健康福祉班は一旦日本赤十字社京都府支部へ送致し、その配分に当たっては、上記委員会の方針に基づく。

なお、長岡京市特命で受け入れた義援金については、公平の見地から配分基準方針を決定し、被災者等に配分する。

- (2) 健康福祉班は、前記の方針に基づき、所定の手続を経て配分するものとする。
- (3) 市民情報班は、被災者等に対し義援金配布の場所、日時、方法等の広報を行う。

第24章 要配慮者対策計画

(総務班、健康福祉班、市民情報班)

災害発生時には、一人暮らし・支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）は、避難等に特別の配慮が必要な上、その後の生活においても生活上の支障を生じることが予想されるため、これらの者に対し十分配慮した迅速な応急対策を図る。そのため、保健所に設置される保健医療福祉調整地域本部と密接に連携を行い、要配慮者に必要な対策等について、保健医療福祉活動チーム等による支援が円滑に受けることができるよう努める。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に的確な情報が伝わりにくく、避難等に支障が生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

さらに、保健活動に関する情報収集や、被災者の健康管理のために必要なスタッフの確保等のため、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

〔災害応急対策の分担〕

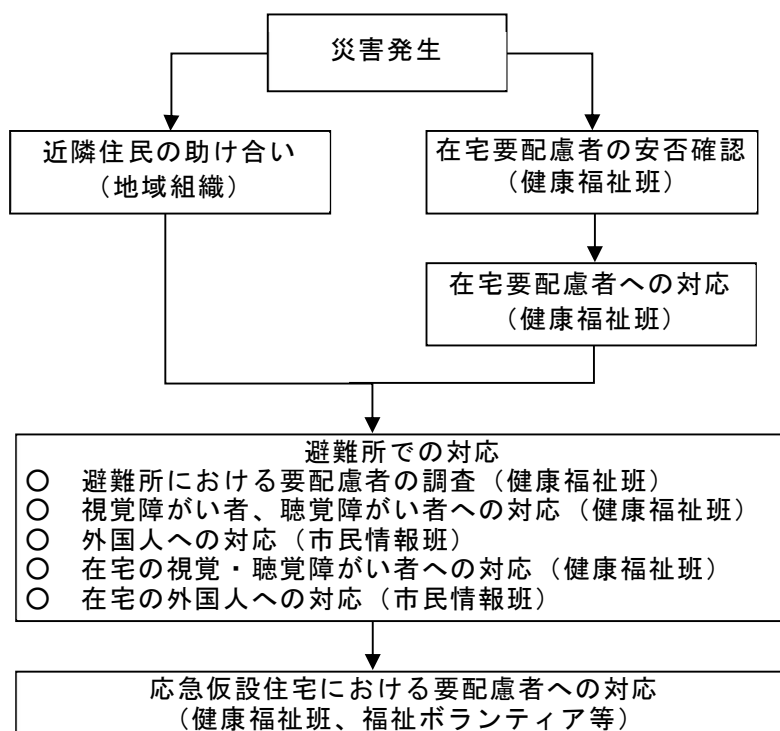
項目	実施担当	実施内容
近隣住民の助け合い	地域組織	○近隣住民自らが助け合い、要配慮者の安否を確認する
在宅要配慮者等への対応	健康福祉班	○民生・児童委員、地域包括支援センター等と協力して、在宅の要配慮者の安否を確認する
在宅要配慮者の避難所等への受入	健康福祉班	○被害家屋に取り残された要支援者を、避難所等へ受入する
障がい者等への対応	健康福祉班	○手話通訳者等やその他支援の必要な人へのボランティア参加を要請し、支援体制を確立する
外国人への対応	市民情報班	○外国語相談窓口や放送の紹介、外国語広報紙の配布、を行う
避難所の要配慮者への対応	総務班 健康福祉班	○避難所における要配慮者の調査、対応を行う
応急仮設住宅の要配慮者への対応	健康福祉班	○個別訪問の早期実施、実態の把握。福祉ボランティア等と協力し定期的訪問体制を確立する

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 近隣住民による要配慮者の助け合いの意識を啓発する。
- 福祉行政と地域組織やボランティア組織との連携による要配慮者への対応策をつくる。

■ 応急対策



〔災害応急対策分担〕

第1 避難行動要支援者への支援方針

1 避難行動要支援者の定義

次の者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とする。

- (1) 介護保険における要介護認定を受けている者（要介護3・4・5）
- (2) 介護保険における要介護認定を受けている者（要介護2）で65歳以上の高齢者のみの世帯又は一人暮らしの高齢者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者（1・2級）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（1・2級）
- (5) 療育手帳の交付を受けている者（A、B）
- (6) 75歳以上の高齢者のみの世帯又は一人暮らしの高齢者
- (7) その他、市長が必要と認める者
(妊産婦、難病者、日本語を解せない外国人、65歳以上の高齢者等上記以外の者で支援を希望する者)

2 近隣住民の助け合い

避難行動要支援者名簿を基に、自治会、自主防災組織、民生児童委員や地域住民相互が平常時からコミュニティ活動に努め、迅速に避難支援体制や安否確認が行えるよう関係機関等と協力を図る。

3 福祉行政と地域組織との連携

避難行動要支援者への支援は、防災担当部局や福祉関係部局などの行政と福祉専門

職、社会福祉協議会、自主防災組織等、民生児童委員、ボランティア組織と連携し実施する。

第2 高齢者等避難、避難指示等の発令、伝達方法

市は、気象情報や河川情報等の災害関連情報等を総合的に判断し、高齢者等避難、避難指示等を発令する。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

なお、地震が発生した場合の避難は市民による自主的な避難となるが、特に避難行動要支援者の避難については、避難支援者や自主防災会（自治会）等による迅速な避難誘導等の支援が大切となる。

情報伝達は、次によって行う。

1 情報伝達ルート

避難指示等については、市から各自主防災会長（自治会長）を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者等へ伝達する。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備する。

なお、緊急の場合や適切な情報手段が無い場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難指示等を伝えることも考慮する。

さらに、本計画に定めた要配慮者利用施設に対しては、市は洪水予報、避難判断水位への到着情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保する。

2 情報伝達手段

要配慮者への情報伝達手段は、状況に応じて電話・FAX・インターネットや携帯メール、テレビ・ラジオ放送等を活用する。

第3 避難誘導・経路等

避難指示等を発令した場合は、市と自主防災会（自治会）等の避難支援者等関係者が連携し、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。

1 市の避難支援体制

市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の職員配置等の体制を整備する。また、健康福祉班を中心に、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整える。

2 地域における避難支援

あらかじめ定めた避難支援者は、災害発生時（災害が発生する恐れがある時）には避難行動要支援者の支援（避難誘導）を実施する。何らかの理由により支援を実施できないときは、自主防災会（自治会）へ連絡するものとする。

自主防災会（自治会）等は防災だけでなく、声かけ、見守り活動や防犯活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域に溶け込んでいくことができる環境づくりをすることにより、地域ぐるみの避難体制整備に努める。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険個所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努める。

市は、避難経路等に設置されている避難誘導看板について、だれでも（外国人を含む。）が一目見てわかる誘導看板に取り換え、避難途中の者の安心・安全を確保する。

なお、避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者と共に移動するなど、避難経路の確認に努めるものとする。

第4 災害発生時の要配慮者への配慮

1 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は府との連携のもとに、避難行動要支援者（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、本計画で定めた避難支援者等関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

2 高齢者に係る対策

- （1）高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市は、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- （2）市は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努める。
- （3）市は、府との連携のもと、管内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

- （4）市は、高齢者の健康管理には特に留意することとし、避難者の健康対策を講ずる。
- （5）市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

3 障がい者に係る対策

- （1）市は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉用具、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ファクシミリ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- （2）市は、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含めて視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

- (3) 市は、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳や移動のための支援などのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- (4) 市は、管内の相談支援事業所・障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。
- (5) 市は、障がい者の健康管理には特に留意することとし、避難者の健康対策を講ずる。
- (6) 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

4 乳幼児等に係る対策

- (1) 市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。
この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- (2) 市は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡し、ボランティア、地域の人々の協力を得て見守るとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
必要な場合には、児童養護施設等への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

5 妊産婦に係る対策

- (1) 市は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- (2) 市は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (3) 市は、妊産婦の健康管理には特に留意することとし、避難者の健康対策を講ずる。
- (4) 助産を実施する場合は、第3編第12章の医療助産計画により対策を講ずる。

6 外国人に係る対策

- (1) 大規模災害発生時には京都府が設置する京都府災害多言語支援中核センターへ支援を要請するとともに、連携を図る。
- (2) 市は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (3) 市は、府との連携のもとに、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

- (4) 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営にあたっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第5 避難所等における要配慮者への対応

1 避難所における支援

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差を解消する設備などを発災後速やかに仮設する。

特に、体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットなどを敷き、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションを設けるとともに、冷暖房機器等の増設などの環境整備を行う。

また、避難所の中に「福祉避難コーナー」を設置し、要配慮者にも適切に対応できるようにする。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておく。

避難所には、要配慮者の要望を把握するため、自主防災会（自治会）や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ相談窓口を設け、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施できるよう努める。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性を配置するなどの配慮を行う。

また、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを安定させる取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談などの必要な生活支援を必要に応じて実施する。要配慮者の状況に応じては、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きなどを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておく。

2 応急仮設住宅における要配慮者への対応

健康福祉班は、調査項目を作成するとともに、早期に個別訪問を行い、実態の把握に努めるとともに、ボランティアと協力して定期的に訪問する体制を整える。

3 在宅者への対応

健康福祉班は、社会福祉協議会、民生児童委員及び地域包括支援センターと連携し在宅の要配慮者を訪問し、必要な援護措置を実施する。

第25章 社会福祉施設応急対策計画

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

第1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

- 1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努める。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用にも努めるものとする。

第4 防災関係機関との連携

施設長は、市等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう非常災害支援協定を締結する。

第6 応急援護

被災施設復旧が長期にわたる恐れのある場合、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行う

第7 保健管理、安全の指導

関係機関と緊密な連携を図り、入所者の安全及び保健管理対策を行う。

第8 補助金及び融資

1 補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
財団法人 J K A 臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金

2 融資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資
社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第26章 環境保全に関する計画

(調達環境班)

第1節 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 防災関係機関への通報

市は、災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合、直ちに環境公害法令に基づき対応するとともに防災関係機関に通報するものとする。

第2 周知及び避難誘導

市は、災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生し、住民の生命・身体に危険が予想される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

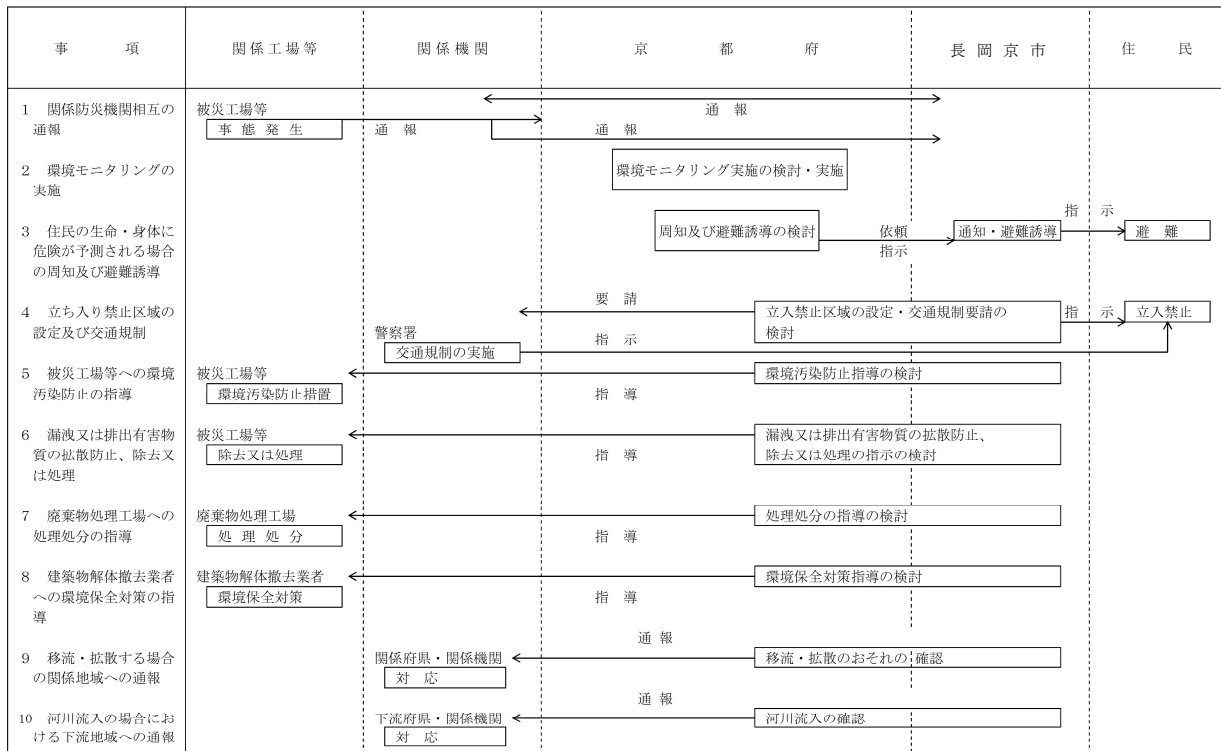
第3 その他協力

市は、災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合、府の行う次の施策に協力する。

- (1) 防災関係機関相互の通報
- (2) 環境モニタリングの実施
- (3) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導
- (4) 立入り禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 被災工場等への環境汚染防止の指導
- (6) 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理
- (7) 廃棄物処理工場への処理処分の指導
- (8) 建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導
- (9) 有害物質が移流・拡散する場合の関係地域への通報
- (10) 有害物質が河川流入の場合における下流域への通報

図・応急 26-2-1

環境影響の応急及び拡大防止措置



第27章 自発的支援の受入れ

(各班、健康福祉班)

第1節 災害ボランティアの受入れ

[災害応急対策の分担]

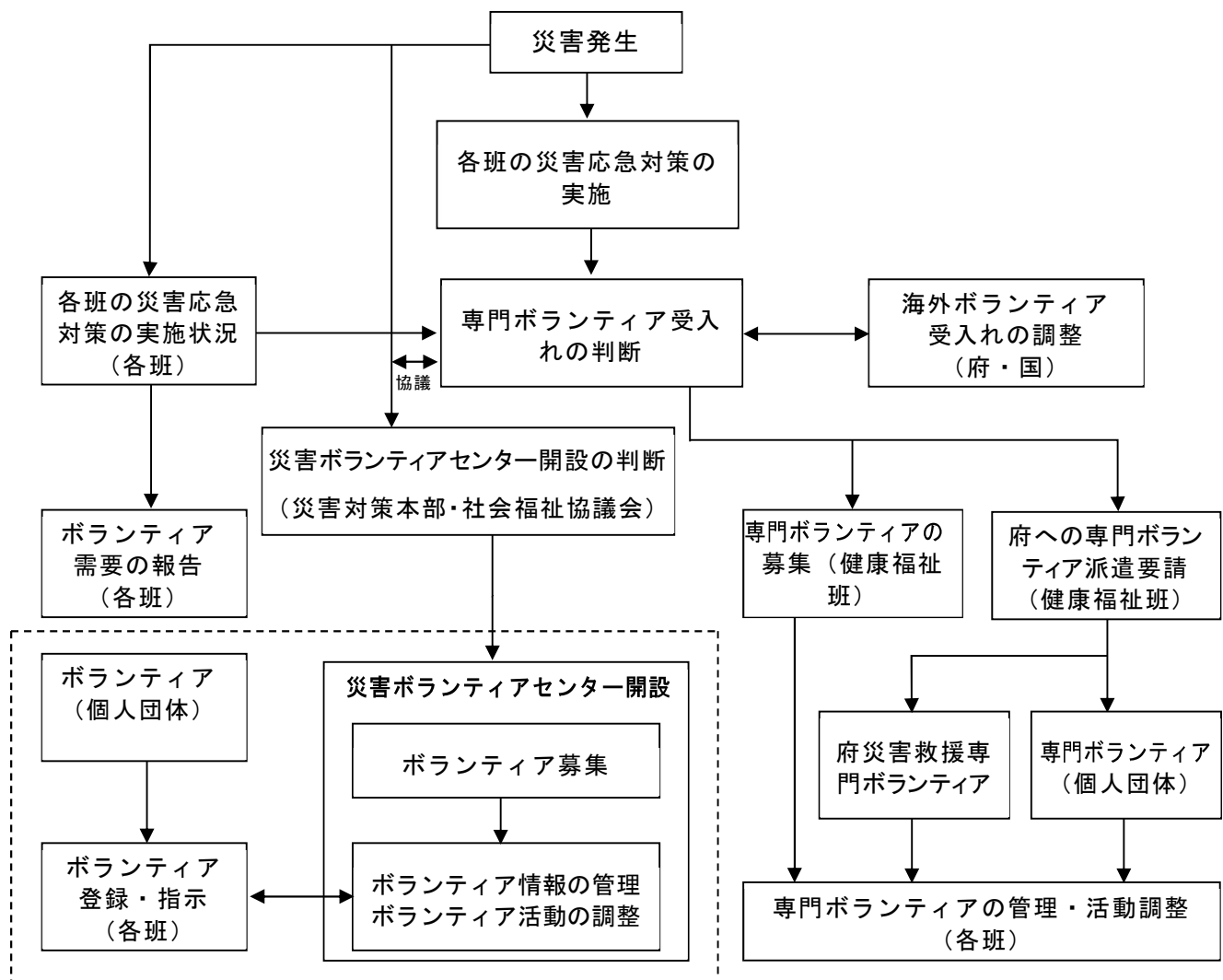
項目	実施担当	実施内容
災害ボランティアセンターの開設	本部会議	○ボランティア派遣要請を指示 ○海外からのボランティア受入れの調整
	社会福祉協議会	○ボランティアの派遣について調整
災害ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会	○ボランティアの募集、情報提供 ○各ボランティア団体間の調整
	ボランティア	○ボランティアセンター運営の協力
災害ボランティアの受入れ・活動	健康福祉班	○府災害救護専門ボランティアを派遣要請
	各班	○専門ボランティア需要・活動状況の報告 ○ボランティア需要・活動状況の報告 ○ボランティアの登録、受入れ
	ボランティア	○専門ボランティア需要・活動状況の報告 ○ボランティア需要・活動状況の報告 ○ボランティアの登録、受入れ

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 府と協力して災害救援専門ボランティアの登録、研修等を推進する。
- 平常時から長岡京市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）と連携して市内ボランティア団体との協力体制を推進する。
- ボランティアセンターの運営マニュアルを準備し、訓練を行う。また、各班は、ボランティア活動を効果的に進めるため、受入れに関するマニュアルを作成する。
- 平常時からニーズを想定し、より必要とされる活動に携われるボランティアの確保に努める。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 災害ボランティアセンターの開設・運用

1 ボランティアセンターの開設手順

- (1) 災害対策本部は、災害発生後の状況を見て、市民生活の復旧復興に関する一般ボランティアについては、社会福祉協議会に「災害ボランティアセンター」の設置を要請する。
- (2) 社会福祉協議会は、関係団体と調節して、災害ボランティアセンターを非常時体制にする。

2 非常時災害ボランティアセンターの業務

- (1) ボランティア活動の集約と情報の提供
 - ア 市民の自宅や避難所等の支援を行う「一般ボランティア」(特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア)の情報を一元的に管理し、必要な支援を行うため、ボランティアを派遣する。

イ 一般ボランティアに対し、求められるボランティアの内容、場所等の情報を提供し、一時的又は中長期的な支援を得られるよう市民からのニーズを集める。

ウ 必要に応じて専門ボランティアの募集を行う。

(2) ボランティアに関する情報の管理

ア 一般ボランティアの活動状況等の情報を集約し、必要に応じて災害対策本部へ報告する。

(3) その他

ア 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。

イ 災害ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会・市民の関係団体等が中心となった体制づくりを行う。

ウ 災害ボランティアセンターは、平常時には減災活動にあたり、市民への周知、広報活動やボランティアの養成を行う。

第2 災害ボランティア受入れの手順

1 災害ボランティアセンター

(1) ボランティアの要請

避難所や物資集積場等で活動する各班は、ボランティアが必要な場合、必要人員、業務内容、業務場所、必要資機材を災害ボランティアセンターに要請する。また、市民宅への派遣については、災害ボランティアセンターがニーズから派遣の調整を行う。

(2) ボランティア募集

災害ボランティアセンターは、報道機関に対してボランティア募集の報道を要請するとともに、関係ボランティア団体等にあらかじめ養成したボランティアの支援を受ける。

(3) ボランティア登録・指示

ア ボランティア募集に際しては、ボランティア情報をもとに、ボランティア各自が必ずボランティアセンターにて登録手続きを行った後に活動をするものとする。また、電話による登録・派遣は行わない。

イ ボランティアの受入れ・コーディネートは、原則として災害ボランティアセンターにて実施する。

①避難所や物資の仕分け場所等のボランティアを必要とする施設に、ボランティアセンターとの連絡調整を図る担当者を置く。

②一般ボランティアの応募があった場合、ボランティアセンターにて登録の上、各施設から寄せられる要請等をもとに、ボランティアセンターはボランティアを派遣する。

③市民の自宅への派遣については、市民からのニーズに応じて行う。

2 専門ボランティア

(1) 災害対策本部は、災害発生後の避難所の状況、及び災害応急対策要員の確保状況を見て、府に専門ボランティアの派遣を要請する必要又は広くボランティアを募集

して対応する必要があると判断したときは、健康福祉班が府へボランティアの派遣を要請する。

(2) 専門ボランティアの要請

各班は、災害応急対策に必要な「専門ボランティア」の派遣を府に要請する。

(3) ボランティア募集

報道機関に対してボランティア募集の報道を要請するとともに、関係ボランティア団体等に要請する。

(4) ボランティア登録・指示

ア 府から専門ボランティアが派遣された場合、又は市単独に専門ボランティアを募集し応募がある場合、その要員の受け入れ窓口となる。

イ 電話による応募や直接の応募があった場合、専門ボランティア登録簿に記入の上、必要としている各班に連絡し、派遣する。

ウ 各班は専門ボランティアを管理し、業務内容、業務場所等の指示を与える。

第3 災害ボランティア活動の支援

災害対策本部は、ボランティアセンターに対して次の支援を行う。

- 1 ボランティア活動の円滑化に資するため、災害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。
- 2 ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器、資材及び活動の拠点を提供する。
- 3 ボランティア受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等、必要な配慮を行う。
- 4 ボランティア等の活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、ボランティア等の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティア等に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第4編 災害復旧計画

第4編 災害復旧計画

本市の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざすものとする。

また、災害により被害を受けた市民が、その痛手より速やかに再起・更生できるように、住宅対策、職業のあっせん、租税の徴収猶予、減免及び資金の融資等について定め、生活を確保するための援護対策について定める。

また、被災の状況等によっては、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第1章 生活確保対策計画

第1節 計画の方針

(総務班)

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2節 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、「第3編第3章第1節被災者への情報伝達活動」に基づき、広く被災者に広報するとともに、「同章第2節住民等からの問い合わせへの対応」のための災害相談窓口を開設する。

被災者からの行方不明者の受付け、り災証明書の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急住宅修理の申請、資金融資相談、医療相談、生活相談や社会福祉施設等への受入申請等の受付を行う総合的な相談体制の確立を図る。

第3節 職業あっせん計画

京都労働局は災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については市の被災状況等を勘案の上、府内各公共職業安定所を通じ速やかに以下の措置を行い、あわせて他府県労働局との連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

○被災者のための臨時職業相談窓口の設置

○公共職業安定所に出向くことが困難な市民に対しての臨時職業相談所の開設、巡回職業相談の実施

市は、離職者の状況把握に努め、ハローワーク京都七条と連絡を取りながら、公共職業安定所を通じて速やかに職業のあっせんに努める。

第4節 市税の減免等の措置

第1 市税の減免等の措置

長岡京市長は、必要に応じて被災者に対し、地方税法及び長岡京市市税条例等の規定に基づき、市税についての納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の被災者の負担の軽減を図る等、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

第2 納付期限等の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができない場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2の規定に基づき、納期限等の延長措置を講ずる。

第3 徴収猶予

災害により、被害を受けた納税義務者等が市税を一括して納付することができない場合は、申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない事由があると認められる場合は、地方税法第15条の規定に基づき、更に1年以内の延長を行う。

第4 減免

被災した納税義務者に対し、該当税目について、地方税法第323条、第367条、第532条及び第605条の2の規定に基づき減免を行う。

第5節 融資計画

（健康福祉班）

災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、生業資金等を貸し付けることにより、生活の安定を図る。

第1 救助法による生業資金の貸与等

救助法による生業資金の貸与の程度等は以下のとおりであるが、災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度等の様々な制度が設けられたことから、現在運用されていない。

内容	「災害救助法」による生業資金の貸与
対象	住家が全壊（焼）又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯
貸与世帯数	市町村ごとに住家が全壊（焼）及び流失した世帯の2割5分以内
貸与金額	○ 生業費 1件当たり 30,000円 ○ 就職支度金 1件当たり 15,000円
貸与条件	○ 貸与期間2年以内 ○ 利子無利子
貸与できる期間	災害発生の日から1箇月以内

第2 災害援護資金の貸し付け

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 長岡京市災害弔慰金の支給に関する条例 等		
貸与対象者	府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害を受けた世帯の世帯主 ア 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯 イ 住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯		
貸付限度額	世帯主の負傷1,500,000 円 世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害2,500,000 円 世帯主の負傷と住居の半壊2,700,000 円 世帯主の負傷と住居の全壊3,500,000 円 家財の1/3以上の損害1,500,000 円 住居の半壊1,700,000 円 住居の全壊2,500,000 円 住居の全体の滅失3,500,000 円		
貸付条件	償還期間10年（うち据置3年） 償還方法年賦、半年賦又は月賦 利 息保証人を立てる場合無利子 保証人を立てない場合年1.5%（据置期間中は無利子） 連帯保証人立てることができる 所得制限世帯の前年の市町村民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人以上の世帯 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合については1,270万円		
実施主体	市（市長）		
費用の負担区域	府は、市町村が被災者に貸与した額の10/10の額を市町村に無利子で貸与し、国はその2/3の額を府に無利子で貸与		

第3 生活福祉資金の貸付等

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が事業主体となり貸付けを行う。長岡京市、長岡京市社会福祉協議会及び民生委員は、これを援助する。

なお、この貸付事業についての指導と財源補助については知事が行う。

貸付対象者	災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更正のための資金を必要とする低所得者		
貸付金額	生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護） 生活福祉資金（住宅資金） （被害の程度により両資金を重複して利用できる）	1,500,000 円以内 4,000,000 円以内 （住宅改修のとき）	
貸付条件	ア 償還期間 イ 措置期間 ウ 利 子 る 場 合 無利子、立てない場合	7 年以内 3 箇月年以内（状況に応じて 2 年以内） 据置期間は無利子、措置期間経過後連帯保証人を立てる 年 1 . 5 %	
申請期間	被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 6 月以内		

第4 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付

京都府は、被災母子・父子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。

第6節 災害弔慰金等支給計画

(健康福祉班)

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害見舞金等の給付を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

第1 災害弔慰金の支給^{EEE}

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 長岡京市災害弔慰金の支給に関する条例 等
支給対象者	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族 ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 イ 府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ウ 府内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	ア 主たる生計維持者の死亡 1人当たり 5,000,000 円 イ その他の者の死亡 1人当たり 2,500,000 円
実施主体	市（市長）
費用の負担区分	国4分の2 京都府4分の1 市4分の1

第2 災害障害見舞金の支給^{FFF}

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 長岡京市災害弔慰金の支給に関する条例 等
支給対象者	災害弔慰金の支給対象となる災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に以下の程度の障がいがあるとき 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

^{EEE} 資料1-5 長岡京市災害弔慰金の支給に関する条例

^{FFF} 資料1-6 長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

支給額	ア 主たる生計維持者の障がい 1人当たり 2,500,000 円 イ その他の者の障がい 1人当たり 1,250,000 円
実施主体	市（市長）
費用の負担区分	国 4分の2 京都府 4分の1 市 4分の1

第3 災害見舞金等の給付^{GGG}

災害救助法の適用がされない災害による被災者に対し、「長岡京市災害見舞金等給付条例」（昭和45年10月8日条例第29号）に基づき次の災害見舞金等を給付し、自立更生の助長促進の一助とする。

根拠法令	長岡京市災害見舞金等給付条例 等
支給対象者	現に長岡京市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者で災害により住家に被害を受けたとき、死亡したとき、又は傷害を受けたとき
支給額	災害見舞金 重傷(療養に要する期日がおおむね1月以上) 1人7万円以内 家屋の全焼、全壊、流失 自家 1世帯13万円以内 借家 借家人1世帯7万円以内 家主（市内居住者）1棟4万円以内 家屋の半焼、半壊、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない等の場合 自家 1世帯7万円以内 借家 借家人1世帯4万円以内 家主（市内居住者）1棟2万円以内 家屋が床上浸水等の場合(消防作業による一部被災を含む) 2万円以内（自家のみ） 上記の災害の程度にいたらない場合で、市長が特別の事由があると認めたとき 2万円以内（自家のみ） 災害見舞品（世帯単位） 災害により、家財道具の損失等があつて、応急の日常必需品を欠く場合 災害の実情に応じて世帯単位で給付（自家のみ） 災害弔慰金 死亡 1人20万円以内
実施主体	市（市長）
費用の負担区分	市単費

^{GGG} 資料1-5 長岡京市災害弔慰金の支給等に関する条例

第7節 被災者生活再建支援制度^{HHH}

(健康福祉班)

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する。

第1 被災者生活再建支援基金の支給基準

1 制度の対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなる。（法第2条第1号、令第1条）

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1) から(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) (1) 若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2 制度の対象となる世帯

- (1) 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

○支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

^{HHH} 資料 10-6 被災者生活再建支援制度【市における事務フロー】

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

ア 全壊世帯、大規模半壊世帯

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

イ 中規模半壊世帯

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は
合計で200（又は100）万円

3 支援金の支給申請

- 【申請窓口】 健康福祉班（地域福祉連携室）
- 【添付書類】 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- 【申請期間】 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

4 基金と国の補助

- (1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- (2) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

第8節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

第1 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

大規模自然災害において地域コミュニティの維持を図るため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

第2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資等の周知

京都府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府、関係金融機関及び独立行政法人住宅金融支援機構と協力して周知を行う。

第9節 その他の支援

第1 被災身体障がい者に対する補装具の交付等

実施機関	京都府、長岡京市福祉事務所
給付等の内容	○災害によって補装具を破損若しくは流失した者に対する修理又は交付 ○災害によって負傷又は疾病にかかった者の更生医療費の給付

第10節 郵便業務計画

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市域の各郵便局において郵便業務に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

第1 災害時における郵便物の運送の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確認するために、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

第2 救助用郵便物の料金の免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3 郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災地世帯に対し通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第5 為替貯金・簡易保険

災害時において、被災者の緊急な資金需要、その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金・簡易保険金・貸付金等の一定金額以内の非常即時払いのほか、保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置を講ずる。

第2章 公共施設等の災害復旧

(調達環境班、福祉援護班、上下水道班、建設班、教育班)

第1 災害復旧事業

この計画は災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策とする。

被災した公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次に掲げる事業について、作成し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

実施に当たっては、被害の状況に応じて重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業^{III}

道路、河川、橋梁等について、災害の発生原因を追求し、関係機関との総合的かつ有機的な連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行する。更に、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を未然に防止する。

(1) 計画の方針

災害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、災害の再発防止を図るための計画を定める。

なお、災害復旧事業の施行については、当該発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定める。

(2) 復旧計画の基本

ア 早期査定

災害発生後速やかに災害査定を受け、事業費を決定して早期復旧に努め、民生の安定と施設の破損の進行防止に努める。

イ 緊急復旧

被災施設の重要度、緊急度を勘案の上、緊急事業を定め適切な復旧を図る。

ウ 災害関連事業

災害復旧事業だけでは事業の効果が限定される場合、災害費に関連費を加えて、未被災部分を含めた一連の施設の強化、機能の向上等の改良を行い、再度災害の防止を図る。

エ 災害復旧の促進

災害復旧工事の施行は、国の災害復旧計画に準じて施行するものとし、災害の状況等により、継続費を設定する等予算の弾力的執行の方途を講ずるほか、国庫負担金の財源の措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

オ 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施に当たって、法律等により国が負担又は補助する事業は、概ね下記の注釈^{III}に記した資料のとおりである。

^{III}資料 10-5 補助を受ける災害復旧事業

2 農林業施設災害復旧事業

農地、農業用施設、その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害事業計画に準じて施行する。

(1) 計画の方針

災害を受けた農林業施設の災害を早期に復旧し農林業経営者の経営の回復、安定を図るものとする。

(2) 復旧計画の基本^{JJ}

災害復旧計画は、下記の注釈に記した資料に掲げる国の補助、財政援助の対象となる事業について計画するものとする。

ア 補助の対象となる施設

(ア) 農地

(イ) 農業用施設（ため池、かんがい排水施設、農道等）

(ウ) 林業施設（公共的な林地荒廃防止施設、林道）

(3) 災害復旧事業

農林業施設の災害復旧は、農林業経営者の経営に支障をきたす影響が大であることから、災害発生後速やかに災害の復旧事業施行計画を作成し、早期に施行するものとする。

3 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について、早期復旧を図る。

復旧に当たっては、快適な都市環境の形成及び都市の防災構造化の推進を指導するものとする。

また、市民の自主的な復興まちづくり活動を促進する。

4 上下水道災害復旧事業

上下水道については、特に、市民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧が重要である。

5 公営住宅災害復旧事業

市民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速、適切な公営住宅の復旧を進める。

6 社会福祉施設災害復旧事業

施設の性格上、緊急に復旧する必要があるので、国、府その他関係機関の融資を促進する。

7 学校教育施設災害復旧事業

(1) 文教施設の復旧

^{JJ} 資料 10-5 補助を受ける災害復旧事業

被災した文教施設・設備について、可能な限り迅速かつ円滑な復旧事業の促進を図るよう努める。

災害復旧事業の計画に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、耐災害性の向上等、可能な限り改良復旧に努める。

(2) 教育活動の再開

ア 教育活動の早期再開

被災地域の学校等において、公共施設以外の活用も視野に入れるなど被災後可能な限り教育活動を再開できるよう努める。

学校等が避難所となった場合においては、担当部署（避難所に関しては避難所班、応急教育に関しては教育班、というように事務分掌によって担当部署は異なる）と密接に連携を取り、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。また、早期に学校を再開させるために計画やマニュアルの整備を行う。

イ 児童・生徒等及び教職員の健康管理

災害後、心的外傷後ストレス障がい等、児童・生徒や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努めるとともに、被災により精神的に大きな障がいを受けた児童・生徒等の心の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制の整備を図る。

8 文化財の復旧事業

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め、実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

9 その他災害復旧事業

その他の市民及び社会経済に影響を与える施設については、勘案して早期復旧を促進する。

第3章 資金調達計画

(総務班)

市民生活の安定、社会経済活動の早期回復、再度災害の防止、防災まちづくり等のため、迅速、かつ適切な災害復旧・復興事業に係る資金需要を迅速に把握し、適切効果的な資金の融通調達を行う。

第1節 京都府の財政措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するに当たり、京都府は市町村に対し次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を行うとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっせんを行う。

第1 災害復旧事業費

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
 - (1) 歳入欠かん等債
 - (2) 公共土木等小災害債
 - (3) 農地等小災害債

第2 一時借入金の借入れあっせん

災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、京都府は、市町村のする一時借入金の借入れについて近畿財務局、近畿郵政局及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を指導するものとする。

第2節 国による財政援助等

著しく激甚な災害に対しては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。)により、地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置が講じられることとなっている。すなわち、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は、被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

第1 激甚災害

1 激甚災害の指定に関する計画

各班は、大規模な災害が発生した場合、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関す

る調査等について協力する。

2 激甚災害の指定の手續及び指定の時期

指定のための手續としては、災害が発生し、施設等が被害を受けた場合には、当該施設等の管理者等は当該施設等の所管省庁を通じて関係被害額等を国土交通省に報告する。その結果、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を越えている場合には、激甚災害の指定政令の立案が行われる。発災から指定政令の施行までの期間は、災害の規模、態様、発生時期、適用措置等により異なるが、通常1か月半から2か月程度を要する。

3 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、京都府は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

4 公共土木施設災害復旧事業等の特別の助成援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者自立支援施設等災害復旧事業
- (10) 女性自立支援施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) 湛水排除事業

5 農林業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

6 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

7 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律 129 号）による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
- (9) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 局地激甚災害

制定当時、「激甚災害法」が想定していたものは全国及び都道府県を単位とする基準に従って激甚災害の指定が行われることとなっていた。そのため、ある特定の地域に甚大な被害を及ぼしても、全国的なレベルで見れば、さほどの被害でない場合には、激甚災害として指定できなかった。

そこで、昭和 43 年に局地激甚災害の制度が創設され、市町村を単位とする基準を設け、地域的には限られた範囲の災害ではあるが、その深度が深いものに対して、地域を限定して（市町村単位）激甚災害の指定を行うこととしている。

第3 その他の法律による財政援助

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律以外の法律により、国が行う本市に対する財政援助を受ける場合にも、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律同様に、必要な措置に努める。

第3節 災害復旧事業に係る長岡京市の財政措置

第1 災害復旧事業債等

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）の外、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用した資金の調達に努める。

1 災害復旧事業債等

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 単独災害復旧事業債
 - ア 公営企業等災害復旧事業債
 - イ 火災復旧事業債
 - ウ 歳入欠かん等債
 - エ 公共土木等小災害債
 - オ 農地等小災害債

2 一時借入金について検討する。

第2 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第4章 住宅復興計画

第1節 一般民間住宅について

災害時において一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度があり、京都府が業務を行う。

第2節 災害公営住宅の整備について

応急住宅対策に引き続いて、被災者の住宅確保支援策として、必要に応じ、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用、仮設住宅等の提供により支援する。

なお、災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により国はその建設に要する費用の一部について補助することになっている。

第1 公営住宅法による災害公営住宅

1 適用基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に低所得被災世帯のため当該公営住宅の建設等に要する費用の2/3の国庫補助を受けて建設し、入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- イ 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ウ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- イ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

2 建設及び管理者

災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、府が補完的に建設、管理することとする。

第2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

1 国庫補助適用の基準

国庫補助の対象となる工事費、補修費、宅地復旧費は、それぞれ国土交通大臣の定める標準工事費、標準補修費、標準宅地復旧費を限度とする。

2 国庫補助

1/2（激甚災害の場合は、補助率のかき上げがある。）

第5章 住宅確保の支援

(建設班)

日常生活の基盤である住宅に重大な被害を受けた者に対し、必要な援助を行う。災害救助法が適用されない場合は、その費用は自己負担とし、災害救助法が適用された場合には、所要の費用のうち災害救助法に定められた額以内を支給し、被災者を救助することとする。

建設班は、府と連携して住宅相談窓口を設置し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

第1節 住宅関連の障害物の除去並びに応急修理

災害により住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所に堆積した土砂、廃材等を除去し、応急復旧を行い、日常生活の回復を図る。

また、災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

第1 障害物の除去

1 実施責任

- (1) 災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 災害救助法適用後の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、下記の注釈に記した資料^{KKK}のとおりである。

3 障害物の除去の実施方法

建設班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

第2節 住宅応急修理

災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施方法については、災害救助法による救助の程度、方法およびその費用の範囲のとおりである。

^{KKK} 資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第1 実施基準

災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準は、下記の注釈に記した資料^{LLL}のとおりである。

第2 修理対象者の選定

修理対象者の選定に際し、次の事項のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者及び身体障がい者、勤労者、零細企業者
- (3) 前各号に準ずる経済的弱者

第3節 応急仮設住宅

災害救助法及び建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は2年間とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。(特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)」による存続期間の特例が定められている。)

^{LLL} 資料1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第6章 中小企業等の復興計画

(調達環境班、福祉援護班)

第1 被災中小企業等の復旧・復興支援

1 相談窓口等の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。また、各企業の事業継続計画の検討を進める。

2 復興対策

災害を受けた中小企業者や農林業者に対して、事業の再建を促進するため、次の対策を講ずる。

- (1) 事業用の再建に必要な資金の円滑な融通を得るための対策を講ずる。
- (2) 長岡京市中小企業振興融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府系金融機関並びに府の制度融資の効率的な活用を促す。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

3 融資

(1) 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じ、その都度判断し対策を講じていく。

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対して金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡り措置の延期ができるよう要望する。

イ 国、府、市が行う金融上の特別措置や政府系金融機関が行う特別措置について周知する。

ウ 京都信用保証協会に対して積極的な保証を依頼する。

(2) 被災農林業者に対する復旧資金の融資等

ア 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災による被災農林業者等に対し、再生産等の確保のために、天災による被災農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）等に基づき、経営資金及び事業資金の融資を行った融資機関に対し、利子補給を行う。

イ その他、京都府を窓口とする各種融資

3 住宅資金の貸付

住宅金融公庫法の規定により、災害により被害を受けた低所得者が生活困窮から自立更正するための災害復興住宅資金の貸付を行う。

4 風評被害対策

発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、府等関係機関と連

携して、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第7章 文教復旧計画

(教育班)

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第1節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするか再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第2節 教育活動の再開

第1 教育活動の再開

- 1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携を取り、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。また、早期に学校を再開させるために計画やマニュアルの整備を行う。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携を取り、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設だけでなく、公共施設以外の施設を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講ずる。
 - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
 - (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
 - (3) 被災教職員に対する救済措置に関すること。

第2 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的にダメージを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第8章 水道復旧計画

（上下水道班）

水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第1 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるものとする。

第9章 り災証明書の発行

第1節 計画の方針

被災者生活再建支援法による被災者生活支援金等の各種の支措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用し、災害による住家の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施する。

また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当と応急危険度判定担当とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定実施結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を総括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間企業との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努める。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間企業への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努める。

第2節 り災証明書の発行

(本部事務局)

市は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者にり災証明書を交付する。

第1 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものがり災した場合又は、災害による身体の負傷もしくは疾病について証明が必要なときは、市長が行う被災届出受理証明書を発行する。

- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、その他必要な項目（浸水区分（床上浸水、床下浸水）等）
- 2 火災による全焼、半焼、水損

第2 り災証明を行う者

り災証明は市長が行う。但し、火災によるり災証明は、消防署長が行う。

第3 り災証明書の発行

り災証明は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記第2の市長若しくは消防署長が作成し、り災証明書を発行し申請者に交付することにより行うこととする。但し、1世帯1回限りの発行とする。

1 被災者台帳の作成

総務班は、本節第5の被害家屋の判定基準に基づき実施した住家等被害調査の結果に基づき、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、被災

者台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

2 り災証明書の発行

- (1) 市長は、り災証明申請書によって申請があった場合には、被災者台帳で確認の上、り災証明書を発行する。なお、被災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査等を行った上、り災証明書を発行する。
- (2) 家屋の被害が「準半壊に至らない」判定となる場合に限り、撮影した写真等から判定を行う自己判定方式（写真判定方式）により、り災証明書を発行することができる。
- (3) り災証明書の発行手数料は、無料とする。

第4 り災証明の様式^{MM}

り災証明書及びり災証明申請書の様式は、下記の注釈に記した資料のとおりとする。

第5 被害家屋の判定

り災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「本章第2節 住家等被害調査」により行う。

第6 広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する市民広報を市民情報班に依頼し、広報紙やマスコミと連携しながら被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害発生後に実施される被災建築物応急危険度判定調査と家屋等被害調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書に関する相談窓口を設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

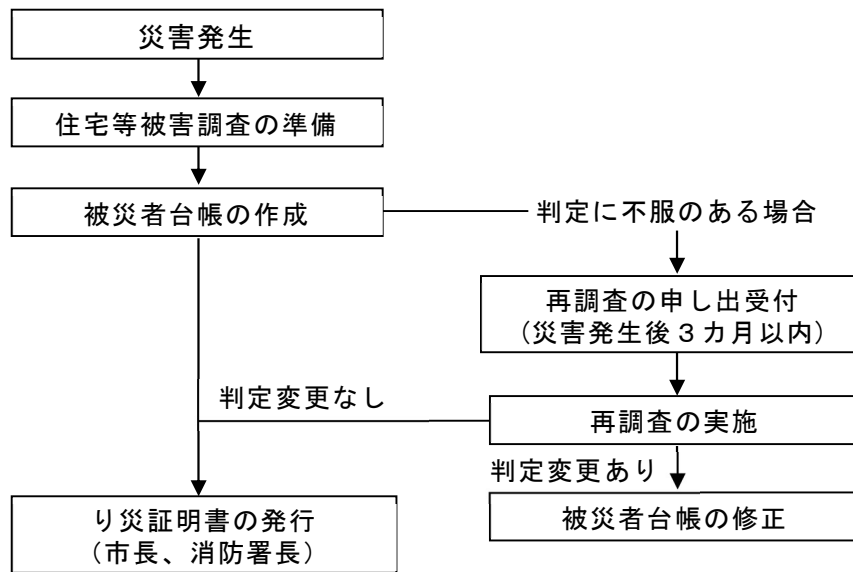
第7 定期的に発生する風水害に対するり災証明書の考え方

り災証明書を発行する過程においては、「本章第1節 り災証明書の発行」において示しているように、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「り災証明書発行の基本台帳」を作成してから臨むことが前提となる。

定期的に発生する台風・豪雨等の比較的被害程度の軽いものについては、災害発生後被害の痕跡を現場で確認したものについて被災者台帳に記録し、それに基づいてり災証明書を発行するものとする。

資料 9-26 り災台帳
 資料 9-27 り災証明書
 資料 9-27-1 被災届出受理証明書
 資料 9-28 り災証明交付申請書

図表・復旧9－1－1 り災証明書発行システム



第10章 激甚災害の指定に関する計画

(各班)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害指定基準または局地激甚災害の指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告するとともに、府が実施する調査に協力する。

第1節 激甚災害に関する調査

第1 市の被害状況

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各班に必要な調査を行わせる。

第2 調査の協力

市は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 調査の迅速化

関係各班は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害Ⅰの指定を受けられるよう措置する。